

平成21年

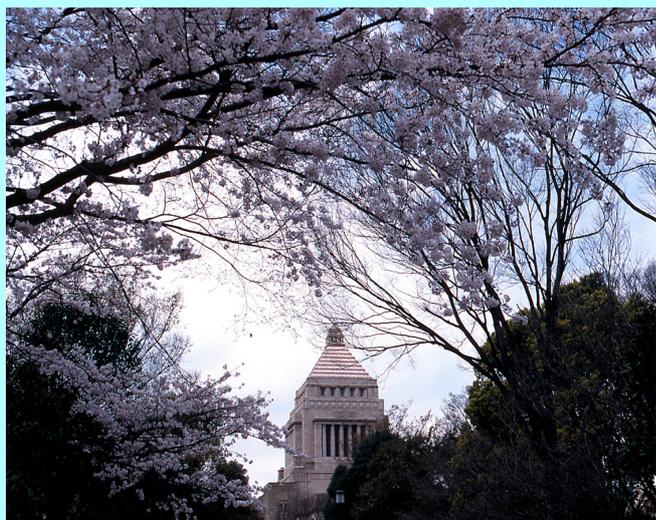
衆議院の動き

第17号

第171回国会（常会）

第172回国会（特別会）

第173回国会（臨時会）



衆議院事務局

平成21年

衆議院の動き

第17号

第171回国会(常会)

(平成21.1.5~7.21 198日間)

第172回国会(特別会)

(平成21.9.16~9.19 4日間)

第173回国会(臨時会)

(平成21.10.26~12.4 40日間)

衆議院事務局

活発な議論を通じて、国民の信頼を取り戻す国会に



衆議院議長

横路孝弘

昨年夏の総選挙を経て、9月に召集された第172回特別国会において、各会派のご推挙を頂き、第73代衆議院議長に就任いたしました。この選挙は本格的な政権交代のかかった初めてのものであり、国民から非常に高い関心が寄せられました。その結果、これまでの与野党が逆転し、政権が交代しました。その背景には、日本社会の格差の拡大など国民の多くが国の将来に対する深刻な不安を感じたことが挙げられます。国会は国権の最高機関、唯一の立法機関として、選挙を通じて示された皆様の民意をしっかりと受け止め、活発な議論を行い、国民生活の安定・向上を図らなければなりません。国民の様々な声にしっかりと耳を傾けつつ、自由闊達な議論を通じて国民から信頼される開かれた国会を目指して、職責を全うするため努力していきたいと思います。

平成21年は、前年から続く景気後退の中で、7月には過去最悪の失業率を記録するとともに、11月には我が国経済がデフレ状況にあることが明らかとなるほか、税収の落込みにより財政悪化が一段と進んだ年となりました。国会においては、景気対策や中小企業対策、雇用対策についての議論はもとより、消費者庁の設置や臓器移植の推進、新型インフルエンザ対策など国民の安全・安心にかかわる諸問題、在沖縄米海兵隊のグアム移転、ソマリア沖の海賊問題、北朝鮮による核実験の実施など、広範な事項について活発な議論が行われました。

「衆議院の動き」では、こうした国会の活動を国民の皆様にお伝えするため、この1年の国会の動きや本会議・委員会の概況などについてわかりやすくまとめています。衆議院の活動に対する国民の皆様のご理解を深めていただくために、本誌を活用していただければ幸いです。また、衆議院ホームページでも各種情報を提供しております。衆議院審議中継や国会会議録検索システムとあわせてご利用いただき、衆議院に対する理解を一層深めていただけるよう、さらに内容の充実に努めてまいります。

国民の関心が政治の動きに向けられている中、開かれた、わかりやすい国会を目指して努力してまいりますので、皆様から忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

目 次

活発な議論を通じて、国民の信頼を取り戻す国会に…………… 衆議院議長

第1 平成21年の国会の動き

1 国会の召集及び会期……………	1
2 国会の主な動き……………	1
(1) 概況……………	1
(2) 財政関係（特例公債の発行及び財政投融资特別会計から 一般会計への繰入れ措置並びに平成21年度税制改正）……………	10
(3) 雇用保険関係……………	13
(4) 道路特定財源一般財源化関係……………	15
(5) 在沖縄米海兵隊のグアム移転関係……………	18
(6) 消費者庁関係……………	20
(7) 海賊対策関係……………	24
(8) 農地法関係……………	27
(9) 臓器移植関係……………	30
(10) 中小企業金融関係……………	33
(11) 新型インフルエンザ対策関係……………	35
(12) 郵政事業関係……………	38
3 国政選挙結果……………	41
(1) 平成21年4月統一補欠選挙……………	41
(2) 第45回衆議院議員総選挙……………	41
(3) 平成21年10月統一補欠選挙……………	42

第2 本会議の概況

【第171回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑……………	43
(1) 麻生内閣総理大臣の施政方針演説……………	43
(2) 中曽根外務大臣の外交演説……………	48
(3) 中川財務大臣の財政演説……………	53
(4) 与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説……………	55
(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨……………	57
2 主な議案等の経過……………	66
3 決議……………	76

【第172回国会】

1 正副議長の選挙及び内閣総理大臣の指名……………	79
2 主な議案等の経過……………	79

【第173回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑	80
（1）鳩山内閣総理大臣の所信表明演説	80
（2）国務大臣の演説に対する質疑要旨	89
2 主な議案等の経過	98
3 決議	100

第3 委員会の概況

・委員名簿 ・議案審査等 ・国政調査 ・決議 ・小委員会 ・分科会 ・公聴会
・連合審査会 ・合同審査会 ・公述人 ・参考人 ・意見陳述者 ・委員派遣 ・視察

1 内閣委員会	101
2 総務委員会	110
3 法務委員会	127
4 外務委員会	137
5 財務金融委員会	151
6 文部科学委員会	163
7 厚生労働委員会	172
8 農林水産委員会	193
9 経済産業委員会	206
10 国土交通委員会	219
11 環境委員会	231
12 安全保障委員会	239
13 国家基本政策委員会	244
14 予算委員会	248
15 決算行政監視委員会	263
16 議院運営委員会	275
17 懲罰委員会	285
18 災害対策特別委員会	288
19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	292
20 沖縄及び北方問題に関する特別委員会	298
21 青少年問題に関する特別委員会	303
22 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動等に関する特別委員会	307
23 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	312
24 消費者問題に関する特別委員会	315
25 政治倫理審査会	323

第4 憲法審査会	325
----------	-----

第5 請願等	
1 請願審議の概況等	327
2 採択された請願の概要	329
第6 予備的調査	
1 予備的調査制度の概要	331
2 実施された予備的調査	331
第7 衆議院改革の動き	
議会制度協議会	333
第8 国際交流	
1 議員海外派遣	335
2 国際会議及び出席議員	335
3 国賓・公賓等の国会訪問及び行事	337
4 正式招待による訪日外国国会議員団	339
5 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談	340
国会関係資料	
1 各会派所属議員数及び役員一覧	341
2 閣僚一覧	345
3 議案経過一覧	347
4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧	349
5 質問主意書一覧	353
6 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等	382
7 国会に対する報告等一覧	384
8 傍聴人数	388
9 参観者数	389
[参考]	
1 国会議員定数の変遷	390
2 国会議員会派別議員数の推移	391
3 会期等	393
国会案内	395
目次・国会周辺図/ 広報・広聴<衆議院ホームページ><国会審議中継><参観者ホールでの情報提供><会議録等刊行物の閲覧及び購入>/ 国会会議録検索システム/ 国会参観の手続/ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴/ 請願の手続/ 陳情の手続/ 地方議会からの意見書の手続/ 行政に関する苦情受付窓口/ 意見窓口「憲法のひろば」/ 憲政記念館/ 国会議員政策担当秘書資格試験/ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧/ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/ 衆議院事務局の情報公開	
国会年表	419

会派名の略称（順不同）

（衆議院）

民主 民主党・無所属クラブ
自民 自由民主党（～平成21年10月19日）
自由民主党・改革クラブ
（平成21年10月20日～）
公明 公明党
共産 日本共産党
社民 社会民主党・市民連合
みんな みんなの党
国民 国民新党
国守 国益と国民の生活を守る会
無 無所属

（参議院）

民主 民主党・新緑風会・国民新・日本
自由民主党（～平成21年9月11日）
自由民主党・改革クラブ
（平成21年9月11日～）
公明 公明党
共産 日本共産党
社民 社会民主党・護憲連合
改革 改革クラブ（～平成21年9月11日）
無 各派に属しない議員

第1

平成21年の国会の動き

第1 平成21年の国会の動き

1 国会の召集及び会期

平成21年には、第171回国会(常会)、第172回国会(特別会)及び第173回国会(臨時会)が召集された。

第171回国会は、平成21年1月5日に召集され、会期は6月3日までの150日間であったが、55日間延長され、7月28日までの205日間(7月21日に衆議院が解散されたため、実際は198

日間)となった。

第172回国会は、9月16日に召集され、会期は同月19日までの4日間であった。

第173回国会は、10月26日に召集され、会期は11月30日までの36日間であったが、4日間延長され、12月4日までの40日間となった。

2 国会の主な動き

(1) 概況

【第171回国会(常会)】

第171回国会は、平成21年1月5日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、内閣委員の選任(40人)及び内閣委員長外2委員長の選挙が行われた。

特別委員会については、従来から設置されている災害対策特別委員会外5特別委員会のほか、消費者問題に関する特別委員会が設置され、次いで、中川財務大臣の財政演説が行われた。

また、3月19日の本会議において、「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会」は、設置目的が改められ、「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」に名称変更された。

この国会においては、冒頭、定額給付金の実施、高速道路料金の引下げ、雇用対策、中小企業支援対策等を盛り込んだ平成20年度第2次補正予算及び同関連法案が大きな焦点になった。

次いで、財源確保の公債発行及び財政投融资特会繰入特例法案、住宅ローン減税の延長・拡

充、消費税を含む税制の抜本改革について規定した所得税法等改正案をはじめ、雇用保険法等改正案、道路整備事業特別措置法改正案、第三海兵機動展開部隊グアム移転実施協定、消費者庁関連3法案、海賊行為対処法案、農地法等改正案、国家公務員法等改正案、臓器移植法改正案、国民年金法等改正法改正案などの審議が行われた。

また、経済危機克服のため、雇用対策、金融対策等を盛り込んだ平成21年度補正予算及び同関連法案が焦点になった。

このほか、雇用・景気対策、社会保障対策、政治資金問題、ソマリア沖の海賊対策、地球環境問題、年金記録問題、基礎年金の国庫負担問題、かんぼの宿問題、北朝鮮問題、地方分権問題、新型インフルエンザ対策、食の安全問題などが議論された。

施政方針演説及び代表質問

1月28日、衆参両院の本会議において、麻生内閣総理大臣の**施政方針演説**、中曽根外務大臣の外交演説、中川財務大臣の財政演説及び与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

麻生内閣総理大臣は冒頭で、「世界は今、新しい時代に入ろうとしています。その際に、日本が果たすべきは、新しい秩序づくりへの貢献です。目指すべきは、安心と活力ある社会です」と述べた。

その上で、第1の課題は、「活力ある社会づくり」であるとし、当面は景気対策、中期的に財政再建、中長期的には、改革による経済成長であるとの考えを明らかにした。

まず、急がねばならないことは、景気対策であるとした上で、大胆な対策を打つことで、世界で最初にこの不況から脱出することを目指すとの決意を述べた。

そして、異常な経済には、異例な対応が必要とした上、第1次補正予算、第2次補正予算、平成21年度予算の三つを切れ目なく、言わば3段ロケットとして進めて行く考えを示した。

その上で、職を失った派遣労働者の方々に対し、急ぎ平成20年末から、雇用促進住宅などの住居を提供しており、雇用保険については、非正規労働者が給付を受けやすいよう適用基準を短縮し、雇用保険料を引き下げるとした。また、日雇い派遣を原則禁止にするなど、労働者派遣制度を見直すとの考えを示した。

定額給付金については、1人当たり1万2,000円、子どもや高齢者には2万円を給付し、さらに1兆円規模の減税を行うと述べた。

次いで、大胆な財政出動を行うからには、財政に対する責任を明確にしなければならないとし、持続可能な社会保障制度を実現するには、給付に見合った負担が必要であるとの基本認識を示した。その上で、経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずる意向を示した。その実施時期は経済状況をよく見極めて判断することとし、あわせて、国民に負担をお願いするに当たっては、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続が大前提であるとの考えを明らかにした。

経済成長については、平成20年秋に取りまとめた「新経済成長戦略」を基礎としつつ、

雇用や市場の創出に重点を置いた新たな経済戦略を策定する考えを述べた。

また、新たな農政改革を推進するとし、食料の安全、安心を確保し、自給力を向上させるため、従来の発想を転換し、すべての政策を見直すこととし、まず、「平成の農地改革」法律案を今国会に提出する考えを示した。

次いで、第2の課題は、「暮らしの安心」であるとし、年金、医療、介護など、社会保障制度への信頼があつてこそ、成り立つとの考えを明らかにした。

そして、年金記録問題については、国民に対して謝罪の言葉を述べた上で、「ねんきん特別便」に加え、4月からは、順次、標準報酬の記録も送り、紙台帳との突き合わせを含め、計画的、効率的に記録回復作業を進める考えを示した。また、医師不足など地域医療をめぐる問題に対しては、医師養成数を増員し、勤務医の勤務環境を改善する考えを示し、長寿医療制度については、更に議論を進め、見直す考えを表明した。

食の安全については、消費者の利益を守るため、一日も早い消費者庁の設立に向け、関連3法案の成立を急ぎ、あわせて、地方自治体が相談窓口を増設し、きめ細かに対応できるようにする考えを示した。

地球環境問題の解決は、今を生きる我々の責任であるとの認識を示し、同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあるとし、成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現する考えを表明した。

次いで、第3の課題は、「世界の平和と安定に向けた貢献」であるとし、日米同盟を基軸にしながら、アジア太平洋の諸国との連携、国連などの場を通じた国際協調を重要な柱として、平和と安定の構築に全力を尽くす考えを述べた。

北朝鮮については、拉致、核、ミサイル問題等を包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現すべく取り組む考えを述べた。

自由と繁栄に向けての支援、テロ・海賊対策については、インド洋における補給支援活動を継続し、国際的な平和協力活動などに積

極的に取り組んでいく姿勢を明らかにした。

また、ソマリア周辺などでの海賊の襲撃は、日本を含む国際社会にとっての脅威であり、緊急に対応すべき課題であり、関係国との連携の下、実行可能な対策を早急に講じ、新たな法制の整備を検討する考えを述べた。

おわりに、国民が望んでいることは、単に対立するのではなく、迅速に結論を出す政治であると述べ、野党と大いに議論する意向を示した。

このほか、中小企業対策の実施、道路特定財源の一般財源化、公務員制度改革、少子化対策などに取り組んでいくとの考えを述べた。

これに対する本会議の代表質問は、1月29日及び30日の両日行われ、経済不況対策、消費税率引上げ問題、定額給付金支給問題、雇用と社会保障問題、ソマリア沖の海賊対策、道路特定財源問題、長寿医療制度の見直し問題、世界経済の動向、年金記録問題、公務員制度改革問題、社会保障制度改革問題、地球温暖化問題、日米同盟の在り方、アジア外交の強化などについて議論が展開された。

参議院においては、同月30日及び2月2日に代表質問が行われた。

平成20年度第2次補正予算、平成21年度総予算及び平成21年度補正予算審議

定額給付金の実施、株式市場安定化策、中小・小規模企業の資金繰り対策、高速道路料金の引下げ、再就職支援対策等を盛り込んだ「生活対策（平成20年10月30日決定）及び「生活防衛のための緊急対策」（平成20年12月19日決定）の裏付けとなる平成20年度第2次補正予算は、1月7日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月13日の本会議において可決されたが、同月26日の参議院本会議において平成20年度第2次補正予算のうち、一般会計補正予算及び特別会計補正予算は修正され、政府関係機関補正予算は否決され、衆参両院で異なる議決となった。

このため、平成20年度第2次補正予算のうち、一般会計補正予算及び特別会計補正予算について同月26日及び27日、政府関係機関補

正予算について同月27日に両院協議会が開かれたが、両院の意見の一致がみられなかったため、憲法第60条第2項の規定に基づき本院の議決が国会の議決となった。

世界的な金融危機の中で国民生活と日本経済を守るための施策に配慮した平成21年度総予算は、2月2日に予算委員会で提案理由の説明が行われた。

同総予算は、集中審議、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、同月27日の本会議で記名投票の結果、可決されたが、3月27日の参議院本会議において否決され、衆参両院で異なる議決となった。

このため、同総予算について、同日、両院協議会が開かれたが、両院の意見の一致がみられなかったため、憲法第60条第2項の規定に基づき本院の議決が国会の議決となった。

また、経済危機克服のため、雇用対策、金融対策、低炭素革命、健康・長寿対策等を盛り込んだ「経済危機対策」（平成21年4月10日決定）の裏付けとなる平成21年度補正予算は、4月28日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、5月13日の本会議で可決されたが、同月29日の参議院本会議において否決され、衆参両院で異なる議決となった。

このため、平成21年度補正予算について、同日、両院協議会が開かれたが、両院の意見の一致がみられなかったため、憲法第60条第2項の規定に基づき本院の議決が国会の議決となった。

主な議案の審議

定額給付金（総額2兆円）の支給、高速道路料金の引下げ等を盛り込んだ平成20年度第2次補正予算関連法案の平成20年度財政投融资特別会計繰入特例法案が冒頭に提出された。

同法律案は、財務金融委員会の審査を経て、1月13日の本会議において可決され、参議院に送付されたが、3月4日の参議院本会議で否決され、衆参両院で異なる議決となった。このため、同法律案は、同日の本会議において憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決され、

成立した。

また、財源確保の公債発行及び財政投融资特会繰入特例法案、所得税法等改正案の両法律案は、財務金融委員会の審査を経て、2月27日の本会議で可決され、参議院に送付されたが、3月27日の参議院本会議で否決され、衆参両院で異なる議決となった。このため、両法律案は、同日の本会議において憲法第59条第2項の規定により、いずれも再可決され、成立した。【詳細は、(2)財政関係参照】

急激な雇用失業情勢悪化の下、労働者の生活及び雇用安定のため、受給資格要件の緩和、給付日数の延長、育児休業給付の見直し等を盛り込んだ雇用保険法等改正案が、厚生労働委員会の審査を経て、3月19日の本会議で修正議決され、同月27日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(3)雇用保険関係参照】

道路特定財源に関する基本方針（平成20年5月13日閣議決定）に基づき道路特定財源制度を廃止し、平成21年度から一般財源化するため、道路整備事業の財源の特別措置を廃止する等の措置を盛り込んだ道路整備事業特別措置法改正案が、国土交通委員会の審査を経て、4月3日の本会議で修正議決され、同月22日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(4)道路特定財源一般財源化関係参照】

米国第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施のための第三海兵機動展開部隊グアム移転実施協定が、外務委員会の審査を経て、4月14日の本会議で承認され、参議院に送付されたが、5月13日の参議院本会議で不承認と議決され、衆参両院で異なる議決となった。このため、同日、両院協議会が開かれたが、両院の意見の一致がみられなかったため、同条約は憲法第61条の規定に基づき本院の議決が国会の議決となった。【詳細は、(5)在沖縄米海兵隊のグアム移転関係参照】

第170回国会に提出され継続審査になっていた、消費者の利益の擁護及び増進をするため、消費者政策の一体的運用を図る消費者庁の設置等を内容とする消費者庁関連3法案が、

消費者問題特別委員会の審査を経て、4月17日の本会議で修正議決され、5月29日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(6)消費者庁関係参照】

海賊行為の処罰及び海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な事項を定め、アフリカ・ソマリア沖での海賊対策（海上自衛隊の派遣）の根拠となる海賊行為対処法案が、海賊・テロ特別委員会の審査を経て、4月23日の本会議で可決され、参議院に送付されたが、6月19日の参議院本会議において否決され、衆参両院で異なる議決となった。このため、同法律案は、同日の本会議において憲法第59条第2項の規定により、再可決され、成立した。【詳細は、(7)海賊対策関係参照】

国民に対する食料の安定供給を確保するため、将来にわたって国内の農業基盤である農地の確保及びその有効利用を図るための措置を盛り込んだ農地法等改正案が、農林水産委員会の審査を経て、5月8日の本会議で修正議決され、6月17日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(8)農地法関係参照】

国内での臓器移植を推進するため、脳死後の臓器移植の要件などを盛り込んだ臓器移植法改正案4案（議員立法）について、厚生労働委員会で審査中、6月9日の本会議で4案が中間報告され、同月16日討論を行い、同月18日の本会議で記名投票により、臓器移植法改正案（第164回国会、中山太郎君外5名提出）が可決され参議院に送付された。なお、他の3案は、議決を要しないものとなった。

そして、本院の送付案が7月13日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(9)臓器移植関係参照】

基礎年金の国庫負担割合を平成21年度までに2分の1に引き上げること等を内容とする国民年金法等改正法改正案が、厚生労働委員会の審査を経て、4月17日の本会議で修正議決され、参議院に送付されたが、6月19日の参議院本会議で否決され、衆参両院で異なる議決となった。このため、同改正案は同日の本会議において憲法第59条第2項の規定により、再可決され、成立した。

また、第169回国会に提出され継続審査となっていた、地域経済で重要であるが債務超過に陥った企業を支援するための地域力再生機構法案が、内閣委員会の審査を経て、4月23日の本会議で修正議決され、6月19日の参議院本会議において可決、成立した。

北朝鮮関係では、平成18年10月の北朝鮮の核実験を受けて実施中の外為法及び特定船舶入港禁止法に基づく制裁措置（北朝鮮からの輸入及び船舶の入港禁止等）について、日本人拉致問題での進展が依然みられない上、核開発問題でも「完全かつ正確な核計画の申告」が実行されていないことや、また、4月のミサイルの発射を踏まえ、これら制裁措置の期限を平成22年4月13日まで1年間延長することを内容とする承認案件が提出され、特定船舶入港禁止承認案件が、国土交通委員会の審査を経て、6月25日の本会議で承認され、7月1日の参議院本会議において承認された。

このほか、公文書の管理に関する基本的な事項を定める公文書管理法、住所を移転した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用できるよう手続を定め、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるための住民基本台帳法改正案、水俣病被害者に関する救済措置の基本方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにする等のための水俣病被害者救済特別措置法案（環境委員長提出）などが成立した。

国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化を図るため、人事の一元管理に関する規定の整備等を内容とする国家公務員法等改正案は、内閣委員会の審査中、本院が解散されたため、審査未了となった。

主な決議案としては、麻生内閣不信任決議案が7月13日提出され、翌14日の本会議において否決された。

このほか、第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案、北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案など6件が、本会議において可決された。

その他

民主党では、小沢一郎代表が5月11日に辞任を表明し、同月16日の両院議員総会において鳩山由紀夫議員を新代表に選出した。

7月14日、参議院本会議において、内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案が可決された。

会期末

6月2日の本会議において、今国会の会期を7月28日まで55日間延長することが議決された。

解散

麻生内閣総理大臣は、7月13日に「来週早々に解散し、8月30日投開票したい」と表明し、7月21日の閣議で衆議院の解散を決定した。同日の本会議において、議長に解散詔書が伝達され、衆議院は解散された。

成立した主な法律案等

本国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が66件、議員提出法律案が19件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、外国等民事裁判権法案、米穀新用途利用促進法案、電波法及び放送法改正案、土壤汚染対策法改正案、産業活力再生特別措置法改正案、高齢者居住安定確保法改正案、入管法改正案などがある。

議員提出法律案では、銀行等株式保有制限法改正案、あん摩マッサージ指圧師法等改正案（厚生労働委員長提出）、公共サービス基本法案（総務委員長提出）、バイオマス活用推進基本法案（農林水産委員長提出）、株式会社商工中金法等の一部改正案、北方領土問題等解決促進特別措置法改正案（沖縄北方問題特別委員長提出）、海岸漂着物等処理推進法案（環境委員長提出）などがある。

条約では、クラスター弾の使用、生産、保有、移譲等の禁止及びその廃棄等を義務付けるクラスター弾条約、国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的範囲を定めるための裁判権免除国際連合条約など17件が承認された。

第172回国会召集前

8月30日に行われた第45回衆議院議員総選挙では、民主党が大幅に議席を伸ばした。9月9日に民主党の鳩山由紀夫代表、社会民主党の福島みずほ党首及び国民新党の亀井静香代表は三党連立政権合意書に署名し、3党による連立政権体制が発足した。

なお、国民新党では、綿貫民輔代表が8月31日に辞任し、同日の議員総会において亀井静香代表代行を新代表に選出した。

一方、自由民主党と公明党の連立与党は、選挙前の議席を大幅に減らし、自由民主党では麻生太郎総裁が9月16日に辞任した。また、公明党では太田昭宏代表が9月3日に辞任を表明し、同月8日の臨時全国代表者会議において山口那津男政調会長を新代表に選出した。

8月8日、みんなの党が結成され、渡辺喜美議員が代表に就任した。

【第172回国会（特別会）】

第172回国会は、平成21年9月16日に召集された。

この国会は、先の第171回国会で衆議院が解散され、8月30日に総選挙が行われたのを受けて召集された特別国会であり、召集日の本会議において、正副議長の選挙が行われた。議長の選挙の結果、横路孝弘君478、衛藤征士郎君1、無効1で、横路孝弘君が当選した。続いて副議長の選挙の結果、衛藤征士郎君480で、同君が当選した。

次いで、議席の指定を行い、会期を9月19日までの4日間と議決した後、議長は、議院運営委員を指名し、議院運営委員長を選挙の省略して指名した。

引き続き、内閣総理大臣の指名の投票が行われ、記名投票の結果、鳩山由紀夫君327、若林正俊君119、山口那津男君21、志位和夫君9、平沼赳夫君4で、鳩山由紀夫君が内閣総理大臣に指名された。

また、参議院においても、同日、鳩山由紀夫君が内閣総理大臣に指名された。

同月18日の本会議で、議長は議院運営委員を除く各常任委員を指名し、議院運営委員長

を除く各常任委員長を選挙の省略して指名した。また、政治倫理審査会委員を指名した。

特別委員会については、前国会で設置された災害対策特別委員会外6特別委員会が設置された。

次いで、同日の本会議において、閉会中審査の省略が行われ、翌19日、第172回国会は閉会した。

その他

9月28日に自由民主党総裁選挙が行われ、麻生太郎総裁の後任に谷垣禎一議員が新総裁に選出された。

【第173回国会（臨時会）】

第173回国会は、平成21年10月26日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が11月30日までの36日間と議決された後、災害対策特別委員会外6特別委員会が設置された。

休憩後、鳩山内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

この国会においては、まず、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るための中小企業金融円滑化法案、新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図るための新型インフルエンザ予防接種健康被害救済法案が焦点になった。

次いで、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定める郵政株式会社処分停止法案が大きな焦点になった。

また、一般職給与法等改正案、特別職給与法等改正案などの審議が行われた。

このほか、経済・景気対策、社会保障問題、税制改正問題、政治資金問題、地球環境問題、天下り問題、新型インフルエンザ対策問題、北朝鮮問題、日米関係問題、沖縄の米軍基地問題などが議論された。

所信表明演説及び代表質問

召集日の10月26日、衆参両院の本会議にお

いて、鳩山内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

鳩山内閣総理大臣は冒頭で、今こそ日本の歴史を変える、この意気込みで国政の変革に取り組んでいく、との決意を述べた。

その上で、各省庁における政策の決定は、官僚を介さず、大臣、副大臣、大臣政務官からなる「政務三役会議」が担うとともに、政府としての意思決定を内閣に一元化し、また、事務次官等会議を廃止し、重要な政策については各閣僚委員会において結論を出すとの基本方針を示した。

そして、まず行うべきことは「戦後行政の大掃除」であり、特に二つの点で大きな変革を断行しなければならないとの考えを表明した。一つ目は「組織や事業の大掃除」であり、行政刷新会議で、政府のすべての予算や事務・事業、さらに規制の在り方を見直していくこととし、もう一つの「大掃除」は、税金の使い道と予算の編成の在り方を徹底的に見直すことであり、国家戦略室において財政の在り方を根本から見直し、「コンクリートから人へ」の理念に沿った形で、硬直化した財政構造を転換していく考えを示した。

その上で、政治には、弱い立場の人々、少数の人々の視点が尊重されなければならない、そのことだけは、私の友愛政治の原点として、ここに宣言させていただくと述べた。

次いで、年金については、今後2年間、「国家プロジェクト」として、年金記録問題について集中的な取組を行い、医療、介護についても必死に取り組み、後期高齢者医療制度については、廃止に向けて新たな制度の検討を進めていく考えを示した。

また、子育てや教育については、もはや個人の問題ではないとし、財源をきちんと確保しながら、子ども手当の創設、高校の実質無償化、奨学金の大幅拡充などを進めていく考えを述べた。

新しい共同体の在り方については、スポーツや芸術文化活動、子育て、介護などのボランティア活動、環境保護運動、地域防災、そしてインターネットでのつながりなどを活用し信頼の市民ネットワークを編み直すことで

あるとし、それぞれの価値を共有することでつながっていく、新しい「絆」をつくる考えを述べた。

また、先の金融・経済危機は、経済や雇用に深刻な影響を及ぼし、今なお予断を許さない状況にあるとした上、日本経済を自律的な民需による回復軌道に乗せるとともに、国際的な政策協調にも留意しつつ持続的な成長を確保することは、最も重要な課題であるとの認識を示した。そして、今国会に、金融機関の中小企業への貸し渋り、貸しはがしを是正するための法律案を提出する意向を示した。

また、年金、医療、介護など社会保障制度への不信感からくる将来への漠然とした不安をぬぐい去ると同時に、子ども手当の創設、ガソリン税の暫定税率の廃止、さらには高速道路の原則無料化など、家計を直接応援することによって国民が安心して暮らせる「人間のための経済」への転換を図っていく考えを述べた。

そして、世界最高の低炭素型産業、「緑の産業」を成長の柱として育て上げるとともに、今一度、規制の在り方を全面的に見直し、新たな需要サイクルを創出する意向を示した。さらに、我が国の空港や港を、世界、そしてアジアの国際拠点とするため、羽田の24時間国際拠点空港化などを進め、我が国を含めたアジア全体の活力ある発展を促していく考えを示した。

また、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」改革を断行するとし、そのための第一歩として、地方の自主財源の充実、強化に努める考えを述べた。

そして、国と地方の関係も変えなければならないとの考えを示した上、同時に、国が担うべき役割は率先して果たし、戸別所得補償制度の創設を含めて農林漁業を立て直し、郵政事業の抜本的な見直しに取り組んでいく意向を示した。

日本は、東洋と西洋、先進国と途上国、多様な文明の間の「架け橋」とならなければならないとした上、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室

効果ガスを、1990年比で25%削減するとの目標を掲げ、国際交渉を主導していく考えを示した。

また、アジア太平洋地域が友好と連帯の「実りの海」であり続けるための努力を続けることが大切であるとした上、その基盤となるのは、緊密かつ対等な日米同盟であるとの基本認識を示し、地球温暖化や「核のない世界」などグローバルな課題の克服といった面でも、日本と米国とが連携し、協力し合う、重層的な日米同盟を深化させていく考えを示した。

また、在日米軍の再編については、安全保障上の観点も踏まえつつ、過去の日米合意などの経緯も慎重に検証した上で、沖縄の方々が背負ってこられた負担、苦しみに十分に思いをいたし、地元の皆様の思いをしっかりと受け止めながら、真剣に取り組むと述べた。

そして、アフガニスタンには、本当に必要とされている支援の在り方について検討の上、農業支援、元兵士に対する職業訓練等の日本が得意とする分野や方法で積極的な支援を行い、インド洋における補給支援活動について、単純な延長は行わず、アフガニスタン支援の大きな文脈の中で、対処していく考えを述べた。

北朝鮮をめぐる問題については、拉致、核、ミサイルといった諸懸案について包括的に解決し、その上で国交正常化を図るべく、関係国とも緊密に連携しつつ対処していく考えを述べた。

また、日韓関係については、最大の懸案である北方領土問題を最終的に解決して平和条約を締結すべく精力的に取り組み、韓国、中国、さらには東南アジアなどの近隣諸国との関係については、多様な価値観を相互に尊重しつつ、真の信頼関係を築き、協力を進める考えを示した。

結びとして、国民とともに、本当の意味で歴史を変え、日本を飛躍へと導くために、全力を尽くす、との決意を述べた。

これに対する本会議の代表質問は、10月28日及び29日の両日行われ、経済・財政問題、政治資金問題、税制改正問題、雇用と社会保障問題、後期高齢医療制度問題、年金記録問

題、社会保障制度改革問題、高速道路無料化問題、地球温暖化問題、日米同盟の在り方、沖縄の米軍基地問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月29日及び30日に代表質問が行われた。

主な議案の審議

最近の経済金融情勢及び雇用環境の下、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時的措置を定める中小企業金融円滑化法案が、財務金融委員会の審査を経て、11月20日の本会議で可決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(10)中小企業金融関係参照】

新型インフルエンザ予防接種による健康被害を救済するための給付を行う等を内容とする新型インフルエンザ予防接種健康被害救済法案が、厚生労働委員会の審査を経て、11月26日の本会議で可決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(11)新型インフルエンザ対策関係参照】

日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定める郵政株式処分停止法案が、総務委員会の審査を経て、12月1日の本会議で可決され、同月4日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、(12)郵政事業関係参照】

また、肝炎対策を総合的に推進するための肝炎対策基本法案（厚生労働委員長提出）などが成立した。

継続審査となった主な法律案としては、国連安保理決議を踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査等の措置を定める貨物検査等特別措置法案などがある。

会期末

11月30日の本会議において、今国会の会期を12月4日まで4日間延長することが議決された。

会期最終日の12月4日、本会議において閉会中審査の手續や請願採択等が行われ、第173回国会は閉会した。

成立した主な法律案等

今国会において成立した法律案は、内閣提出が10件、議員提出が5件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、一般職給与法等改正案、特別職給与法等改正案などがある。

議員提出法律案では、国会議員歳費、旅費及び手当法改正案、原爆症法案(参議院提出)などがある。

条約では、南東大西洋水域における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保するための南東大西洋漁業条約など3件が承認された。



第171回国会開会式

(2) 財政関係（特例公債の発行及び財政投融资特別会計から一般会計への繰入れ措置並びに平成21年度税制改正）

ア 国会で議論されるに至った経緯

我が国経済は、いざなぎ景気を超える戦後最長となる景気回復を持続してきたが、平成20年に入り、原油・原材料価格の高騰や米国のサブプライム住宅ローン問題の深刻化により厳しい局面を迎え、生産者の活動や家計への大きな影響が懸念された。このような状況に対応するため、政府は、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日決定)を策定し、平成20年度第1次補正予算を編成した。

さらに、平成20年9月以降には世界の金融資本市場の危機を契機とした世界的な景気後退に伴い、外需に加え国内需要も停滞したため、こうした経済状況への対策として、「生活対策」(平成20年10月30日決定)及び「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日決定)を策定し、平成20年度第2次補正予算、平成21年度予算を編成した。

(ア) 特例公債の発行及び財政投融资特別会計から一般会計への繰入れ措置

上述の「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」には、その実施のための財源として、財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用する方針が示された。金利変動準備金は、特別会計に関する法律により、原則として、その準備率の上限を超える部分について、国債残高の圧縮のために国債整理基金特別会計に繰り入れることとされているが、この方針を受け、同特別会計への繰入れが停止され、平成20年度第2次補正予算関連である「平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」に基づき、4兆1,580億円を一般会計に繰り入れる措置が講じられた。

さらに、「生活防衛のための緊急対策」においては、平成22年度まで財政投融资特別会計の金利変動準備金を活用し、同対策及びこの間の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするための財源とすることとされた。

基礎年金国庫負担割合については、平成16

年の年金制度改正において、所要の安定的な財源を確保する税制の抜本改革を行った上で、平成21年度までに2分の1に引き上げることとされていたが、今年度からの引上げに当たり、税制の抜本改革が実施されるまでの間の措置として、金利変動準備金を活用することとされたものである。

また、特例公債（いわゆる赤字国債）は、公共事業費等以外の歳出に当てる資金を調達することを目的として、各年度の特別立法に基づき発行されているが、平成21年度においても、引き続き厳しい国の財政収支の状況にかんがみ、特例公債が発行されることとされた。

そのため、平成21年1月19日、平成21年度及び平成22年度において、経済対策及び基礎年金の2分の1を国庫で負担するための財政投融资特別会計における金利変動準備金の一般会計への繰入れ並びに平成21年度の公債発行の特例を定める財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案が国会に提出された。

(イ) 平成21年度税制改正

小泉内閣以降、政府は、平成23年度に国・地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を達成することを目標とし、歳入改革として社会保障安定財源確保等の政策的課題に対応するため、税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要であるとしていた。

税制改革について、政府は当初、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）において「平成19年度を目途に消費税を含む税体系の抜本改革を実現する」との方針を示していた。しかし、与党の「平成20年度税制改正大綱」(平成19年12月13日)において、平成20年度税制改正は、税体系の抜本的改革に向けた橋渡しという位置付けが示され、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)では、

「消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期に実現を図る」とされた。

一方、前述の累次の経済対策においては、税制面の措置として証券優遇税制の延長、中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ及び住宅ローン減税の延長・拡充等が示され、平成21年度税制改正において具体化するとされた。また、「生活対策」では、持続可能な社会保障制度の構築等に必要となる安定的な財源を確保するため、消費税を含む税制抜本改革の道筋（「中期プログラム」）を平成20年末までに策定するとされた。さらに、「生活対策」の発表時の記者会見において麻生内閣総理大臣は、経済状況を見た上で、3年後に消費税率を引き上げたいとの考えを表明した。この表明により、消費税をめぐる、その見直し時期等が大きな焦点となっていった。

このような情勢下、政府税制調査会から公表された「平成21年度の税制改正に関する答申」（平成20年11月28日）では、焦点の消費税率引上げについては言及されず、「生活対策」等で政府・与党が打ち出した税制措置を追認するとともに、「中期プログラム」で消費税を含めた税制抜本改革の実施時期を明らかにするよう求める内容とされた。

また、与党の「平成21年度税制改正大綱」（平成20年12月12日）においては、「生活対策」等に示された税制措置が盛り込まれた一方で、消費税を含む税制抜本改革については、経済状況の好転後に速やかに実施するとした上で、このために必要な法制上の措置をあらかじめ講じておくものとされた。そして、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成20年12月24日閣議決定）においても同様に、経済状況の好転を前提に、消費税を含む税制抜本改革を平成23年度より実施できるように必要な法制上の措置をあらかじめ講ずるとされ、平成21年度税制改正に関する法律の附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにするとされた。

こうした経緯を経て、平成21年1月23日、所得税法等の一部を改正する法律案が国会に提出された。

イ 関連議案の概要

（ア）財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出）

平成21年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時的措置として、平成21年度及び平成22年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるもので、その主な内容は、

- a 平成21年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額（当初予算25兆7,150億円、補正予算3兆4,870億円）の範囲内で、公債を発行することができること
- b 平成21年度及び平成22年度において、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、予算で定めるところにより（平成21年度当初予算4兆2,350億円、同補正予算3兆1,000億円）財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れることができること

等である。

（イ）所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 住宅・土地税制について、住宅ローン減税の適用期限を延長するとともに、最大控除可能額を引き上げるほか、自己資金で長期優良住宅の新築等をする場合の税額控除

- 制度並びに平成21年及び平成22年に取得する土地の譲渡益の特別控除制度の創設等を行うこと
- b 法人関係税制について、エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却を可能とする措置の創設等を行うこと
- c 中小企業関係税制について、中小企業者等の法人税の軽減税率の引下げを行うほか、欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の対象から中小企業者等を除外する措置等を講ずること
- d 相続税制について、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設等を行うほか、農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し等を行うこと
- e 金融・証券税制について、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の特例を延長する措置等を講ずること
- f 国際課税について、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当を親会社の益金不算入とする制度の創設等を行うこと
- g 自動車課税について、一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を減免する措置等を講ずること
- h 住宅用家屋の売買等に係る登録免許税の特例措置の適用期限を延長するほか、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の措置を講ずること
- i 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」に基づき、本法律案附則において、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を規定すること等である。

ウ 審議経過

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案は、平成21年1月19日、所得税法等の一部を改正する法律案は、同月23日にそれぞれ提出され、両法律案は2月12日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、財務金融委員会に付託

された。

同委員会においては、16日、両法律案について提案理由の説明を聴取した後、19日から質疑に入り、26日に3名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、翌27日に、麻生内閣総理大臣に対する質疑が行われた。同日、質疑を終局し、討論・採決の結果、両法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、所得税法等の一部を改正する法律案に対して、附帯決議が付された。

同日、本会議において、両法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月27日の本会議で両法律案は否決され、同日、衆議院に返付された。これを受けて、同日の本会議において、両法律案を直ちに再議決すべしとの動議が可決され、採決の結果、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数で再可決され、両法律案は成立した。

エ 主な質疑事項

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案に対する主な質疑事項は、財政再建目標の見直しの必要性、財政投融资特別会計から一般会計への繰入れ額の算定根拠、金利変動準備金の適正水準、特別会計におけるいわゆる「埋蔵金」についての財務大臣の認識等であった。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する主な質疑事項は、ハイブリッド自動車に対する減税による減収見込額、住宅ローン減税制度の延長及び拡充による住宅投資増加見込額、欠損金繰戻し還付制度による還付見込額及び対象企業数、農地の相続税納税猶予制度の改正に係る適用関係、中期プログラムと本法律案附則第104条との関係、本法律案附則第104条に規定する行財政改革及び歳出の無駄排除への取組方針、税制抜本改革の前提となる景気回復についての判断主体及び判断基準等であった。

(3) 雇用保険関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

雇用保険は、労働者が失業した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付(失業等給付)を行うとともに、あわせて、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大(雇用安定事業)労働者の能力の開発及び向上(能力開発事業)の雇用保険2事業を行う雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。

(世界金融危機に伴う雇用情勢の悪化)

平成20年9月に発生した世界的な金融危機は我が国の実体経済にも深刻な影響を及ぼし、10月には倒産件数が5年5か月ぶりの高水準を記録するとともに、有効求人倍率も9か月連続して低下するなど雇用情勢は急速に悪化しつつあった。このような状況の中で、派遣労働者等の雇止め・解雇、新卒者の内定取消しなど、深刻な問題が生じており、さらに、一層の雇用の悪化が懸念された。このため、麻生内閣総理大臣の指示の下、与党は「新たな雇用対策に関する提言」(平成20年12月5日)を取りまとめ、政府も同提言を踏まえつつ、年内に実施できる施策を早急に実施するとともに、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度予算編成等に取り組み、政府が一体となって必要な施策を実施することを「新たな雇用対策」として12月9日に決定した。同対策においては、雇用維持対策、再就職支援対策、内定取消し対策の三つの観点から種々の対策を講じることとされ、雇用保険のセーフティーネット機能の強化が大きな柱の一つとなった。

(雇用保険財政の見直し論議)

雇用保険財政についてはバブル崩壊等による雇用情勢の悪化により極めて厳しい状況となり、平成14年度には積立金が枯渇寸前の状況にあったが、その後の雇用情勢の改善による保険料収入の増加、制度の見直しによる支出の抑制等により大幅な改善が図られ、平成19年度の失業等給付の積立金は約5兆円(支出は約1.5兆円)、雇用保険2事業については

約1兆円(支出は約3,000億円)と高水準の額となっていた。さらに平成20年度の予算においても積立金の増額が見込まれていた。一方、国の財政状況は一段と厳しい状況にあり、社会保障費の自然増2,200億円を抑制するという政府方針とも関連して、平成21年度予算においても、国庫負担の削減や保険料率の引下げを求める意見が財政制度審議会等から出されていた。また、平成20年10月に策定された「生活対策」においても、家計緊急支援対策として、国民負担軽減の観点から、積立金残高の状況を踏まえ、セーフティーネット機能の強化と併せて、「雇用保険料引下げ」等へ向けた取組を進めることとされた。

これらの状況を踏まえ、政府は、雇用保険のセーフティーネット機能の強化を図るとともに平成21年度に限って雇用保険料率を引き下げること等を内容とした雇用保険法等の一部を改正する法律案を取りまとめ、第171回国会に提出した。

一方、民主及び社民は、100年に1度といわれる経済不況の中で派遣労働者や有期契約労働者の労働契約の中途解除や雇止め、正社員のリストラ等の問題が発生しており、年度末には更に事態が深刻化することが懸念されるとして雇用保険制度の拡充等を内容とした雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を取りまとめ、第171回国会に提出した。なお、雇用情勢の急激な悪化への対応として、同法律案と一体のものとして、民主、社民及び国民は、求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案及び内定取消しの規制のための労働契約法の一部を改正する法律案を併せて提出している。
【詳細は第3の7の(2)及び参照】

イ 関連議案の概要

(ア) 雇用保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、労

働者の生活及び雇用の安定を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 有期労働契約が更新されなかった離職者等（以下「特定理由離職者」という。）について、6か月以上の被保険者期間で基本手当の受給資格を取得することができるものとする
 - b 特定理由離職者に係る基本手当の所定給付日数について、3年間の暫定措置として、倒産、解雇等による離職者（以下「特定受給資格者」という。）と同様の取扱いとすること
 - c 特定理由離職者である受給資格者又は特定受給資格者であって、45歳未満である者又は雇用機会が不足している地域に居住する者であり、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等については、3年間の暫定措置として、所定給付日数を延長して基本手当を支給することができるものとする
 - d 就業促進手当について、3年間の暫定措置として、再就職手当の支給要件の緩和及び給付率の引上げ等を行うものとする
 - e 育児休業給付について、育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金を統合し、全額を育児休業中に支給するとともに、給付率を賃金日額の100分の50に引き上げている暫定措置を、当分の間、延長すること
 - f 平成21年度における雇用保険の失業等給付に係る保険料率について、1,000分の8とすること
- 等である。

（イ）雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（細川律夫君外6名提出）

現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、あまねく労働者の生活及び雇用の安定を図るため、雇用保険の適用対象者の拡大、基本手当の受給資格要件の改正、基本手当の日額の引上げ等を行うとともに、住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等所要の措置を講じようとするものである。

ウ 審議経過

内閣提出法律案は平成21年1月20日、細川律夫君外6名提出法律案は3月6日、それぞれ提出され、両法律案は3月10日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、翌11日、提案理由の説明を聴取した後、13日、質疑に入った。

3月18日、質疑を終局した後、内閣提出法律案に対し、自民、民主、公明及び社民から、雇用保険法による基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成21年3月31日からの受給資格者を対象とすること等の修正案が提出され、本修正案について趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、同法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、同法律案に対し、附帯決議が付された。

3月19日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院においても、3月27日の本会議で可決され、成立した。

なお、細川律夫君外6名提出法律案は、3月18日撤回許可された。

また、民主、社民及び国民から提出された2法律案についても併せて審議されたが、これらについては審査未了となった。

エ 主な質疑事項

内閣提出法律案に対する主な質疑事項は、雇用保険の適用基準の緩和の効果及び一層緩和する必要性、基本手当の所定給付日数を充実する措置を3年間の暫定措置とする理由及び延長の可能性、雇用保険料率を1年に限り引き下げる理由及び雇用保険財政の健全運営に及ぼす影響、完全失業者に占める雇用保険受給者の割合が2割に留まっている理由、自己都合離職者の離職理由の判定に当たって柔軟な対応を行う必要性等であった。また、細川律夫君外6名提出法律案に対する主な質疑事項は、雇用保険の適用対象者の拡大及び基本手当の受給資格要件の緩和に伴うモラルハザード発生の可能性、賃金が一定額以下の場合に基本手当の給付率を賃金の100%とすることの妥当性等であった。

(4) 道路特定財源一般財源化関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 道路特定財源制度

我が国においては、戦後、自動車の普及に伴い道路交通量が次第に増加するとともに、車両の大型化、重量化等が進んでいたが、当時の道路整備状況は劣悪であったことから、道路整備は緊急を要する問題となっていた。このような状況の下で、昭和28年に「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が制定され、道路の舗装、その他の改築及び修繕に関する5か年計画を昭和29年度から策定し、これに基づいて道路整備を推進するとともに、道路利用者が負担している揮発油税をこの道路整備計画の実施に要する経費の財源に充てることとする道路特定財源制度が創設された。

以後、急増する自動車交通量に対応して、道路特定財源として、国税としては、昭和30年に地方道路税、昭和41年に石油ガス税、昭和46年に自動車重量税が創設され、また、地方税としては、昭和31年に軽油引取税、昭和43年に自動車取得税が創設された。

揮発油税及び石油ガス税については「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が根拠法となっていた。地方道路税については「地方道路税法」、軽油引取税及び自動車取得税は「地方税法」の規定により、そして自動車重量税は税創設及び運用の経緯から、道路特定財源とされていた。

(イ) 道路特定財源の見直しの動き

道路特定財源の見直しについては、小泉内閣以降、累次の閣議決定等においてその方向性が示されてきた。

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日閣議決定）において、「道路等の『特定財源』について、（中略）税収の用途を特定することは、資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向があることから、そのあり方を見直す」との方針が示され、その後、公共事業関係費の削減等により、平成19年度から余剰財源が生じる見込みが出てきたことなどを背景に、

道路特定財源の一般財源化問題の議論が行われることとなった。

政府・与党は、平成17年12月9日、「道路特定財源の見直しに関する基本方針」を決定した。同方針では、真に必要な道路は計画的に整備を進める、現行の税率水準を維持する、一般財源化を図ることを前提とし、納税者の理解を得つつ、具体案を得ることとされた。また、平成18年制定の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）においても、一般財源化を前提とした見直しが明記された。

これらに基づき、平成18年12月8日、「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定された。具体策では、平成19年中に今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成する、平成20年度以降も現行の税率水準を維持する、税収の全額を道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みは改めることとし、平成20年の通常国会において所要の法改正を行うことなどとされた。

翌平成19年12月7日、政府・与党において「道路特定財源の見直しについて」が合意され、今後10年間を見据えた道路の中期計画を策定し、その事業量は59兆円を上回らないものとする、揮発油税の税収等の全額を道路整備に充てることを義務付けている「道路整備費の財源等の特例に関する法律」の規定を改める、道路歳出を上回る税収について、環境対策等の政策課題への対応も考慮して、納税者の理解の得られる歳出の範囲内で、一般財源として活用する、平成20年度以降10年間、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持するなどの措置を講じることとされた。

(ウ) 平成20年（第169回国会）における道路整備費の財源等の特例に関する法律の改正等
平成19年の「道路特定財源の見直しについて」等を踏まえ、平成20年1月、「道路整備費

の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「道路整備費財源特例法改正案」という。)が第169回国会に提出された。その主な内容は、法律名を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改めるほか、揮発油税等の税収を平成20年度以降10年間道路整備費の財源とする一方、各年度における揮発油税等の収入額の予算額が道路整備費の予算額を超える場合にのみ、その超える金額について道路整備以外にも使えるようにするものであり、揮発油税の税収等の全額を一般財源化するものではなかった。

道路整備費財源特例法改正案は、3月13日に本会議で可決され、同日、参議院に送付された。その後、同改正案は5月12日に参議院本会議で否決され、衆議院に返付された。これを受けて、翌13日、本会議において憲法第59条第2項の規定により出席議員の3分の2以上の多数で再可決され、本法律案は成立した。

なお、石油ガス税を除く各税目には、租税特別措置法や地方税法の規定により本則税率を上回る暫定税率が課されており、その適用期限が平成20年3月末(自動車重量税については4月末)となっていたことから、第169回国会において、その暫定税率を延長する内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が提出され、両法律案は2月29日の本会議において可決され、参議院に送付された。両法律案は、送付後60日を経過しても参議院において議決に至らず、4月30日の本会議において憲法第59条第4項の規定に基づき参議院が否決したものとみなす議決が行われた後、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数をもって再可決され、成立した。

政府はこれまで不足する道路整備の財源を確保するため、受益者負担の考え方にに基づき暫定税率を課してきたことから、道路特定財源の一般財源化の議論とともに、暫定税率の在り方の問題についても議論が行われた。

また、道路整備費財源特例法改正案が成立した5月13日、政府は「道路特定財源等に關

する基本方針」を閣議決定し、「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する」とした。

その後、政府・与党は、同基本方針等に基づき、12月8日、「道路特定財源の一般財源化等について」を合意した。ここで、「平成21年度予算において道路特定財源制度を廃止することとし、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条の規定を削除するとともに、地方税法などの所要の改正を行う」とし、関連法案を次期通常国会に提出することとした。

(エ) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案等の提出

政府は、「道路特定財源等に関する基本方針(平成20年5月13日閣議決定)等に基づき、平成21年1月23日、揮発油税及び石油ガス税を一般財源化する道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定し、同日、国会に提出した。

また、揮発油税及び石油ガス税以外の道路特定財源のうち、地方道路税については、所得税法等の一部を改正する法律案に改正事項が盛り込まれ、同日、国会に提出され、自動車取得税及び軽油引取税並びに地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税については、地方税法等の一部を改正する法律案に改正事項が盛り込まれ、1月27日に国会に提出された。

イ 関連議案の概要

(ア) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

道路整備費の財源の特例措置に関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を平成21年度から廃止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

a 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

(a) 毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止すること

(b) 地方道路整備臨時交付金の制度を廃止すること

b 特別会計に関する法律の一部改正

揮発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止すること

等である。

(イ) 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

道路特定財源の一般財源化に関する改正事項は、地方道路税について、その名称を地方揮発油税に改めるとともに、課税目的について、「都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため」としていたものを「都道府県及び市町村(特別区を含む。)に対し財源を譲与するため」と改めるものである。

(ウ) 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

道路特定財源の一般財源化に関する改正事項は、自動車取得税及び軽油引取税について目的税から普通税に改め、用途制限を廃止すること、地方道路譲与税についてその名称を地方揮発油譲与税に改めるとともに用途制限を廃止すること、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税について用途制限を廃止することである。

ウ 審議経過

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案は、平成21年1月23日に提出され、3月13日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、国土交通委員会に付託された。

同委員会においては、18日、提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、27日には参考人からの意見聴取を行い、4月3日、質疑を終局

した。質疑終局後、本法律案に対し自民、民主及び公明の3会派共同提案による、施行期日を改めるとともに、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方についての検討規定を追加する修正案が提出され、本修正案について趣旨説明を聴取し、採決した結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。

同日の本会議において、本法律案は修正議決された。

参議院においては、4月22日の本会議で可決され、成立した。

所得税法等の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案は、それぞれ財務金融委員会及び総務委員会において2月27日に質疑を終局し、討論・採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決され、同日の本会議において、可決された。

参議院においては、両法律案とも3月27日の本会議において否決され、同日、衆議院に返付された。これを受けて、同日の本会議において、両法律案を直ちに再議決すべしとの動議が可決され、採決の結果、憲法第59条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の多数で再可決され、両法律案は成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、一般財源化及び特定財源の定義、道路特定財源を一般財源化する理由及び道路特定財源を廃止することはできないとしていた過去の答弁との整合性、道路特定財源の一般財源化に伴う道路予算、特に直轄事業における予算の変化、暫定税率の課税根拠、一般財源化後も暫定税率を維持することに対する国土交通大臣の見解、今後の道路整備に対する国土交通大臣の基本的な考え方、老朽化が進む道路、橋の修繕等への対応及び財源確保の必要性、地方道路整備臨時交付金と新たに創設される地域活力基盤創造交付金の違い等であった。

(5) 在沖縄米海兵隊のグアム移転関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 冷戦後の米国防政策の転換と在日米軍の再編

東西冷戦の終結後、米国政府は、世界規模で展開する米軍の戦力構成とその規模の見直しにとりかかった。その動きは、平成13年1月に発足したブッシュ政権下で加速され、予測可能な脅威に備える「脅威ベース・アプローチ」から、予測不可能な事態に緊急対応する「能力ベース・アプローチ」へと国防戦略そのものも変更された。この新たな戦略の下では欧州西部と北東アジアに集中している在外米軍の配備は不適切とされ、前方に駐留し前線に緊急展開できるよう、地球規模で米軍配備が見直されることとなった。

米国で「グローバル・(ディフェンス・)ポスチャー・レビュー」(Global (Defense) Posture Review: 以下「GPR」という。)と定義されるこの取組は、我が国では「米軍再編」と呼ばれ、在日米軍に係るGPRが、いわゆる「在日米軍再編」である。なお、我が国では、平成7年に起きた米兵による沖縄少女暴行事件を契機として在沖縄米軍基地の整理・統合・縮小に向けた「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会(以下「SACO」という。)」による再編合意があるが、これは個別事情による局地的な取組である。

米国政府が、冷戦終結に伴う国防政策の見直しの一環として、在日米軍の兵力や構成について、日本政府と議論したのは、平成14年12月の日米安全保障協議委員会(以下「2+2」会合)という。)が始まりであるとされる。それ以降、日米両国政府は、在日米軍の再編に関する本格的な交渉に入ったが、我が国におけるGPRの特徴は、米国のGPRを好機として接受国である我が国が沖縄の負担軽減を前面に掲げた結果、「米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を初め地元の負担軽減を考慮する」ことが在日米軍の再編方針となったことである。

この方針の下、協議を重ねた日米両国政府は、平成17年10月29日の「2+2」会合にお

いて、在日米軍再編の全体像を示した成果文書「日米同盟：未来のための変革と再編」を公表、さらに、平成18年5月1日の「2+2」会合において、それらの再編計画の具体案を示した「再編実施のための日米のロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を公表した。これら二つの文書には、8,000人規模の在沖縄海兵隊要員のグアム移転のほか、平成8年のSACO合意の最大懸案でありいまだ実現していない普天間飛行場の返還などが盛り込まれた。

(イ) ロードマップに記載された在沖縄米軍の再編

ロードマップに明記された「沖縄における再編」計画は、約8,000名の海兵隊(第三海兵機動展開部隊)要員とその家族約9,000名の沖縄からグアムへの移転(平成26年までに完了)

普天間飛行場代替施設の建設(平成26年までに完成) 嘉手納飛行場以南の米軍基地の統合・土地の返還、の三つが主なものである。

「在沖縄海兵隊のグアム移転」については、(a)移転する部隊は、第三海兵機動展開部隊の指揮部隊、第三海兵師団司令部、第三海兵後方群司令部、第一海兵航空団司令部及び第十二海兵連隊司令部を含む、(b)対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する、(c)沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される、(d)第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドルを提供し、米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残り(財政支出31.8億ドルと道路のため

の約10億ドル)を負担する、とされた。

「普天間飛行場代替施設の建設」については、「日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1,600メートルの長さを有し、二つの100メートルのオーバーランを有する」などとされた。

「嘉手納飛行場以南の米軍基地の統合・土地の返還」については、「普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第三海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる」として、(a)キャンプ桑江：全面返還、(b)キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合、(c)普天間飛行場：全面返還、(d)牧港補給地区：全面返還、(e)那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）(f)陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還、の六つの施設が対象とされた。

なお、ロードマップでは、これら三つの再編計画は一つの「パッケージ」となっており、いずれの再編計画も単独では実施できないこととされた。

(ウ) 在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定

ロードマップの発表後、日米両国政府は、平成26年までに在沖縄海兵隊のグアム移転を実施するために、協議を重ねた結果、「第三海兵機動展開部隊の要員8,000人及びその家族約9,000人の沖縄からグアムへの移転のために必要な施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルの内の日本負担分60.9億ドルの内の直接的な財政支援としての28億ドル」について、「具体的な権利義務を設定することができた」（外務省）ため、協定が作成され、平成21年2月17日、東京において本協定への署名が行われた。

政府は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めの件を同年2月24日、国会に提出した。

イ 関連条約の概要

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めの件

在日米軍の再編に関して、ロードマップに記載された第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減を図るためのものであり、その主な内容は、

- a 日本国政府は、グアムにおける施設及び基盤を整備するアメリカ合衆国政府の事業への資金の拠出を条件として、同国政府に対し、第三海兵機動展開部隊の要員約8,000人及びその家族約9,000人の沖縄からグアムへの移転（以下「移転」という。）のための費用の一部として、合衆国の2008会計年度ドルで28億合衆国ドルの額を限度として資金の提供を行うこと
- b アメリカ合衆国政府は、(a)移転のための資金が利用可能であること、(b)ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること及び(c)ロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることを条件として、グアムにおける施設及び基盤を整備する同国政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとること
- c アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムにおける施設及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用すること
- d アメリカ合衆国政府は、日本国の提供する資金が拠出される移転のための事業に係る調達を行う過程に参加するすべての者が公正、公平かつ衡平に取り扱われることを確保すること
- e 日本国の同一の会計年度において日本国の提供した資金が拠出されたすべての個別の事業に係るすべての契約の終了後に日本国が提供した資金に未使用残額がある場合には、アメリカ合衆国政府は、原則として、日本国政府に対し、当該未使用残額を返還すること

- f 日本国の提供した資金が拠出された最後の個別の事業に係るすべての契約の終了後、アメリカ合衆国政府は、原則として、日本国政府に対し、日本国が提供した資金から生じた利子を返還すること
- g アメリカ合衆国政府は、両国政府の実施当局が従うべき実施のための指針及び日本国の各会計年度において日本国の提供する資金が拠出される個別の事業に関する両国政府の専門家間協議等を通じて、日本国政府が当該事業の実施に適切な方法で関与することを確保すること
- h アメリカ合衆国政府は、同国政府が日本国の提供した資金が拠出された施設及び基盤に重大な影響を与えるおそれのある変更を検討する場合には、日本国政府と協議を行い、かつ、日本国の懸念を十分に考慮に入れて適切な措置をとること等である。

ウ 審議経過

本件は、平成21年2月24日に提出され、3月26日に外務委員会に付託された。

同委員会において、翌27日、提案理由の説明を聴取し、4月3日に質疑に入り、8日、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、10日、麻生内閣総理大臣に対する質疑が行われた後、質疑を終局し、討論・採決の結果、本件は、賛成多数をもって承認すべきものと議決された。

14日の本会議において、本件は承認すると

議決され、同日、参議院に送付された。

参議院においては、5月13日の本会議で、本件は賛成少数により承認しないと議決された。

同日、国会法第85条第1項の規定により、衆議院から参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。同日開かれた両院協議会において両院の意見の一致がみられず、憲法第61条の規定により、本院の議決が国会の議決となった。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、在沖縄海兵隊のグアム移転（以下「グアム移転」という。）を行う理由、グアム移転による米軍の抑止力への影響、我が国がグアム移転経費の一部を負担する理由、グアム移転に伴う施設等整備費の総額及び内訳の積算根拠、沖縄に関する在日米軍再編3案（グアム移転、普天間飛行場移設及び嘉手納飛行場以南の米軍基地の返還）による沖縄の負担軽減効果、グアム移転による在沖縄海兵隊の実数の変動、沖縄に関する在日米軍再編3案をパッケージとしなければならない理由、グアム移転と普天間飛行場代替施設の建設との本協定上の関連性、グアム移転事業に係る我が国の融資・出資等は対象とせず我が国の財政支出のみを対象とする国会承認条約とした理由、米国政府がグアム移転を議会承認不要の行政協定とした理由等であった。

(6) 消費者庁関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 福田内閣の消費者行政一元化構想

従来の消費者行政は、明治以来、各府省庁縦割りの仕組みのもとで事業者の保護育成を通じて国民経済の発展を図る中で、間接的、派生的に行われてきた。しかし、消費者問題は複数の省庁にまたがる横断的なものが多く、縦割り行政では適切に対応することが難しい。

近年、悪質リフォーム商法や食品表示の偽

装事件等、消費者問題は増加・多様化の傾向にあるが、いわゆるすき間事案や複数の省庁にまたがる事案への行政の対応の遅れなどから、被害が拡大するものも散見される。

また、地方公共団体の消費者行政予算合計額は、ピーク時である平成7年度の約200億円から平成20年度には約109億円となるなど、地方消費者行政の弱体化が進んでいる。

こうした中、平成19年9月には福田内閣が

成立し、同年10月の第168回国会所信表明演説において、福田内閣総理大臣は、国民の安全・安心を重視する政治への転換を訴えた。また、平成20年1月の施政方針演説においても、同年を「生活者や消費者が主役となる社会へ向けたスタートの年」と位置付け、消費者行政を統一的、一元的に推進するための強い権限を持つ新組織の発足、消費者行政担当大臣の常設を公約し、新組織については、「国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府のかじ取り役になるもの」とした。

(イ) 消費者行政推進会議の開催

平成20年2月に、福田内閣総理大臣は岸田国務大臣を消費者行政推進担当大臣に任命（兼務）するとともに、消費者行政を一元的に推進する新組織の在り方を検討するために、内閣総理大臣の主催による「消費者行政推進会議」を開催した。

福田内閣総理大臣は、4月23日の同会議において、「消費者庁（仮称）の創設に向けて」を発表し、消費者庁の所管、位置付け等の「6つの基本方針」及び国民本位の行政実現等、「守るべき3原則」を示した。

同会議は、関係団体及び各省庁からのヒアリングを行う4回のワーキンググループを含む、計12回の会議を重ね、6月13日に「消費者行政推進会議取りまとめ」を公表した。

同取りまとめでは、新組織が満たすべき6原則（消費者にとって便利で分かりやすい、

消費者がメリットを十分実感できる、迅速な対応、専門性の確保、透明性の確保、

効率性の確保）を提示した上で、地方の消費生活センター等を一元的な相談窓口として位置付けること、内閣府の外局として消費者庁を設置し、消費者関係法を消費者庁に移管すること等を提言した。

(ウ) 消費者行政推進基本計画の策定

「消費者行政推進会議取りまとめ」を踏まえ、政府は、平成20年6月27日に「消費者行政推進基本計画」を閣議決定した。その主な内容は次のとおりである。

- ・平成21年度から内閣府の外局として消費者庁を設置。強力な総合調整権限、勧告権等を付与。消費者行政担当大臣を置く。
- ・消費生活センターを法的に位置付けるとともに、地方の消費生活センター及び国民生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築、消費者庁は情報を集約・分析する。
- ・消費者に身近な問題を取り扱う法律について、各省庁から消費者庁に移管（一部移管）・共管
- ・消費者政策の企画立案や消費者庁を含めた関係府省の政策の評価・監視等を行う消費者政策委員会を設置
- ・消費者庁の設置法、消費生活センターの法的位置付け及びすき間対応等を規定する新法、各個別作用法の改正法案をできるだけ次国会に提出

(エ) 消費者庁関連3法案の提出

消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案は、消費者行政推進基本計画を受けて、平成20年9月19日に、福田内閣において閣議決定された。その後、同月24日に発足した麻生内閣において、同月29日に改めて閣議決定され、同日、国会に提出された。

(オ) 民主党案の提出

民主は、「次の内閣」において、平成20年6月11日に、消費者基本法の基本理念にのっとり、消費者の権利擁護及び推進に資することを任務とする権利擁護官制度を新設する「消費者権利擁護官法案（仮称）」の中間報告を行い、同年9月2日には、消費者権利院を設立しその長である消費者権利官が消費者行政全般にわたり強力な監督権限を行使する「消費者権利院法案」、悪徳事業者等による消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度を導入するための「消費者団体訴訟法案」の2法律案（消費者オンブズパーソン関連2法案）の内容を了承した。

平成21年3月12日に、民主は、消費者権利院法案及び消費者団体訴訟法案を国会に提出した。

イ 関連議案の概要

(ア) 消費者庁設置法案（内閣提出）

a 消費者庁の設置及び任務

消費者庁は、消費者庁長官を長として内閣府の外局として設置される。

b 所掌事務

消費者庁の主な所掌事務は以下のとおり。

(a) 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

(b) 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

(c) 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

(d) 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること

(e) 各府省庁から移管される表示、取引、安全関係の法律に関する事務

(f) 物価、公益通報者の保護及び個人情報の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること

c 消費者政策委員会の設置

消費者庁に消費者政策委員会を設置する。

(a) 消費者政策委員会に事務局を設置すること

(b) 消費者関係の重要事項の調査審議・内閣総理大臣等への意見具申等の事務を所掌

(イ) 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

a 内閣府設置法等の改正

内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものとする。

b 個別作用法の改正

表示・取引・安全関係の消費者関連法について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものとする。

(ウ) 消費者安全法案（内閣提出）

a 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針を定めなければならない。

b 地方公共団体の事務と消費生活センターの設置

都道府県及び市町村は、消費生活相談、苦情処理のあっせんを行うとともに、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等の事務を行う。また、当該事務を行うための消費生活センターの設置を都道府県に対して義務付ける(市町村は努力義務)。

c 消費者事故等に関する情報の集約等

行政機関、都道府県、市町村及び国民生活センターは、被害拡大等のおそれがあると認めるときは、当該消費者事故等が発生した旨の情報を内閣総理大臣に通知(重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに通知)。また、内閣総理大臣は、情報等を集約・分析し、取りまとめた結果の概要を公表

d 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(a) 内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表

(b) 内閣総理大臣は、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置の速やかな実施を、関係各大臣に対し、求めること

(c) 内閣総理大臣は、重大事故等が発生した場合((b)の場合を除く。) 事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができるものとし、事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該措置をとるべきことを命令

また、急迫した危険がある場合((b)の場合を除く。) 6月以内の期間を定めて、商品等の譲渡等を禁止又は制限することができるものとし、事業者が当該禁止又は制限に違反した場合においては、商品又は製品の回収等を命令

(d) 事業者が(c)の命令、禁止、制限に従わない場合には罰則あり。

e 消費者政策委員会の意見

消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な意見を述べることができる。

f 報告、立入調査等

内閣総理大臣は、事業者に対し報告を求め、職員に立入調査及び物品集取をさせることができる(罰則あり)。また、その事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村長が行うことができる。

(エ) 消費者権利院法案(枝野幸男君外2名提出)

内閣の所轄の下に消費者権利院を置き、都道府県ごとに地方機関を置くこととするもの。緊急時には裁判所に対し行為の停止・禁止の緊急命令を申し立てることができる。また、消費生活相談員の身分・待遇を保障。

(オ) 消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外2名提出)

消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を進行することができることとするとともに、適格消費者団体の消費者権利官による登録等の制度並びに差止請求及び損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続等について所要の規定を整備するもの。

ウ 審議経過

消費者庁関連3法案は、第170回国会の平成20年9月29日に国会に提出され、同年12月19日に内閣委員会に付託された後、継続審査となった。

平成21年1月5日、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するための「消費者問題に関する特別委員会」が設置され、同日、消費者庁関連3法案は同特別委員会に付託された。

一方、民主は、平成21年3月12日に、消費者権利院法案及び消費者団体訴訟法案を提出した。

消費者庁関連3法案及び民主提出2法案は、3月17日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、民主提出2法案も消費者問題に関する特別委員会に付託された。

同日、同特別委員会において、消費者庁関連3法案及び民主提出2法案について、野田国務大臣(消費者行政推進担当)並びに提出者枝野幸男君及び小宮山洋子君から提案理由

の説明を聴取し、翌18日から質疑に入った。

委員会審査においては、麻生内閣総理大臣、野田国務大臣、関係8大臣及び衆法提出者に対し質疑を行ったほか、参考人から意見を聴取し、4月6日に札幌市及び神戸市においていわゆる地方公聴会を開催している。4月16日には、麻生内閣総理大臣出席のもと質疑を行い、消費者庁関連3法案の質疑を終局した後、自民、民主、公明、共産、社民及び国民の6会派から、消費者庁関連3法案に対して、消費者政策委員会を消費者委員会と改め、権限を強化する等を内容とする修正案がそれぞれ提出され、本修正案について趣旨説明を聴取した。次いで、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、消費者庁関連3法案はいずれも修正議決すべきものと議決された。なお、23項目の附帯決議が付されている。

翌17日の本会議において、消費者庁関連3法案は、討論の後、全会一致で修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、5月29日の本会議で可決され、成立した。

(参考) 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する各修正案の概要

- a 法律の題名を、消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に改めること
- b 消費者政策委員会を内閣府本府に設置するものに改め、その名称を消費者委員会に改称すること。また、その委員の人数を10人以内とすること
- c 消費者委員会の内閣総理大臣等に対する建議及び関係行政機関の長に対する報告徴求・資料提出要求権限等を規定すること
- d 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果を公表しなければならないこととし、また、その結果を国会に報告しなければならないこと
- e 消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関して

- 必要な勧告をすることができること
f 附則に検討条項を加えること

エ 主な質疑事項

消費者庁関連3法案(原案)及び民主提出2法案に対する主な質疑事項は、消費者政策委員会の体制及び権限、消費者庁の所管法律の妥当性、重大事故等に財産被害を含

める必要性、地方消費者行政活性化基金の使途に人件費を加えることの是非、国の地方消費者行政への支援策、消費生活相談員の処遇改善策、被害者救済制度の整備の必要性、今後の消費者教育の在り方、消費者団体への支援策、国民生活センター及び消費生活センターの在り方、消費者権利院の役割及び権限等であった。

(7) 海賊対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) ソマリア沖における海賊問題の発生

アフリカ大陸の北東部に位置するソマリアは、平成3年以降内戦状態が続いており、中央政府も存在しない。そのようなソマリアにおいて海賊が発生した理由については、外国の違法操業漁船や有害廃棄物等の不法投棄を取り締まるためにソマリア漁民が自警団を結成し、それが海賊化した、あるいは外国の支援により発足した沿岸警備隊員が海賊化した、などの説がある。やがてソマリアの海賊はロケット砲などで重武装し、奪った漁船を母船化して活動範囲も拡大した。それに伴い海賊被害も、平成16年に10件であったものが平成17年には45件に急増した。国際海事機関(IMO)も事態を重視し、平成17年11月には海賊行為の即時中止と人質の解放、各国政府の海賊対策を訴える決議を採択した。また平成18年3月には、国連安全保障理事会が議長声明を発出し、各国に対し軍艦及び軍用機を派遣し、ソマリア沖の海賊に対する警戒を要請した。

(イ) 国際社会の対応

平成19年に入り、ソマリア沖の海賊活動はアデン湾が中心となった。アデン湾は地中海、紅海とインド洋とをつなぎ、年間2万隻が航行する海上交通の要路であることから、国際社会も本格的な対応を取らざるを得なくなった。平成20年には国連安全保障理事会も一連の決議を採択し、ソマリア沖での海賊対策を行うよう加盟国に要請した。決議では、ソマ

リア沖の海賊は「地域における国際の平和と安全に対する脅威」であるとして、領海及び領土内を含め必要なすべての手段を取ることなどを認めた。

米国は当初、テロ対策のためにインド洋に展開していた米国主導の合同任務部隊150(CTF-150)を海賊対策に当てていたが、平成21年1月には、海賊対策に専従する合同任務部隊151(CTF-151)を新たに編成した。フランスやデンマーク、オランダなどは、国連世界食糧計画(以下「WFP」という。)の要請に応じてソマリアへの食糧支援船の護衛を行っていたが、後に北大西洋条約機構(以下「NATO」という。)がこれを引き継いだ。次いで欧州連合(以下「EU」という。)も独自の対応を取ることとし、NATOに代わりEU加盟国海軍がWFPの食糧支援船の護衛を行うことを決定した。さらに海賊被害が拡大するにつれて、米国や欧州以外にも艦船を派遣する国が相次いだ。

(ウ) 我が国への影響

ソマリア沖海賊の被害は日本関係船舶にも及んだ。平成19年10月28日には、我が国の海運会社が運航するパナマ船籍のケミカルタンカー「ゴールデン・ノリ」が乗っ取られ、乗組員23人(日本人なし)が人質となり、同年12月12日に解放された。また平成20年に入ってから、我が国が関係する海賊事案は4件発生し、日本人も1人が人質となった。

我が国への影響が増大したことから、ソマリア沖海賊問題への対処は国会でも議論とな

った。平成20年10月17日のテロ・イラク特別委員会においては、海上保安庁による対処について政府は、日本からの距離、海賊の重武装及び他の国は海軍が対応していることを理由に、巡視船の派遣による対応は難しいと答弁した。他方、自衛隊法第82条の海上警備行動の枠組みを用いて海上自衛隊の護衛艦を派遣することについては、麻生内閣総理大臣は「これは本当に海上警備行動としては極めて有意義だと思います」との認識を示し、海上警備行動発令による海賊対策が可能であることを示唆した。

(エ) 法律案の提出と海上警備行動の発令

海上警備行動発令による海賊対策は可能としつつ、海上警備行動では警護対象や武器使用が限定されることから、海賊対策のための新法を制定する必要があった。平成21年1月7日、自民・公明両党は、ソマリア沖の海賊対策を念頭に国連海洋法条約に基づく海賊対策新法制定に向けた検討に入ることを決めた。同月9日には与党プロジェクトチーム（以下「与党PT」という。）の初会合が開かれ、前日政府が作成した「海賊行為への対処等に関する法律案の基本的な考え方」を基に議論を開始した。法律案策定における最大の焦点は武器使用基準の問題であったが、与党PTは同月30日、正当防衛と緊急避難に限定された武器使用基準で十分かどうか、今後検証していくことを合意した。その結果、2月25日の与党PTは、海賊船が警告を無視して民間船舶に近づいた場合、襲撃の実行前でも船体射撃ができることとし、他方、警告後に海賊船が逃亡した場合には船体射撃を認めないとする原則を確認した。こうして3月4日には、自衛隊に「任務遂行のための武器使用」を初めて認める海賊対策新法律案の骨子が、同月10日には法律案自体が了承された。

海上警備行動の発令による海賊対処について政府は、当初、警護対象が日本関係船舶に限定されること、武器使用についても限定されるなど、実際の対応に困難が予想されることから慎重な姿勢をとっていた。平成20年12月には中国が海軍艦船をソマリア沖に派遣し、

我が国としても迅速な対応をとる必要があることから、現行の自衛隊法による海上警備行動の発令を含む具体策の検討を急ぐこととした。平成21年1月15日に政府は与党PTに現行法による行動指針案を提示、同月20日に与党PTは武器使用基準を除いて大筋これを了承し、海上警備行動を発令して海上自衛隊を派遣するよう求める方針を正式に決定、同月27日に自公両党の政調会長は麻生内閣総理大臣に海上警備行動発令による海上自衛隊の派遣を要請した。これを受けて翌28日には安全保障会議において発令の方針を決定し、浜田防衛大臣が海上幕僚長らに派遣準備の指示を行った。2月には政府及び与党PTがそれぞれ、ソマリアの周辺国に調査団を派遣し、事前の情報収集や調整を行い、また海上自衛隊と海上保安庁が合同で訓練を行うなど準備が進められた。

こうして3月13日、政府は海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案を閣議決定して国会に提出し、それを見届ける形で浜田防衛大臣は海上警備行動を発令、翌14日に護衛艦2隻がソマリア沖アデン湾に向け出港した。

イ 関連議案の概要

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出）

我が国の経済社会及び国民生活にとって、船舶航行の安全の確保が極めて重要であること、並びに海洋法に関する国際連合条約の趣旨にかんがみ、海賊行為の処罰について規定するとともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的に対処するために必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a この法律において「海賊行為」とは、船舶（軍艦等を除く。）に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、公海（排他的経済水域を含む。）又は我が国領海等において行う(a)船舶強取・運航支配、(b)船舶内の財物強取等、(c)船舶内にある者の略取、(d)人質強要、(e)上記(a)から(d)の目的で行う船舶侵入・損壊、(f)上記(a)から(d)の目的で

- 行う他の船舶への著しい接近等、(g)上記(a)から(d)の目的で行う凶器準備航行をいうものとする
- b aの(a)から(d)までの海賊行為をした者は無期又は5年以上の懲役に処し、(e)又は(f)の海賊行為をした者は5年以下の懲役に処し、(g)の海賊行為をした者は3年以下の懲役に処するものとし、(a)から(d)までの罪を犯した者が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処するものとする
- c 海賊行為への対処は、この法律、海上保安庁法その他の法令の定めるところにより、海上保安庁が必要な措置を実施するものとする
- d 海上保安官等は、海上保安庁法第20条第1項において準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用するほか、現に行われているaの(f)の海賊行為の制止に当たり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができるものとする
- e 防衛大臣は、海賊行為に対処するため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において海賊行為に対処するため必要な行動（以下「海賊対処行動」という。）をとることを命ずることができるものとし、この場合においては、海上における警備行動に関する自衛隊法第82条の規定は、適用しないものとする
- f 防衛大臣は、eの承認を受けようとするときは、海賊対処行動の必要性、区域、部隊の規模及び構成並びに装備、期間並びにその他重要事項について定めた対処要項を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないものとする。ただし、現に行われている海賊行為に対処するために急を要するときは、

必要となる行動の概要を内閣総理大臣に通知すれば足りるものとする

- g 内閣総理大臣は、eの承認をしたときはその旨及びfの対処要項に定めた各事項を、海賊対処行動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならないものとする
- h 海上保安庁法第16条、第17条第1項及び第18条の規定は、海賊対処行動を命ぜられた海上自衛隊の3等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用するものとする
- i 武器の使用に関する警察官職務執行法第7条の規定のほか、dで海上保安官等に認められた武器の使用に関する規定は、海賊対処行動を命ぜられた自衛官の職務の執行について準用するものとする

ウ 審議経過

3月13日に国会に提出された本法律案は、4月14日の本会議において、趣旨説明及び質疑が行われ、同日、海賊・テロ特別委員会（3月19日にテロ・イラク特別委員会の設置目的及び名称が変更）に付託された。同委員会では、4月14日に提案理由の説明を聴取し、翌15日から質疑に入り、17日、21日（参考人の意見聴取及び質疑）22日及び23日に質疑を行った。4月23日の質疑には麻生内閣総理大臣も出席し、締めくくりの質疑が行われた。質疑終局後、民主から、海賊対処本部の設置や自衛隊による海賊対処措置についての国会承認などを主な内容とする修正案が提出された。討論の後、採決の結果、修正案は否決され、原案が可決された。本法律案は同日の本会議において可決され、参議院に送付された。

本法律案は6月19日の参議院本会議において否決され、衆議院に返付された。これを受けて同日、本会議において、本法律案を直ちに再議決すべしとの動議が可決され、憲法第59条第2項により、本法律案は出席議員の3分の2以上の多数で再可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、海上保安庁ではソマリア沖の海賊に対処できないとする理由及び将

来的には海上保安庁による対処を可能とするための能力向上の必要性、第一義的に海賊対処に当たる海上保安庁と特別な必要ある場合に海賊対処行動を行う海上自衛隊の役割、

防衛大臣が海賊対処行動発令を必要と判断する基準及び国土交通大臣又は海上保安庁長官による要請の要否、海賊行為の認定に際して、テロ等の類似の行為との区別に困難が生じる可能性、海賊に対して武器を使用する場合に相手が国又は国に準ずる者である可能性、シビリアンコントロールの観点から、

自衛隊による海賊対処行動発令への国会承認の必要性、国連安保理決議ではソマリア領海及びソマリア領土内での活動も認められているが、想定されている我が国の活動範囲、

海上警備行動による海賊対策の活動内容及び護衛対象外である外国船舶への救難活動の妥当性、ソマリア沖における自衛隊と外国軍隊との協力の実態及び在り方、逮捕した海賊の措置、ソマリア沖の海賊の発生原因及び海賊の実態等であった。

(8) 農地法関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア)「農地政策の展開方向について〈農地に関する改革案と工程表〉」の取りまとめ

農地は農業の基礎的な資源であり、従前より、優良農地の確保・保全やその効率的な利用を図るための措置が講じられてきたが、担い手への農地利用集積の伸び悩み、耕作放棄地の増加、個別・分散的な農地転用の発生等の問題が生じている。また、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の導入に伴い、農地利用調整をめぐる課題も顕在化してきた。

農林水産省は、これらの課題に対応するため、平成18年12月、農地政策の検討体制を省内に整備、平成19年1月には、農地政策の再構築に向けた検証・検討を進めるに当たり、その基本的な方向等について各界の有識者から意見を聴取するため、「農地政策に関する有識者会議」を設置して議論を進め、同年11月、「農地政策の展開方向について〈農地に関する改革案と工程表〉」（以下「展開方向」という。）を取りまとめた。

この中で、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念を明確にした上で、現場の実態を踏まえつつ、農地情報のデータベース化、耕作放棄地の解消に向けたきめ細やかな取組の実施、優良農地の確保対策の充実・強化、農地の面的集積を促進する仕組みの全国展開、所有から

利用への転換による農地の有効利用の促進を柱とする改革を具体化していくこととし、「平成20年度中ないし遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとしてスタートできるよう法制上の措置を講じる」との方針を示した。

(イ)「21世紀新農政2008」の策定と「経済財政改革の基本方針2008」の閣議決定

このような状況の中、平成18年秋以降の世界的需要のひっ迫等に起因する穀物価格の高騰は、我が国の食料自給率が低水準にあることと相まって、現在及び将来にわたる国民への食料の安定供給の大きな不安要因として認識されることとなった。

そのため、「21世紀新農政2008～食料事情の変化に対応した食料の安定供給体制の確立に向けて～」（平成20年5月7日決定）においては、国内の食料供給力の向上に向け、最も基礎的な食料生産基盤である農地について、「展開方向」に基づき、優良農地の確保と有効利用を図るための改革を進め、遅くとも平成21年度中に新たな仕組みとして始められるよう、順次具体化することとされた。また、平成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心に耕作放棄地の解消を目指すことも明確化された。

さらに、「経済財政改革の基本方針2008～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～」（平成20年6月27日閣議決定）においても、

農林水産省は、平成の農地改革（所有と利用の分離により農地利用の効率化と農地集積）、企業型農業経営の拡大について検討を進め、経済財政諮問会議の議論を経て、平成20年以内に農業改革プランの成案を得て、制度改革を行うこととされた。

(ウ)「農地改革プラン」の策定と法律案の提出

これを受け、平成20年12月3日、農林水産省は、「農地改革プラン」を公表し、同日の経済財政諮問会議に提示した。

同プランは、穀物価格の高騰や諸外国における輸出規制等世界の食料事情が大きく変化し、食料需給のひっ迫の度合いが強まっている中で、食料の多くを海外に依存している我が国が国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指すためには、農業の基礎的資源である農地を優良な状態で確保し、その有効利用を図ることが重要であるとし、農地制度改革の具体策として、農地転用規制の厳格化、農用区域内農地の確保、農地の権利を有する者の責務の明確化、農地を利用する者の確保・拡大、農地の面的集積の促進、遊休農地対策の強化、農地税制の見直し等を盛り込んだ。あわせて、改革の内容を実現するため、所要の関連法案を次期通常国会に提出することを正式に表明した。

政府は、これを受け、平成21年2月24日、農地法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。

イ 関連議案の概要

農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(ア) 農地法の一部改正

a 法律の目的の見直し等

法の目的について、農地は耕作者自らが所有することを最も適当とするとの考え方を、

農地の効率的な利用を促進するとの考え方に改めるとともに、農地の権利を有する者は、その責務として、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないものとする

b 農地の権利移動規制の見直し

(a) 地域における農業の取組を阻害するような農地の権利取得を排除した上で、農地の貸借について、その適正な利用が担保される場合に許可基準を緩和すること

(b) 農業生産法人の議決権等の制限のない構成員に、その法人に農作業を委託している個人を加えるとともに、関連事業者に係る1事業者当たりの議決権等の制限を緩和すること

c 農地転用規制の見直し

(a) これまで許可不要とされてきた、国又は都道府県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために行う農地転用について、許可権者である都道府県知事等との協議を行う仕組みを設けること

(b) 違反転用に関する都道府県知事等による行政代執行制度を創設するとともに、罰則の引上げ等を行うこと

d 遊休農地対策の強化

所有者が判明しない遊休農地についても、都道府県知事の裁定で農地保有合理化法人等が利用できるようにするなど、遊休農地に関する措置を拡充すること

(イ) 農業経営基盤強化促進法の一部改正

a 農地利用集積円滑化事業の創設

市町村、市町村公社、農業協同組合等が農地の所有者からの委任を受け、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業を創設すること

b 農用地利用集積計画の策定の円滑化及び特定農業法人の範囲の拡大

共有農地に係る農用地利用集積計画の策定の円滑化を図るとともに、担い手がいない地域における農地の引き受け手として位置付けられる特定農業法人の範囲について、貸借規制の見直しに伴い、農業生産法人以外の法人にも拡大すること

(ウ) 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

a 農用地面積の目標の達成に向けた仕組みの整備

国及び都道府県が、それぞれ確保すべき農用地面積の目標を定めることを法律上明確にするとともに、国は、その達成状況が著しく不十分な都道府県に対し、内容を示して必要な措置を講ずるよう求めることができるものとする

b 農用地区域からの除外の厳格化

農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域からの除外を行うことができないものとする

(エ) 農業協同組合法の一部改正

貸借規制の見直しに伴い、総会における特別議決等の手続を経た上で、農地の貸借により、農業協同組合等が自ら農業経営を行うことができるものとする

ウ 審議経過

農地法等の一部を改正する法律案は、平成21年2月24日に提出され、4月3日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、農林水産委員会に付託された。

同委員会においては、4月7日、提案理由の説明を聴取し、9日から質疑に入った。14日及び21日には、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、30日、質疑終局後、自民、民主及び公明の共同提案により、同法律案に対して、法の目的について、「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることによ

り、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする」とすること、農地の貸借に係る許可の要件として、法人にあつては、法人の業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すること等を追加すること、により許可を受けた者が許可の要件を満たさなくなった場合、農業委員会等は、勧告、許可の取消し等の措置を講ずるものとする、農地法の運用に当たっては、我が国農業の特性を踏まえ、農業者の主体的な判断に基づく取組を尊重するとともに、農地が地域との調和を図りつつ農業上有効に利用されるよう配慮しなければならないものとする、政府は、農業委員会の組織及び運営等について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること等を主な内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。

次いで、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

5月8日の本会議において、本法律案は修正議決された。

参議院においては、6月17日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、一般企業等による農地所有の解禁につながることへの懸念と地域の担い手に対する利用集積を優先することを明確にする必要性、外資系企業、投資ファンドが農地の権利を取得する可能性、現行農地法の基本理念である耕作者主義を堅持する必要性、農地の有する公共性や地域資源としての価値に対する農林水産大臣の見解、農地貸借の解除事由に該当する「農地を適正に利用していないと認められる場合」の判断基準、貸借による権利移動の許可に当たって、土地利用計画の策定主体である市町村を関与させる必要性、農業参入した一般企業等が行う土地改良投資に係る有益費の償還ル

ールの在り方、我が国の食料安全保障を確立するために必要な農地面積についての農林水産大臣の見解、農業委員会の機能強化と

支援の必要性についての農林水産大臣の見解、標準小作料制度の廃止が農地の賃借料高騰につながることへの懸念等であった。

(9) 臓器移植関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(臓器移植を取り巻く現状とA、B、C案の提出)

平成9年6月に成立した「臓器の移植に関する法律」(同年10月施行)により、脳死からの臓器移植については、本人が書面により臓器提供の意思表示を行い、かつ、家族が拒否しない場合に限り脳死判定及び臓器提供を行うことが可能となった。

しかし、同法では本人が生前において、臓器提供及び脳死判定の意思を書面で行うこと(臓器提供意思表示カード)が要件となっており、意思表示が可能な年齢は、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)」において、15歳以上とされた。このため、臓器の大きさが合わない小児については国内で移植を受ける機会が閉ざされることもあった。

また、本人意思が不明な場合に、諸外国において広く採用されている、家族の同意により移植を可能とする方式がとられなかったこと(心臓停止後の腎臓及び眼球移植については家族同意で可)から、施行から12年近くが経過した平成21年5月末現在において、臓器移植件数は81例に留まっていた。

こうしたことから、国内で移植を受ける機会に恵まれないために海外に渡航し臓器移植を受ける「渡航移植」が相当数に上り、平成17年度厚生労働科学特別研究事業「渡航移植者の実情と術後の状況に関する調査研究」によれば、海外渡航移植をした日本人は、心臓103名、肝臓221名、腎臓198名となっていた。他方で、日本人が海外に渡航し、移植を受けることについては、渡航先の国民にとって移植の機会を減少することとなり、このような渡航移植に対して非難する意見が伝えられるようになった。

このため、移植医療に関わる関係者や臓器移植を待つ患者団体等から、年齢にかかわらず、国内での臓器移植を可能とするため、本人意思が不明である場合でも遺族等の承諾により臓器提供を可能とする法律改正を行うべきとの意見が次第に強まり、臓器移植法の施行から10年を迎える平成18年の第164回国会において、中山太郎君外5名から、本人の意思が不明の場合でも、家族の承諾により脳死判定及び臓器提供を可能とすること等を内容とする臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(以下「A案」という。)が提出された。

また、斉藤鉄夫君外3名(第171回国会においては石井啓一君外1名)から、本人の書面による提供意思を前提とする現行法の枠組みを維持しつつ、臓器提供の意思表示可能年齢を12歳以上に引き下げること等を内容とする臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(以下「B案」という。)が提出された。

このような状況の中、臓器売買を規制する法的措置が整っていない国に渡り、経済的貧困者から腎臓を買い受けて移植を受ける商業主義的な渡航移植(移植ツーリズム)問題に対する国際的な批判や、国内においても生体間移植に係る臓器売買事件が発覚し、生体からの臓器摘出に関する透明性の確保や法規制の必要性が求められるようになった。他方で、臨床的な脳死状態で30日以上生存する「長期脳死例」の存在を受けて、脳死を人の死と考えることへの疑問や、虐待を受けた児童が脳死状態となった場合の臓器提供を親が判断することに対する懸念等があり、A案による臓器移植の推進方策に対して、小児科医、宗教界等から慎重論を唱える意見も強まった。

これらの状況を受け、第168回国会において、金田誠一君外2名から、脳死の定義等を厳格

化するとともに、生体間移植及び組織移植に法規制を行うこと等を内容とする臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（以下「C案」という。）が提出された。三つの法律案は、厚生労働委員会臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会において、参考人からの意見聴取等により審査が進められることとなった。

（最近の動向とD案の提出）

諸外国の多くは、それぞれの脳死判断基準を持ち、脳死と判定されれば、本人の臓器提供に関する意思が不明の場合、遺族の同意で臓器移植が可能な仕組みとなっているが、近年、移植を必要とする患者の増加等により移植に要する臓器を自国内で賄えない状況がある。こうした中、平成20年5月、国際移植学会は、死体（脳死体を含む）からの臓器提供を増やすこと、商業目的による移植ツーリズム等に反対し、生体ドナーの保護を確保すること等を内容とする「イスタンブール宣言」を採択した。また、世界保健機関（WHO）においても、同様の考え方にに基づき、臓器移植に関する指針を改定する方向で作業が進められた。

国際機関のこのような動きに伴い、これまで小児の心臓移植を受け入れてきた諸外国の医療機関で、日本等からの移植希望者の受入れを拒否するケースが生じ始めたが、こうした事態に対して、移植を待つ患者団体等が危機感を募らせ、臓器移植法の早期改正を強く訴えるようになった。こうした中で国会では平成21年9月の衆議院議員の任期満了までの期間を考えて各案の採決をすべきとの意見も一部の議員から出されるようになった。しかし、脳死を人の死とする考え方に対して慎重論も根強く、採決に際していずれの改正案も過半数に達しない状況も想定された。このため、臓器移植の推進派、慎重派それぞれに配慮して、15歳以上の者については本人の意思を尊重するという原則に立ちつつ、対応が急がれる小児の臓器移植の道を開くことでより多くの賛同者を得られるような改正案の取りまとめ作業が行われ、5月15日、根本匠君外

6名から、（臓器移植に限って脳死を人の死とする現行制度を堅持しつつ）15歳未満の小児の脳死判定、臓器の摘出については、家族の承諾と病院等の確認により可能とすること等を内容とする臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（以下「D案」という。）が提出された。

イ 関連議案の概要

（ア）A案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）

本人の意思が不明であり、家族の書面による承諾がある場合、臓器移植のための脳死判定及び臓器提供を行うことができるようにするものである。

（イ）B案（石井啓一君外1名提出、第164回国会衆法第15号）

臓器移植のための脳死判定及び臓器提供に関する意思表示の年齢を、12歳以上に引き下げるものである。

（ウ）C案（金田誠一君外2名提出、第168回国会衆法第18号）

脳死の定義及び脳死判定を厳格化するとともに、生体からの臓器移植及び組織移植について新たに法規制を行うものである。

（エ）D案（根本匠君外6名提出、衆法第30号）

15歳未満の者について、家族の書面による承諾があり、病院において、虐待等の事実がない旨の確認がされた場合に、臓器移植のための脳死判定及び臓器提供を認めるようにするものである。

（参考 参議院提出）

（ア）子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案
臨時子ども脳死・臓器移植調査会を設置し、子どもの脳死判定基準等について、1年をかけて検討するとともに、組織移植、生体移植等に関する制度についての検討を定めるものである。

(イ) 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案(A案に対する修正案)

A案において、「脳死を人の死」とする考え方を前提とする定義の改正(文言の削除) は行わないこととするとともに、施行後3年を目途に見直しを行うこと等を定めるものである。

ウ 審議経過

(ア) 第170回国会まで

A案及びB案は、第164回国会の平成18年3月31日に提出され、6月13日に厚生労働委員会に付託されたが、同国会及び第165回国会において、両法律案の審査に入ることなく、継続審査となった。

第166回国会においては、平成19年6月20日、両法律案の提案理由の説明を聴取した後、同委員会に、両法律案審査のため臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会が設置されたが、同委員会及び同小委員会では審査に入ることなく引き続き継続審査となった。なお、同小委員会は、以後、毎国会設置された。

第167回国会においては、審査に入ることなく、両法律案は継続審査となった。

第168回国会においては、平成19年12月11日、同小委員会において、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。また、同日、C案が提出され、平成20年1月10日に、同委員会に付託されたが、各法律案は継続審査となった。

第169回国会では、同委員会において、C案の提出者から提案理由の説明を聴取した。また、同小委員会において、平成20年6月3日及び10日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行ったが、三つの法律案は継続審査となった。

第170回国会においては、審査に入ることなく、三つの法律案は継続審査となった。

(イ) 第171回国会

第171回国会においては、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会

において、平成21年4月7日、東京女子医科大学病院及び日本医科大学付属病院への視察が行われ、同月21日、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。

5月15日、D案が提出され、同日、厚生労働委員会に付託され、同月22日においては、小委員長から小委員会における審査の経過及び論点等の中間報告を聴取するとともに、D案の提出者から提案理由の説明を聴取し、同月27日及び6月5日、四つの法律案の提出者等に対する質疑が行われた。

6月9日、本会議において、四つの法律案について、委員長の中間報告を求めるの動議が可決され、厚生労働委員長より、中間報告が行われた後、同報告に関連して各提出者から発言を聴取した。同月16日においては、四つの法律案を委員会から直ちにこれを本会議に移し一括議題としその審議を進めるべしとの動議が可決され、四つの法律案を一括して議題とし、討論が行われた。同月18日に討論を終局した後、採決に入り、まずA案を記名投票をもって採決を行った結果、賛成多数で可決された。このため、残りの三つの法律案は議決を要しないものとなった。

参議院においては、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(以下「E案」という。)が提出されるとともに、厚生労働委員会において、A案に対する修正案が提出された。7月10日の参議院本会議において、審査中のA案及びE案について、速やかに厚生労働委員長の中間報告を求めることの動議が可決され、中間報告が行われた。また、A案に対する修正案の趣旨説明及びE案につき内閣の意見を聴取した後、討論が行われた。同月13日においては、討論終局の後、採決を行った結果、まずA案の修正案は、賛成少数で否決された。次いで、A案は、賛成多数で可決され、成立した。なお、E案は議決を要しないものとなった。

エ 主な質疑事項

A案に対する主な質疑事項は、我が国では脳死を人の死とすることに社会的合意が得

られていると判断する根拠、現行法の第6条第2項から「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者」を削除した理由、本人意思が不明であっても家族の承諾により臓器摘出を認めることは本人意思の尊重という基本理念に反する懸念、児童虐待の有無を確認する具体的方策、親族への優先提供の規定を設けた理由等であった。

B案に対する主な質疑事項は、臓器提供の意思表示可能年齢を12歳以上としている根拠、運転免許証等における臓器提供の意思表示の機会拡充に関する施策の具体的内容、

本法律案の成立後における意思表示可能年齢の引下げ等の法改正の具体的な見通し等であった。

C案に対する主な質疑事項は、脳死判定基準の厳格化をガイドラインの改正ではなく

法改正とした理由、同法律案により移植医療が後退するとの指摘に対する見解、組織移植及び生体間移植に関する規制を設けた理由等であった。

D案に対する主な質疑事項は、脳死を人の死としないまま、15歳未満に限り子どもの脳死判定や臓器提供について家族に承諾を求めることの妥当性、本法律案では15歳以上の臓器移植の現状を改善できないこと及び15歳未満の子どもの脳死判定を家族の承諾によって可能とすることは、家族に子どもの生死の判断を迫ることとなる懸念、臓器移植に係る要件を15歳で区分することの根拠、児童虐待の有無を確認する具体的方策及び医療機関として虐待の有無の確認を行う第三者機関の構成、親族への優先提供規定を設けなかった理由等であった。

(10) 中小企業金融関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

平成21年9月16日、民主党・社会民主党・国民新党の連立政権である鳩山内閣が発足した。金融・郵政改革担当大臣に就任した亀井国民新党代表は、就任後等の記者会見において、金融危機の影響がなお強く残り、厳しい状況の続く中小企業等の融資について、3年程度返済を猶予する制度（モラトリアム）を法律として整備し、関連法案を臨時国会に提出したいとの意向を表明した。

亀井金融担当大臣は、モラトリアムを実施しようとする根拠は、連立与党の政策合意における、「中小企業に対する支援を強化し、大企業による下請いじめなど不公正な取引を禁止するための法整備、政府系金融機関による貸付制度や信用保証制度の拡充を図る」「中小企業に対する貸し渋り・貸しはがし防止法（仮称）を成立させ、貸付債務の返済期限の延長、貸付の条件の変更を可能とする。個人の住宅ローンに関しても、返済期限の延長、貸付条件の変更を可能とする」であるとした。これに対し、鳩山総理は、当該政策合意について、「モラトリア

ムということまで合意しているわけではない」との認識を示したが、同時に、「中小企業が資金繰りに困っているのは確かであり、連立与党として問題解決に向け努力している姿を出すことは大事である」との見解を示した。また、鳩山総理自身が、民主党代表時代（総理就任前）に、中小企業等の融資に関し元本の返済を猶予する法律案の在り方を検討していたことについて言及し、返済猶予制度の具体策を検討すべきとの意向を示した。

このような中、亀井金融担当大臣は、9月29日、金融庁に対し、大塚内閣府副大臣をトップに、新法案の具体的検討作業に入るよう指示した。これを受けて、金融庁に、「貸し渋り・貸しはがし」対策の検討を行うワーキングチーム（以下「貸し渋り・貸しはがし対策WT」という。）が設置された。

貸し渋り・貸しはがし対策WTでは、日本経済が依然として厳しい状況にあり、企業金融についても政策的対応が必要な局面が続いているとの認識の下、既往の対策の実情を精査するとともに、新たな対策としてどのよう

なことが可能かを検討することとし、具体的には、平成20年12月に、民主党・社会民主党・国民新党の共同提案により参議院に提出された「中小規模の事業者等に対する金融機関の信用の供与等について今次の金融危機に対応して緊急に講ぜられるべき措置に関する法律案」(福山哲郎君外7名提出、第170回国会参法第13号。同国会において参議院で審議未了)をベースとしつつ、金融検査マニュアル・信用保証・制度融資・企業再生支援機構等の、他の法制・政策との連携を図るという方向性で検討を行うこととした。

貸し渋り・貸しはがし対策WTは、10月9日に対策の考え方・骨格をまとめ、亀井金融担当大臣に報告し、了承された。同日には、大塚内閣府副大臣から、新法案について、「金融機関は『中小企業等の借り手から申込みがあった場合には貸付条件の変更等を行うように努める』ことを盛り込む」等の概要が説明された。また、亀井金融担当大臣が同月13日の記者会見において、概要における「貸付条件の変更等」に、返済猶予が含まれる旨を明言した。

金融庁は関係省庁等の調整を進める一方、議論の場を政策会議に移し、制度の詳細を詰めることとした。同月20日の金融庁政策会議(第2回)では、新法案の概要のほかに、金融検査・監督上の措置等を含めた「中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ(金融庁素案<骨子>)」が提示された。また、翌21日には、直嶋経済産業大臣が、新法案のスキームを補完し、条件変更を促進するための新たな信用保証制度(条件変更対応保証)(仮称)の創設を表明した。金融庁政策会議での議論は同月26日をもって一区切りとされ、法律案の閣議決定に向けた作業が進められた。

かくして、同月30日、内閣は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案を閣議決定し、同日、国会に提出した。

イ 関連議案の概要

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(内閣提出)
最近の経済金融情勢及び雇用環境の下にお

ける我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めるもので、その主な内容は、次のとおりである。

(ア) 金融機関の対応

- a 金融機関は、中小企業者又は住宅資金借入者から申込みがあった場合には、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努めること
- b 金融機関は、申込み等があった場合には、他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等との連携を図りつつ、できる限り、貸付条件の変更等の適切な措置等をとるよう努めること

(イ) 金融機関による取組等

- a 金融機関に、貸付条件の変更等の措置を適正かつ円滑に行うことができるよう、必要な体制の整備を義務付けること
- b 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況及びこの法律に基づき整備した体制等を開示するよう義務付けること
- c 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況を行政庁に報告するよう義務付けることとし、内閣総理大臣は、これを取りまとめ公表すること

(ウ) 政府の責務

- a 政府は、金融機関が業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、中小企業者等に対する貸付条件の変更等の適切な措置等をとることができるよう、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の適切な運用等の必要な措置を講ずるよう努めること
- b 政府は、中小企業者に対する金融機関の信用供与の円滑化を図るため、信用保証協会が行う中小企業者に関する信用補完事業の充実に係る財政上の措置を講ずること

(エ) 施行期日等

- a この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

ること

b この法律は、平成23年3月31日限り、その効力を失うこと

ウ 審議経過

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案は、平成21年10月30日に提出され、11月17日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、18日に提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、19日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われ、同日、可決すべきものと議決された。

翌20日、本会議において、本法律案は可決

された。

参議院においては、11月30日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、中小企業の資金繰りに対する現状認識と本法律案で救済しようとする中小企業像、貸付条件の変更等を実施した債権が不良債権化する懸念、金融検査マニュアル及び監督指針の改定案の全容を示す必要性、貸付条件の変更等を実施した企業の評判低下や新規融資停止に対する懸念、報道や金融担当大臣の発言等が与えた本法律案のイメージと実際の内容との乖離等であった。

(11) 新型インフルエンザ対策関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 新型インフルエンザとその対策

新型インフルエンザは、これまで流行を繰り返してきた季節性インフルエンザとタイプが大きく異なるインフルエンザであって、一般に人が免疫を獲得していないことから、急速なまん延により世界的に人類の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとされている。

近年、東南アジアを中心に、トリ - ヒト間で感染する鳥インフルエンザ(H5N1)の事例が増加しており、このウイルスの変異によりヒト - ヒト間で感染する新型インフルエンザの出現が強く懸念されるようになっていた。このため、平成17年5月、WHO(世界保健機関)は「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」を策定し、強毒性の鳥インフルエンザ(H5N1)がヒト - ヒト感染に変異して発生する新型インフルエンザの発生及び大流行(パンデミック)に備え、各国に対し行動計画の策定を勧告していた。

我が国においても、WHOの計画に準じて、鳥インフルエンザ由来の新型インフルエンザの発生を想定した行動計画を策定し、国内で強毒型の新型インフルエンザが発生した場合

には、実際に発生したウイルスから作るワクチン(パンデミックワクチン)の製造に加え、全国民にワクチンが行き渡るまでの間、医療等の必要な社会機能等を維持するため、事前に準備可能な「プレパンデミックワクチン」の接種順位などについても検討が進められてきた。

また、平成20年には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)や「検疫法」について、水際対策など新型インフルエンザ対策の強化を図るための法改正を行った。

(イ) 今回の新型インフルエンザの発生と対応

このような中、平成21年3月に、メキシコで新型インフルエンザ(H1N1)が発生し、若年者を中心に多数の死亡者が発生したとの情報が伝わった。その後、アメリカ等においても感染患者の発生が確認された。このウイルスは豚由来のものであり、これまで想定してきた鳥由来のH5N1とは異なるものであった。

WHOが、インフルエンザに関する警戒レベルを「フェーズ4」(継続的に人から人へのウイルス感染がみられる状態)へ引き上げた

ことを受け、4月28日、政府は、今回発生したインフルエンザを、感染症法に基づく「新型インフルエンザ」として位置付けるとともに、新型インフルエンザ対策本部を設置し、同本部で決定した基本的対処方針等に沿って取組を開始した。

(ウ) 新型インフルエンザウイルス（H1N1）の性質について

新型インフルエンザ（H1N1）の感染患者が世界各地に広がりを見せる中、主要先進国での死亡率は季節性インフルエンザの感染患者と大差ないとのデータが揃い始めた一方で、ぜんそく等の基礎疾患（持病）を有する者や幼児、妊婦等の免疫力が弱い者が重症化し、死亡に至る場合が多いことが次第に分かってきた。

なお、今回の新型インフルエンザ（H1N1）に感染した場合の治療には、従来からの抗インフルエンザ薬であるタミフル等が有効であると判明している。

我が国での新型インフルエンザ（H1N1）患者の発生は、平成21年4月から5月にかけての大型連休明けに、高校生等を中心に拡大し、8月に入ると死亡者も出始めたが、死亡率は季節性インフルエンザと同程度であった。しかし、感染力は季節性インフルエンザを上回り、季節性インフルエンザでは感染患者がほとんど出ない夏場でも新型インフルエンザ患者は増加を続け、冬場における本格的な感染拡大や通常の医療等の提供体制への影響も懸念されるようになった。

(エ) 新型インフルエンザワクチンの確保策

新型インフルエンザの発生を受けて、政府は、医療従事者や今回の新型インフルエンザ（H1N1）で重症化しやすい基礎疾患を有する者等を中心にワクチンを優先的に接種する者の選定準備を進めることとした。しかしながら、国内のワクチン製造業者は、既に今冬に備えて、通常の季節性インフルエンザワクチンの製造に着手していたことに加え、海外ワクチン製造業者に比べて研究・開発能力や製造能力が高いとは言えないことから、新

型インフルエンザワクチンのように短期間に数千万人分を製造することは不可能ではないかと危惧されていた。

このため、新型インフルエンザが国内で発生した場合には、全国民分のワクチンを確保できないとの懸念があり、政府においては、新型インフルエンザワクチンを海外から緊急輸入することを早い段階から検討していた。

(オ) 法律案の提出に向けた検討

今回の新型インフルエンザワクチンは、重症化等の防止については一定の効果が期待できるが、感染防止の効果は保証されておらず、現行の予防接種法に規定する「感染症のまん延予防」に当たらないこと等から、同法に基づく臨時の予防接種と位置付けることは困難と判断された。そこで政府は、予防接種法に基づくことなく、国（厚生労働大臣）が実施主体となってワクチンを確保し、優先接種の順位を定める等の準備を進め、国と実施者である医療機関との直接契約で予防接種を進めることとした。

また、予防接種による健康被害が生じた場合の救済については、現行の予防接種法に基づく季節性インフルエンザの定期接種に関する措置を踏まえて必要な救済措置を整備することとした。

さらに、新型インフルエンザワクチンの輸入を打診した海外ワクチン製造業者からは、他の輸入国と同様に、当該ワクチンの接種による健康被害について免責とする条件が提示された。

こうしたことを踏まえ、新型インフルエンザ予防接種の健康被害に係る救済措置に関する特別の立法措置を講ずることとした。

(カ) 法律案の提出

新型インフルエンザの予防接種の準備が進み出す一方、新政権発足後、初の本格的な議論の場となる臨時国会が、10月26日から開会されることとなり、新型インフルエンザの予防接種による健康被害の救済措置については、早期に講じる必要があるとの新政権の判断の下、厚生労働省において立案作業が進められた。

その後、政府は、10月27日、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案を閣議決定し、同日、国会に提出した。

イ 関連議案の概要

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(内閣提出)

厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図るため、新型インフルエンザワクチンの使用による健康被害の救済に関する特別の措置を講ずるとともに、輸入ワクチンの使用による健康被害に係るワクチン製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償する措置を講じようとするもので、その主な内容は、

- a 厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種による健康被害については、予防接種法の二類疾病の定期接種に係る給付と同様の救済措置を講ずること
 - b 政府は、薬事法上の特例承認を受けた新型インフルエンザワクチン製造販売業者を相手方として、ワクチンの使用により生じた健康被害に係る損害賠償等で生じたワクチン製造販売業者の損失を、政府が補償することを内容とする契約を締結することができるようにすること
 - c この法律は、公布の日から施行すること。
 - a については、施行日前に新型インフルエンザ予防接種を受けた者にも適用すること
 - d 政府は、新型インフルエンザ予防接種の実施状況、新型インフルエンザ予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究の結果等を勘案し、将来発生が見込まれる新型インフルエンザ等感染症に係る予防接種の在り方や当該予防接種に係る健康被害の救済措置の在り方等について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること
- 等である。

ウ 審議経過

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案は、平成21年10月27日に提出され、11月17日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、翌18日、提案理由の説明を聴取し、20日、質疑を行った後、採決の結果、本法律案は原案のとおり可決すべきものと議決された。

26日の本会議において、本法律案は可決された。

また、26日の同委員会において、「新型インフルエンザ対策の推進に関する決議」が行われた。

参議院においては、11月30日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、感染者の急増によるワクチン接種必要者の減少やワクチン接種回数の見直しを勘案した場合における5,000万人分ものワクチン輸入の必要性の有無、国と海外ワクチン製造業者が損失の無制限補償契約を締結できるにもかかわらず、国内ワクチン製造業者には損失補償がなされないことについての整合性、輸入ワクチンの副反応、効果等の知り得た情報を国民に開示する必要性及び輸入ワクチンは筋肉注射であり国産ワクチンは皮下注射であるという投与方法の違いを医療現場に周知徹底する必要性、ワクチンの生産と確保、治療薬の備蓄等が重要との指摘を踏まえ、来るべき第二波での混乱を回避するための方策、新型インフルエンザ予防接種は、生活保護世帯や住民税非課税世帯に対する負担軽減があってもなお経済的負担が大きいことから、費用を国が負担する必要性、輸入ワクチンに含まれるアジュバント(免疫補助剤)による後遺症は、顕在化するまでに数か月から数年かかると言われていることも踏まえて、データ検証の仕組みを構築する必要性等であった。

(12) 郵政事業関係

ア 国会で議論されるに至った経緯

(ア) 郵政民営化の概要

郵政民営化は、平成19年10月1日に日本郵政公社が解散され、その公社の業務、資産、負債、権利、義務等が日本郵政株式会社（日本郵政）、郵便局株式会社（郵便局会社）、郵便事業株式会社（日本郵便）、郵便貯金銀行（ゆうちょ銀行）及び郵便保険会社（かんぽ生命保険）に承継され、スタートした。

「日本郵政」は、持株会社として各事業会社の経営管理を行う。日本郵政の株式は、民営化当初、すべて政府が保有するが、その後、政府保有割合はできる限り早期に減ずるものとされている。ただし、常時政府が3分の1超を保有しなければならないこととされている。

「郵便局会社」は、郵便局の窓口において、郵便、貯金、保険等のサービスを提供する。

「日本郵便」は、郵便、国内外の物流事業を行う。郵便局会社及び日本郵便の株式は、日本郵政にすべての保有が義務付けられている。

「ゆうちょ銀行」及び「かんぽ生命保険」は、それぞれ、銀行業務、生命保険業務を行う。両社の株式は、当初は日本郵政がすべてを保有するが、移行期間（平成19年10月1日～29年9月30日）に全株式を処分することとされている。郵政民営化は、この金融2社の全株式を処分することにより完成することになっている。

(イ) 郵政株式処分の凍結

参議院の民主党・新緑風会・日本、社会民主党・護憲連合及び国民新党の3会派（当時）は、第168回国会（平成19年）において、「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案」（自見庄三郎君外6名提出、第168回国会参法第7号、第170回国会衆議院において否決）を提出した。同法律案は、別に法律で定める日までの間、日本郵政等の株式の処分の停止を定めようとするものである。

提案理由説明によれば、法律案提出の趣旨は、郵政民営化後に生じた様々な問題点が郵政民営化の制度設計（公社の株式会社化・分社化、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式の10年以内の全部処分等）に大きな欠点を有していたことにあり、また、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の株式の処分が進み民間株主が支配すれば、赤字を出してまで業務を委託することは考えにくく、その結果、採算の見込めない多数の地方の郵便局が閉鎖に追い込まれ、国民の利便性が著しく低下することは必至であることから、そのような事態にならないよう、郵政民営化の制度設計を早期に見直すべきであるとの観点に立ち、日本郵政等の株式の処分の停止をする必要があるとするものであった。

同法律案は、同国会の12月12日の参議院で可決され、同日、衆議院に送付されたが、本院で継続審査となった。その後、第170回国会の平成20年12月11日に衆議院で否決された。

民主党、社会民主党、国民新党の3党は、衆議院解散（平成21年7月21日）後の8月14日に「衆議院選挙に当たっての共通政策」を公表した。その中において、郵政事業の抜本の見直しに取り組むことを掲げ、具体的な内容として日本郵政等の株式処分の凍結、郵政事業4分社化の見直し、郵便局での郵便、貯金、保険の一体的サービスの利用、株式保有を含む日本郵政グループ各社の在り方の検討等を挙げた。

総選挙の結果、過半数の議席を獲得した民主党と、社会民主党、国民新党は、9月9日に連立政権を樹立することで合意した。その際の連立政権樹立に当たっての政策合意では、共通政策と同様、郵政事業の抜本の見直しに取り組むことが盛り込まれ、日本郵政等の株式の処分を凍結する法律の早期成立などが列挙された。

(ウ) 郵政事業の抜本の見直しに向けた動き

政府は、連立政権樹立に当たっての政策合

意を踏まえ、10月20日に郵政事業の抜本的見直しに向け「郵政改革の基本方針」を閣議決定した。同方針では、郵便、郵便貯金、簡易生命保険を郵便局で一体的に利用、郵便局ネットワークを地域や生活弱者の権利を保障し格差是正のための拠点と位置付け、郵便貯金・簡易生命保険のサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保する措置等、現在の持株会社・4分社化を見直し、経営形態の再編等について検討を進め、これらの具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、成立を図るとしている。政府は、この閣議決定に基づき、郵政民営化の見直しを検討することを日本郵政等の株式の処分を凍結する法律案（郵政株式処分停止法案）に盛り込むこととした。

（エ）かんぼの宿譲渡問題

旧簡易保険加入者福祉施設（かんぼの宿）は、旧簡易生命保険法に基づき設置された施設である。かんぼの宿は、郵政民営化時に日本郵政が承継した。そして同社に一時管理・運営させることとした上で、平成24年9月30日までに譲渡又は廃止することとしている。

日本郵政は、かんぼの宿等を事業体として一括して譲渡する方針を決定し、平成20年12月26日に譲渡契約を締結したが、譲渡先選定の過程で契約の透明性、公平性を疑わせる事実が明らかになり、国会においても、この問題に関する質疑が度々行われた。このような状況を受け、日本郵政は、平成21年2月16日、譲渡契約を解除した。

一方、総務省は、日本郵政に対し、4月3日に、かんぼの宿の一括譲渡問題について、日本郵政株式会社法に基づき指摘事項の改善・是正措置を命じた。

政府は、日本郵政の資産の売却の在り方について検討を行い、その結果、かんぼの宿及びメルパルク（かんぼの宿同様、平成24年9月30日までに譲渡又は廃止することとされている旧郵便貯金周知宣伝施設）について、別に法律で定める日まで売却しないこととし、郵政株式処分停止法案に盛り込むこととした。

（オ）日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、10月30日、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案が、政府から国会に提出された。

イ 関連議案の概要

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（内閣提出）

郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府において平成21年10月20日の閣議決定に基づきその見直しを検討することとしていることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等について定めようとするもので、その主な内容は、

- a 政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする
 - b 日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、aの別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする
 - c 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法の規定にかかわらず、aの別に法律で定める日までの間、メルパルク及びかんぼの宿の譲渡又は廃止をしてはならないものとする
- 等である。

ウ 審議経過

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案は、平成21年10月30日に提出され、11月20日、総務委員会に付託された。同月26日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

同委員会においては、12月1日、提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑を終局し、討論、採決の結果、本法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日の本会議において、本法律案は可決された。

参議院においては、12月4日の本会議で可決され、成立した。

エ 主な質疑事項

主な質疑事項は、本法律案を今国会に提出する理由及び現政権下で処分凍結を解除する可能性、本法律案において、かんぽの宿等の資産の売却についても凍結の対象とした

理由及びその対象資産の範囲、郵政民営化に対する総括及び評価、郵政民営化について検証を行い、その結果等を明らかにする必要性、民営化に伴う郵便局におけるサービス等の低下の現状と要因についての認識、郵政民営化・分社化の見直しの方向性、郵便貯金銀行等の株式処分が凍結された場合、同株式の処分益が積立金原資となっている社会・地域貢献基金の在り方、政府から提示された「天下り」の定義の当否及び合理性、

日本郵政株式会社社長の選任手続の適法性及び同社長が元大蔵事務次官であることが「天下り」ではないとする根拠、郵便保険会社の第三分野（がん保険）の参入の是非等であった。

3 国政選挙結果

(1) 平成21年4月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

(2) 第45回衆議院議員総選挙

第45回衆議院議員総選挙は、平成21年7月21日に衆議院が解散されたことを受け、8月18日に公示、8月30日に投票が行われた。

今回の衆議院議員総選挙は、平成18年の公職選挙法改正により創設された衆議院小選挙区選出議員の選挙を在外選挙の対象とした制度が初めて実施された。また、いわゆるマニフェストを選挙運動のために頒布できるようになってから三度目の総選挙であり、平成19年の公職選挙法改正で、マニフェストを頒布することができる場所が増加した。

立候補者数は、小選挙区が1,139人、比例代表が888人(うち重複立候補者653人)、計1,374人であった。党派別内訳は表1のとおりである。

競争率は、小選挙区で3.80倍、比例代表で4.93倍であり、また、女性の立候補者数は計229人であった。

第45回衆議院議員総選挙の当選人数の党派別内訳は表2のとおりである。

(表1) 党派別立候補者数

	小選挙区	比例代表	小計
自由民主党	289	306(269)	326
民主党	271	327(268)	330
公明党	8	43	51
日本共産党	152	79(60)	171
社会民主党	31	37(31)	37
国民新党	9	18(9)	18
みんなの党	14	14(13)	15
改革クラブ	1	1(1)	1
新党日本	2	8(2)	8
新党大地		4	4
幸福実現党		49	49
新党本質		2	2
その他	362		362
計	1,139	888(653)	1,374

小選挙区欄の立候補者数は、候補者届出政党による届出の数である。また、比例代表欄の括弧内は重複立候補者数(内数)であり、小計欄の数字はその内数を除いた数である。

(表2) 党派別当選人数

	小選挙区	比例代表	小計
民主党	221	87	308
自由民主党	64	55	119
公明党	0	21	21
日本共産党	0	9	9
社会民主党	3	4	7
みんなの党	2	3	5
国民新党	3	0	3
新党日本	1	0	1
新党大地		1	1
その他	6		6
計	300	180	480

自由民主党及び公明党から成る連立与党は、自由民主党が前回（第44回）総選挙結果から177議席減の119議席、公明党が10議席減の21議席、合わせて140議席であり、過半数を下回る結果となった。

一方、野党各党は、民主党は195議席増の308議席、日本共産党は前回総選挙の結果と同じく9議席、社会民主党も同じく7議席、国民新党は1議席減の3議席、みんなの党は5議席、新党日本は1議席、新党大地は1議席を確保した。

民主党、社会民主党及び国民新党は連立政権を樹立することで合意し、第172回国会（特別会）において鳩山由紀夫君（民主）が内閣総理大臣に指名された。

女性の当選人は54人で、前回の43人よりも11人増となった。

今回の総選挙の投票率は、小選挙区69.28%、比例代表69.27%であり、前回総選挙の小選挙区67.51%、比例代表67.46%をそれぞれ上回る結果となった。

(3) 平成21年10月統一補欠選挙

平成21年10月25日には、参議院静岡県選挙区及び参議院神奈川県選挙区において補欠選挙（10月8日告示）が行われた。選挙結果は右のとおりである。

衆議院議員の補欠選挙は、補欠選挙の対象となる欠員がないため実施されなかった。

参・静岡県選挙区(坂本由紀子君 21. 6.17 辞職)			
立候補者数	4人	投票率	35.64%
当選人	土田 博和君(民主党)		
参・神奈川県選挙区 [浅尾慶一郎君 21. 8.18 公職 選挙法第90条による退職]			
立候補者数	4人	投票率	28.67%
当選人	金子 洋一君(民主党)		



初登院（第172回国会）

第2

本会議の概況

第2 本会議の概況

【第171回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成21年1月28日に麻生内閣総理大臣の施政方針演説、中曽根外務大臣の外交演説、中川財務大臣の財政演説及び与謝野経済財政政

策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、同月29日及び30日に各党の代表質問が行われた。

(1) 麻生内閣総理大臣の施政方針演説

今年、平成21年、天皇陛下が御即位されて満20年になりました。国民の皆様とともにお祝いを申し上げたいと存じます。

(1) 目指すべき社会)

世界は今、新しい時代に入ろうとしております。その際に、日本が果たすべきは、新しい秩序づくりへの貢献です。同時に、日本自身もまた、時代の変化を乗り越えなければなりません。目指すべきは、安心と活力ある社会です。

新しい世界をつくるためにどのように貢献すべきか、新しい日本をつくるために何をなすべきか、私の考えをお話しさせていただきたいと存じます。

(新しい秩序づくりへの貢献)

今回の世界的な金融危機は、百年に一度のものと言われております。しかし、危機はチャンスでもあります。危機が混乱をもたらすのか、それとも新しい時代を開くのか、それは私たちの対応にかかっております。

1929年の大恐慌の教訓を忘れてはなりません。世界各国は、自国の利益を優先し、保護主義に走りました。それは、世界経済を収縮させ、第2次世界大戦にもつながっていきました。

戦後、各国は、その反省に立ち、協力し合う関係を築きました。そして、世界経済は半世紀にわたり成長を続けました。しかし、今回の金融危機は、経済が予想を超えてはるか

にグローバル化したとき、これまでの仕組みでは限界があることを示しております。

私は、昨年11月のワシントンでの金融サミットで、我が国の過去の金融危機とそれを克服した経験を各国首脳に説明をしました。また、国際通貨基金の機能強化と、最大1,000億ドルの融資による日本の貢献策を表明しました。あわせて、次のことも提唱いたしております。一つは、金融市場の監督と規制に関する国際的な協調性の必要性です。もう一つは、保護主義に陥ることなく、世界の貿易と経済を拡大することの必要性であります。

これらは、各国の賛同を得て進みつつあります。世界第2位の経済規模を持つ日本は、世界経済の新しいルールづくりに積極的に貢献しなければなりません。もちろん、経済だけではありません。東西冷戦が終わって20年、国際社会の平和と安定に向け、新しい秩序づくりにも参画しなければなりません。

(安心と活力ある社会)

同時に、日本もまた、この国の形を変える節目にあります。

私たちは、この2世紀の間に、二度の危機的状況を経験しました。そして、その都度、自らの生き方を転換し、かつ驚異的な成功をおさめたのが日本の歴史です。

一度目は、開国と明治維新です。鎖国で取り残された我が国は、殖産興業にかじを切りました。そして、急速な工業化を達成し、非

西欧諸国として唯一、列強の仲間入りをしました。

二度目は、敗戦と戦後改革であります。焼け野原になった我が国は、軍国主義を捨て、経済重視に転換をしました。そして、世界第2の経済大国になるとともに、安全で平等な社会をつくりました。

今、三度目の変革が迫られております。急速な少子高齢化、新たな格差や不安、資源や環境の制約、そして時代にそぐわなくなった社会のシステム、これらを乗り越えなければなりません。試練を乗り越えたときに、人は成長します。混乱を乗り越えたとき、社会が進化します。危機は、むしろ飛躍するための好機でもあります。

今回も、私たちが自らの生き方を選び、この国の形をつくります。目指すべきは、安心と活力ある社会です。世界に類を見ない高齢化を社会全体で支え合う、安心できる社会、世界的な課題を創意工夫と技術で克服する、活力ある社会です。

そのために政府は何をなさなければならないのか、私たちはこの点についても既に多くのことを学んでおると思います。それは、官から民へといったスローガンや、大きな政府か小さな政府かといった発想だけでは在るべき姿は見えないということでもあります。

政府が大きくなり過ぎると、社会に活力がなくなりました。そこで、多くの先進諸国は、小さな政府を目指し、個人や企業が自由に活動することで活力を生み出しました。しかし、市場にゆだねればすべてがよくなるというものではありません。サブプライムローン問題と世界不況がその例であります。今、政府に求められる役割の一つは、公平で透明なルールをつくること、そして経済発展を誘導することです。

もう一つの政府の役割は、みんなが参加できる社会をつくること、そして安心な社会を実現することです。

日本は、勤勉を価値とする国です。この美德が今日の繁栄を築きました。それを続けるためにも、高齢者、障がい者や女性も働きやすい社会、努力が報われる社会をつくること

が重要であります。また、競争に取り残された人を支えること、再び挑戦できるようにすることが重要です。

この点において、我が国はなお不十分であることを認めざるを得ません。日本の行政は、産業の育成には成功しました。これからは、政府の重点を生活者の支援へと移す必要があろうと存じます。

国民の安心を考えた場合、政府は小さければよいというわけではありません。社会の安全網を、信頼に足る、安定したものにしなければなりません。中福祉を目指すならば、中負担が必要であります。私は、景気回復と政府の改革を進めた上で、国民に必要な負担を求めます。

現在の豊かで安全な日本は、私たちがつくったものです。未来の日本もまた、私たちが作り上げていくものだと思っております。過去2回がそうであったように、変革には痛みが伴います。しかし、それを恐れてはならないと思っております。暗いトンネルの先に明るい未来を示すこと、それが政治の役割です。よき伝統を守り発展させる、そのために改革する、それが私の目指す真の保守であります。

私は、世界にあっては新しい秩序づくりへの貢献を、国内にあっては安心と活力ある社会を目指します。

(2 活力ある社会)

以下、当面する課題と政府の取組について述べさせていただきます。

第1の課題は、活力ある社会づくりです。(景気対策・雇用対策)

私は、当面は景気対策、中期的に財政再建、中長期的には改革による経済成長と申し上げております。まず急がねばならないこと、それは景気対策です。

世界が同時に、かつてない不況に入りつつあります。日本もまた、この世界不況から逃れることはできません。しかし、大胆な対策を打つことで、世界で最初にこの不況から脱出することを目指します。異常な経済には異例な対応が必要であります。

第1次補正予算、第2次補正予算、そして平成21年度予算、これら三つを切れ目なく、

いわば3段ロケットとして進めてまいります。経済対策の規模は約75兆円となります。予算と減税額では合計約12兆円、国内総生産に比べて約2%となります。諸外国の中でも最大規模の対策であります。

その際には、生活者、中小企業、地方の三つに重点を置きました。公共事業などの従来型の景気対策ではなく、生活や雇用を守ることを目的とするものであります。生活防衛のための大胆な実行予算、平成21年度予算をこう呼びたいと思います。

職を失った派遣労働者の方々には、急ぎ昨年の末から、雇用促進住宅などの住居を提供しております。雇用保険につきましては、非正規労働者が給付を受けやすいよう、適用基準を1年以上の雇用見込みから6か月に短縮します。雇用保険料を引き下げます。標準的な世帯で年間約2万円に当たります。

日雇い派遣を原則禁止にするなど、労働者派遣制度を見直します。派遣労働者、内定を取り消された学生、年長フリーターを正規雇用した事業主に対して助成します。雇用創出のため、地方に4,000億円の基金をつくります。これは、将来につながる事業、例えば高齢者の介護や配食サービスなどにつなげていきたいと思っております。これらにより、3年間で160万人の雇用を見込みます。

定額給付金は、1人当たり1万2,000円をお渡しいたします。子どもや高齢者には2万円。子ども2人の4人家族では6万4,000円になります。さらに、1兆円規模の減税を行います。住宅ローンの減税につきましては、控除可能額を過去最大となる600万円に引き上げます。自己資金で省エネ改修やバリアフリー改修をしても減税します。

中小企業対策につきましては、昨年末までに、緊急保証と特別の貸付けを合わせて、約22万件、4兆5,000億円の実績が上がり、資金繰りに大きな効果を発揮しました。さらに、第2次補正予算によって、保証・貸付枠を30兆円に拡大します。また、中小企業の法人軽減税率を、2年間、18%に引き下げます。従業員の雇用を守りつつ後継者に経営が引き継がれた場合には、相続税や贈与税を猶予します。

(責任ある財政運営)

大胆な財政出動を行うからには、財政に対する責任を明確にしなければなりません。また、持続可能な社会保障制度を実現するには、給付に見合った負担が必要であります。そのために、社会保障と税財政に関する中期プログラムを閣議決定いたしました。経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制抜本改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講じます。その実施時期は経済状況をよく見極めて判断しますが、私としては、2011年度に向けて景気が回復するよう全力を尽くします。

これは、社会保障を安心なものにするためです。子や孫に負担を先送りしないためであります。

国民に負担をお願いするに当たっては、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続が大前提です。例えば、公益法人への支出を平成18年度に比べ約4割削減します。私のしごと館など、無駄が指摘されている事業を廃止します。国の行政機関の定員については、社会保険庁の廃止によるものを含め、約1万5,000人を純減します。道路特定財源は、すべて一般財源化します。

国の出先機関の二重行政を排除するため、その事務や権限を地方自治体に移譲し、抜本的に統廃合します。縦割り行政の弊害を打破するため、内閣人事局を設置するとともに、公務員制度改革全体の工程表を策定し、改革を前倒して実行します。天下りなど、公務員の特権と批判される慣行につきましても厳しく対応し、押し付け的あっせんを根絶します。(改革による経済成長)

世界は、人口急増や新興国の経済成長、資源制約や環境制約の高まりといった、人類史上例を見ない構造変化に直面をいたしております。未来を先取りし、世界が直面する課題の解決を先導する、そのような商品やモデルをつくるのが我が国の持続的な成長をもたらします。

そのため、新たな成長戦略を策定します。昨年秋に取りまとめた新経済成長戦略を基礎としつつ、雇用や市場の創出に重点を置いた

三つの柱といたします。

具体的には、世界最高水準の環境技術と社会システムの構築を目指す低炭素革命。i P S細胞など最先端の医療研究の活用や、優しく、しかも効率的な医療・介護サービスを実現する健康長寿。魅力ある地域、アニメなどのコンテンツ、ファッションなどのブランド力、おいしく安全な食べ物といった日本らしいソフトパワーを生かす底力発揮。今後2、3年で、集中的なインフラ整備、研究開発、規制・制度改革に一体的に取り組むとともに、成長を支える情報通信技術の戦略も策定いたします。

アジアは世界の成長センターでもあります。その自律的成長を我が国の成長につなげるためにも、アジアの成長力強化と内需拡大のための戦略的国際協力を、東アジア・アセアン経済研究センターも活用しつつ進めてまいります。WTOドーハ・ラウンドの早期妥結や経済連携協定の交渉に取り組みます。

新たな農政改革を推進します。農業に潮目の変化が訪れております。食料の安全、安心を確保し、自給力を向上させるため、従来の発想を転換し、すべての政策を見直します。

まず、平成の農地改革法案を今国会に提出します。所有から利用への転換であります。また、意欲ある若者や企業の参入を進めるとともに、経営対策によって担い手の経営を支えます。さらに、米粉や飼料用の米の生産を本格的に進め、自給率の低い麦、大豆の生産を拡大するなど、水田フル活用への転換元年といたします。これらによって、農山漁村に雇用とにぎわいを生み出します。

（地域経営）

景気後退による経済と雇用への打撃は、地方ほど深刻であります。地方自治体が地域を活性化できるようにするためには、財源と権限が必要であります。地方税や地方交付税の減少分を補てんするのに加え、地方交付税を1兆円増額します。インフラ整備のために、使い勝手のよい地域活力基盤創造交付金を創設します。

分権型社会が目指すべき国の形であります。知事や市町村長が地域の経営者として腕を振

るできるようにしなければなりません。地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方自治体の活動について、国による義務付けを見直し、自由度を拡大します。

（3 安心できる社会）

課題の第2は、暮らしの安心です。

（社会保障）

暮らしの安心は、年金、医療、介護など、社会保障制度への信頼があってこそ成り立ちます。

年金記録問題により、公的年金制度に対する信頼が損なわれました。国民の皆様には改めておわびを申し上げる次第です。既に、ねんきん特別便をすべての現役加入者と年金受給者の方にお送りをし、御自身の記録を確認していただいております。これに加え、4月から、順次、標準報酬の記録もお送りいたします。紙台帳との突き合わせを含め、計画的、効率的に記録回復作業を進めます。

医師不足など地域医療をめぐる問題に対しては、医師養成数を増員し、勤務医の勤務環境を改善します。救急医療も、消防と医療の連携などにより、患者を確実に受け入れられるようにいたします。長寿医療制度につきましては、更に議論を進め、高齢者の方々にも納得していただけるよう見直しを行います。4月から介護報酬を引き上げ、介護従事者の処遇を改善いたします。

少子化対策につきましては、妊婦健診を14回分すべて無料にいたします。出産育児一時金も42万円に引き上げます。また、平成22年度までに15万人分の保育所などを増やします。

（安全と安心）

昨年は、食の安全や暮らしの安全を脅かす事件が相次いで発生いたしました。消費者の利益を守るため、一日も早い消費者庁の設立に向け、関連3法案の成立を急ぎます。あわせて、地方自治体が相談窓口を増設し、きめ細かに対応ができるようにいたします。

昨年の交通事故死者数は5,100人余りとなり、昭和45年のピーク時に比べ、3分の1以下に減らすことができました。今後10年間で更に半減させます。新たな犯罪対策を進め、世界一安全な国日本を目指したいと存じます。

他方、自殺者は年間3万人を超えております。だれもが生きやすい社会をつくらなければなりません。学校施設の耐震化も前倒しで実施いたします。

日本に定住する外国人やその子どもが増加しつつあります。新たに設けた担当組織のもと、地域における支援を進めます。ニートや引きこもりなど、困難を抱える若者を支援するため、新法をつくりまします。

裁判員制度が5月から始まります。国民が刑事裁判に参加することで、司法をより国民に身近なものとするための改革でもあります。(教育)

国づくりの基本は、人づくりです。

小中学校の新学習指導要領を4月から一部先行実施し、理数教科などの授業時数を1割程度増加させまします。これによって学力を向上させ、豊かな心や健やかな体をはぐくみます。また、学校に携帯電話を持ち込ませず、有害情報やネットいじめから小中学生を守る対策を進めます。

昨年の日本人4名のノーベル賞受賞は、画期的な出来事であったと存じます。大阪の町工場の技と夢が詰まった「まいど1号」が今、宇宙を飛んでおります。基礎研究を充実させるとともに、科学研究費補助金など約900億円を投じて、若手研究者などの多様な人材が活躍できる環境を整備いたします。また、英語による授業のみで学位が取得できるコースや、世界トップレベル研究拠点プログラムを推進し、大学の国際競争力を強化します。

さらに、経済状況の厳しい中でも不安なく教育を受けられるようにすることや、国際的に活躍できる人材の育成などについて、日本の将来を見据え、教育再生懇談会において幅広く検討を進めます。

2016年オリンピックの日本開催に向けた支援に努めます。

(環境)

地球温暖化問題の解決は、今を生きる我々の責任であります。同時に、環境問題への取組は、新たな需要と雇用を生み出す種でもあります。成長と両立する低炭素社会、循環型社会を実現いたします。

我が国が持つ世界最先端の環境・エネルギー技術を更に伸ばすことが必要です。太陽光発電や環境対応自動車の開発普及などを進めてまいります。排出量取引の試行を通じて、実効性のある日本型モデルを構築します。温室効果ガスを削減する中期目標を、科学的、総合的観点から検討した上で決定します。

本年末までに、地球温暖化対策の次期枠組みを決める国際会議が開催されます。すべての主要国が参加する、公平で実効ある枠組みの構築に向け、積極的な役割を果たしてまいります。

(4 世界への貢献)

課題の第3は、世界の平和と安定に向けた貢献であります。

国際社会の平和と安定は、日本はもとより、世界の発展に欠かすことができません。私は、日米同盟を基軸にしながら、アジア太平洋諸国との連携、国連などの場を通じた国際協調を重要な柱として、平和と安定の構築に全力を尽くしてまいります。

(日米同盟・アジア太平洋)

まず、米国とは、オバマ大統領とともに、同盟関係を更に強化いたします。金融危機への対応はもちろん、テロとの闘い、核軍縮・不拡散、気候変動といった地球規模の課題に連携して取り組んでまいります。在日米軍再編については、沖縄など地元の声に耳を傾け、地域の振興に全力を挙げて取り組みながら、引き続き着実に進めてまいります。

先般、日中韓首脳会議を初めて独立した形で開催し、未来志向で包括的な協力を進める大きな一歩を踏み出しました。中国との戦略的互惠関係、韓国との成熟したパートナーシップ関係を通じて、アジアと世界の平和と安定に貢献してまいります。

ロシアとは、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、領土問題の最終的解決に向けた交渉を進めるとともに、幅広い分野での関係を進展させまします。

北朝鮮につきましては、拉致、核、ミサイル問題などを包括的に解決し、不幸な過去を清算し、日朝国交正常化を実現すべく取り組みまします。また、六者会合におきましては、非

核化プロセスを前進させるとともに、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向け、北朝鮮に対し、早期に全面的な調査のやり直しを開始するよう、具体的な行動を強く求めてまいります。

（自由と繁栄に向けての支援、テロ・海賊対策）

私には、一つの信念があります。それは、経済的繁栄と民主主義を希求する先に平和と幸福は必ずや勝ち取れるというものであります。これは戦後日本の歩みでもあります。私が自由と繁栄の弧という言葉で表現したように、自由、市場経済、人権の尊重などを基本的な価値とする若い民主主義諸国の努力を積極的に支援します。

日本は、国際社会の責任ある一員として、また、この1月からは国連安保理非常任理事国として、積極的な役割を果たしてまいります。ODAを活用し、アフリカを初めとする途上国の安定と発展、テロとの闘い、貧困や環境問題、水問題など地球規模の課題の解決に貢献をします。資源・エネルギー外交を進めます。インド洋における補給支援活動を継続し、国際的な平和協力活動などに積極的に取り組んでまいります。

また、ソマリア周辺などでの海賊の襲撃は、日本を含む国際社会にとっての脅威であり、緊急に対応すべき課題であります。関係国との連携のもと、実行可能な対策を早急に講じ、新たな法制の整備を検討します。

（おわりに）

世界経済の一段の減速に伴い、日本経済も急速に悪化をいたしております。景気の後退を食い止め、不況から脱出するためにも、予算及び関連法案を早急に成立させることが必

要です。これが日本の経済を、そして日本の将来を決めると存じます。経済成長なくして、財政再建も、安定した社会保障制度もあり得ません。

今こそ、政治が責任を果たすときだと存じます。国会の意思と覚悟が問われております。国民が今政治に問うもの、それは金融危機の津波から国民生活を守ることができるか否かです。

与野党間に意見の違いがあるのは当然です。しかし、国民が望んでいるのは、単に対立するのではなく、迅速に結論を出す政治です。政府・与党としては、最善と思われるものを提出しております。野党にもよい案があるなら、大いに議論をしたいと思っております。ただし、いたずらに結論を先送りする余裕はありません。

とかく、物事を悲観的に見る人がおられます。しかし、振り返ってみてください。日本は、半世紀にわたって平和と繁栄を続けました。諸外国からは尊敬される、一つの成功モデルでもあります。そして日本は、優秀な技術、魅力ある文化など、世界があこがれるブランドでもあります。自信と誇りを持ってよいと存じます。日本の底力は、必ずやこの難局を乗り越えます。そして、明るく強い日本を取り戻します。

私は、自由民主党と公明党の連立政権の基盤に立ち、新たな国づくりに全力を傾注してまいります。決して逃げることはありません。国民の皆様とともに、着実に歩みを進めてまいります。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

(2) 中曽根外務大臣の外交演説

（外交の基本方針）

外交の基本方針について所信を申し述べます。

外交の目的は、我が国の国益、すなわち我が国の安全と繁栄及び我が国国民の生命財産の確保にあります。そのためには世界の平和

と繁栄が不可欠であり、我が国としても、その実現に大きな責任を有しております。

現在、国際社会は、深刻な経済危機に直面をしております。また、国際テロリズム、やむことのない地域紛争、待ったなしの気候変動問題と、引き続き困難で早急に取り組むべ

き課題が山積をしております。今こそ、諸課題に対する我が国の考えを明確に示し、国際社会をリードする積極的、主体的な外交を展開すべきと考えます。私は、時代の変化に適應した戦略を持って外交を進めるため、全力で取り組んでまいります。

昨年、我が国は、北海道洞爺湖サミット、第4回アフリカ開発会議（TICAD4）を主催し、国際社会共通の課題の解決に向け、大きな成果を達成いたしました。本年から2年間、我が国は、国連安全保障理事会の一員として、国際社会の中で新たな重責を担うことが期待されています。国際社会の現状を見れば、私たちの歩むべき道は決して平坦ではありません。我が国が、自らの繁栄を追求し、国際社会において名誉ある地位を得んと希望するのであれば、国を挙げて現下の諸困難に立ち向かう気概が必要であります。

本年、日本外交が自らに課すべき命題として、第1に、日米同盟の強化と近隣諸国との協力関係の推進、第2に、基本的価値を共有する諸国との連携を深めつつ国際情勢の安定を図ること、第3に、我が国の経験と英知を活用して人類共通の問題の解決にリーダーシップを発揮することの3点につき申し述べます。

（米国）

日米同盟は、日本外交のかなめであり、同時に、アジア太平洋地域の平和と安定の礎です。

この1月20日には、アメリカ国民の期待が極めて高いオバマ氏が、新たな責任の時代を掲げ、大統領に就任いたしました。同大統領は、外交政策においては、引き続き国際的リーダーシップを発揮し、世界の平和と安定に貢献していく旨、度々明言しています。

新政権との間で、強固な信頼関係のもと、我が国から率直かつ具体的な提案を行うことにより、ともに課題に取り組む緊密な協力関係を構築し、日米同盟を一層強化するとともに、アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄に向けて力を尽くしてまいります。その一環として、抑止力の維持と沖縄など地元の負担軽減を図るべく、在日米軍再編を着実に実施し、

日米安保体制を堅持してまいります。

さらに、世界の平和と繁栄の実現に向け、金融・世界経済の問題、テロとの闘い、気候変動・エネルギー、核軍縮・不拡散及びアフリカ開発といったグローバルな課題への対応においても、新政権と一層緊密に連携してまいります。

（アジア近隣諸国との関係強化）

我が国は、アジアの一員として、アジア太平洋諸国とともに地域の平和と安定を維持し、ともに繁栄し発展していかねばなりません。

昨年、初の単独開催となる第1回日中韓サミットを福岡で開催し、様々な分野における協力の推進について一致するという大きな成果を挙げました。日本、中国、韓国が互いに連携と協力を推進することは、アジア地域の今後の発展にとっても有意義であります。個別の懸案は存在するものの、3か国の首脳が個人的な信頼関係を築くという意味でも極めて意義深い会合でありました。今後とも、両国とは、首脳レベルはもとより、外相レベルにおいても頻繁に意見交換を行うよう努めてまいります。

中国とは、引き続き首脳を含むハイレベルでの交流を積み重ね、東シナ海の資源開発や食の安全などの個別の懸案にも適切に対処しながら、戦略的互惠関係の構築を引き続き推進し、アジアと世界の平和と安定にともに貢献していく考えであります。

先日、麻生総理は、シャトル首脳外交の一環として韓国を訪問しました。首脳会談において確認されたとおり、未来志向の成熟したパートナーシップ関係の構築に向け、二国間にとどまらず、国際社会においても幅広い協力関係を築いていく所存です。

北朝鮮については、日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を図るべく、引き続き努めてまいります。

六者会合において早期にしっかりとした検証の具体的枠組みに合意し、非核化プロセスを前進させると同時に、早期に北朝鮮による拉致問題の全面的な調査のやり直しを開始さ

れ、生存者の帰国につながるような成果が得られるよう、引き続き真剣に取り組めます。

重要な隣国であるロシアとは、昨年11月に行われた日ロ首脳会談の結果を踏まえ、アジア太平洋地域における重要なパートナーとしての関係を構築するため、外相レベルを含めて、北方領土問題の最終的解決に向けて強い意思を持って交渉を進めます。また、極東・東シベリア地域での協力を含め、幅広い分野での協力を進展させます。

基本的価値を共有するインドや豪州との間でも、安全保障や経済連携を含め、多様な分野で関係を発展させていきます。

東南アジア諸国連合（ASEAN）の各国との関係を、本年の日メコン交流年や重層的な経済連携の取組などを通じて、多くの分野で強化し、また、ASEANの統合と発展を力強く支援してまいります。

現下の世界的な金融経済の混乱の中で、アジア諸国が、開かれた成長センターとして世界経済に貢献することが重要です。アジア太平洋経済協力（APEC）や東アジア首脳会議などの枠組みを活用して、アジア諸国とともに、この地域の経済的安定と発展のために一致して取り組んでまいります。

本年5月に北海道にて開催する第5回太平洋・島サミットを通じ、気候変動を含む様々な課題の解決に向けた取組への支援を強化し、太平洋島嶼国との関係強化を図ります。

（基本的価値の共有と平和と安定への協力）

アジア以外の地域においても、基本的価値を共有する国々と連携しつつ、平和と安定のために協力してまいります。

基本的価値を共有する欧州諸国や欧州連合、北大西洋条約機構などとの連携を強化してまいります。また、バルト諸国や中東欧、中央アジア・コーカサス、南アジアといった民主化と市場経済化を進める国々との対話や協力を引き続き取り組んでまいります。

我が国が原油の約9割を輸入する中東地域の平和と安定は、世界全体の安定と我が国のエネルギー安全保障にとって不可欠の条件です。中東諸国との間で、資源にとどまらない重層的な関係を強化してまいります。

最近のガザにおける情勢悪化により民間人に多数の死傷者が出たことを遺憾に思います。イスラエル、パレスチナ武装勢力の双方による停戦の表明を歓迎いたしますが、これが持続的な停戦につながることを重要です。そのための関係者への働きかけや、ガザ地区の人道状況改善のための1,000万ドルの支援などを着実に実施してまいります。その上で、平和と繁栄の回廊構想などを通じ、中東和平プロセスの進展を最大限支援してまいります。

先般、自衛隊は、約5年にわたるイラクでの任務を無事完了しました。その活動は、イラクを初め国連、関係諸国から高い評価と多くの感謝を受けております。私も、隊員一人ひとりが厳しい環境下でありながら使命感を持って立派に任務を果たしたことに、心から、御苦労さまでしたと言葉をかけたと思います。

我が国としては、引き続き、復興支援の成果を根づかせ、イラクとの幅広い分野での協力及び長期的な友好関係を構築してまいります。

イランの核問題の平和的、外交的解決のため、国際社会と緊密に協力するとともに、伝統的な友好関係に基づくイランへの働きかけを行ってまいります。

ブラジル及びメキシコを初め、経済面での存在感と国際場裏での発言力を増している中南米諸国との関係も強化してまいります。その一環として、東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラムの外相会合を日本で開催し、アジアと中南米との協力強化に主導的役割を果たしてまいります。

（我が国の知見を生かした国際協力）

次に、我が国の経験と知見を生かして国際的なリーダーシップを発揮すべき問題について、何点か取り上げたいと思います。

（世界経済）

中でも、現下の金融経済危機の克服は、我が国を含む国際社会の喫緊の課題です。

麻生総理は、昨年11月の金融・世界経済に関する首脳会合において、我が国の経験を踏まえた具体的な提案を行い、各国の連帯を呼びかけました。早急に実体経済の悪化を食い

とめ、各国が保護主義に陥ることを防ぐことにより、世界経済の安定を確保し、危機再発を防止することが必要であります。我が国は、4月にロンドンで開催される第2回首脳会合などを通じて、各国と協調して積極的に取り組んでまいります。

世界貿易機関（WTO）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結、経済連携協定や投資協定などの交渉及びこれら協定の活用に積極的に取り組みます。知的財産権保護の強化に向けた国際的な取組にも引き続き注力いたします。

また、中長期的視点に立って、エネルギー・資源を安定的に確保するため、主要生産国との関係強化に加え、輸入先とエネルギー源双方の多様化を図ります。二国間及び多国間の協力を通じて、輸送路の安全対策も強化してまいります。さらに、近年の世界的食料需給のひっ迫を踏まえ、食料安全保障の一層の強化に向けた具体的施策に取り組んでまいります。

（環境・気候変動問題）

地球環境の保全は、未来に対する我々の責任です。特に、気候変動問題については、2013年以降の枠組みについて、本年末の国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議（COP15）において合意を得ることとされており、本年は国際交渉が本格化します。

我が国としては、北海道洞爺湖サミットやCOP14の成果を踏まえ、すべての主要経済国が責任ある形で参加する実効的な枠組みの構築に向け、引き続きリーダーシップを発揮してまいります。また、途上国の温室効果ガス排出削減や気候変動の悪影響への対応などに積極的に協力をいたします。

さらに、我が国の知見や技術を生かし、新興経済国におけるエネルギー効率の向上、再生可能エネルギーや省エネ技術の活用に向けて、国際社会と協力して取り組むとともに、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提として原子力協力を推進してまいります。

（軍縮・不拡散・科学）

先月、私は、ノルウェーを訪問し、クラスター弾に関する条約に署名してまいりました。

この条約は、人道上懸念のあるクラスター弾を禁止する歴史的意義のあるものです。我が国は、被害者支援を含む国際的な取組に引き続き積極的に貢献してまいります。

また、我が国は、唯一の被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け、現実的かつ具体的な取組を主導します。2010年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の成功に向けて、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会を含め、関係国との協力を強化していく考えです。

さらに、我が国の優れた科学技術を生かし、国際協力や宇宙分野での取組などを推進してまいります。

（テロ・海賊対策など）

テロリズムは、自由で開かれた社会に対する挑戦であり、テロリズムの撲滅は、我が国自身の国益であります。インドのムンバイにおける連続テロ事件では、日本人を含め、多くの方々が犠牲になりました。改めて、犠牲者の皆様に心から哀悼の意を表します。

我が国は、テロ対策としてインド洋における補給支援活動を行っているほか、アフガニスタンが再びテロの温床にならないよう、同国において、治安面や経済復興において医療や教育を初め幅広い支援を実施してきています。アフガニスタンの地方復興チームへの文民派遣などを含め、支援の取組を一層強化してまいります。さらに、テロとの闘いの前線国家であるパキスタンにおけるテロ撲滅や経済安定化への同国政府の取組を支援してまいります。

海洋国家であり、貿易国家でもある我が国にとって、航行の安全や海上の安全確保は、国家の存立と繁栄に直結する極めて重要な問題です。現在、海上交通路において海賊行為が多発、急増していることは、大変懸念すべき事態であります。航行の安全確保や、何よりも日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策はまさに火急の課題であり、新たな法整備の検討を進めるとともに、できることから早急に措置を講じてまいります。

（国際平和協力）

国際社会の平和と安定があってこそ我が国

の国益も実現されるとの思いから、国連平和維持活動（PKO）を初めとする国際的な平和活動を一層拡充する考えです。

今後2年間、国連安全保障理事会の一員として、積極的かつ建設的な役割を果たしてまいります。同時に、国連がより効果的にその任務を果たすためにも、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革の早期実現を目指し、本年2月に開始される政府間交渉に臨む決意であります。

（政府開発援助）

重要な外交手段である政府開発援助（ODA）を積極的に活用し、途上国の人づくり、国づくりを支援するとともに、地球的規模の課題の解決に貢献することは、我が国自身の国益にかなうものです。我が国として、戦略的な国際協力の実施に一層努めてまいります。

第4回アフリカ開発会議（TICAD4）や北海道洞爺湖サミットで約束した支援策を着実に実施していきます。人間の安全保障の理念に基づき、アフリカ諸国を初めとする開発途上国に対し、貧困削減、教育、保健、水・衛生などの分野で支援し、ミレニアム開発目標達成に向けても貢献してまいります。

同時に、平和の定着、民主化・よい統治の実現に加え、市場経済化、法制度整備、貿易・投資環境整備など、途上国の経済成長の加速化と我が国との経済交流に役立つ支援にもODAを積極的に活用していくこととしています。

非政府組織（NGO）や民間経済界とも連携を強化し、ODAの効果的、効率的な実施と、質の一層の改善を進め、援助効果の更なる向上に努めます。

（対外発信及び交流の強化）

以上のような日本外交の基本方針について諸外国の理解と信頼を増進させることは、外交政策の円滑な推進にも資するものです。このため、我が国の外交方針を力強く対外発信いたします。また、伝統文化からポップカルチャーまで、我が国の文化の魅力を戦略的に発信するとともに、日本語の普及、知的交流の促進に取り組んでまいります。2016年東京

五輪の開催実現に向けた招致活動を積極的に支援していくほか、スポーツ分野での交流も一層促進していく考えです。

（外交実施体制）

最後に、外交実施体制について一言申し上げます。

山積する外交課題に迅速に対処し、また、海外における日本人の生命財産を適切に保護するためにも、需要に見合った形での人員、組織及び情報収集・管理体制などの強化が不可欠であります。国民の皆様の御理解を得ながら、外交基盤を充実させ、我が国の外交力を一層強化してまいります。

（むすび）

私は、外務大臣就任前から現在に至るまで、数多くの国を訪問し、それぞれの国の国民に接してきました。そこで共通して感じたことは、国の大小を問わず、いずれの国においても、人々が、自分の国を愛し、自分の国に誇りを持っているということであり、我が国の憲法においても、「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」とうたわれているように、他国から信頼され尊敬されるとともに、国民が自国に誇りを持てる国づくりをすることが重要であると考えます。

冒頭でも述べましたように、外交の目的は、我が国の国益、すなわち我が国の安全と繁栄及び我が国国民の生命財産の確保、さらに、国家の名誉や威信を守ることであり、国民が自国に誇りを持てるようにすることでもありと信じます。

日本は、科学技術の力、人的資源、幾多の困難を乗り越えた実績、いずれをとっても世界に誇れるものを持っております。国際社会が山積する困難を抱えている今、我が国が積極的、主体的な外交を展開し、国際社会の中で活躍することは、国民が自信や誇りを得ることにつながるものと確信します。

外交は、党利党略を超え、与野党が一致して取り組むべきものと考えます。国民の皆様と、党派を超えた議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

(3) 中川財務大臣の財政演説

平成21年度予算の御審議に当たり、財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の概要を御説明申し上げます。

(最近の経済金融情勢への対応)

初めに、最近の経済金融情勢への対応について申し述べます。

世界の金融資本市場の状況を見ますと、米国などで急速に普及した証券化商品や金融派生商品に対して、金融機関が十分なりスク管理を怠った結果、大規模な損失が発生し、欧米主要金融機関において経営問題が表面化したこと等を契機に、市場全体が混乱に陥りました。百年に一度とも言われる金融危機であります。

金融資本市場の混乱は、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退が発生しております。我が国においても、輸出や生産が減少し、消費も停滞しており、雇用情勢が急速に厳しさを増すなど、景気は急速に悪化しております。

こうした情勢に対し、厳しい財政状況のもと、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長の3段階で経済財政政策を進めることとしております。

まず、財政面で12兆円程度、金融面で63兆円程度、合計75兆円程度となる一連の経済対策を取りまとめました。これら一連の対策に盛り込まれました各措置につきましては、可能なものから早急に実行していくこととなりますが、対策をより実効あるものとするために、これから御説明する平成21年度予算を、平成20年度第1次補正予算及び第2次補正予算とあわせて切れ目なく実行していくことが必要であると考えております。

また、金融機能強化法の改正を初めとして、金融市場の安定化や金融円滑化のための様々な施策を実施しております。

さらに、我が国は、昨年11月の金融・世界経済に関する首脳会合において、IMFに対し最大1,000億ドル相当の融資を行う用意が

あることを表明する等、積極的な貢献を行っており、各国から高い評価を受けております。

今後とも、バブル経済崩壊後の危機を自らの力で克服した経験も生かしながら、金融危機後の新しい世界経済金融に対応した枠組みづくりの議論に積極的に参加するとともに、我が国の景気回復を図って、世界経済に貢献してまいりたいと考えております。

(我が国財政の現状と財政健全化の取組)

次に、我が国財政の現状と財政健全化の取組について申し述べます。

既に申し述べましたとおり、我が国経済は、世界的な金融危機の渦中にあります。一方、我が国の財政は、国、地方を合わせた長期債務残高が平成21年度末には804兆円、対GDP比で158%になるなど見込まれ、主要先進国の中で最悪の水準にあると、極めて厳しい状況にあります。

金融・世界経済に関する首脳会合の宣言にもあるとおり、即効的な対応が求められる中であっても、財政の持続可能性を保持する政策の枠組みを維持していくことが必要であります。とりわけ、巨額の債務を抱えております我が国にとりましては、財政健全化は、安定した経済成長を図る上でも重要な課題であります。当面、現行の基礎的財政収支に関する努力目標のもとで、景気回復を最優先としつつ、財政健全化の取組を進めてまいります。

また、中期的な財政責任を果たし、社会保障に対する国民の安心強化を図るため、昨年末に閣議決定いたしました中期プログラムに従い、消費税を含む税制抜本改正に向けた取組を進めてまいります。

(平成21年度予算及び税制改正の概要)

続いて、平成21年度予算及び税制改正の概要を御説明申し上げます。

平成21年度予算は、世界的な経済金融危機にあって、国民の生活と日本経済を守るための施策を大胆に実行する、生活防衛のための大胆な実行予算であります。

国民生活を守るため、医師確保・救急医療

対策、雇用対策、出産・子育て支援などの施策を講じます。また、日本経済を守るためのセーフティーネットや、将来の成長の芽を育てるための施策を盛り込んでおります。これらの重要施策については、重要課題推進枠を活用するなどにより、思い切ってメリ張りをつけました。

また、財政規律を維持する観点から、基本方針2006等に基づく改革を継続しております。さらに、行政支出総点検会議における指摘等も踏まえ、厳格に政策の必要性を精査することなどにより、徹底した無駄の削減を図り、公益法人への支出、特別会計の支出、広報経費等の行政経費等について、大幅な削減を行っております。

一般歳出は、51兆7,310億円であります。基礎年金の国庫負担割合の引上げや道路特定財源の一般財源化等により、前年度当初予算に比べ4兆4,465億円の増となっております。

地方財政につきましては、地方公共団体が、雇用創出等を図ることとともに、地方における安全、安心の確保や地域活性化に向けた事業を円滑に実施することができるよう、地方交付税を1兆円加算しております。また、国税及び地方税収の落ち込みに対し適切な補てん措置を講じつつ、地方における歳出改革は継続しております。この結果、地方交付税交付金等について、前年度当初予算と比べ9,597億円増加の16兆5,733億円としております。

これらに国債費20兆2,437億円を合わせた一般会計総額は、前年度当初予算と比べ5兆4,867億円増加の88兆5,480億円としております。

一方、歳入につきましては、租税等の歳入は、景気の悪化等により、前年度当初予算と比べ7兆4,510億円減少の46兆1,030億円を見込んでおります。その他収入は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの4兆2,350億円の受入れを含め、9兆1,510億円を見込んでおります。

以上のように、歳出歳入両面におきまして最大限の努力を行う一方、税収が大幅な減少となる中、新規国債発行額につきましては、33兆2,940億円となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、財政投融資特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより臨時的財源を確保し、基礎年金の2分の1を国庫で負担することとしております。また、歳出の効率化を図るため、後発医薬品の使用を促進する一方、医師確保・救急医療対策や出産・子育て支援などの重要課題に重点を置いております。なお、雇用対策につきましては、住宅・生活支援、雇用維持、再就職支援等に対応しております。

文教及び科学振興費につきましては、基礎学力の向上等を目指して、新学習指導要領に対応した教育環境を整備し、学校、家庭、地域の連携を支援するとともに、ノーベル賞につながるような基礎研究等に対する支援に重点を置いて、メリ張りをつけながら科学技術振興費を増額しております。

防衛関係費につきましては、在日米軍再編事業への対応や防衛力の向上等を図る一方、コスト削減への取組など、経費の合理化、効率化を行っております。

公共事業関係費につきましては、道路特定財源制度を廃止してすべて一般財源化するとともに、特定財源制度を前提とした地方道路整備臨時交付金を廃止し、地域活力基盤創造交付金を創設いたしました。あわせて、社会保障財源への拠出を行います。その上で、国民生活の安全、安心の確保、地域の自立、活性化及び成長力強化に資する事業等への重点化を図っております。

経済協力費につきましては、メリ張りを強化し、無償資金協力、JICA技術協力を9年ぶりにプラスするなど、ODA全体の事業量の増加を図っております。

中小企業対策費につきましては、現下の経済金融情勢を踏まえ、信用保証制度等の中小企業金融の基盤強化、下請適正取引の推進、事業承継支援、中小企業と農林水産業との連携に関する施策等に重点化を図っております。

エネルギー対策費につきましては、特別会計改革の一環として特別会計の歳出総額を抑制するとともに、低炭素社会実現やエネルギー安定供給確保への対応等に重点化を図って

おります。

農林水産関係予算につきましては、強い農林水産業の創設に向けて施策の選択と集中を行い、食料供給力の強化、農商工連携の推進、農山漁村の活性化等を図っております。

治安関係予算については、治安関係職員の増員を初め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた重点化を図っております。

また、経済金融情勢の変化等を踏まえ、果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うため、経済緊急対応予備費を新設しております。

国家公務員の人件費につきましては、行政機関で1万4,805人の定員純減を行うこととし、社会保険庁改革関連の移行減を除いても、平成18年度以降の純減計画期間中、最大の2,525人の純減とすることのほか、給与構造改革等を的確に予算に反映することとしております。

あわせて、平成21年度財政投融资計画につきましては、現下の経済金融情勢を踏まえ、企業の資金繰り対策等、必要な資金需要に的確に対応するため、前年度当初予算と比べ、10年ぶりの増加となる14.4%増の15兆8,632億円としております。

また、借換債及び財投債を含む国債発行総額につきましては、132兆2,854億円と、4年ぶりに増額となりました。国債残高が多額に上る中、引き続き、国債管理政策を財政運営と一体として適切に運営する必要があり、国債発行に当たっては、安定消化と中長期的な調達コストの抑制に努めることを基本として、市場のニーズ、動向等を踏まえた発行に取り組んでまいりたいと考えております。

税制改正について申し述べます。

平成21年度税制改正につきましては、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に

資する等の観点から、住宅・土地税制、法人税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について、必要な改正を行うこととしております。

具体的には、住宅ローン減税を大幅に拡充するとともに、新エネ・省エネ設備等について即時償却を可能とする措置の導入、中小法人等の軽減税率の引下げや欠損金の繰戻し還付の復活、環境対応車への自動車重量税の減免など、幅広い措置を講じることとしております。

(むすび)

以上、財政政策等の基本的な考え方と、平成21年度予算の大要について御説明申し上げます。

国民生活と日本経済を図るための施策が来年度当初から直ちに実施されるために、平成21年度予算を今年度内に成立させることが必要不可欠でございます。関係法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

我が国は、戦後の荒廃から立ち直り、奇跡とも呼ばれた高度経済成長をなし遂げ、二度の石油危機といった厳しい試練をも乗り越えてまいりました。

今また、世界は金融危機の最中にあります。しかし、私は、これまで幾多の試練を乗り越えてきた我が国、そして我々日本人に、乗り越えられない困難はないとたく信じております。我が国が持つ潜在能力を存分に発揮させ、国民の皆様元気と自信を取り戻していくことに、私も全力を挙げてやっていく決意でございます。

国民各位の御協力と御理解を切にお願いする次第でございます。

(4) 与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説

(1 経済危機の克服に向けて)

世界の金融資本市場と主要国の実体経済は、まさに歴史的な混乱と危機に直面しております。

金融は、古来、相互の信頼を基礎としてまいりました。昨年9月のいわゆるリーマン・ショックは、相互の信頼に深刻な亀裂をもたらし、世界的な信用収縮を背景に、金融資本

市場は大きく混乱しております。また、その混乱が、様々な経路を通じて各国の実体経済の急激な落ち込みを引き起こすに至っております。

世界経済が一体化を強める中で、我が国もまた、その混乱と落ち込みから逃れることはできません。国内における金融や雇用の先行き不安が増幅し、経済活動の萎縮が更なる萎縮を招く懸念も生じております。我々は、不安と萎縮の連鎖の入り口をうかがっている状況にあります。

しかしながら、1929年の大不況を単純に連想し、ゆえなき萎縮に陥るのではなく、そのようなことをすれば事態は悪くなるばかりであります。世界は歴史に学んでいます。各国が緊密な国際協調のもとで各般の政策を思い切った講じていけば、大不況の悲劇を繰り返すことはあり得ません。我が国においても、バブル崩壊の経験を経て、金融危機対応のための諸制度は国際的に見ても相当に充実しております。

政府としては、まず、国内における不安と萎縮の連鎖を断固として断ち、次に、すべての世代が安心できる社会保障制度の再構築を行い、同時に、アジアを初め世界が直面する様々な課題の解決を主導していく中で我が国の成長力強化を実現していく、こうした基軸に沿って政策資源の総動員を図っていく決意であります。

(2 景気対策)

まず、不安と萎縮の連鎖を断ち切ることに全力を挙げるとの考え方のもと、事業総額75兆円の3次にわたる経済対策を取りまとめまいりました。いわゆる真水、すなわち、財政支出で見ても対GDP比2%程度の規模であり、諸外国の対策と比べても遜色のないものであります。

また、その内容についても、資金繰り支援、雇用対策、地方活性化、社会的に弱い立場の人々への支援などの施策に重点化するとともに、雇用創出などのための地方交付税や投資促進のための全額即時償却制度を初め、過去に全く例のないような思い切った措置を数多く盛り込みました。中小企業への信用保証や

政府系金融機関による資金繰り対策、株式市場活性化などについても果敢な対応を取りまとめたところであります。

とりわけ、雇用問題には最大限の力を注いでおります。意欲のあるだれもが仕事につけるようにすることは、すべてに優先する政治の課題であります。

まず、非正規労働者を中心とするセーフティネットの整備に緊急で取り組むこととしております。加えて、緊急の雇用機会確保のために、4,000億円の雇用関連基金の造成や、1兆円の雇用創出などのための地方交付税増額を行います。さらに、各地域が主体的に現場ニーズを踏まえた雇用創出を行えるように、単に予算措置のみならず、事業者間の連携促進や制度改革により地域の取組を全力で支援してまいります。

中長期的には、環境、介護、農林、観光分野など、成熟社会にふさわしい戦略的市場創出によって新規の雇用機会を創出してまいります。

平成20年度第1次補正予算に続き、第2次補正予算及び平成21年度予算、税制改正を初めとする関連法案などによって、これらの施策を迅速に実行し、国民生活の防衛と景気底割れの防止に向けて政府の総力を挙げて取り組んでまいります。

また、金融政策については、日本銀行が内外の厳しい金融情勢に対して迅速かつ適切な対応を行っていると考えており、政府は、日本銀行と一体となって適切な経済運営に向け、引き続き万全を期す所存であります。

(3 社会保障の安心強化と財政再建)

次に、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラムについて申し上げます。

不安の解消と不信の克服は、いわばコインの裏表の関係であります。金融や雇用についての不安の連鎖を断つことに全力を挙げる一方で、社会保障の安心強化の道筋や景気回復後の税財政の枠組みを正直に国民にお示しし、その責任を貫徹していくことで不信を克服していかなければなりません。

第1が、社会保障の安心強化です。

団塊世代がすべて年金受給者となる2010年代半ばまでに社会保障の費用負担の問題にめどをつけなければ、社会保障制度の持続可能性は失われていきます。一方、医療、介護を初め制度自体にも様々なほころびが生じております。効率化を図りつつ、安定財源に裏打ちされた機能強化を大胆に行い、そのほころびを直していかなければなりません。

第2が、消費税を含む税制全般にわたる抜本改革の実行です。

消費税を含む税制抜本改革は、社会保障の安心強化のみならず、持続的な経済成長と我が国の構造改革のために欠かすことはできません。まず、社会保障の安定財源の確保によって、巨額の個人金融資産を消費拡大に回していくための基盤をつくることができます。また、所得課税、法人課税など税制全般にわたる抜本改革は、社会の様々な格差の是正、経済の成長力強化、税制のグリーン化など、我が国が直面する課題に対応するために必要であります。さらに、ポスト金融危機時代における長期金利上昇のリスクに照らせば、巨額の公的債務を抱える我が国の財政再建は猶予のできない課題であります。

以上申し上げた観点を踏まえ、社会保障の機能強化を行うと同時に、消費税を含む税制抜本改革を経済好転後に速やかに実行することなどを内容とする中期プログラムを昨年末に閣議決定いたしました。

経済好転後の速やかな実行のためには、改革内容の具体化や、法案その他の制度的準備を今から早急に行う必要があります。経済財政諮問会議や政府税制調査会などにおいて集中的な議論も行いながら、政府横断的に着実な準備を推進してまいります。

(4 成長力強化)

最後に、経済の成長力強化について申し上

げます。

現在、世界は、文明史から見ても特筆すべき大きな潮流変化の過程にあります。世界的な人口増加が予想される中で環境制約や資源制約が高まり、主要国で急速に進む高齢化、国際金融システムの改革、世界経済の多極化など、幾つも大潮流変化が重なり合って、かつてない事態に直面しております。

我が国の経済社会の将来像を明示し、その実現に向けたシナリオを描くとともに、官民が今起こすべき行動を共有できる戦略を提示してまいります。将来展望を行う上での重要な観点としては、我が国の環境・エネルギー技術の力が十分発揮される低炭素社会を構築すること、医療・介護サービスの育成などにより健康長寿・子育て安心社会を実現すること、農林水産業や観光を初め多様な分野で特色を生かした活力と独自性のある地方を実現すること、世界経済をリードするアジアの新時代を実現することなどが考えられます。

経済財政諮問会議を通じて政府横断的に大胆な実行を加速し、景気回復のための下支えと中長期的な経済成長の実現を同時並行で行ってまいります。

(5 むすび)

現在の経済の状況は、経済有事とも呼ぶべきものだとして認識しております。

有事に対する対応は、最も重要なことは、国民それぞれの信頼と協力であります。この信頼と協力こそ我が国が世界に誇る最大の強みであることを、我々はいま一度思い起こすべきだと存じます。信頼を基盤とする日本の社会の成り立ちを最大限に生かして、一致協力してこの難局に立ち向かうことを、国民の皆様、議員各位に改めて心よりお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

(5) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説(1月28日)に対する質疑は、29日に鳩山由紀夫君(民主)、細田博之君(自民)及び田中眞紀子君(民主)が行い、

30日には太田昭宏君(公明)、志位和夫君(共産)、重野安正君(社民)及び亀井久興君(国民)が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

(財政、税制改革(消費税を除く。))

「住宅ローン減税」に関する質疑に対して、「住宅ローン減税については、長期の優良住宅では最高600万円、その他の一般住宅でも最高500万円の減税が盛り込まれた。さらに、個人住民税からも年間最高9万7,500円、長期優良住宅の取得に対して最高100万円が減税となる。また、省エネ、バリアフリー改修を自己資金で行う方々についても、減税措置を創設することとしている。これらの減税によって、約2.6兆円の投資拡大、約5.3兆円の経済波及、約27万7,000人の雇用創出が期待できると試算している」旨の答弁があった。

「来年度税制改正」に関する質疑に対して、「国、地方合わせて約1兆円を超える大胆な減税を行う。住宅減税のみならず、環境対応車への自動車重量税・取得税の減免、中小企業の法人軽減税率の引下げ、中小企業の雇用を維持し事業を承継した場合における相続税や贈与税の猶予、農地に係る相続税の納税猶予制度を貸付けの場合も適用対象とする等の措置を行う」旨の答弁があった。

「地方財源の充実」に関する質疑に対して、「地域を活性化するためには、地方が自由に使える財源を充実し、地方の底力を引き出すことが必要である。このため、平成21年度には、別枠で地方交付税を1兆円増額する。加えて、第2次補正予算における6,000億円の地域活性化・生活対策臨時交付金、雇用創出のための過去最大の4,000億円の基金、平成21年度において9,400億円の地域活力基盤創造交付金を創設する」旨の答弁があった。

「景気対策と財政再建」に関する質疑に対して、「まずは景気回復に全力を尽くすことが重要であり、総額75兆円の大規模な経済対策を取りまとめたところである。一方で、財政出動をするからには、中期の財政責任もきちんとして示さなければならない。また、持続可能な社会保障制度を実現するためには、給付に見合った負担が必要である。社会保障と税財政に関する中期プログラムに沿って、2011年度に向けて景気が回復するよう全力を尽くす」旨の答弁があった。

「道路特定財源」に関する質疑に対して、「平成21年度からすべて一般財源化することとしている。その中でも高速道路については、事業の重点化、効率化を図りながら、本当に必要な道路については整備を進めることが重要である。高速道路料金を無料化すると、毎年約2兆6,000億円の料金収入が失われ、約40兆円の債務の償還などが困難を来す。高速道路料金の引下げは、日本の元気の回復に効果があると考えている」旨の答弁があった。

(消費税)

「消費税を含む税制抜本改革の根拠と内容」に関する質疑に対して、「経済状況の好転を前提として、2011年度までに必要な法制上の措置を講じる。また、消費税の全税収は、確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策の費用に充てることにより、すべて国民に還元する。税率も含めた具体的な実施の在り方については、社会保障給付などに要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況などを踏まえ、今後検討していく」旨の答弁があった。

「消費税の複数税率の導入」に関する質疑に対して、「事業者の事業負担や軽減税率に係る減収分等も踏まえて検討する必要があると考えている。税制抜本改革における消費税の検討の際には、歳出面もあわせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行う」旨の答弁があった。

「消費税率の引上げ」に関する質疑に対して、「消費税の引上げ時期に関しては、景気回復の過程で、日本経済が本来持っている成長力、いわゆる潜在成長力を十分に発揮できるようになったと見込まれる段階が一つの判断基準にもなる。消費税の引上げの前に国民の前で社会保障の在り方を議論することは大変重要である」旨の答弁があった。

(経済、金融政策)

「現下の経済情勢に対する認識と不況脱出に向けた決意」に関する質疑に対して、「現下の世界的不況から日本も逃れることはできない。異常な経済には異例な対応が必要だ。第1次補正予算、第2次補正予算、そして平成21年度予算、これら三つを切れ目なく、い

わば3段ロケットとして進めていく。経済対策の規模は約75兆円となる。予算と減税額、通称真水では国内総生産の2%になり、諸外国の中でも最大規模の対策だと思っている」旨の答弁があった。

「高速道路料金の引下げ」に関する質疑に対して、「地方部の高速道路では、乗用車なら休日はどれだけ乗っても1,000円以下、平日はトラックともども全時間帯で最低3割引という割引を実施する。なお、トラックについては、平日夜間割引5割、昼間は30%割引を実施し、全国で物流コスト引下げを図ろうとしている」旨の答弁があった。

「地方銀行への公的資金注入」に関する質疑に対して、「以前の公的資金の注入とは違い、今の金融の非常な貸出し余力の低下の状況で、健全な銀行を対象としている。したがって、強制注入ということでは決していないので、金融機関が御自身の経営判断でもって資本注入をしたいということであれば、一定の審査のもとで資本注入を行う」旨の答弁があった。

「中小企業対策」に関する質疑に対して、「現在まで、緊急保証と特別の貸付けを合わせて約28万件、5兆7,000億円の実績を上げている。また、第2次補正予算により、保証と貸付けを合わせて30兆円規模の対策に拡充している。あわせて、貸付金利の引下げ、既往債務の借換えの円滑化を図る。また、中小企業に対する円滑な金融については、不良債権に分類される基準を緩和し、金融機関が既往債務の条件変更に応じやすくしている。また、金融機関の金融仲介機能を強化するため、改正金融機能強化法を速やかに施行するとともに、国の資本参加枠を拡大したところである。また、昨年からは、地域の支援機関が連携して、資金繰り対策のための緊急相談窓口等を全国に開設した。中小・小規模企業の仕事の創出については、国などの発注や調達において、中小・小規模企業の受注機会を確保するため、契約目標を設定、強化している」旨の答弁があった。

「新たな成長に向けた具体的な取組」に関する質疑に対して、「我が国の環境技術は高

い国際競争力を有しており、また、環境分野は、今後の成長が期待される分野でもある。こうした観点から、例えば、住宅用太陽光発電の導入補助の創設、省エネ・新エネ設備への投資については即時全額損金算入制度の創設、電気自動車に対する自動車重量税の免除などを新たに講ずる。さらに、今後策定する新たな成長戦略では、低炭素革命の一つとして、新たな市場と雇用を創出する大胆な政策パッケージを示したい」旨の答弁があった。

「大手製造各社の経営の在り方」に関する質疑に対して、「企業の経営者は、株主のみならず、消費者や、従業員やその家族、さらには地域社会に対しても責任を負っていると考えている。こういう非常時こそ、労働者の雇用と生活をしっかり守るよう、最大限の努力をしていただきたい」旨の答弁があった。

「地方の活性化のための公共事業」に関する質疑に対して、「地域を活性化するためには、地方が自由に使える財源を充実し、地方の底力を引き出すことが必要である。平成21年度には、別枠で地方交付税を1兆円増額するとともに、第2次補正予算における6,000億円の地域活性化・生活対策臨時交付金、そして、平成21年度予算における9,400億円の地域活力基盤創造交付金などを創設する。地方団体においては、これらの財源を利用して、自らの創意工夫により地域を運営し、地域の活性化に努めていただきたい」旨の答弁があった。

（雇用対策）

「雇用対策と製造派遣の規制」に関する質疑に対して、「雇用の維持に努力する企業を支援するため雇用調整助成金を拡充する、派遣労働者、内定を取り消された学生、年長フリーターなどを正規雇用した企業に対し助成を行う、都道府県に過去最大の4,000億円の基金を創設するほか地方交付税を1兆円増額して雇用機会を創出するなど、これまでにない規模、内容の雇用対策を実施する。製造業派遣については、規制によってかえって雇用の場が失われる事態は避けなければならない」旨の答弁があった。

「派遣労働者問題」に関する質疑に対し

て、「解雇や雇止めにより、仕事ばかりか住居も失ってしまった方がいることについては重く受けとめている。住居と就労機会の確保を図ることにより、一日も早く安定した生活ができるよう、雇用促進住宅や住宅入居初期費用等の資金融資、就職安定資金の融資などの制度を積極的に活用していきたい」旨の答弁があった。

「雇用調整助成金」に関する質疑に対して、「雇用調整助成金については、これまで、中小企業に対する助成率の3分の2から5分の4への引上げ、対象労働者の非正規労働者への拡大などの拡充に取り組んできた。雇用の維持に努力する企業を支援するため、今後も、要件の見直し、申請事務の簡素化などにより、より使いやすい仕組みにしたい」旨の答弁があった。

「労働者派遣法」に関する質疑に対して、「派遣労働者の保護を図るといった観点から、日雇派遣を原則禁止するとともに、派遣元に対して登録型の派遣労働者の常用化に努めるよう義務を課す、違法派遣を行った派遣先に対しその労働者の雇用を勧告する制度を創設するなどの改正法案を提出している。派遣元、派遣先の責任を明確化することについてよく議論をしていただきたい」旨の答弁があった。

「雇用保険」に関する質疑に対して、「現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、非正規労働者が給付を受けやすくなるよう、雇用見込みが6か月の方に対しても適用を拡大する見直しを行うなど、セーフティーネットの機能の充実に努める。また、雇用保険2事業を効果的に活用し、雇用保険の対象とならない離職者についても、雇用促進住宅への入居や住宅・生活資金の融資、職業訓練の実施や、訓練期間中の生活保護のための給付を行う」旨の答弁があった。

「有期雇用の契約途中の解雇」に関する質疑に対して、「労働契約法は、民事ルールを定めたものであり、政府が、直接、契約の内容に介入し、是正を求めることはできない。労働契約法の規定に従った適切な取扱いが行われるよう、啓発指導を行っていく」旨の答弁があった。

「大企業の雇用責任」に関する質疑に対して、「人を大切にすることが日本的経営のよさである。こういう非常時にこそ、経営判断の中で、企業の存続や長期的な発展の可能性を確保しつつ、労働者の雇用と生活をしっかり守るよう、最大限の努力をして、その責任を果たしていってもらいたい」旨の答弁があった。

「若者支援のための法整備」に関する質疑に対して、「派遣切りを初め、ニート、引きこもりなど、様々な困難に直面している若者が、自らの足で立ち、将来の基盤を築いていけるよう、社会全体で必要な支援を行っていくことは重要である。次代の日本を担う若者一人ひとりの声を聞きつつ、困難を抱える若者を社会全体で支援していけるよう、新法の検討を進めたい」旨の答弁があった。

(社会保障制度改革)

「医師不足」に関する質疑に対して、「来年度予算案において、中小病院を含め、救急、産科、僻地などの医療機関や、そこで働く勤務医に対する支援を拡充するとともに、医師不足で困っている地域に医師を派遣した医療機関に対して支援を行う。また、女性医師や看護師が安心して仕事ができるよう、病院内保育所の設置の支援、短時間正規雇用の導入の促進、退職した女性医師や看護師への復職研修の支援、女性医師バンクへの支援等を行う。さらに、医師臨床研修制度の見直しや医学部入学定員の地域枠の一層の拡大などを行う」旨の答弁があった。

「救急医療の確保」に関する質疑に対して、「平成21年度予算案において、前年度予算の2倍の約205億円を計上している。具体的には、ドクターヘリの運営に対する補助の対象を16機から24機へ増加、病状に応じて適切な救急医療を行えるよう管制塔機能を担う病院の整備、妊産婦の状態に応じた搬送先の調整、確保を行う母体搬送コーディネーターの配置等を盛り込んでいる」旨の答弁があった。

「介護人材の確保対策」に関する質疑に対して、「本年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行い、介護従事者の処遇改善を図る。今回の介護報酬改定において、手厚い人員配

置を行う事業者、介護福祉士の資格を有する職員を多く配置する事業者、一定以上の勤続年数や常勤職員の割合が高い事業者に対する新たな加算を創設する。さらに、介護業務未経験者の雇入れに対する助成、作業負担軽減や腰痛対策のための介護福祉機器に対する助成等を行う。また、介護福祉士等修学資金貸付制度について、貸付限度額の引上げや返還免除の要件を緩和する」旨の答弁があった。

「出産・子育て支援策」に関する質疑に対して、「平成20年度補正予算では、昨年2月に策定した新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間である平成20年度から22年度において、15万人分の保育所などの整備を前倒して行うため、都道府県に安心こども基金を創設する。さらに、費用の心配をしないで妊娠、出産ができるように、今は5回までしか無料でないが、必要な14回の健診すべて無料にする。また、平成21年度予算案では、出産育児一時金について、本年10月より4万円引き上げるとともに、医療機関への直接支払いの徹底を図る」旨の答弁があった。

「生活支援対策」に関する質疑に対して、「住宅ローン減税の拡充や、低公害車に係る自動車取得税・重量税の減免などについては、21年度当初からこれらの施策を実施する。子育て支援については、妊婦健診の無料化を2次補正予算の財源関連の法律が成立後、速やかに実現するとともに、出産育児一時金の拡充についても、本年10月からの実施に向け、準備を進めていく。また、高齢者医療の医療費窓口負担の据置きなどについては、平成20年度に引き続き平成21年度においても実施できるよう、既に所要の準備を進めている」旨の答弁があった。

「後期高齢者医療制度」に関する質疑に対して、「長寿医療制度においては、医療費の自己負担を現役世代より低い1割負担とし、低所得者の保険料の軽減を行うなど、高齢者が心配なく医療を受けられる仕組みとなっている。しかしながら、制度の説明不足があったことに加え、高齢者の方々の心情にそぐわない点が多々あったものと考えている。高齢者の方々にも納得をしていただけるよう改め

ることが必要と考えている」旨の答弁があった。

「年金記録問題・年金制度」に関する質疑に対して、「昨年、すべての方にねんきん特別便をお送りし、記録を御確認いただいている。これに加え、本年4月以降、順次、標準報酬の記録をお送りしている。なお、年金制度については、平成16年の改正により、長期的な給付と負担の均衡が確保される仕組みとした。その柱の一つである基礎年金の2分の1を国庫で負担するための法律案を今国会に提出する」旨の答弁があった。

「社会保障制度」に関する質疑に対して、「社会保障制度を将来にわたり持続可能なものにするには、国民の安心を確かなものにするために最も重要なものの一つだと考えている。そのため、社会保障の安定財源については消費税を主要な財源として確保する、また、安定財源の確保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに効率化を進めることとしており、当面緊急に対応が必要な課題や中長期的な課題などを工程表として示したところである」旨の答弁があった。

「社会保障予算」に関する質疑に対して、「少子高齢化が進行している中で、社会保障制度を持続可能なものにするために、長寿医療制度の創設、介護保険制度の見直しなど、必要な改革を実施してきた。平成21年度予算においては、一定の財源を確保した上で、2,200億円に足らざる部分については、後発医薬品の使用促進を行う。少子高齢化の進行に伴い、社会保障費の増大は確実である。安定財源の確保と並行して、社会保障の機能を図るとともに、コスト削減、また給付の重点化等の効率化を進めて、社会保障を安心なものにしてまいりたい」旨の答弁があった。

(かんぼの宿)

「かんぼの宿のオリックス不動産への一括譲渡」に関する質疑に対して、「譲渡については、国民に疑念を持たれないようにしなければならない。70個のかんぼの宿は建設に2,400億円超の金額がかかっており、これをなぜ109億円でたたき売りするのかという問題については、日本郵政は現在の帳簿価格は123億であ

ると説明している。かんぼの宿はもともと簡保加入者の福祉施設であり、儲けより低価格で提供しようとやってきたため赤字が出ている。これを全く収益性がないと判断し低価格をつけられているわけだが、このやり方は大問題であると思う。本来、国民の共有財産としてできたものであり、できるだけ高い値段で売るのが正しい道であると考える」旨の答弁があった。

（環境政策）

「環境を通じた成長力強化戦略」に関する質疑に対して、「環境分野は、今後の成長が期待される市場であり戦略的に果敢に投資を行うべきとの観点から、住宅用太陽光発電の導入補助の創設、省エネ・新エネ設備への投資について全額即時損金算入制度の創設、電気自動車に対する自動車重量税の免除などを新たに講ずることとしている。さらに、今後策定予定の新たな成長戦略では、低炭素革命を柱の一つとして、新たな市場と雇用を創出する大胆な政策パッケージを示す」旨の答弁があった。

「環境税の導入」に関する質疑に対して、「今後の税制抜本改革に関する議論の中で、地球温暖化対策に係る様々な政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響などを十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題であると考えている」旨の答弁があった。

「温暖化対策の中期目標」に関する質疑に対して、「我が国が策定する中期目標は、公平かつ実効性のある国際的な枠組みづくりに貢献するものであるとともに、国民的な理解を得ていくことが必要であるという観点から、現在、有識者を含めたオープンな場で、国民に対し選択肢を提示するために、科学的、総合的な検討を行っているところである。今年のしかるべき時期に公表する」旨の答弁があった。

「環境政策」に関する質疑に対して、「税制上の新たな支援措置の創設、排出量取引の試行的実施の開始、電力会社への新エネルギー電源の利用義務付け制度、自主行動計画の強化といった様々な手法を有機的に組み合わせ

せて進めていく」旨の答弁があった。

（外交政策）

「拉致問題」に関する質疑に対して、「日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して日朝国交正常化を図るとの方針は不変である。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向け、北朝鮮に対し、早期に全面的な調査のやり直しを開始するよう、具体的な行動を強く求めていく」旨の答弁があった。

「麻生内閣の外交に対する認識」に関する質疑に対して、「日米同盟を基軸にしなが、アジア太平洋諸国との連携、国連などの場を通じた国際協調を重要な柱として、積極的な外交を進めていく」旨の答弁があった。

「パレスチナ問題に関する日本の取組」に関する質疑に対して、「今般のガザにおける情勢を受け、イスラエルの首相及びパレスチナ自治政府大統領に、直接、即時停戦の働きかけを行ったほか、国連安全保障理事会においても、安保理が事態解決に資する役割を果たすべきと主張、議論の結果、即時停戦を求める決議が一致したメッセージとして発出されている。今後とも、持続的な停戦の実現に向け、関係国とも緊密な協議を行いつつ、建設的な役割を果たしていく考えである」旨の答弁があった。

「対イラク武力行使を支持したことの評価」に関する質疑に対して、「当時、イラクは累次の国連安保理決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会を生かさそうとせず、最後まで国際社会の真摯な対応及び努力にこたえようとはしなかったという認識のもとで、安保理決議に基づきとられた行動を支持したものであり、妥当性を失うものではない」旨の答弁があった。

「朝鮮半島の安定」に関する質疑に対して、「朝鮮半島の非核化と、拉致問題を含む日朝関係の双方がともに前進し、2005年9月の六者会合共同声明が着実に実施されるよう、引き続き、米国や韓国を初め関係国と緊密に連携していく考えである」旨の答弁があった。

「六者会合での日本の対応」に関する質

疑に対して、「昨年12月の首席代表者会合では、検証の具体的枠組みを文書で確認する必要があるとの立場を極めて明確にし、米国及び韓国と緊密に連携して取り組んだ。早期に六者間で検証の具体的枠組みを文書で確認し、検証が開始されるよう、引き続き、関係国とともに努力していく考えである」旨の答弁があった。

「日米関係」に関する質疑に対して、「両国間で、金融・世界経済、テロとの闘いや中東情勢、北朝鮮問題を初めとするアジア太平洋情勢、気候変動、エネルギー、アフリカ開発などの諸課題について緊密に連携していく」旨の答弁があった。

「世界経済成長のためのアジア各国との連携」に関する質疑に対して、「アジアは経済の成長センターとして、世界経済に貢献することが期待されている地域である。そのため、今回の危機にアジア各国が協力するとともに、成長力強化と内需拡大を進めていくことが重要と考えている。現下の経済情勢にかんがみ、来る東アジア首脳会議などに向け、東アジア・アセアン経済研究センターを活用しつつ、アジア諸国とともに具体策を検討していきたい」旨の答弁があった。

「新しい秩序づくりへの貢献」に関する質疑に対して、「世界的な金融危機への対応や、気候変動問題といった、これまでどおりの仕組みでは対応に限界のある問題について、世界で新たなシステムやルールづくりを行う中、日本は積極的に貢献しなければならないのは当然である。一方、国際社会の責任ある一員として、国連加盟国、特に現在は安保理非常任理事国として、国際社会の平和と安定の構築に積極的な役割を果たしていく」旨の答弁があった。

「米軍再編」に関する質疑に対して、「普天間飛行場の移設、返還を含む今般の米軍再編は、抑止力を維持しつつ、沖縄県を初めとする地元の負担を軽減させるものである。今後とも、地元の声に耳を傾けつつ、日米合意に従い、米軍再編を着実に進めていく」旨の答弁があった。

（農業・林業・水産業政策）

「農林水産業の再生・振興、農政改革」に関する質疑に対して、「生産調整を初めとした農業政策全般について、新たな農政改革の議論の中で見直しを行い、水田のフル活用、経営所得安定対策による将来の農業の担い手の育成、農商工連携による新たなビジネスの展開を進め、力強い農林水産業をつくり上げるとともに、農山漁村における雇用の拡大を図っていく。農地政策については、所有から利用への転換により農地の貸借を促進し有効利用を進める」旨の答弁があった。

「農産物の価格保障」に関する質疑に対して、「農産物の価格保障は、需要に合わない農産物の生産を助長しかねず、国内生産の拡大にもつながらないと考えており、政府としては、経営所得安定対策などの実施により、消費者のニーズに的確に対応できる担い手を育成し、経営の安定を図ることが重要であると考えている」旨の答弁があった。

「食料の貿易ルール」に関する質疑に対して、「現在、WTO農業交渉において議論が行われているところであり、日本としては、多様な農業の共存を基本理念とする貿易のルールの確立を目指して、積極的に取り組んでいる」旨の答弁があった。

「森林・林業政策」に関する質疑に対して、「3.8%森林吸収目標については、所要の予算を確保し、私有林の間伐など森林整備の着実な推進を図りつつ引き続き取り組んでいく。また、林業、木材産業の再生と雇用の安定、山村の活性化に向け、林業事業体の育成、林業就業に必要な技術の習得を支援する緑の雇用事業、地域材住宅づくりへの支援による国産材の利用拡大などに取り組み、多様で健全な森林の整備を進めていく」旨の答弁があった。

（構造改革）

「官僚の天下りの問題」に関する質疑に対して、「国家公務員法改正により、各府省における再就職のあっせんは全面的に禁止されたが、施行後3年以内に限り、再就職等監視委員会の承認を得た場合には認められている。

しかしながら、野党が委員人事に同意せず、監視委員会が機能し得ない状態となったため、政令で、これが機能するまでの間、内閣総理大臣が調査、承認などの権限を行使する経過措置を設けているが、いわゆる「渡り」については、国民からの厳しい批判や国会における議論を踏まえ、今後は、あっせんの申請が出てきた場合においても、これを認める考えはない」旨の答弁があった。

「地域主権、住民自治の確立に向けた政府の取組」に関する質疑に対して、「活力ある地方をつくり出すためには、地方が地域の経営者として自ら考えて実行することができるよう、地方自治体に一層の権限と責任の移譲を行うことが必要である。政府・与党としては、真の分権型社会の実現に向け、地方分権改革推進委員会で議論をし、地方の声を聞きながら、地方分権改革を積極的かつ着実に推進していく」旨の答弁があった。

「国庫補助負担金の見直しの方向性」に関する質疑に対して、「それぞれの目的に応じたものだと考えており、地方分権の観点から、補助金を見直すことは重要な課題であり、現在、国と地方の役割分担の見直しを行うとともに、補助金、交付金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めている」旨の答弁があった。

「無駄ゼロへの取組」に関する質疑に対して、「国民に新たな負担をお願いする前提として、行政の無駄を排除することは、政府として重大な課題である。平成21年度予算において、行政支出総点検会議における指摘などを踏まえ、公益法人への支出を平成18年度比で約4割削減するなど、徹底した無駄の削減に取り組んでおり、今後とも、国の支出について、徹底して無駄を排除していく」旨の答弁があった。

「未来志向型の社会資本整備の推進」に関する質疑に対して、「社会資本整備を取り巻く環境は、本格的な人口減少・高齢化社会の到来、急速なグローバル化、地球環境問題の深刻化など、歴史的な転換期にあり、その整備に当たり、安全、安心の確保、成長力の強化、地域の自立・活性化、地球温暖化への対

応など、多くの視点に立つべきとの御指摘は、安心と活力ある社会を目指す上で最も重要であると考えている。このため、真に必要な事業への重点化、コスト削減に努めながら、計画的、効率的な未来志向型の社会資本整備を進めていかなければならないと考えている」旨の答弁があった。

「構造改革路線への反省と清算」に関する質疑に対して、「これまで取り組んできた改革は、バブル崩壊後の長い低迷から脱出を果たすなどの成果を上げてきたものと認識をしているが、改革によるひずみが指摘され、また、新しい課題が生じていることも事実である。改革という基本路線は堅持しつつ、ひずみへの配慮、新しい課題への解決に取り組み、内需主導の持続的成長が可能となるよう、経済の体質転換を進めていきたい。麻生内閣の経済政策は、これまでの改革を否定するものではなく、安心と活力ある社会を目指して改革を進化させるものだと考えている」旨の答弁があった。

（政治姿勢）

「衆議院の再議決の是非」に関する質疑に対して、「憲法に定められた手続により行っているものであり、金融機能強化法や補給支援法の延長は、それぞれ、国民の生活を守るため、あるいは国際的な責任を果たすため、政府・与党として責任を持って実施すべきものと考えており、国民に理解をいただいているものと考えている」旨の答弁があった。

「議員定数削減、政治資金の透明化、派閥の解消の必要性」に関する質疑に対して、「1票の格差是正と議員定数の削減及び政治資金の透明化について議論がなされることは賛成である。いずれも議会政治の根幹にかかわる問題であり、各党各会派が十分に議論すべきものであると考える。派閥の解消については、各党において政策を研究するグループがあることは何らおかしいことではないのではないかと考えている」旨の答弁があった。

「解散・総選挙の時期」に関する質疑に対して、「これまでになかった世界規模の金融危機が生じたことから、国民の生活と雇用を守るため、経済対策と、そのための予算をつくる

ことに全力を注いできた。いずれ、しかるべき時期に、野党との争点を明らかにして国民に信を問いたいと考えている」旨の答弁があった。

(定額給付金)

「定額給付金による生活支援と地域振興」に関する質疑に対して、「定額給付金は、家計への緊急支援であり、あわせて消費を増やす経済効果もあり、生活対策における重要な施策と考えている。給付を待っているという声も多くあり、早急を実施すべきものと考えている。定額給付金は実際に使われてこそ消費拡大効果が生じるものであり、同じ消費をするなら地元で、地域で消費してもらえよう商品やサービスを向上する、そういった発想は地域の発展の見地からも重要と考えている。今後とも、地域の様々な取組について、積極的な情報提供を行い、地元での消費拡大につながるよう市町村の支援に努めていきたい」旨の答弁があった。

「定額給付金支給開始までの流れ」に関する質疑に対して、「2次補正予算が成立し、補助金交付要綱を地方公共団体に通知したので、各市町村による補正予算の編成、給付リストの作成、世帯主への申請書送付及び世帯主による申請書の返送までは進めていただくことが可能である。実際に定額給付金を配れるのは、財源法案、関連法案が成立した後であるが、関連法案が成立したら即配れる態勢を整えていただきたい。年度内に給付できるかどうかは、国会の対応によるもので、国会が関連法案を早く成立していただければ早く配れる、それが遅れれば給付が遅れるということだと理解してもらいたい」旨の答弁があった。

「住民登録をしていない者に対する給付」に関する質疑に対して、「派遣切りに遭った方、ネットカフェ難民あるいはホームレスの方、DV被害者の方々に対して、できるだけ温かく、給付できるような方向で考えることが大事である。DV被害者の方々は、加害者には

住まいがわからないように住民登録ができる。また、居住の実態があればシェルターでの住民登録もできる。このように、様々な事情で、基準日時点で住民登録が消滅している方々に対しても、住民登録復活後に支給できる。どうしても住民登録できない場合には、地域活性化・生活対策臨時交付金で同様の給付をするよう自治体に要請しようと考えている」旨の答弁があった。

(ソマリア沖の海賊対策)

「新法整備前の海賊対策の実施主体」に関する質疑に対して、「第一義的には海上保安庁の責務である。しかし、ソマリア沖の海賊対策に海上保安庁が当たることは、日本からの距離、はるか離れた海域において長期連続行動可能な巡視船は1艘にすぎず、洋上で補給を受ける機能も巡視船にはないという点、あるいは、海賊が所持する武器の状況、各国とも海軍の軍艦が対応していることなどを勘案すると、実際には困難であるため、新法の整備までの応急措置として、海上警備行動による自衛隊の派遣の準備を開始した。海上警備行動が発令された場合の武器使用については、自衛隊法の規定に従って適切に対応することとしている」旨の答弁があった。

「海賊対策の新たな法整備」に関する質疑について、「ソマリア沖の海賊は、日本を含め、国際社会への脅威であり、緊急に対応すべき課題であるため、実行可能な対策を早急に講じていく。さらに、現在、海賊行為を行った者の処罰に関する規定や海上保安庁及び自衛隊が海賊行為に対処するために必要となる措置などを定める新たな法律の整備について検討しており、今国会へ法案提出を目指している」旨の答弁があった。

「海上保安庁と自衛隊の連携と国民への情報提供の必要性」に関する質疑に対して、「海上保安庁と自衛隊との連携、国会への報告及び国民の理解を得るための努力については、適切に対応していく考えである」旨の答弁があった。

2 主な議案等の経過

年月日	議案等
平成21年 1月5日	国務大臣の演説 ・中川財務大臣の財政演説
1月6日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 鳩山由紀夫君（民主） 保利耕輔君（自民） 井上義久君（公明） 佐々木憲昭君（共産） 辻元清美君（社民） 下地幹郎君（国民） 答弁 麻生内閣総理大臣、二階経済産業大臣、舛添厚生労働大臣、中川財務大臣・金融担当大臣
1月13日	平成20年度一般会計補正予算（第2号）可決 平成20年度特別会計補正予算（特第2号）可決 平成20年度政府関係機関補正予算（機第2号）可決 討論（以上3件） 細野豪志君（民主） 佐田玄一郎君（自民） 笠井亮君（共産） 池坊保子君（公明） 保坂展人君（社民）
1月26日	参議院から平成20年度一般会計補正予算（第2号）外1件の回付案を受領した旨の報告並びに平成20年度政府関係機関補正予算（機第2号）を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・平成20年度一般会計補正予算（第2号）（参議院回付）修正に不同意 ・平成20年度特別会計補正予算（特第2号）（参議院回付）修正に不同意 討論（以上2件） 山本拓君（自民） 中川正春君（民主） 笠井亮君（共産） 菅野哲雄君（社民） ・平成20年度一般会計補正予算（第2号）外2件両院協議会協議委員の選挙
1月27日	・平成20年度一般会計補正予算（第2号）外2件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） ・両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告
1月28日	国務大臣の演説 ・麻生内閣総理大臣の施政方針演説 ・中曽根外務大臣の外交演説 ・中川財務大臣の財政演説 ・与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説
1月29日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 鳩山由紀夫君（民主） 細田博之君（自民） 田中真紀子君（民主） 答弁 麻生内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、金子国土交通大臣、鳩山総務大臣、中川財務大臣・金融担当大臣、二階経済産業大臣

年月日	議案等
1月30日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 太田昭宏君（公明）、志位和夫君（共産）、重野安正君（社民）、亀井久興君（国民） 答弁 麻生内閣総理大臣、二階経済産業大臣、斉藤環境大臣、舛添厚生労働大臣、鳩山総務大臣、浜田防衛大臣、金子国土交通大臣
2月12日	趣旨説明 ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出） ・所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 中川財務大臣 質疑 江崎洋一郎君（自民）、和田隆志君（民主）、佐々木憲昭君（共産）、保坂展人君（社民）、糸川正晃君（国民） 答弁 麻生内閣総理大臣、中川財務大臣、二階経済産業大臣、鳩山総務大臣、与謝野経済財政政策担当大臣 発言・趣旨説明 ・平成21年度地方財政計画 ・地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 発言・説明 鳩山総務大臣 質疑 原口一博君（民主）、谷口隆義君（公明）、塩川鉄也君（共産）、日森文尋君（社民）、下地幹郎君（国民） 答弁 中川財務大臣、鳩山総務大臣、舛添厚生労働大臣、塩谷文部科学大臣、金子国土交通大臣
2月27日	平成21年度一般会計予算 可決 平成21年度特別会計予算 可決 平成21年度政府関係機関予算 可決 討論（以上3件） 逢坂誠二君（民主）、小島敏男君（自民）、笠井亮君（共産）、江田康幸君（公明）、阿部知子君（社民）
3月4日	参議院から平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・憲法第59条第3項及び国会法第84条第1項の規定により平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案につき、両院協議会を求めるの動議（山岡賢次君外19名提出） 否決

年月日	議案等
3月4日	<p>趣旨弁明 高山智司君（民主）</p> <ul style="list-style-type: none"> 憲法第59条第2項に基づき、平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外36名提出）可決 <p>討論 近藤洋介君（民主）、松島みどり君（自民）、塩川鉄也君（共産）、日森文尋君（社民）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決
3月10日	<p>趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（細川律夫君外6名提出） 内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（細川律夫君外7名提出） 求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案（大島敦君外7名提出） <p>説明 舛添厚生労働大臣、細川律夫君（民主）、大島敦君（民主）</p> <p>質疑 藤村修君（民主）、伊藤渉君（公明）、高橋千鶴子君（共産）</p> <p>答弁 舛添厚生労働大臣、郡和子君（民主）、阿部知子君（社民）、糸川正晃君（国民）、細川律夫君（民主）</p>
3月13日	<p>趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出） <p>説明 金子国土交通大臣</p> <p>質疑 森本哲生君（民主）</p> <p>答弁 河村財務大臣臨時代理・国務大臣、金子国土交通大臣</p>
3月17日	<p>第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（森喜朗君外5名提出）可決</p> <p>趣旨弁明 遠藤利明君（自民）</p> <p>趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁設置法案（第170回国会、内閣提出） 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（第170回国会、内閣提出） 消費者安全法案（第170回国会、内閣提出） 消費者権利院法案（枝野幸男君外2名提出）

年 月 日	議 案 等
3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外2名提出） 説明 野田国務大臣、枝野幸男君（民主）、小宮山洋子君（民主） 質疑 やまぎわ大志郎君（自民）、田名部匡代君（民主）、田端正広君（公明）、吉井英勝君（共産）、日森文尋君（社民）、下地幹郎君（国民） 答弁 麻生内閣総理大臣、野田国務大臣、与謝野金融担当大臣、階猛君（民主）、金子国土交通大臣、佐藤国務大臣
3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨説明 ・我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 二階経済産業大臣 質疑 三谷光男君（民主）、吉井英勝君（共産） 答弁 二階経済産業大臣、与謝野財務大臣・金融担当大臣・経済財政政策担当大臣、斉藤環境大臣
3月27日	<ul style="list-style-type: none"> 参議院から平成21年度一般会計予算外2件を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・平成21年度一般会計予算外2件両院協議会協議委員の選挙（休憩） ・平成21年度一般会計予算外2件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） ・両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告 参議院から財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・憲法第59条第2項に基づき、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の本院議決案及び所得税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の両案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外100名提出） 可決 討論 鈴木克昌君（民主）、下村博文君（自民）、佐々木憲昭君（共産）、保坂展人君（社民） ・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決 ・所得税法等の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決 ・憲法第59条第2項に基づき、地方税法等の一部を改正する法律案の本院議決案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の本院議決案の両案を一括して議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外101名提出） 可決

年月日	議案等
3月27日	<p>討論 福田昭夫君（民主）、高木美智代君（公明）、塩川鉄也君（共産）、日森文尋君（社民）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決 ・地方交付税法等の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決
3月31日	<p>北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案（小坂憲次君外10名提出）可決</p> <p>趣旨弁明 小坂憲次君（自民）</p> <p>趣旨説明 ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 舛添厚生労働大臣</p> <p>質疑 上川陽子君（自民）、長妻昭君（民主）</p> <p>答弁 舛添厚生労働大臣、鳩山総務大臣</p>
4月3日	<p>趣旨説明 ・農地法等の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 石破農林水産大臣</p> <p>質疑 佐々木隆博君（民主）</p> <p>答弁 石破農林水産大臣</p>
4月7日	<p>北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案（小坂憲次君外7名提出）可決</p> <p>趣旨弁明 小坂憲次君（自民）</p> <p>趣旨説明 ・金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出） ・資金決済に関する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 与謝野金融担当大臣</p> <p>質疑 大畠章宏君（民主）</p> <p>答弁 与謝野財務大臣・金融担当大臣、森法務大臣、野田国務大臣</p>
4月9日	<p>趣旨説明 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 河村内閣官房長官</p>

年月日	議案等
4月9日	質疑 田村謙治君（民主） 答弁 河村内閣官房長官、森法務大臣、二階経済産業大臣
4月14日	趣旨説明 ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出） 説明 金子国務大臣 質疑 江渡聡徳君（自民）、山口壯君（民主）、佐藤茂樹君（公明）、赤嶺政賢君（共産）、阿部知子君（社民）、下地幹郎君（国民） 答弁 麻生内閣総理大臣、金子国務大臣・国土交通大臣、中曽根外務大臣、浜田防衛大臣
4月17日	消費者庁設置法案（第170回国会、内閣提出）修正 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（第170回国会、内閣提出）修正 消費者安全法案（第170回国会、内閣提出）修正 討論（以上3件） 小宮山洋子君（民主）、大口善徳君（公明）、吉井英勝君（共産） 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出） 修正 討論 柚木道義君（民主）、井上信治君（自民） 趣旨説明 ・防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 浜田防衛大臣 質疑 神風英男君（民主） 答弁 浜田防衛大臣、中曽根外務大臣、河村内閣官房長官
4月21日	趣旨説明 ・特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（内閣提出） 説明 金子国土交通大臣 質疑 三日月大造君（民主） 答弁 金子国土交通大臣、舛添厚生労働大臣

年月日	議案等
4月23日	<p>海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出） 可決 討論 川内博史君（民主） 木村勉君（自民） 赤嶺政賢君（共産） 阿部知子君（社民） 下地幹郎君（国民）</p> <p>趣旨説明 ・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（内閣提出） ・石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）</p> <p>説明 二階経済産業大臣</p> <p>質疑 北神圭朗君（民主）</p> <p>答弁 二階経済産業大臣、河村内閣官房長官</p>
4月27日	<p>国務大臣の演説 ・与謝野財務大臣の財政演説</p>
4月28日	<p>国務大臣の演説に対する質疑 質疑 鳩山由紀夫君（民主） 保利耕輔君（自民） 太田昭宏君（公明） 佐々木憲昭君（共産） 重野安正君（社民） 亀井久興君（国民）</p> <p>答弁 麻生内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、与謝野財務大臣・金融担当大臣、二階経済産業大臣、斉藤環境大臣</p>
5月13日	<p>参議院から第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を承認しないと議決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会協議委員の選挙</p> <p>（休憩） ・第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） ・両院の意見が一致しないので、憲法第61条により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告</p> <p>（休憩） 平成21年度一般会計補正予算（第1号） 可決 平成21年度特別会計補正予算（特第1号） 可決 平成21年度政府関係機関補正予算（機第1号） 可決 討論（以上3件） 笠井亮君（共産） 田野瀬良太郎君（自民）</p>

年月日	議案等
5月26日	北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案（小坂憲次君外7名提出）可決 趣旨弁明 小坂憲次君（自民）
5月29日	参議院から平成21年度一般会計補正予算（第1号）外2件を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告 ・平成21年度一般会計補正予算（第1号）外2件両院協議会協議委員の選挙（休憩） ・平成21年度一般会計補正予算（第1号）外2件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず） ・両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告
6月2日	本国会の会期を6月4日から7月28日まで55日間延長するの件（議長発議）可決 討論 松本大輔君（民主）、小此木八郎君（自民）、佐々木憲昭君（共産）、保坂展人君（社民）
6月9日	厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、中山太郎君外5名提出）、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、石井啓一君外1名提出）、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第168回国会、金田誠一君外2名提出）及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外6名提出）の4案につき委員長の間接報告を求めるの動議（谷公一君提出）可決 ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、中山太郎君外5名提出）、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、石井啓一君外1名提出）、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第168回国会、金田誠一君外2名提出）及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外6名提出）についての厚生労働委員長の中間報告 中間報告 田村厚生労働委員長 発言 中山太郎君（自民）、石井啓一君（公明）、阿部知子君（社民）、根本匠君（自民）
6月11日	衆議院憲法審査会規程案（議院運営委員長提出）可決 討論 園田康博君（民主）、今井宏君（自民）、笠井亮君（共産）、大口善徳君（公明）、辻元清美君（社民）
6月16日	核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案（小坂憲次君外12名提出）可決 趣旨弁明 小坂憲次君（自民）

年月日	議案等
6月16日	<p>去る9日に厚生労働委員長から中間報告があった臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、中山太郎君外5名提出）、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、石井啓一君外1名提出）、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第168回国会、金田誠一君外2名提出）及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外6名提出）の4案は委員会から直ちにこれを本会議に移し議事日程に追加して一括議題としその審議を進めるべしとの動議（谷公一君提出）可決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、中山太郎君外5名提出） ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、石井啓一君外1名提出） ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第168回国会、金田誠一君外2名提出） ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外6名提出） <p>討論（以上4件） 三原朝彦君（自民）、佐藤茂樹君（公明）、郡和子君（民主）、野田佳彦君（民主）</p>
6月18日	<p>臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、中山太郎君外5名提出）（前会の続）可決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会、石井啓一君外1名提出）、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第168回国会、金田誠一君外2名提出）及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外6名提出）は議決を要しないものとなった旨の議長宣告
6月19日	<p>参議院から海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法第59条第2項に基づき、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外101名提出）可決 <p>討論 平岡秀夫君（民主）、土屋品子君（自民）、赤嶺政賢君（共産）、阿部知子君（社民）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決 ・憲法第59条第2項に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外101名提出）可決 <p>討論 和田隆志君（民主）、今村雅弘君（自民）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決

年月日	議案等
6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法第59条第2項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（大島理森君外101名提出）可決 討論 <ul style="list-style-type: none"> 長妻昭君（民主）、榊屋敬悟君（公明） ・ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案、本院議決案 出席議員の3分の2以上の多数をもって可決
6月25日	<p>趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 説明 <ul style="list-style-type: none"> 甘利国務大臣 質疑 <ul style="list-style-type: none"> 中馬弘毅君（自民）、松本剛明君（民主）、上田勇君（公明） 答弁 <ul style="list-style-type: none"> 麻生内閣総理大臣、甘利国務大臣、河村内閣官房長官
7月9日	<p>国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（津島雄二君外12名提出）可決</p> <p>趣旨弁明</p> <p>津島雄二君（自民）</p>
7月14日	<p>麻生内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外8名提出）否決</p> <p>趣旨弁明</p> <p>鳩山由紀夫君（民主）</p> <p>討論</p> <p>細田博之君（自民）、野田佳彦君（民主）、井上義久君（公明）、穀田恵二君（共産）、重野安正君（社民）、亀井久興君（国民）</p>
7月21日	衆議院解散

3 決議

可決したもの

第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（森喜朗君外5名提出、決議第2号）〔自民・民主・公明・国民提出〕（平成21.3.17可決）

我が国において、1964年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとって極めて意義深いものである。

衆議院は、来る2016年の第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、その招致活動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案（小坂憲次君外10名提出、決議第3号）〔自民・民主・公明・国民提出〕（平成21.3.31可決）

3月12日、北朝鮮は、「試験通信衛星」の打ち上げを関係各国に事前に通報してきた。

国連安保理決議第1695号及び第1718号は、北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連する全ての活動は停止されなければならない旨規定している。

従って我が国は、今回の北朝鮮による飛翔体発射を、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として、断じて容認できないことから、北朝鮮による発射予告に対して、断固たる抗議の意思を表明する。

本院としては、我が国政府が世界各国と連携して、北朝鮮に対して発射の自制を求める働きかけを継続させるとともに、北朝鮮がこれらの国際社会の声に真摯に耳を傾け、発射を自制することを強く求める。

右決議する。

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案（小坂憲次君外7名提出、決議第4号）〔自民・公明提出〕（平成21.4.7可決）

北朝鮮は、我が国をはじめ、国際社会からの度重なる中止要請を無視して、4月5日、ミサイル発射を強行した。

そもそも今回の発射は、北朝鮮は弾道ミサイル計画に関連するすべての活動は停止しなければならない旨を規定している国連決議第1695号及び第1718号に明白に違反し、我が国として断じて容認できるものではない。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、国連決議の規定を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また国際社会に対し、それらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、我が国の断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに更なる我が国独自の制裁を強めるべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国際連合安全保障理事会において、国際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案（小坂憲次君外7名提出、決議第5号）〔自民・公明提出〕（平成21.5.26可決）

5月25日、北朝鮮は、国連決議や六者会合共同声明、更には日朝平壤宣言に明確に反して、

2回目の核実験を強行した。

この暴挙は、先般のミサイル発射と並び、我が国を含む地域の平和と安定を脅かすものであり、我が国政府は、国際社会と連携しつつ、我が国の安全を確保すべく万全の措置を講ずるべきである。

同時に、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国の我が国としては、決して容認できるものではない。特に、最近の核廃絶の気運の高まりに逆行するものであり遺憾の極みである。北朝鮮に対し、これまでの諸合意に従い、すべての核を放棄し、国際社会の査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むよう要求する。

政府は、北朝鮮に対して制裁を強めるなど断固たる措置をとるとともに、拉致問題、核、ミサイル等、北朝鮮との諸懸案を解決すべく、国際社会の理解と協力を得つつ、外交努力を倍加すべきである。

右決議する。

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案（小坂憲次君外12名提出、決議第6号）〔自民・民主・公明・共産・社民・国民提出〕（平成21.6.16可決）

わが国は、唯一の被爆国として、世界の核兵器廃絶に向けて先頭に立って行動する責務がある。他方、冷戦後の現在においても、核兵器のみならず、核爆弾搭載可能なミサイルの開発、核物質や核技術の流出、拡散等の脅威はむしろ高まりつつある。我々はこの現実を重く受け止め、非核保有国等と連携をとり、核保有国の理解を求め、核軍縮・核不拡散の取り組みと実効性ある査察体制の確立を積極的に進めるべきである。

去る4月5日、オバマ米国大統領は「核兵器のない世界」を追求する決意を表明した。また、国連安全保障理事会も北朝鮮の核実験に対し国連安保理決議第1874号等で断固たる拒否の姿勢を示した。政府はこの機会を捉え、核兵器廃絶の動き、とりわけ北朝鮮の核問題を含む地域の核廃絶への対応を世界的な潮流とすべく努力しなければならない。2010年核拡散防止条約（NPT）再検討会議において、そのために主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめとする国際社会に働きかけ、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂物質生産禁止（カットオフ）条約の推進など、核廃絶・核軍縮・核不拡散に向けた努力を一層強化すべきである。

右決議する。

国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（津島雄二君外12名提出、決議第7号）〔自民・民主・公明・共産・社民・国民提出〕（平成21.7.9可決）

ハンセン病患者は、「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。

国立ハンセン病療養所の入所者については、視覚障害などのハンセン病の後遺障害に加えて、その高齢化に伴い、認知症、四肢の障害等を有する者が増加している。

国は、平成20年6月に成立したハンセン病問題の解決の促進に関する法律の趣旨も踏まえ、国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が良好かつ平穏な療養生活を営むことができるようにするため、その責任を果たす必要がある。

政府においては、国の事務及び事業の合理化及び効率化の必要性は理解しつつ、入所者の実情に応じた定員の在り方及び療養体制の充実にも万全を期すべきである。

右決議する。

否決したもの

麻生内閣不信任決議案(鳩山由紀夫君外8名提出、決議第8号)[民主・共産・社民・国民提出]
(平成21.7.14否決)

本院は、麻生内閣を信任せず。

右決議する。

撤回されたもの

雇用と住まいを確保する緊急決議案(玄葉光一郎君外5名提出、決議第1号)[民主・共産・社民・国民提出](平成21.7.14撤回)

昨年から続く未曾有の経済危機、とりわけ雇用不安の中、全国的に大量の失業者が出ている。このままでは、路上での死亡者も出る恐れがある。

政府は、このような事態に鑑み、国民の衣食住、とりわけ、雇用と住まいの確保ならびに、生活保護の弾力的運用について、全力で緊急に取り組むべきである。

右決議する。

【第172回国会】

1 正副議長の選挙及び内閣総理大臣の指名

第172回国会（特別会）は、第45回衆議院議員総選挙後の9月16日に召集された。

召集日の本院本会議において、選挙の結果、横路孝弘君が議長に、衛藤征士郎君が副議長

に当選した。また、記名投票の結果、鳩山由紀夫君が内閣総理大臣に指名された。なお、参議院本会議においても、鳩山由紀夫君が指名された。

2 主な議案等の経過

年月日	議案等
平成21年 9月16日	議長の選挙 ・選挙の結果、横路孝弘君が当選 副議長の選挙 ・選挙の結果、衛藤征士郎君が当選 内閣総理大臣の指名 ・鳩山由紀夫君を内閣総理大臣に指名



特別国会冒頭の首班指名選挙（第172回国会）

【第173回国会】

1 国務大臣の演説及び質疑

平成21年10月26日に鳩山内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、

これに対して、同月28日及び29日に各党の代表質問が行われた。

(1) 鳩山内閣総理大臣の所信表明演説

(1 はじめに)

あの暑い夏の総選挙の日から、既に2か月がたとうとしています。また、私が内閣総理大臣の指名を受け、民主党、社会民主党、国民新党の三党連立政策合意のもとに新たな内閣を発足させてから、40日がたとうとしています。

総選挙において、国民の皆様は政権交代を選択されました。これは、日本に民主主義が定着してから、実質的に初めてのことであります。

長年続いた政治家と官僚のもたれ合いの関係、しがらみや既得権益によって機能しなくなった政治、年金や医療への心配、そして将来への不安など、今の日本の政治を何とかしてくれないと困るといふ国民の声が、この政権交代をもたらしたのだと私は認識しております。その意味において、あの夏の総選挙の勝利者は国民の皆さん一人ひとりです。その一人ひとりの強い意思と熱い期待にこたえるべく、私たちは、今こそ日本の歴史を変える、この意気込みで国政の改革に取り組んでまいります。

この間、私たちは、新しい政権づくり、新しい政治の枠組みづくりに必死に取り組んでまいりました。その過程において、国民の皆様の変革への期待を感じず一方、本当に変革なんてできるのだろうかという疑いや、政治なんて変わらない、政治が変わっても自分たちの生活は変わらないというあきらめの感情が、いまだ強く国民の中にあることを痛感させられました。

ここまでの政治不信、国民の間に広がるあきらめの感情の責任は、必ずしも従来の与党

だけにあったとは思っておりません。野党であった私たち自身も、自らの責任を自覚しながら問題の解決に取り組まなければならないと考えております。

ここに集まれた議員の皆さん、私たちが全力を振り絞ってお互いに戦ったあの暑い夏の日々を思い出してください。皆さんが全国の町や村、街頭や路地裏、山や海、学校や病院で国民の皆様から直接聞いた声を思い出してください。

議員の皆さん、皆さんが受けとめた国民一人ひとりの願いを、互いにかみしめ、しっかりと一緒に実現していこうではありませんか。政党や政治家のためではなく、選挙のためでももちろんなく、真に国民のためになる議論を、力の限りこの国会でぶつけ合っていこうではありませんか。変革の本番は、まさにこれからです。今日をその新たな出発の日としようではありませんか。

(戦後行政の大掃除)

私は、政治と行政に対する国民の信頼を回復するために、行政の無駄や因習を改め、まずは政治家が率先して汗をかくことが重要だと考えております。

このために、鳩山内閣は、これまでの官僚依存の仕組みを排し、政治主導、国民主導の新しい政治へと180度転換させようとしています。

各省庁における政策の決定は、官僚を介さず、大臣、副大臣、大臣政務官から成る政務三役会議が担うとともに、政府としての意思決定を内閣に一元化させました。また、事務次官等会議を廃止し、国民の審判を受けた政治家が自ら率先して政策の調整や決定を行う

ようにいたしました。重要な政策については、各閣僚委員会において徹底的に議論を重ねた上で結論を出すことにいたしました。

この新たな体制のもと、まず行うべきは戦後行政の大掃除です。特に二つの点で、大きな変革を断行させなければなりません。

一つ目は、組織や事業の大掃除です。

私が主宰する行政刷新会議は、政府のすべての予算や事務事業、さらには規制の在り方を見直していきます。税金の無駄遣いを徹底して排除するとともに、行政内部の密約や省庁間の覚書も世の中に明らかにしてまいります。

既に、本年度補正予算を見直した結果、約3兆円にも相当する不要不急の事業を停止させることができました。この3兆円は、国民の皆様からお預かりした大事な予算として、国民の皆様のご生活を支援し、景気回復に役立つ使い道へと振り向けさせていただきます。

今後も継続して、更に徹底的に税金の無駄遣いを洗い出し、私たちから見て意味のわからない事業については、国民の皆様にご率直にその旨をお伝えすることによって、行政の奥深くまで入り込んだしがらみや既得権益を一掃してまいります。また、右肩上がりの成長期につくられた中央集権、護送船団方式の法制度を見直し、地域主権型の法制度へと抜本的に変えてまいります。加えて、国家公務員の天下りや渡りのあっせんについても、これを全面的に禁止し、労働基本権の在り方を含めて、国家公務員制度の抜本的な改革を進めてまいります。

情報面におきましても、行政情報の公開、提供を積極的に進め、国民と情報を共有するとともに、国民からの政策提案を募り、国民の参加によるオープンな政策決定を推進します。

もう一つの大掃除は、税金の使い道と予算の編成の在り方を徹底的に見直すことであります。

国民の利益の視点、さらには地球全体の利益の視点に立って、縦割り行政の垣根を排し、戦略的に税財政の骨格や経済運営の基本方針を立案していかなければなりません。

私たちは、国民に見える形で、複数年度を視野に入れたトップダウン型の予算編成を行

うとともに、個々の予算事業がどのような政策目標を掲げ、また、それがどのように達成されたのかが納税者に十分に説明できるように事業を執行するよう、予算編成と執行の在り方を大きく改めてまいります。

既に、これまではつくることを前提に考えられてきたダムや道路、空港や港などの大規模な公共事業について、国民にとって本当に必要なものかどうかをもう一度見極めることからやり直すという発想に転換いたしました。今後もまた、私と菅副総理のもと、国家戦略室において財政の在り方を根本から見直し、「コンクリートから人へ」の理念に沿った形で、硬直化した財政構造を転換してまいります。国民の暮らしを守るための財政の在るべき姿を明確にした上で、長く大きな視野に立った財政再建の道筋を検討してまいります。

政治もまた、国民の信頼を取り戻さなければなりません。政治資金をめぐる国民の皆様のご御批判を真摯に受けとめ、政治家一人ひとりが襟を正し、透明性を確保することはもちろん、しがらみや既得権益といったものを根本から断ち切る政治を目指さなければなりません。

私の政治資金の問題によって、政治への不信を持たれ、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを誠に申しわけなく思っております。今後、政治への信頼を取り戻せるよう、捜査には全面的に協力してまいります。

(2 いのちを守り、国民生活を第一とした政治)

(友愛政治の原点)

私もまた、この夏の選挙戦では、日本列島を北から南まで訪ね、多くの国民の皆様のご期待と悲痛な叫びを耳にいたしました。

青森県に遊説に参った際、大勢の方々と握手させていただいた中で、私の手を離そうとしない1人のおばあさんがいらっしゃいました。息子さんが職につけず、自らの命を絶つしか道がなかった、その悲しみをそのおばあさんは私に対して切々と訴えられたのです。毎年3万人以上の方々の命が絶望の中で絶たれているのに、私も含め、政治にはその実感が乏しかったのではないかと。おばあさんのそ

の手の感触、その目の中の悲しみ、私には忘れることができませんし、断じて忘れるわけにはいきません。

社会の中に自らのささやかな居場所すら見つけることができず、命を絶つ人が後を絶たない、しかも政治も行政もそのことに全く鈍感になっている、そのことの異常を正し、支え合いという日本の伝統を現代にふさわしい形で立て直すことが、私の第一の任務であります。

かつて、多くの政治家は、政治は弱者のためにあると断言してまいりました。大きな政府とか小さな政府とか申し上げるその前に、政治には弱い立場の人々、少数の人々の視点が尊重されなければならない。そのことだけは、私の友愛政治の原点としてここに宣言させていただきます。

今回の選挙の結果は、このような最も大切なことをおろそかにし続けてきた政治と行政に対する痛烈な批判であり、私どもは、その声に謙虚に耳を傾け、真摯に取り組まなければならないと決意を新たにしております。

(国民のいのちと生活を守る政治)

本当の意味での国民主権の国づくりをするために必要なのは、まず何よりも、人の命を大切にし、国民の生活を守る政治です。

かつて、高度経済成長の原動力となったのは、貧困から抜け出し、自らの生活や家族を守り、より安定した暮らしを実現したいという国民の切実な思いでした。ところが、国民皆年金や国民皆保険の導入から約50年がたった今、生活の安心、そして将来への安心が再び大きく揺らいでいるのであります。これを早急に正さなければなりません。

年金については、今後2年間、国家プロジェクトとして年金記録問題について集中的な取組を行い、一日も早く国民の信頼を取り戻せるよう、最大限の努力を行ってまいります。そして、公平、透明で、かつ、将来にわたって安心できる新たな年金制度の創設に向けて着実に取り組んでまいります。もとより、制度としての正確性を求めることは重要ですが、国民の生活様式の多様化に基づいた、柔軟性のある、ミスが起こってもそれを隠さずに改

めていける、新しい時代の制度改革を目指します。

医療、介護についても必死に取り組みます。

新型インフルエンザ対策について万全の準備と対応を尽くすことはもちろん、財政のみの視点から医療費や介護費をひたすら抑制してきたこれまでの方針を転換し、質の高い医療・介護サービスを効率的かつ安定的に供給できる体制づくりに着手いたします。優れた人材を確保するとともに、地域医療、更に救急、産科、小児科などの医療提供体制を再建していかなければなりません。高齢者の方々を年齢で差別する後期高齢者医療制度については、廃止に向けて新たな制度の検討を進めてまいります。

子育てや教育は、もはや個人の問題ではなく、未来への投資として、社会全体が助け合い負担するという発想が必要です。

人間らしい社会とは、本来、子どもやお年寄りなどの弱い立場の方々を社会全体で支え合うものでなければなりません。子どもを産み育てることを経済的な理由であきらめることのない国、子育てや介護のために仕事をあきらめなくてもよい国、そして、すべての意志ある人が質の高い教育を受けられる国を目指していこうではありませんか。このために、財源をきちんと確保しながら、子ども手当の創設、高校の実質無償化、奨学金の大幅な拡充などを進めていきたいと思っています。

さらに、生活保護の母子加算を年内に復活させるとともに、障害者自立支援法については早期の廃止に向け、検討を進めます。また、職場や子育てなど、あらゆる面での男女共同参画を進め、すべての人々が偏見から解放され、分け隔てなく参加できる社会、先住民族であるアイヌの方々の歴史や文化を尊重するなど、多文化が共生をし、誰もが尊厳を持って生き生きと暮らせる社会を実現することが、私の進める友愛政治の目標となります。

(3 「居場所と出番」のある社会、「支え合って生きていく日本」)

(人の笑顔が我が喜び)

先日訪問させていただいた、あるチョコレート工場のお話を申し上げます。

創業者である社長は、昭和34年の秋に、近所の養護学校の先生から頼まれて2人の卒業生を仮採用しました。毎日昼食のベルが鳴っても仕事をやめない2人に、女性工員たちは、彼女たちは私たちの娘みたいなもの、私たちが面倒見るから就職させてやってくださいと懇願したそうでもあります。そして、次の年も、また次の年も、養護学校からの採用が続きました。

ある年、とある会でお寺の御住職がその社長の隣に座られました。社長は御住職に質問しました。「文字も数も読めない子どもたちです。施設にいた方がきっと幸せなのに、なぜ満員電車で揺られながら毎日遅れもせずに来て、一生懸命働くのでしょうか。」

御住職はこうおっしゃったそうです。「物やお金があれば幸せだと思いますか。」続いて、「人間の究極の幸せは四つです。愛されること、褒められること、役に立つこと、必要とされること。働くことによって愛以外の三つの幸せが得られるのです。」

「その愛も一生懸命働くことによって得られるものだと思う。これは社長の実体験を踏まえた感想です。」

このチョコレート工場は、従業員のうち7割が障がいという試練を与えられたいわばチャレンジドの方々によって構成されていますが、粉の飛びにくい、いわゆるダストレスチョコレートでは、全国的に有名なリーディングカンパニーになっているそうです。障がいを持った方たちも、あるいは高齢者も、難病の患者さんも、人間は、人に評価され、感謝され、必要とされてこそ幸せを感じるということはこの逸話は物語っているのではないのでしょうか。

私が尊敬するアインシュタイン博士も次のように述べています。

人は他人のために存在する。何よりもまず、その人の笑顔や喜びがそのまま自分の幸せである人たちのために。そして、共感という絆で結ばれている無数にいる見知らぬ人たちのために。

(地域の「絆」)

ここ10年余り、日本の地域は急速に疲弊しつつあります。経済的な意味での疲弊や格差

の拡大だけでなく、これまで日本の社会を支えてきた地域の絆が、今やずたずたに切り裂かれつつあるのです。しかし、昔を懐かしんでいるだけでは地域社会を再生することはできません。

かつての、誰もが誰もを知っているという地縁・血縁型の地域共同体は、もはや失われつつあります。そこで、次に私たちが目指すべきは、単純に昔ながらの共同体に戻るのではない、新しい共同体の在り方です。

スポーツや芸術文化活動、子育て、介護などのボランティア活動、環境保護運動、地域防災、そしてインターネットなどでのつながりなどを活用して、誰かが誰かを知っているという信頼の市民ネットワークを編み直すことであります。あのおじいさんは一見偏屈そうだけどボランティアになると笑顔がすてきなんだ、あのブラジル人は無口だけど本当は優しくて子どもにサッカー教えるのもうまいんだよといった、それぞれの価値を共有することでつながっていく、新しい絆をつくり上げたいと思っています。

幸い、現在、全国各地で、子育て、介護、教育、まちづくりなど、自分たちに身近な問題をまずは自分たちの手で解決してみようという動きが、市民やNPOなどを中心に広がっています。

子育ての不安を抱えて孤独になりがちな親たちを応援するために、地域で親子教室を開催し、本音で話せる居場所を提供している方々もいらっしやいます。また、こうした活動を通じて支えられた親たちの中には、逆に、支援する側として活動に参加し、自らの経験を生かした新たな出番を見出す方々もいらっしやいます。

(「新しい公共」)

働くこと、生活の糧を得ることは容易なことではありません。しかし、同時に、働くことによって人を支え、人の役に立つことは、人間にとって大きな喜びとなります。

私が目指したいのは、人と人とが支え合い、役に立ち合う新しい公共の概念であります。

新しい公共とは、人を支えるという役割を、官と言われる人たちだけが担うのではなく、

教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加をしていただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です。

国民生活の現場において、実は、政治の役割はそれほど大きくないのかもしれませんが。政治ができることは、市民の皆さんやNPOが活発な活動を始めたときに、それを邪魔するような余分な規制、役所の仕事と予算を増やすためだけの規制を取り払うことだけかもしれません。しかし、そうやって市民やNPOの活動を側面から支援していくことこそが、21世紀の政治の役割だと私は考えます。

新たな国づくりは、決して誰かに与えられるものではありません。政治や行政が予算を増やしさえすればすべての問題が解決するというものでもありません。国民一人ひとりが自立と共生の理念を育み発展させてこそ、社会の絆を再生し、人と人との信頼関係を取り戻すことができるのであります。

私は、国、地方、そして国民が一体となり、すべての人々が互いの存在をかけがえのないものだと感じ合える日本を実現するために、また、一人ひとりが居場所と出番を見出すことのできる、支え合って生きていく日本を実現するために、その先頭に立って、全力で取り組んでまいります。

(4 人間のための経済へ)

市場における自由な経済活動が、社会の活力を生み出し、国民生活を豊かにするのは自明のことです。しかし、市場にすべてを任せ、強い者だけが生き残ればよいという発想や、国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想が、もはや成り立たないことも明らかであります。

私は、人間のための経済への転換を提唱したいと思います。それは、経済合理性や経済成長率に偏った評価軸で経済をとらえるのをやめようということでもあります。

経済面での自由な競争は促しつつも、雇用や人材育成といった面でのセーフティネットを整備し、食品の安全や治安の確保、消費者の視点を重視するといった、国民の暮らし

の豊かさに力点を置いた経済、そして社会へ転換させなければなりません。

(経済・雇用危機の克服と安定した経済成長)

先の金融経済危機は、経済や雇用に深刻な影響を及ぼし、今なお予断を許さない状況にあります。

私自身、全国各地で、地域の中小企業の方々とお会いし、地域経済の疲弊や経済危機の荒波の中で歯を食いしばって必死に努力されている中小企業主の皆さんの生の声をお伺いしてまいりました。まさに、こうした方々が日本経済の底力であり、その方々を応援するのが政治の責務にほかなりません。

経済の動向を注意深く見守りつつ、雇用情勢の一層の悪化や消費の腰折れ、地域経済や中小企業の資金繰りの厳しさなどの課題に対応して、日本経済を自律的な民需による回復軌道に乗せるとともに、国際的な政策協調にも留意しつつ持続的な成長を確保することは、鳩山内閣の最も重要な課題であります。

私たちは、今国会に、金融機関の中小企業への貸し渋り、貸しはがしを是正するための法案を提出いたします。

また、政府が一丸となって雇用対策に取り組むため、先般、緊急雇用対策本部を立ち上げ、職を失い生活に困窮されている方々への支援、新卒未就職の方々への対応、中小企業者への配慮、雇用創造への本格的な取組など、細やかで機動的な緊急雇用対策を政府として決定したところであります。

このようなときにこそ、地方公共団体や企業、労働組合、NPOの方々を含め、社会全体が支え合いの精神で雇用確保に向けた努力を行っていくべきだと考えます。

年金、医療、介護など社会保障制度への不信感からくる将来への漠然とした不安をぬぐい去ると同時に、子ども手当の創設、ガソリン税の暫定税率の廃止、さらには高速道路の原則無料化など、家計を直接応援することによって、国民が安心して暮らせる、人間のための経済への転換を図っていきます。そして、物心両面から個人消費の拡大を目指してまいります。

同時に、内需を中心とした安定的な成長を

実現することが極めて重要となります。

世界最高の低炭素型産業、緑の産業を成長の柱として育て上げ、国民生活のあらゆる場面における情報通信技術の利活用の促進や、先端分野における研究開発、人材育成の強化などにより、科学技術の力で世界をリードするとともに、いま一度規制の在り方を全面的に見直し、新たな需要サイクルを創出してまいります。また、公共事業依存型の産業構造を、「コンクリートから人へ」という基本方針に基づき、転換してまいります。

暮らしの安心を支える医療、介護、未来への投資である子育てや教育、地域を支える農業、林業、観光などの分野で、しっかりとした産業を育て、新しい雇用と需要を生み出してまいります。

さらに、我が国の空港や港を世界そしてアジアの国際拠点とするため、羽田の24時間国際拠点空港化など、真に必要なインフラ整備を戦略的に進めるとともに、環境分野を初めとする成長産業を通じて、アジアの成長を強力に後押しし、我が国を含めたアジア全体の活力ある発展を促してまいります。

（「地域主権」改革の断行）

人間のための経済を実現するために、私は、地域のことは地域に住む住民の皆さんが決める、活気に満ちた地域社会をつくるための地域主権改革を断行いたします。

いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのか、これは、本来、地域の住民自身が考え、決めるべきことです。中央集権の金太郎あめのような国家をつくるのではなく、国の縛りを極力少なくすることによって、地域で頑張っておられる住民が主役となり得る、そんな新しい国づくりに向けて全力で取り組んでまいります。そのための第一歩として、地方の自主財源の充実強化に努めます。

国と地方の関係も変えなければなりません。

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していける新たなパートナーシップ関係への根本的な転換です。それと同時に、国と地方が対等に協議する場の法制化を実現しなければなりません。こうした改革の土台

には、地域に住む住民の皆さんに自らの暮らす町や村の未来に対する責任を持っていただくという、住民主体の新しい発想があります。

同時に、活気に満ちた地域社会をつくるため、国が担うべき役割は率先して果たしてまいります。

戸別所得補償制度の創設を含めて農林漁業を立て直し、活力ある農山漁村を再生するとともに、生活の利便性を確保し、地域社会を活性化するため、郵便局ネットワークを地域の拠点として位置付けるなど、郵政事業の抜本的な見直しに向けて取り組んでまいります。（５ 「架け橋」としての日本）

日本は、経済だけでなく、環境、平和、文化、科学技術など、多くの面で経験と実力を兼ね備える国です。だからこそ、国連総会で申し上げたように、ほかでもない日本が、地球温暖化や核拡散問題、アフリカを初めとする貧困の問題など、地球規模の課題の克服に向けて立ち上がり、東洋と西洋、先進国と途上国、多様な文明の間の架け橋とならなければなりません。こうした役割を積極的に果たしていくことこそ、すべての国民が日本人であることに希望と誇りを持てる国になり、そして世界の架け橋として国際社会から信頼される国になる第一歩となるはずであります。

世界は今、地球温暖化という、人類の生存にかかわる脅威に直面しています。本年12月のコペンハーゲンにおけるC O P 15に向けて、地球温暖化という大きな脅威に対して立ち向かっていますが、このことは決して生易しいことではありません。

しかし、私は確信しております。資源小国日本が、これまで石油危機や公害問題を乗り越える中で培ってきた技術に更に磨きをかけ、世界の先頭に立って走ることで、必ずや解決に向けた道筋を切り開くことができると。そして、同時にそれが日本経済にとっての大きなチャンスであることも、過去の歴史が示しております。

私は、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を掲げ、国

際交渉を主導してまいります。また、途上国支援のための鳩山イニシアチブを実行することで、先進国と途上国との架け橋としての役割を積極的に果たし、世界規模での環境と経済の両立の実現、低炭素型社会への転換に貢献してまいります。そのため、地球と日本の環境を守り、未来の子どもたちに引き継いでいくための行動をチャレンジ25と名づけ、国民の皆様と一緒に、私の政治的リーダーシップのもと、あらゆる政策を総動員し、推進してまいります。

人類の生存の上で、核兵器の存在や核の拡散ほど深刻な問題はありません。

私は、オバマ大統領が勇気を持って打ち出した核のない世界という提案に深く共感し、これを支持します。しかし、そのことは、米国のみが核廃絶に向けた責任を負うということではありません。むしろ、すべての国がその責任を自覚し、行動を起こすことが今求められているのであります。

唯一の被爆国として核廃絶を主張し、また、非核三原則を堅持してきた日本ほど、核のない世界の実現を説得力を持って世界に訴えることのできる国はありません。私は、世界の架け橋として、核軍縮や核不拡散に大きく貢献し、未来の子どもたちに核のない世界を残す重要な一歩を踏み出せるよう、不退転の決意で取組を進めてまいります。

日本はまた、アジア太平洋地域に位置する海洋国家です。

古来、諸外国との交流や交易の中で、豊かな日本文化が育まれてまいりました。二度と再び、日本を取り巻く海を争いの海にしてはなりません。友好と連帯の実りの海であり続けるための努力を続けることが大切です。このことは、日本のみならず、アジア太平洋地域、そして世界全体の利益だと考えます。

その基盤となるのは、緊密かつ対等な日米同盟であります。ここで言う対等とは、日米両国の同盟関係が世界の平和と安全に果たせる役割や具体的な行動指針を、日本の側からも積極的に提言し、協力していけるような関係であります。私は、日米の二国間関係はもとより、アジア太平洋地域の平和と繁栄、さ

らには、地球温暖化や核のない世界など、グローバルな課題の克服といった面でも、日本と米国とが連携し、協力し合う、重層的な日米同盟を深化させてまいります。

また、こうした信頼関係の中で、両国間の懸案についても率直に語り合ってまいります。とりわけ、在日米軍再編につきましては、安全保障上の観点も踏まえつつ、過去の日米合意などの経緯も慎重に検証した上で、沖縄の方々が背負ってこられた負担、苦しみや悲しみに十分に思いをいたし、地元の皆様の思いをしっかりと受けとめながら、真剣に取り組んでまいります。

また、現在、国際社会全体が対処している最重要課題の一つが、アフガニスタン及びパキスタン支援の課題です。

とりわけ、アフガニスタンは今、テロの脅威に対処しつつ、国家を再建し、社会の平和と安定を目指しています。日本としては、本当に必要とされている支援の在り方について検討の上、農業支援、元兵士に対する職業訓練、警察機能の強化等の日本の得意とする分野や方法で積極的な支援を行ってまいります。

この関連では、インド洋における補給支援活動について、単純な延長は行わず、アフガニスタン支援の大きな文脈の中で対処していく所存です。

北朝鮮をめぐる問題に関しては、拉致、核、ミサイルといった諸懸案について包括的に解決し、その上で国交正常化を図るべく、関係国とも緊密に連携しつつ対処してまいります。

特に核問題については、累次の国連安全保障理事会決議に基づく措置を厳格に履行しつつ、六者会合を通じて非核化を実現する努力を続けます。拉致問題については、考え得るあらゆる方策を用い、一日も早い解決を目指してまいります。

日ロ関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領土問題を最終的に解決して平和条約を締結すべく精力的に取り組んでまいります。また、ロシアをアジア太平洋地域におけるパートナーと位置付けて協力関係を強化してまいります。

先日来、私は、アジア各国の首脳と率直かつ真摯な意見交換を重ねてまいりました。韓国、中国、さらには東南アジアなどの近隣諸国との関係については、多様な価値観を相互に尊重しつつ、共通する点や協力できる点を積極的に見出していくことで、真の信頼関係を築き、協力を進めてまいります。

アジア太平洋地域は、その長い歴史の中で、地震や水害など多くの自然災害に悩まされ続けてまいりました。

最近でも、スマトラ沖の地震災害において、日本の国際緊急援助隊が諸外国の先陣を切って被災地に到着し、救助や医療に貢献いたしました。世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や、救援、復興についての知識、経験、さらには、非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークをこの地域全体に役立てることが、今後、より必要とされてくると思っております。

東アジア地域は、保健衛生面でいまだに大きな課題を抱えるとともに、新型インフルエンザを初めとした新たな感染症・疾病対策の充実が急務です。この分野でも、日本の医療技術や保健所を含めた社会システム全体の貢献など、日本が果たすべき役割は極めて重要です。

文化面での協力、交流関係の強化も重要です。

東アジアは、多様な文化が入り混じりながら、しかし、歴史的にも文化的にも共通点が多くあります。政治経済の分野で厳しい交渉をすることがあっても、またイデオロギーや政治体制の違いはあっても、民衆間で相互の文化への理解や共感を深め合っていくことがどれほど各国間の信頼関係の醸成につながっているか、改めて申すまでもありません。

今後、更に国民の間での文化交流事業を活性化させ、次の世代の若者が国境を越えて教育、文化、ボランティアなどの面で交流を深めることは、東アジア地域の相互の信頼関係を深化させるためにも極めて有効なものと考えております。

このため、留学生の受入れと派遣を大幅に拡充し、域内の各国言語・文化の専門家を飛躍的に増加させること、そして日中韓で大学

同士の単位の互換制度を拡充することなどにより、30年後の東アジアやアジア太平洋協力を支える人材の育成に長期的な視野で取り組んでまいります。

貿易や経済連携、経済協力や環境などの分野に加えて、以上申し述べましたとおり、人間のための経済の一環として、命と文化の領域で協力を充実させ、他の地域に開かれた透明性の高い協力体としての東アジア共同体構想を推進してまいりたいと考えています。

(6 むすび)

地震列島、災害列島と言われる日本列島に私たちは暮らしています。大きな自然災害が日本を見舞うときのために、万全の備えをすることが政治の第一の役割であります。

また同時に、その際、世界の人々が、特にアジア近隣諸国の人々が、日本を何とか救おう、日本に暮らす人々を助けよう、日本の文化を守ろうと友愛の精神を持って日本に駆けつけてくれるような、そんな魅力にあふれる、諸国民から愛され、信頼される日本をつくりたい、これは私の偽らざる思いであります。

日本は、140年前、明治維新という一大変革をなし遂げた国であります。現在、鳩山内閣が取り組んでいることは、いわば無血の平成維新であります。今日の維新は、官僚依存から国民への大政奉還であり、中央集権から地域・現場主権へ、島国から開かれた海洋国家への、国の形の変革の試みであります。

新しい国づくりは、誰かに与えられるものではありません。現在の日本は、黒船という外圧もなければ、敗戦による焼け野原が眼前に広がるわけでもありません。そのような中で変革を断行することは、先人の苦勞にまさるとも劣らない大きな挑戦であります。

つまりくこともあるでしょう。頭を打つこともあるやもしれません。しかし、後世の歴史家から、21世紀の最初の10年が過ぎようとしていたあの時期に、30年後、50年後の日本を見据えた改革が断行されたと評価されるような、強く大きな志を持った政権を目指したいと思えます。

今なら間に合います。

これまで量的な成長を追い求めてきた日本

が、従来の発想のまま成熟から衰退への道をたどるのか、それとも、新たな志と構想力をもって、成熟の先の新たな飛躍と充実の道を見出していくのか、今その選択の岐路に立っているのです。

私は、日本が正しい道を歩んでいけるよう、自らが先頭に立ち、国民の暮らしを守るための新たな政策を推し進めてまいります。私は、

国民の積極的な政治や行政への参加を得て、国民の皆さんとともに、本当の意味で歴史を変え、日本を飛躍へと導くために全力を尽くしてまいります。

国民の皆様、議員の皆様、私たちの変革の挑戦に是非お力を貸してください。

是非とも一緒に新しい日本をつくっていきましょう。



鳩山内閣総理大臣の所信表明演説（第173回国会）

(2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（10月26日）に対する質疑は、28日に谷垣禎一君（自民）、西村康稔君（自民）及び井上義久君（公明）が行い、29日には志位和夫君（共産）及び重野安正君（社民）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

（マニフェスト）

「マニフェスト政策の実現」に関する質疑に対して、「マニフェストを掲げて選挙を戦い、そして政権交代を実現した。マニフェストはまさに国民との契約であり、契約は基本的に守られなければならない。新政権は、連立三党の政策合意のもとでマニフェストの実現に向けて全力を挙げて取り組む。また、マニフェストは4年間における国民の皆様方との契約である。もし、4年たって、国民の多くの皆さんから、残念ながら、マニフェストの政策がなかなか達成できなかつたと思われたら、当然、政治家としての責任はとる」旨の答弁があった。

（新しい公共）

「国づくりと政治の役割」に関する質疑に対して、「政治の役割はそれほど大きくないのかもしれない。すなわち、新しい公共という概念、つまり、人を支える役割を、官のみでなく、民もしっかり参加して解決する、このような役割を持った新しい公共をこれから実現するのが新政権の役割だ。全国各地で、子育て、介護、医療、教育、まちづくりといった問題に対し、自分たちで身近な問題を解決しようという動きが特に市民やNPOの皆様方の中で広がっている。政府はこれを支援する」旨の答弁があった。

（平成21年度補正予算の執行の見直し）

「平成21年度補正予算の執行の見直し」に関する質疑に対して、「民主党は、『コンクリートから人へ』という、非常にわかりやすいメッセージを国民の皆様方に提示し、選挙を戦い、そして政権交代を実現した。今回の補正予算の執行の見直しは、地方団体向けのもの以外の基金事業とか、あるいは官庁等の

施設整備費等を初めとして、各大臣が必要性、緊急性の観点から厳しく優先順位を見直したものであり、その際に、地域経済や国民生活などに与える影響も勘案しながら執行の是非を判断した」旨の答弁があった。

「補正予算の執行の見直しによる地域経済への影響」に関する質疑に対して、「今回の補正予算の執行の見直しに際しては、地方公共団体向けの基金は一時留保の対象から除外するなど、地域への影響に十分に配慮している。また、現場をよく見ながら、政策的な必要性も精査して、地域経済や国民生活などに与える影響も勘案しながら、執行の是非を検討するよう指示した」旨の答弁があった。

（平成22年度予算）

「平成22年度予算編成」に関する質疑に対して、「平成22年度予算については、これから概算要求の中身を具体的に精査する。そこでは、無駄遣いや不要不急な事業をまず見直して財源をきちんと確保しながら、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現するために全力を傾注する。まだ予算編成に着手して間がないという状況でもあり、財源の全体像を明らかにするという環境ではないが、今後思い切った歳出削減を実現して、概算要求を徹底的に精査する」旨の答弁があった。

「マニフェストに基づく歳出削減と9.1兆円の捻出」に関する質疑に対して、「9.1兆円は一般会計と特別会計を合わせたの話だ。このために、行政刷新会議を設立して、事業仕分けを含めた歳出の抜本的な見直しに着手した。今後の予算編成過程において、行政刷新会議と各省で協力して、思い切った歳出削減に取り組み、その中で財源を必ず確保する」旨の答弁があった。

「新内閣のビジョン、予算編成全体の組み立て」に関する質疑に対して、「新内閣は、戦後行政の大掃除を行う、税金の無駄遣いを徹底して排除する、そして税金の使い道と予算編成の在り方を徹底的に見直していく。す

なわち、『コンクリートから人へ』という理念に基づいて、国民の暮らしを守るための財政の在るべき姿を明確に出していく」旨の答弁があった。

「予算編成の司令塔」に関する質疑に対して、「司令塔は総理だ。国家戦略室は税財政の骨格や経済運営の基本方針を立案して、予算編成の在り方を徹底的に見直す。行政刷新会議は歳出を徹底して見直していく。その上で、具体的な予算編成は財務大臣が中心に行う」旨の答弁があった。

「平成22年度予算における国債発行額」に関する質疑に対して、「財政規律を守り、国債マーケットの信認を確保していくことから、更なる歳出削減に取り組まなければならない、そのことによって、国債発行額を極力抑えるように努力する」旨の答弁があった。

「事業仕分けを実施する際の透明性の確保」に関する質疑に対して、「先日、第1回目の行政刷新会議を開催し、平成22年度の予算編成において、歳出の徹底した見直しに取り組むために、事業仕分けの実施を決定した。事業仕分けについては、議論の透明性の確保が最も重要な要素だ。したがって、すべてオープンに行うことを約束する。事業仕分けは、各界各層の皆様方の御参加をいただいて実施し、しっかりと議論をして、税金の使い道の見直しに向けたしっかりとした評定をする」旨の答弁があった。

（経済政策）

「景気対策」に関する質疑に対して、「新しい内閣は、経済合理性や経済成長率というものに偏重しないで、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた、人間のための経済を目指す。このため、歳出削減が進められる一方で、子ども手当、あるいは高速道路の無料化といった施策によって家計が潤い、消費などが増加することが当然見込まれる。こうした施策を着実に実行することによって、日本経済が、自律的な回復軌道に乗っていくことが十分期待される」旨の答弁があった。

「現下の経済情勢」に関する質疑に対して、「景気はやや持ち直してきているが、極めて自律性に乏しく、失業率も高水準にある、

そういう厳しい状況にある。政府としては、家計の支援によって個人消費を拡大するとともに、新たな分野で産業と雇用を生み出して、内需を重視した経済成長を実現するよう政策運営を行う」旨の答弁があった。

（最低賃金）

「最低賃金の引上げ」に関する質疑に対して、「まじめに働いておられる人が生計を立てられるようにするためには、最低賃金の引上げに取り組むことが重要だ。今後、中小企業における円滑な実施を図るための財政上あるいは金融上の措置を実施しながら、雇用の安定にも配慮して、取り組んでいきたい。なお、最低賃金は1,000円を目標としているが、一気に到達することは厳しい」旨の答弁があった。

（公共事業の見直し）

「公共事業」に関する質疑に対して、「公共事業のすべてがいたずらに非効率で有害だと決めつけているわけではない。しかしながら、大規模な公共事業が国民にとって本当に必要なものかどうかをもう一度よく見極めることが必要だ。その上で、真に必要なインフラ整備に関しては戦略的に進めていく」旨の答弁があった。

「ハッ場ダム建設中止」に関する質疑に対して、「マニフェスト政策の一つとして『コンクリートから人へ』その象徴としてハッ場ダム建設の問題がある。ダムには、治水、利水、更に発電という目的があるが、総理自身が視察した結果は、そのいずれに対してもクエスチョンマークをつけざるを得ない事業だった。これからも、国土交通大臣を中心にして、この問題の解決に向けて努力をするが、できるだけダムによらない治水への転換を進めていかなければならない」旨の答弁があった。

（日本経済の将来像・成長戦略）

「日本経済の将来像」に関する質疑に対して、「日本経済の安定的、持続的な成長を確保することは、国民生活を豊かにするだけでなく、社会保障や、あるいは財政の持続可能性を確保するためにも必要であり、新内閣の最も重要な課題だ。このため、社会保障制度に対する不信感をぬぐい去るとともに、家計

を直接応援し、国民が安心して暮らせる、人間のための経済の方向に大きく転換する」旨の答弁があった。

「成長戦略」に関する質疑に対して、「経済成長至上主義に陥ってはならないとの反省の中から、人間のための経済を重視する。その意味において、我が国が経済成長を実現していくために、イノベーションの強化を通じた世界最高の低炭素型産業を創造したり、あるいは暮らしの安心を支える医療や介護、あるいは地域を支える林業、農業あるいは観光といった分野での内需中心の産業の育成を通じて、新たな雇用や需要を生み出していく。こうした取組によって、景気回復と雇用創出の双方を実現したいと考えており、旧来型の政官業癒着に基づいた成長戦略とは一線を画する」旨の答弁があった。

（財政問題）

「予算編成における恒久財源の必要性」に関する質疑に対して、「恒久的な財源とは、消費税の増税などを見通しているようだが、このようなことを国民に強いるためには、まずは国民の皆さんの政治に対する信頼が回復されなければならない。政治に対する国民の信頼回復に全力を尽くす前に消費税の増税を行う必要はない」旨の答弁があった。

「財政健全化の進め方、経済財政運営の基本方針」に関する質疑に対して、「平成22年度の予算編成においては、マニフェストに従って新規施策を実現するために、すべての予算を組み替えて新たな財源を生み出すことによって、財政規律を守り、国債マーケットの信認を確保する。中長期的な経済財政運営の在り方については、国民の暮らしを守るための財政の在るべき姿を明確に示した上で、長く大きな視野に立った財政再建の道筋を検討する。また、その一環として平成23年度以降、国家戦略担当大臣のもとで、中期財政フレームの策定を検討する」旨の答弁があった。

「暫定税率」に関する質疑に対して、「ガソリン税等に関して長く続いた暫定税率が何で何十年も続いて今日まで来たのか、国民に正直に答えなければならない。したがって、暫定税率はまずは当然廃止しなければならない

い。そして、その上で、環境などへの影響を考慮した課税の考え方を踏まえ、エネルギー課税などについて温暖化ガスの削減目標達成に資する観点から、環境負荷に応じた課税に必要な事項の検討をすることを税制調査会に諮問した」旨の答弁があった。

（在日米軍問題）

「在日米軍再編」に関する質疑に対して、「アジア太平洋はいまだに不安定な要因がある。沖縄を含む在日米軍の抑止力も、まだ我が国の安全保障には必要だ。在日米軍再編については、こうした安全保障上の観点も踏まえ、過去の日米合意などの経緯も慎重に検証した上で、沖縄の方々の思いをしっかりと受け止めながら、日米間で真剣に取り組む」旨の答弁があった。

「普天間の飛行場の移設・返還」に関する質疑に対して、「普天間の飛行場の移設・返還に関しては、様々な選択肢があるので、外務大臣、防衛大臣に検討して調査するよう指示した。現在、過去の日米協議の経過検証等もしているが、最後の意思決定は総理自身が行う」旨の答弁があった。

「在日米軍駐留経費の負担の削減」に関する質疑に対して、「在日米軍の駐留経費については、我が国の負担をより効率的で効果的なものとするために、包括的な見直しが必要だ。先般の日米防衛相会談においても、米国側から可能な限り効率化を目指したいという発言があった。今後とも、在日米軍駐留経費の負担については、透明性を確保しながら包括的な見直しに取り組み、国民の理解を得る」旨の答弁があった。

（外交・安全保障）

「インド洋における補給支援活動」に関する質疑に対して、「補給支援特別措置法の単純延長はしない。アフガニスタンを初め、国際社会にも真に喜ばれる日本の支援の在り方は何か。それを慎重に調査しているところであり、最も望まれる支援を積極的に行うことが重要である」旨の答弁があった。

「インド洋での海上自衛隊による給油活動に代わる国際貢献策として、ソマリア沖での海賊対策に参加している船舶への給油活動

が検討されていると伝えられるがどうか」との質疑に対し、「インド洋での補給支援活動とソマリア沖・アデン湾での海賊対策は、基本的に別行動である。したがって、御指摘のような点については、法的な整理も必要になり、容易に結論が出せる話ではない。現時点では念頭がない」旨の答弁があった。

「アフガニスタン支援」に関する質疑に対して、「アフガニスタン支援は、国際社会全体が対処していかなければならない大変大きな最重要の課題だ。アフガニスタンにとって望まれる支援は何か、国際的な協力の中で日本が果たす役割は何かを検討している。農業や元兵士に対する職業訓練あるいは警察機能の強化といった日本が得意とする分野に対して積極的な支援を行う。ただ、援助要員の派遣に当たっては、当然、安全対策を十分にとらなければならない」旨の答弁があった。

「北方領土問題と竹島問題」に関する質疑に対して、「北方領土問題の解決に大切なのは首脳間の信頼だ。首脳レベルの対話を深めながら北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する。また、竹島の領有権に関する我が国の立場は一貫しており、何も変わっていない」旨の答弁があった。

「北朝鮮問題」に関する質疑に対して、「拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、国交正常化を図る。核・ミサイル開発は全く容認できない。北朝鮮に対しては、諸問題の解決に向けて具体的な行動をとることが自らの利益になることを理解させることが必要だ。そのためには、国連安保理決議1874などに基づく措置や我が国独自の措置を着実に実施していくことが肝要だ。また、引き続き米韓両国との連携も重要である」旨の答弁があった。

「日本の植民地支配と侵略を謝罪した村山談話を受け継ぐべきだと考えるがどうか」との質疑に対して、「新政権は歴史を真つぐ、正しく見詰める勇気を持った政権だ。村山談話は戦後50年の節目に総理自身も当時の政権の中にかかわった形で閣議決定した談話であり、この思いは極めて重い。村山談話の思いは、新政権でこそ尊重されなければならない」

旨の答弁があった。

（地球温暖化対策）

「気候変動に関する今後の交渉戦略」に関する質疑に対して、「9月22日の国連気候変動首脳会合において、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを1990年比25%削減という野心的な目標を率先して掲げた。思い切った削減目標を打ち出すことによって、国際交渉を通じ主導していき、国際的な枠組みの中に米国や中国の参加を促す。また、思い切った削減目標を打ち出したことで12月にコペンハーゲンで行われる気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）を失敗させてはならないという国際的な機運がわき上がっている。これを加速させて米国と中国にも協力してもらえる状況をつくる」旨の答弁があった。

「25%削減達成のための国民負担」に関する質疑に対して、「経済成長率や家計、産業、雇用に対する影響、あるいは海外クレジットの獲得による影響等について、閣僚委員会のもとにタスクフォースを設置して検討している。それほど間がなく結論が出るものと期待している」旨の答弁があった。

「地球温暖化対策の基本法の制定」に関する質疑に対して、「連立政権の政策合意で、低炭素社会構築を国家戦略に組み込み、地球温暖化対策の基本法の速やかな制定を図ると書いた。しっかり対応する」旨の答弁があった。

「地球温暖化対策の実施のタイムスケジュール」に関する質疑に対して、「具体的な政策の内容や、それらの実施のスケジュールに関しては、今後国際的な交渉が必要となってくる。国際交渉における議論を踏まえて、地球温暖化問題に関する閣僚委員会などにおいてしっかり議論する」旨の答弁があった。

「地球温暖化対策としての農山漁村の再生」に関する質疑に対して、「農山漁村は、食料などの供給だけでなく、森林の吸収源として、あるいはバイオマスの供給源として、地球温暖化対策にも極めて大きく貢献できる大変大きな潜在力を有している。今後、温室効

果ガス削減に関する中期目標の達成に向けた努力が農山漁村の再生にもつながるよう取り組む」旨の答弁があった。

（政治主導）

「政治主導の仕組み」に関する質疑に対して、「その一つは事務次官等会議を廃止し、それに代わって、イギリスで行われている閣僚委員会というものを参考に、省庁間の調整は、政治家である大臣や副大臣同士が会って、議論し、そこで得た合意を閣議にかけるという閣僚委員会を設けたことである。そしてもう一つは、大臣、副大臣、政務官が政務三役会議というものをつくって各省庁のイニシアチブを政治家が握ったことだ」という旨の答弁があった。

「政治主導を呼号する政務三役と萎縮した行政官との間では政策決定での事実関係の把握にも支障を来たすのではないか」との質疑に対して、「行政官は、決して萎縮しておらず、政治家がしっかりと最終責任を負うと担保しているので、むしろ今まで以上にやる気をもって頑張っている。したがって、事実関係の把握に支障を来たしていることはない。さらに、政治主導について言えば、今までが余りに官僚に頼り過ぎていた、そして、うまくいかないときには、その責任を官僚にかぶせて政治が責任を回避してきた。政治主導というのは、政治家がしっかりと最終的な責任をとるということである」旨の答弁があった。

「国家戦略室の役割」に関する質疑に対して、「複数年度を視野に入れたトップダウンの予算編成などを主導して、先般、予算編成の在り方の改革を閣議決定したところであり、しっかりと役割を果たしている。また、担当大臣兼副総理は、既に雇用問題、また地球環境問題のリーダーシップを発揮している」旨の答弁があった。

（総理の献金問題）

「献金問題の説明責任」に関する質疑に対して、「クリーンな政治を政治家として今日まで求めてきた。個人献金の問題に関して、国民の皆様方に大変な御迷惑をおかけしたことを、心からおわびを申し上げたい。地検が捜査に入っており、捜査に全面的に協力する

ように指示している」旨の答弁があった。

「献金問題については、総理自らが積極的に疑惑解明を行い、説明責任を果たすべきだ。秘書が虚偽記載など法律違反をした場合、監督責任のある国会議員も公民権を停止させるために政治資金規正法を改正すべきと考えるがどうか」との質疑に対して、「政治資金の問題で政治への不信感を持たれ、国民の皆様方に御迷惑をかけたことは、率直におわび申し上げる。政治資金規正法改正の問題については、各党各会派で積極的に議論して、成案を得られるように努力すべきだ」という旨の答弁があった。

（中小企業支援）

「中小企業支援」に関する質疑に対して、「我が国経済の成長の礎である中小企業が、未来に向けて展望が見出していけるような方向でこれから策定する経済成長戦略においてしっかりと位置付けた上で、資金繰り対策のほか、新たな分野に挑戦する中小企業への技術開発あるいは販路開拓、さらには、様々な経営課題を抱える中小企業に対するワンストップでの解決、さらには事業再生、事業承継の円滑化、さらには下請取引の適正化といった支援を実効性のある形でしっかり行う」旨の答弁があった。

「中小企業金融円滑化法案により生じ得る問題点」に関する質疑に対して、「厳しい経済金融情勢のもとで、金融機関からの借り入れの返済に一時的に大変お困りの中小零細企業などの御負担を和らげ、活力を与えていくことが喫緊の課題だ。このため、金融機関が貸付条件の変更等に努めることなどを求める法律案を今国会に提出する予定だ。その際には、金融機関救済、中小企業者のモラルハザードなど、あるいは安易な国民負担につながるような仕組みを構築する」旨の答弁があった。

（郵政改革）

「郵政改革の方針」に関する質疑に対して、「国民生活の確保と地域社会の活性化という観点を踏まえて、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用して、郵便、郵便貯金、簡易保険といったサービスを全国あまね

く郵便局で一体的に利用できるようにする郵政改革の基本方針を先般閣議決定した」旨の答弁があった。

「郵政株式処分凍結法案の目的」に関する質疑に対して、「今般提出予定の郵政株式処分凍結法案は、郵政改革の検討に当たって、制度設計の支障にならないように、日本郵政等の株式処分等を暫定的に停止するものである」旨の答弁があった。

「日本郵政の社長人事は明らかに天下り・渡りであり、脱官僚と逆行する」との質疑に対して、「社長に就任する斎藤次郎氏は旧大蔵省の事務次官経験者だが、退官後に14年間民間で勤務した経験がある。本当に能力のある方で、適材適所に配置した」旨の答弁があった。

「日本郵政株式会社社長人事と日銀総裁人事の違い」に関する質疑に対し、「日銀の総裁人事に関しては、候補者の実績や考え方を勘案したほか、日銀の独立性を考慮する必要があったための結論であり、今般の人事とは事が異なる」旨の答弁があった。

(子育て支援)

「子ども手当」に関する質疑に対して、「次世代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援してやろうというのが子ども手当の極意だ。平成22年6月からの支給を目指して制度設計について検討を進めている。必要な財源を確保するため、平成22年度予算編成を経て、通常国会に法律案を提出する」旨の答弁があった。

「子育て応援特別手当の執行の停止」に関する質疑に対して、「子育て応援特別手当は意味がないとは思っていないが、より意味のあるものに仕立て上げていくのが新たな政権の役割だ。子育て応援特別手当については、その趣旨を生かしながら、より充実した新しい子ども手当の創設など、子育て支援策を強気に推進する」旨の答弁があった。

「子ども手当の財源として扶養控除と配偶者控除の廃止を抱き合わせるの国民の理解を得られないのではないかと」の質疑に対して、「政府税調で所得税控除の見直しについて検討が始まった。年末に向けて結論を得た

い。子育ては未来への投資であり、社会全体が助け合って負担する発想が非常に大事である」旨の答弁があった。

「総合的な子育て支援策」に関する質疑に対して、「子どもを生き育てることを経済的な理由であきらめるような家庭がないようにしたい、また、子育てのために仕事をあきらめるような家庭がないようにしたいという思いのもとで、財源をきちんと確保しながら施策を推進していくが、子ども手当の創設に加えて、保育所の増設など、待機児童の解消に向けて努力をし、また、多様な保育サービスの量も確保しなければならない。仕事と子育ての両立のための支援もするなど、総合的な子育て支援策の充実に努める」旨の答弁があった。

「保育所や学童クラブ等の充実」に関する質疑に対して、「総合的でバランスのとれた対策が不可欠だ。今後の子育て支援策の充実については、出産や保育サービスを含めた総合的なビジョンである子ども・子育て支援ビジョンを来年1月末までに作成し、保育サービスや学童クラブなどを中心とする新たな数値目標を提示する」旨の答弁があった。

「保育所設置基準の権限の地方への移譲」に関する質疑に対して、「地方分権の趣旨や基本的方向性は理解している。また、保育所の待機児童の解消も必要だ。しかし、保護者や保育関係者の皆さんから、保育の質をどう保つのかという懸念の声もある。したがって、地方分権の推進という観点からのみ早急に結論を出すのではなく、保育所の待機児童の解消、保育の質の確保、財源の確保、そして地方分権、この四つの項目についてしっかり検討を行う」旨の答弁があった。

「保育所を活用した子育て支援の取組」に関する質疑に対して、「身近な地域において子育てに関する相談ができる環境を整えていく。保育所を地域の社会資源として活用していく視点も重要であり、地域の保育所が子育てに関する中核部隊となるよう体制をしっかりとつくる」旨の答弁があった。

(戸別所得補償制度)

「戸別所得補償制度」に関する質疑に対

して、「戸別所得補償制度は、意欲のある農家が農業を継続できる環境を整えること、そして、農業・農村地域を立て直して、食と地域を再生しつつ、将来の食料自給率の向上を図ることを目的として創設されるものであり、米を対象に、わかりやすく簡素な制度とし、また、規模や年齢にかかわらず、意欲のある農家の方々の努力が反映できるようなモデル事業を検討している」旨の答弁があった。

「農業分野の国際交渉」に関する質疑に対して、「米国とのF T Aの交渉促進を含めた国際交渉については、貿易・投資を自由化する観点からは当然推進しなければならない。しかし、一方で、食の安全・安心、安定供給あるいは食料自給率の向上、さらには、国内農業・農村地域の振興などを十分に考えなければならない。したがって、これらを損なわないよう行動する。そうした基本姿勢のもとで、食料の安全保障を確保するとともに、農業の多面的な機能を維持していくが、新政権は、食料自給率の向上を徹底して求めていく観点から、戸別所得補償制度を創設する」旨の答弁があった。

「農業の再生には農家収入を保障することと、関税などの維持・強化を一体に進めることが必要と考えるがどうか」との質疑に対して、「意欲のある農家が農業を継続できる環境を整え、農業・農村地域を再生しつつ、将来の食料自給率の向上を図ることを目的として戸別所得補償制度を創設する。この制度は関税撤廃が前提ではない」旨の答弁があった。
(雇用対策)

「雇用対策」に関する質疑に対して、「今般、政府が一丸となって雇用の確保に取り組むため、細やかで機動的な緊急雇用対策を決定したところである。職を失い苦しんでおられる方々あるいは新卒者への支援、さらには、雇用調整助成金による雇用の維持の支援等に機動的に取り組む。また、緊急人材育成、さらには就職支援基金事業のうち、中小企業などにおける雇用創出支援事業などは、平成22年度予算編成の過程でしっかりと検討する」旨の答弁があった。

「雇用保険制度」に関する質疑に対して、

「平成21年の改正雇用保険法により、特に再就職が困難な方に対して、給付日数が60日分延長されている。これによって、本年4月から8月までで約24万人の受給者に対して延長が行われている。今後とも、こうした延長給付の活用などによって、雇用のセーフティネットを整備して、国民の安心感を高めていく」旨の答弁があった。

「求職活動中の生活と住居の支援」に関する質疑に対して、「これまで、雇用保険を受給できない失業者の方々に対する第2のセーフティネットとして、生活支援の融資や職業訓練期間中の生活保障、住宅手当の支給などを実施してきたが、さらに、今般決定した緊急雇用対策の中で、住居を失った生活困窮者の方に住宅を確保する取組を行う」旨の答弁があった。

「雇用調整助成金」に関する質疑に対して、「雇用調整助成金については、雇用の維持に取り組む非常に多くの事業主に活用いただいております。これまで、中小企業向けの助成率の引上げ、支給要件の緩和等の拡充を行ってきたが、今般決定した緊急雇用対策において、更なる支給要件の緩和を行った」旨の答弁があった。

「非正規労働者の正社員化」に関する質疑に対して、「雇用、生活の安定を図るため、正規雇用を希望する非正規の労働者の方々に對して、正規雇用に向けて積極的に支援することは極めて重要だ。非正規労働者に対するワンストップによる就労支援あるいは事業主への助成制度の活用などによって、非正規労働者の正社員としての就職を支援する。また、企業に対しても、安易な解雇などが行われないう、労働関係法令遵守の指導をこれから徹底する」旨の答弁があった。

「労働法制の規制緩和」に関する質疑に対して、「雇用にかかわる行き過ぎた規制緩和を適正化し、労働者の生活の安定を図ることは重要だ。貧困の原因には、労働法制の規制緩和もあり、派遣労働者が増え、今般の経済危機においていわゆる派遣切りの対象になったことも事実だ。したがって、このような情勢に対応するため、三党連立合意を踏まえ、

労働者の保護を強化する方向での労働法制の整備をする」旨の答弁があった。

「労働者派遣法の改正」に関する質疑に対して、「派遣切りに象徴される派遣労働者をめぐる雇用環境を含めて、非正規雇用全体の労働条件の改善への取組は、内閣の最重要課題の一つだ。緊急雇用対策に加えて、労働者派遣法の改正に向けて取組を既に開始した。民主党のマニフェスト及び三党の連立合意には、登録型派遣の原則禁止、製造業派遣の原則禁止、さらに、違法派遣の場合の直接雇用みなし制度の創設などが盛り込まれている。労働者派遣法の具体的な改正内容については、通常国会への法律案提出を目指して、現在、厚生労働省の労働政策審議会で検討を既にスタートした」旨の答弁があった。

「雇用保険の適用拡大」に関する質疑に対して、「雇用保険の適用拡大については、三党連立の合意や民主党のマニフェストの中にも盛り込まれている。これについては、厚生労働省の労働政策審議会での十分な議論を踏まえて対応し、年内に結論を出す」旨の答弁があった。

「雇用確保の追加対策」に関する質疑に対して、「雇用情勢は非常に厳しく、事態の推移に予断は許されない。引き続き細心の注意を払い、その推移によっては、政治主導で果敢に対応する」旨の答弁があった。

（教育の在るべき姿）

「教育の在るべき姿」に関する質疑に対して、「教育は、まさに未来への投資だ。国民が日本人であることに希望と誇りを持って、世界の架け橋としての日本になっていかなければならない、そのために教育が何より大切だ。そのためにすべての意志のある人が質の高い教育を受けられるような環境整備をする。子ども手当の創設が一つ、高校の実質無償化が一つ、また奨学金の大幅な拡充も実現する。教育現場で創意工夫が進められるように各種制度を見直し、保護者と学校と地域の信頼関係を深め、教育における地域主権をつくる」旨の答弁があった。

（地方分権）

「地方分権改革推進委員会の第2次勧告

の取扱い」に関する質疑に対して「地方分権改革推進委員会の第2次勧告は、国の出先機関の見直しを提言した。地域主権の実現を目指すことは新政権の一丁目一番地だ。その一環として、国の出先機関を原則廃止する方向をマニフェストでも示したところであり、今後、政府として、真剣に検討を行う」旨の答弁があった。

「地方の自主財源の充実強化」に関する質疑に対して、「地域主権改革のまず第一歩として、今後、可能な方策から具体的な検討を行うとともに、地方の再生を図る観点から、政府の税制調査会において地方税制の在り方についても検討する」旨の答弁があった。

「国と地方の協議の場の法制化」に関する質疑に対して、「公平なパートナーとして国と地域を考えていく、その意味での協議機関を設置するということであるので、政府内で検討を進めて、できるだけ早い法律案の提出を目指す。なお、国と地方の協議の場の法制化は、マニフェストに掲げた事項であり、地方分権改革推進委員会の第3次勧告にも盛り込まれている」旨の答弁があった。

（新型インフルエンザ対策）

「新型インフルエンザ対策では、いま一度、地方自治体の準備状況を正確に把握し、接種体制の見直しと適切な情報提供を行うべきと考えるがどうか」との質疑に対して、「政府広報を配布する予定であり、そこで徹底する。接種状況に応じたワクチンの流通確保などによって自治体と連携して、円滑な接種体制を確保する。接種費用は実費負担を原則としたいが、低所得者の方々の世帯の負担については軽減する」旨の答弁があった。

「新型インフルエンザの医療体制の整備」に関する質疑に対しては、「地方からの御要望を踏まえて、新型インフルエンザ患者の方が入院する一般の医療機関の整備や、あるいは院内感染の防止のための設備を新たな助成対象として追加する」旨の答弁があった。

（後期高齢者医療制度の廃止）

「後期高齢者医療制度廃止後の具体像」に関する質疑に対して、「後期高齢者医療制度の廃止後の制度の在り方については、高齢者

はもとより、市町村を初め様々な関係者の理解を得ることが必要だ。各方面からの意見を踏まえ、幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度を検討している。近く厚生労働大臣のもとに新たな制度の具体的な在り方を検討するための会議を設置し、そこで見直しのスケジュールを明らかにする」旨の答弁があった。

「後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、老人保健制度に戻すべきと考えるがどうか」との質疑に対して、「年齢で人間を差別する後期高齢者医療制度は大変けしからぬ制度だ。制度は廃止するが、老人保健制度にいったん戻すことについては、度々見直しを行うことになる。高齢者の方々に不安や混乱を生じさせてはならない。老人保健制度に戻すことよりも、幅広い国民の納得と信頼が得られる新たな制度を創設したい。その際には、国保の負担増に十分配慮しながら検討する」旨の答弁があった。

(高速道路の無料化)

「高速道路の無料化」に関する質疑に対して、「高速道路の有効活用と地域と経済の活性化といった目的のため段階的に高速道路を原則無料化することをマニフェストでうたっている。具体的には、炭酸ガスなどの環境への影響を考え、また、渋滞が発生するか否か、さらには、地域への経済効果あるいは他の交通機関への影響といったところを社会実験を行いながら総合的に確認して、国民の皆様方の理解のもとで進める」旨の答弁があった。

「高速道路の無料化は最優先の仕事か。大切な税金は福祉に優先的に使うべきと考えるがどうか」との質疑に対して、「高速道路の無料化は流通の活性化を促すという意味では地域において大変大きな経済効果をもたらすものだ。家計を直接応援する施策であり、国民の暮らしを守る政策として大変意味があるものである」旨の答弁があった。

2 主な議案等の経過

年月日	議案等
平成21年 10月26日	国務大臣の演説 ・ 鳩山内閣総理大臣の所信表明演説
10月28日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 谷垣禎一君（自民）、西村康稔君（自民）、井上義久君（公明） 答弁 鳩山内閣総理大臣、亀井国務大臣、福島国務大臣、菅国務大臣、前原国土交通大臣
10月29日	国務大臣の演説に対する質疑 質疑 志位和夫君（共産）、重野安正君（社民） 答弁 鳩山内閣総理大臣、福島国務大臣
11月17日	趣旨説明 ・ 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（内閣提出） 説明 亀井金融担当大臣 質疑 鈴木克昌君（民主）、竹本直一君（自民）、竹内譲君（公明）、佐々木憲昭君（共産） 答弁 亀井金融担当大臣、藤井財務大臣、直嶋経済産業大臣、菅経済財政政策担当大臣 趣旨説明 ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案（内閣提出） 説明 長妻厚生労働大臣 質疑 藤田一枝君（民主）、加藤勝信君（自民）、古屋範子君（公明）、阿部知子君（社民） 答弁 長妻厚生労働大臣、川端文部科学大臣
11月19日	財務金融委員長玄葉光一郎君解任決議案（竹本直一君外2名提出） 否決 趣旨弁明 田中和徳君（自民） 討論 和田隆志君（民主）、徳田毅君（自民）、石井啓一君（公明）、穀田恵二君（共産）

年月日	議案等
11月19日	議院運営委員長松本剛明君解任決議案(逢沢一郎君外1名提出) 趣旨弁明 谷畑孝君(自民) 討論 鷺尾英一郎君(民主)、高木毅君(自民)、遠藤乙彦君(公明) (延会)
11月20日	議院運営委員長松本剛明君解任決議案(逢沢一郎君外1名提出)(前会の続) 否決 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案 (内閣提出) 可決 討論 篠原孝君(民主)、佐々木憲昭君(共産) 趣旨説明 ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出) ・特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出) ・国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) 説明 原口総務大臣 質疑 古賀敬章君(民主)、塩川鉄也君(共産) 答弁 原口総務大臣
11月26日	趣旨説明 ・日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等 に関する法律案(内閣提出) 説明 亀井国務大臣 質疑 奥野総一郎君(民主)、中谷元君(自民)、西博義君(公明)、塩川鉄也君 (共産) 答弁 原口総務大臣、亀井国務大臣、平野内閣官房長官
11月30日	本国会の会期を12月1日から4日まで4日間延長するの件(議長発議) 可決 討論 稲津久君(公明)
12月4日	請願1件 採択

3 決議

否決したもの

財務金融委員長玄葉光一郎君解任決議案(竹本直一君外2名提出、決議第1号)[自民提出](平成21.11.19否決)

本院は、財務金融委員長玄葉光一郎君を解任する。
右決議する。

議院運営委員長松本剛明君解任決議案(逢沢一郎君外1名提出、決議第2号)[自民提出](平成21.11.20否決)

本院は、議院運営委員長松本剛明君を解任する。
右決議する。

第3

委員会の概況

「委員会の概況」については、次のとおりである。

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査一覧 凡例

凡 例	凡例が示すもの
参	参議院先議の議案
() 付年月日	当該国会前のもの
(公聴)	公聴会
(地公)	いわゆる地方公聴会
(小委)	小委員会
(連)	連合審査会
(分科)	分科会
(全)	全会一致
(多)	賛成多数
(少)	賛成少数
(欠)	欠席
(附)	附帯決議

第3 委員会の概況

1 内閣委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	渡辺	具能君	自民				
理事	加藤	勝信君	自民	理事	渡海	紀三朗君	自民
理事	西村	明宏君	自民	理事	平井	たくや君	自民
理事	平田	耕一君	自民	理事	泉	健太君	民主
理事	大畠	章宏君	民主	理事	田端	正広君	公明
	あかま	二郎君	自民		赤澤	亮正君	自民
	宇野	治君	自民		遠藤	武彦君	自民
	遠藤	宣彦君	自民		大高	松男君	自民
	大塚	拓君	自民		岡本	芳郎君	自民
	木原	誠二君	自民		河本	三郎君	自民
	佐藤	鍊君	自民		篠田	陽介君	自民
	徳田	毅君	自民		中山	成彬君	自民
	長島	忠美君	自民		並木	正芳君	自民
	馬渡	龍治君	自民		松浪	健太君	自民
	村田	吉隆君	自民		市村	浩一郎君	民主
	大島	敦君	民主		吉良	州司君	民主
	楠田	大蔵君	民主		西村	智奈美君	民主
	平岡	秀夫君	民主		松野	頼久君	民主
	松本	剛明君	民主		池坊	保子君	公明
	高木	美智代君	公明		吉井	英勝君	共産
	重野	安正君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案7件(うち継続審査3件)及び議員提出法律案1件(継続審査)で、審査の概況は、次のとおりである。

株式会社地域力再生機構法案(内閣提出、第169回国会閣法第14号)

要旨

雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、あわせてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力

再生機構を設立するもの

主な質疑内容

- ・ 現在の経済状況下において機構を設立する妥当性
- ・ 機構の再生支援対象となる企業の規模
- ・ 機構の意思決定における透明性、公平・中立性の確保の必要性

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

機構の名称を「株式会社企業再生支援機構」に改めるとともに、この法律の題名を「株式会社企業再生支援機構法」に改めること、機構による再生支援の対象となる事業者の要件を改めるとともに、中堅事業者及び中小企業者を例示すること、機構による再生支援の対象となる事業者から、いわゆる第三セクターを除外すること等

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第79号）

要旨

独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役職員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めるもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第80号）

要旨

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行うもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）

要旨

最近における道路交通をめぐる情勢にかんがみ、駐車若しくは停車が禁止されている道路の部分又は時間制限駐車区間のうち道路標識等により指定されたものについて、高齢運転者等の申請により都道府県公安委員会が交付する高齢運転者等標章を掲示した普通自動車に限り駐車又は停車をすることができることとするほか、高齢運転者標識の表示義務の見直し等を行うもの

主な質疑内容

- ・ 高齢運転者標識（いわゆる「もみじマーク」）の表示義務を1年で見直す理由
- ・ 車間距離保持義務違反に係る法定刑引上げによる「あおり行為」の抑止効果
- ・ 高齢運転者等専用駐車区間制度における標章の不正利用防止策

審査結果

可決（附帯決議）

公文書等の管理に関する法律案（内閣提出第41号）

要旨

公文書等の管理に関する基本的な事項として、行政文書等の作成・保存、国立公文書館への移管等についての原則を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において適切に保存され、利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 目的規定に「公文書等は国民の共有財産である」旨を明記していない理由
- ・ 公文書等の移管廃棄の決定権者を行政機関の長としたことの是非
- ・ 行政文書の誤廃棄防止策
- ・ 独立行政法人国立公文書館の機能及び体制を強化する必要性

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

目的に、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を明記すること、行政機関（会計検査院を除く。）の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないこと等

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）

要旨

構造改革特別区域において地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施することができることとする規制の特例措置を追加するとともに、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができることとする等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 新たに追加される規制の特例措置が活用される見通し
- ・ 構造改革特別区域法の目的に「地方分権の推進」を加える必要性
- ・ 刑事施設の運営に関する業務を市場化テストの対象とすることの是非

審査結果

可決

国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）

要旨

国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備を行うとともに、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置に関する規定の整備等を行うもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）

要旨

消費生活用製品等及び特定生活関連物品による危害の発生又は拡大の防止を図り、もって一般消費者の利益を保護するため、これらの物品に係る危険情報の提供等が適切に行われるよう、危害防止措置、危害防止命令、緊急措置及び緊急命令その他の必要な措置を定めるもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
株式会社地域力再生機構法案 （内閣提出、第169回国会閣法 第14号）	(20. 2. 1)		21. 1. 5 (20. 5.14)	4.22	4.22 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産) (附)	4.23 修正	経済産業 6.18 可決 (附)	6.19 可決	6.26 法63号
独立行政法人通則法の一部を 改正する法律案（内閣提出、 第169回国会閣法第79号）	(20. 4.25)		21. 1. 5		(審査未了)				
独立行政法人通則法の一部を 改正する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律 案（内閣提出、第169回国会閣 法第80号）	(20. 5.23)		21. 1. 5		(審査未了)				
道路交通法の一部を改正する 法律案（内閣提出第38号）(参 議院送付)	参 21. 2.27		4. 8 4.10	4.15	4.15 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	4.17 可決	内閣 4. 7 可決 (附)	4. 8 可決	4.24 法21号
公文書等の管理に関する法律 案（内閣提出第41号）	3. 3		5.21 5.22	5.27 5.29 6.10	6.10 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	6.11 修正	内閣 6.23 可決 (附)	6.24 可決	7. 1 法66号
構造改革特別区域法及び競争 の導入による公共サービスの 改革に関する法律の一部を改 正する法律案（内閣提出第42 号）	3. 3		3.19 3.25	4. 1	4. 1 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民)	4. 3 可決	内閣 4.23 可決 (附)	4.24 可決	5. 1 法33号
国家公務員法等の一部を改正 する法律案（内閣提出第62号）	3.31	6.25	6.25 7. 8		(審査未了)				

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案（長妻昭君外2名提出、第164回国会衆法第26号）	(18. 5.22)	21. 1. 5		(審査未了)				

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 今後の経済見通しと平成23年の消費税率引上げの可能性
- ・ 新型インフルエンザへの今後の対応方針
- ・ 国家公務員の級別定数管理機能を内閣人事局に移管することの是非
- ・ 経済状況等を踏まえた自殺対策を早急に講じる必要性
- ・ 新公益法人制度における公益認定の状況及び同制度を見直す必要性
- ・ 既設原子力発電所の耐震安全性確認作業の進捗状況
- ・ 地方分権改革の取組状況及び道州制の導入についての検討状況
- ・ 事故米穀の不正規流通問題に対する政府の対応及び再発防止策
- ・ 偽装ラブホテルの規制の在り方
- ・ 冤罪被害者に対する捜査及び取調べの実態を明らかにする必要性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 3.13	独立行政法人宇宙航空研究開発機構副理 事長	林 幸秀君	内閣の重要政策に関する件 栄典及び公式制度に関する件 男女共同参画社会の形成の促進に関する件 国民生活の安定及び向上に関する件 警察に関する件
4. 3	独立行政法人宇宙航空研究開発機構理事長	立川 敬二君	
	原子力安全委員会委員長	鈴木 篤之君	
	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	
4.22	原子力安全委員会委員長	鈴木 篤之君	
	原子力委員会委員長	近藤 駿介君	
5.22	公益認定等委員会委員長	池田 守男君	

5.29	公文書管理の在り方等に関する有識者会議座長	尾崎 護君	公文書等の管理に関する法律案（内閣提出）
	弁護士 獨協大学法科大学院特任教授	三宅 弘君	
	政策研究大学院大学教授 日本計画行政学会常務理事兼行政手続研究専門部会長	福井 秀夫君	
	独立行政法人国立公文書館長	菊池 光興君	
7.8	原子力安全委員会委員長	鈴木 篤之君	内閣の重要政策に関する件 警察に関する件

(5) 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 21. 5.20	千葉県、茨城県	科学技術政策及び警察に関する実情調査	11人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	田中けいしゅう君	民主			
	阿久津 幸彦君	民主	阿知波	吉信君	民主
	相原 史乃君	民主	青木	愛君	民主
	網屋 信介君	民主	荒井	聰君	民主
	五十嵐 文彦君	民主	石井	章君	民主
	石井 登志郎君	民主	石毛	鏝子君	民主
	石田 勝之君	民主	石田	三示君	民主
	石田 芳弘君	民主	石津	政雄君	民主
	石原 洋三郎君	民主	石森	久嗣君	民主
	石山 敬貴君	民主	泉	健太君	民主
	市村 浩一郎君	民主	大島	敦君	民主
	吉良 州司君	民主	長安	豊君	民主
	西村 智奈美君	民主	平岡	秀夫君	民主
	赤澤 亮正君	自民	甘利	明君	自民
	石破 茂君	自民	小淵	優子君	自民
	加藤 勝信君	自民	徳田	毅君	自民
	長島 忠美君	自民	平井	たくや君	自民
	松浪 健太君	自民	村田	吉隆君	自民
	漆原 良夫君	公明	竹内	譲君	公明
	塩川 鉄也君	共産	浅尾	慶一郎君	みんな

欠員 1

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	田中けいしゅう君	民主			
理事	井戸 まさえ君	民主	理事	大泉 ひろこ君	民主
理事	小宮山 洋子君	民主	理事	松本 大輔君	民主
理事	村上 史好君	民主	理事	井上 信治君	自民
理事	平井 たくや君	自民	理事	高木 美智代君	公明
	荒井 聰君	民主		石毛 鏡子君	民主
	泉 健太君	民主		磯谷 香代子君	民主
	市村 浩一郎君	民主		大島 敦君	民主
	逢坂 誠二君	民主		岡島 一正君	民主
	岸本 周平君	民主		後藤 祐一君	民主
	笹木 竜三君	民主		園田 康博君	民主
	田村 謙治君	民主		津村 啓介君	民主
	寺田 学君	民主		中島 正純君	民主
	橋本 博明君	民主		古川 元久君	民主
	渡辺 義彦君	民主		甘利 明君	自民
	小淵 優子君	自民		金田 勝年君	自民
	鴨下 一郎君	自民		小泉 進次郎君	自民
	橋 慶一郎君	自民		中川 秀直君	自民
	長島 忠美君	自民		漆原 良夫君	公明
	塩川 鉄也君	共産		浅尾 慶一郎君	みんな

欠員1

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外3名提出、衆法第11号)

要旨

地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの

審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、衆法第11号）	21.11.26		12. 1			12. 4 閉会中 審査			

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 行政刷新会議における事業仕分けで採られた手法の妥当性
- ・ 鳩山内閣における「天下り」の定義の妥当性
- ・ 国家戦略室の役割及び同室が優先的に取り組むべき重要政策分野
- ・ 子ども手当の子育て支援策としての妥当性
- ・ 内閣官房報償費の使用実態を公開する必要性
- ・ 株式会社日本航空（Japan Airlines Corporation以下「JAL」という。）を企業再生支援機構の支援対象とすることの是非

2 総務委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	赤松	正雄君	公明				
理事	秋葉	賢也君	自民	理事	実川	幸夫君	自民
理事	玉沢	徳一郎君	自民	理事	林田	彪君	自民
理事	森山	裕君	自民	理事	黄川田	徹君	民主
理事	原口	一博君	民主	理事	谷口	隆義君	公明
	今井	宏君	自民		遠藤	宣彦君	自民
	小川	友一君	自民		川崎	二郎君	自民
	坂本	哲志君	自民		鈴木	淳司君	自民
	関	芳弘君	自民		藺浦	健太郎君	自民
	田中	良生君	自民		谷	公一君	自民
	土屋	正忠君	自民		土井	亨君	自民
	葉梨	康弘君	自民		萩原	誠司君	自民
	橋本	岳君	自民		平口	洋君	自民
	福井	照君	自民		古屋	圭司君	自民
	松本	文明君	自民		渡部	篤君	自民
	小川	淳也君	民主		逢坂	誠二君	民主
	小平	忠正君	民主		田嶋	要君	民主
	寺田	学君	民主		福田	昭夫君	民主
	森本	哲生君	民主		伊藤	涉君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	亀井	久興君	国民				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案13件(うち継続審査5件)、議員提出法律案3件(継続審査)及び承認を求めるの件1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(内閣提出、第166回国会閣法第97号)

要旨

地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第50号)

要旨

公的統計の中央集計機関である独立行政法人統計センターが、業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、独立行政法人統計センターを特定独立行政法人以外の独立行政法人(いわゆる非公務員型の独立行政法人)としようとするもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

行政不服審査法案(内閣提出、第169回国会閣法第76号)

要旨

行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第77号)

要旨

行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、第169回国会閣法第78号)

要旨

処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における公正の確保を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備しようとするもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第2号)

要旨

国税収入の減額にかかわらず、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、平成20年度分の地方交付税の総額について一般会計からの加算措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 後年度の地方交付税の先食いによる補てんが将来の地方財政運営に支障を及ぼすとの懸念についての総務大臣見解
- ・ 後年度の地方交付税の総額の減額を平成23年度以降に行うこととした理由

審査結果

可決

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

要旨

個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る個人住民税の税率軽減措置の延長、環境への負荷の少ない新車の取得に係る自動車取得税の税率軽減措置の創設、自動車取得税等の一般財源化等、所要の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 個人住民税における住宅ローン控除について、課税所得金額(195万円以下の部分)の5%を控除限度額とした理由
- ・ 個人住民税における住宅ローン控除について、需要喚起のためには、控除限度額を引き下げても均等割のみを残して所得割全体を控除対象とする方が広く減税効果を及ぼせるとすることについての総務省見解

審査結果

可決

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

要旨

平成21年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営企業の廃止等に伴い必要となる一定の経費に充てるための地方債の発行を認め、地方特例交付金を拡充し、あわせて、地方公営企業等金融機構の貸付業務を拡充する等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 交付税特別会計における新規借入れを今後行わないとしたにもかかわらず、別の手法でなおも将来の地方交付税の先食いを行わざるを得ない構造は制度として限界に達していることについての総務大臣見解
- ・ 地方公共団体金融機構による臨時財政対策債の引受けが可能となったことにより地方公共団体の財政規律の悪化及び新機構の経営基盤の悪化を招く懸念
- ・ 14年連続で財源不足が生じているにもかかわらず地方交付税率変更が一度も行われていないという事実についての総務大臣見解

審査結果

可決

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）

要旨

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成26年3月31日まで5年間延長するもの

主な質疑内容

- ・ 法律に基づく補助率のかさ上げによる国の追加財政支援額
- ・ 今回新規に空港周辺整備計画に追加された事業の追加理由

審査結果

可決

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

要旨

地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を推進するため電波利用料の用途として当分の間、生活保護世帯等への簡易なチューナーの支給事務を加えるとともに、デジタル化によって空くこととなる周波数帯を利用した携帯電話端末等への放送（移動受信用地上放送）の早期実現を図るため所要の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 簡易チューナーの無償給付が無線局全体の受益に資するとする理由
- ・ 地上アナログ放送から地上デジタル放送への移行に伴うデメリットの有無及び移行しなかった場合に生じることが予想される問題
- ・ 移動受信用地上放送のサービスの内容及び経済波及効果についての総務省見解

審査結果

可決（附帯決議）

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）

要旨

市町村の区域外へ住所を移した場合においても住民基本台帳カードを引き続き利用することができるよう所要の手續を定め、また、外国人住民の利便を増進する等のため、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加え、住民票の記載事項等について所要の改正を行うもの

主な質疑内容

- ・ 現行の外国人に対する行政サービスについて、在留資格に基づき提供される行政サービス及び在留資格の有無にかかわらず提供される行政サービスの内容並びに改正後も外国人に対する行政サービスに変更がないことの確認
- ・ 新たな在留管理制度に基づく法定受託事務及び本改正により発生する地方公共団体の財政負担に対する財政措置
- ・ 在留管理制度の見直しとリンクして改正を行うべきではないとすることについての総務大臣見解

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

仮放免された外国人等に係る記録の適正な管理の在り方に関する検討条項の追加

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）

要旨

傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会の設置等を行うもの

主な質疑内容

- ・ 改正法案による救急患者の「たらい回し」の解決の見通しについての総務大臣見解
- ・ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について、消防機関に対しては遵守義務を課す一方で医療機関の側は努力義務となっている理由
- ・ 緊急医療に携わる医師や施設・設備が不足しているという構造的な課題についての見解及びその解決に向けた中長期的な目標

視察
 審査結果
 可決（附帯決議）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）

要旨

平成21年5月の期末手当等の改定に関する人事院勧告に基づき、指定職職員等の特別給について、現行の期末特別手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当に再編するとともに、平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を暫定的に0.20月分（指定職職員は0.15月分）引き下げる等の改正を行うもの

主な質疑内容

- ・ 今回の人事院が行った特別調査は、調査期間も短く、調査対象企業数も少ないなど、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づく人事院勧告の基礎とするに相応しい調査か疑問であるとするに対する人事院総裁見解
- ・ 今回の減額措置が、今後の民間の労使交渉において労働者側にマイナスに働く懸念についての総務大臣見解

審査結果
 可決（附帯決議）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号）

要旨

地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員の離職後の就職に係る制限に関する措置を定めるもの

審査結果
 （解散のため本院において審査未了）

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号）

要旨

地方公務員制度の改革を一層進め、地方公共団体の機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、地方公務員による他の役職員の再就職に係る依頼等の規制及び再就職者による依頼等の規制の導入等の退職管理の適正化に関する措置を講ずるもの

審査結果
 （解散のため本院において審査未了）

特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（大畠章宏君外2名提出、第169回国会衆法第21号）

要旨

特定連合国裁判被拘禁者が置かれている特別の事情等にかんがみ、人道的精神に基づき、これらの者及びその遺族に特別給付金を支給するための措置を講ずるもの

審査結果
 （解散のため本院において審査未了）

公共サービス基本法案（総務委員長提出、衆法第25号）

要旨

公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会を実現しようとするもの

結果

成案・提出決定

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

概要

日本放送協会（NHK）の平成21年度予算につき、受信料の額を前年度どおりとし、一般勘定事業収支については、事業収入6,699億円、事業支出6,728億円であって、事業収支における不足額を29億円とし、この事業収支の不足額29億円のほか、債務償還に要する25億円及び建設費42億円の計97億円を、財政安定のための繰越金の一部をもって補てんするもの

また、事業運営に当たっては、国内・国際放送の充実や、効果的かつ効率的な業務運営、受信料の公平負担の強化、地上デジタルテレビジョン放送の普及等に取り組むとするもの

主な質疑内容

- ・ 我が国唯一の公共放送であり、受信料に支えられているNHKに期待される役割及び総務大臣による今後の監督に係る取組方針
- ・ 平成21～23年度NHK経営計画に盛り込まれた受信料収入の10%還元の内容と実行に向けた取組方針
- ・ 地上デジタル放送の意義・メリットと平成21年度予算においてNHKが取り組む重点的取組その他の円滑な完全デジタル化に向けた対応

審査結果

承認（附帯決議）

《議案審査等一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、第166回国会閣法第97号）	(19. 5.29)		21. 1. 5		(審査未了)				
独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第50号）	(20. 2.29)		21. 1. 5		(審査未了)				

行政不服審査法案（内閣提出、第169回国会閣法第76号）	(20. 4.11)		21. 1. 5		(審査未了)				
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第77号）	(20. 4.11)		21. 1. 5		(審査未了)				
行政手続法の一部を改正する法律案（内閣提出、第169回国会閣法第78号）	(20. 4.11)		21. 1. 5		(審査未了)				
地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	21. 1. 5		1. 6 1.13	1.13	1.13 可決(多) (賛-自民・公明) (欠-社民・国民)	1.13 可決	総務 2.12 可決	2.13 可決	2.20 法1号
地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	1.27	2.12	2.12 2.24	2.26 2.27	2.27 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民) (欠-国民)	2.27 可決 3.27 再可決 (注)	総務 3.27 否決	3.27 否決	3.31 法9号
地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	1.27	2.12	2.12 2.24	2.26 2.27	2.27 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民) (欠-国民)	2.27 可決 3.27 再可決 (注)	総務 3.27 否決	3.27 否決	3.31 法10号
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	1.27		2.24 3.12	3.13	3.13 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民)	3.17 可決	総務 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法12号
電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	2. 3		4. 6 4. 7	4. 9	4. 9 可決(多) (賛-自民・民主・公明・社民・国民) (反-共産) (附)	4. 9 可決	総務 4.16 可決 (附)	4.17 可決	4.24 法22号
住民基本台帳法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	3. 3		4.27 4.28	5.12 6.18	6.19 修正(多) (賛-自民・民主・公明・国民) (反-共産・社民) (附)	6.19 修正	総務 7. 7 可決 (附)	7. 8 可決	7.15 法77号
消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	3. 3		4. 9 4.14	4.17	4.17 可決(全) (賛-自民・民主・公明・共産・社民・国民) (附)	4.17 可決	総務 4.23 可決 (附)	4.24 可決	5. 1 法34号

(注) 憲法第59条第2項の規定による再可決。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）	5.15		5.21	5.26	5.26 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産・社民) (附)	5.26 可決	総務 5.28 可決 (附)	5.29 可決	5.29 法41号
			5.21						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第29号）	(19. 5. 9)		21. 1. 5		(審査未了)				
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案（馬淵澄夫君外4名提出、第166回国会衆法第41号）	(19. 6. 1)		21. 1. 5		(審査未了)				
特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（大島章宏君外2名提出、第169回国会衆法第21号）	(20. 5. 29)		21. 1. 5		(審査未了)				
公共サービス基本法案（総務委員長提出、衆法第25号）	21. 4. 28				4.28 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	4.28 可決	総務 5.12 可決	5.13 可決	5.20 法40号

承認を求めるの件

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	21. 2. 6		3.19	3.25	3.26 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	3.27 承認	総務 3.30 承認 (附)	3.31 承認	
		3.25							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 公益法人制度改革が必要となった原因及び改革の目指す方向性
- ・ 地方公務員における臨時・非常勤職員の処遇問題について、今後とも継続的に検討を行っていく必要
- ・ 地方公共団体における臨時・非常勤職員の低賃金をもたらす仕組みを改善する方策
- ・ 公立病院改革ガイドラインに沿った公立病院改革プランの策定に当たり、策定・実施に困難が伴う地方公共団体に対する総務省の対応
- ・ 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣と知事との直轄事業に関する意見交換会における総務大臣の発言内容
- ・ 税源移譲が不十分なままに地方交付税や国庫補助金等の削減が行われたことが地方財政疲弊の原因であるとする事についての総務大臣見解
- ・ 地方自治体の課税自主権を行使しやすくすることについての総務省の見解
- ・ 地上デジタル放送を視聴するための簡易なチューナーを無償給付する支援対象世帯とNHKの受信契約未契約や受信料全額免除制度との関係
- ・ 全国に約5万ある受信障害対策施設のデジタル化改修の進捗状況及び要受信調査実施箇所数と地上デジタル放送への完全移行に向け行政が主導して調査を実施する必要
- ・ かんぽの宿の一括売却及び日本郵政公社時代の不動産売却の在り方並びに日本郵政グループ等の不動産評価方法の是非
- ・ 郵政民営化の見直しに対する総務大臣の認識及び様々な問題があるにも関わらず日本郵政株式会社社長の取締役再任を認可した理由

(4) 決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

地方税財政基盤の確立に関する件(平成21.2.27)

住民本位の分権型社会を実現するにふさわしい地方税財政基盤を確立するため、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 1 現下の厳しい経済環境の下において、地方の疲弊が極めて深刻化していることにかんがみ、地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含め、抜本的な見直しを検討すること。
- 2 地方分権改革推進法に基づく地方公共団体に対する財政上の措置の在り方等の検討に当たっては、地方の参画の機会を保障するとともに、地方分権改革推進計画の作成に当たっては、地方の総意を真摯に踏まえ、地域の実情を十分反映したものとすよう、最大限の配慮を払い、新たな地方分権一括法の早期制定を目指すこと。
- 3 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、国と地方の税源配分の見直しなどを通じ、可及的速やかに偏在度が小さく地方分権を支えるに足る地方税制の構築を図ること。
- 4 巨額の借入金で地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない

状況にあることにかんがみ、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

- 5 本年4月からの地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に当たっては、各地方公共団体における住民サービスの不適切な低下を招く事態とならないよう十分な配慮に努めること。
- 6 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行に際し、各地方公共団体における企業会計の慣行を参考とした地方公会計の整備の促進を図ること。
右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 2.20	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	
2.24	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	
2.26	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	地方税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出) 地方交付税法等の一部を改正する法律案 (内閣提出)
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社執行役	清水 弘之君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	
3.12	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	

委員会の概況

3.13	日本放送協会理事	日向 英実君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
	日本郵政株式会社執行役副社長	山下 泉君	
	日本郵政株式会社専務執行役	横山 邦男君	
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	
	日本郵政株式会社執行役	伊藤 和博君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	
3.17	慶應義塾大学商学部教授	井手 秀樹君	郵政事業に関する件（「かんぽの宿」等問題）
	東京国際大学理事・経済学部長	田尻 嗣夫君	
	経済ジャーナリスト	町田 徹君	
3.25	日本放送協会経営委員会委員長	小丸 成洋君	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出）
	日本放送協会監査委員会委員	井原 理代君	
	日本放送協会会長	福地 茂雄君	
	日本放送協会副会長	今井 義典君	
	日本放送協会専務理事	金田 新君	
	日本放送協会理事	日向 英実君	
	日本放送協会理事	溝口 明秀君	
	日本放送協会理事	八幡 恒二君	
	日本放送協会理事	永井 研二君	
日本放送協会理事	大西 典良君		
3.26	日本放送協会会長	福地 茂雄君	
4.7	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社執行役	清水 弘之君	
	日本郵政株式会社執行役	伊藤 和博君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	

4. 9	日本放送協会専務理事	金田 新君	電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本放送協会理事	大西 典良君	
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社執行役	伊藤 和博君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	
4. 14	日本放送協会理事	大西 典良君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社執行役副社長	山下 泉君	
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
4. 17	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
4. 21	埼玉県知事	上田 清司君	地方自治及び地方税財政に関する件 （直轄事業負担金問題）
	関西学院大学大学院人間福祉研究科教授	神野 直彦君	
	全国知事会直轄事業負担金問題プロジェクトチーム座長 山口県知事	二井 関成君	
	大阪府知事	橋下 徹君	
6. 18	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木 祥吉君	
	日本郵政株式会社専務執行役	横山 邦男君	
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	
	日本郵政株式会社常務執行役	妹尾 良昭君	
日本郵政株式会社執行役	清水 弘之君		
6. 19	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	郵政事業に関する件
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木 祥吉君	
	日本郵政株式会社執行役副社長	寺阪 元之君	
	日本郵政株式会社専務執行役	横山 邦男君	
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	
	日本郵政株式会社常務執行役	妹尾 良昭君	
	日本郵政株式会社執行役	清水 弘之君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	

6.30	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	郵政事業に関する件
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社専務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社専務執行役	伊東 敏朗君	
	日本郵政株式会社常務執行役	妹尾 良昭君	
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	行政機構及びその運営に関する件 公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件 地方自治及び地方税財政に関する件 情報通信及び電波に関する件 郵政事業に関する件 消防に関する件
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木 祥吉君	
	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社専務執行役	藤本 栄助君	
	日本郵政株式会社専務執行役	伊東 敏朗君	
	日本郵政株式会社常務執行役	妹尾 良昭君	
	日本郵政株式会社執行役	清水 弘之君	

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 21. 4.15	東京都（千代田区）	消防法の一部を改正する法律案（内閣提出）の審査に資するため	14人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	近藤 昭一君	民主							
	井戸 まさえ君	民主				稲富 修二君	民主		
	稲見 哲男君	民主				今井 雅人君	民主		
	打越 あかし君	民主				生方 幸夫君	民主		
	江端 貴子君	民主				小川 淳也君	民主		
	緒方 林太郎君	民主				大泉 ひろこ君	民主		
	大谷 啓君	民主				大谷 信盛君	民主		
	大西 健介君	民主				大西 孝典君	民主		
	逢坂 誠二君	民主				岡田 康裕君	民主		
	岡本 英子君	民主				奥田 建君	民主		
	黄川田 徹君	民主				小平 忠正君	民主		
	田嶋 要君	民主				寺田 学君	民主		
	福田 昭夫君	民主				森本 哲生君	民主		
	秋葉 賢也君	自民				金子 一義君	自民		
	川崎 二郎君	自民				佐藤 勉君	自民		
	坂本 哲志君	自民				塩谷 立君	自民		
	谷 公一君	自民				福井 照君	自民		
	古屋 圭司君	自民				森山 裕君	自民		
	赤松 正雄君	公明				稲津 久君	公明		
	塩川 鉄也君	共産				重野 安正君	社民		
	柿澤 未途君	みんな							

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等1件で、審査の概況は、次のとおりである。

日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

概要

日本放送協会の平成19年度決算であり、経常事業収入6,847億円、経常事業支出6,416億円、経常事業収支差金431億円、当期事業収支差金375億円とするもの

審査結果

(審査未了)

《議案審査一覧》

決算等

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果		議決日 結果	
日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(21. 2. 6)	9.18							

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	近藤	昭一君	民主				
理事	逢坂	誠二君	民主	理事	奥田	建君	民主
理事	黄川田	徹君	民主	理事	古賀	敬章君	民主
理事	福田	昭夫君	民主	理事	石田	真敏君	自民
理事	大野	功統君	自民	理事	西	博義君	公明
	稲見	哲男君	民主		小川	淳也君	民主
	小原	舞君	民主		大谷	啓君	民主
	大西	孝典君	民主		奥野	総一郎君	民主
	小室	寿明君	民主		階	猛君	民主
	高井	崇志君	民主		中後	淳君	民主
	寺田	学君	民主		永江	孝子君	民主
	野木	実君	民主		野田	国義君	民主
	藤田	憲彦君	民主		皆吉	稲生君	民主
	湯原	俊二君	民主		若泉	征三君	民主
	渡辺	周君	民主		赤澤	亮正君	自民
	秋葉	賢也君	自民		佐藤	勉君	自民
	菅	義偉君	自民		橘	慶一郎君	自民
	谷	公一君	自民		森山	裕君	自民
	山口	俊一君	自民		稲津	久君	公明
	塩川	鉄也君	共産		重野	安正君	社民
	柿澤	未途君	みんな				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案4件及び決算等1件で、審査の概況は、次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)

要旨

本年8月の一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告にかんがみ、医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、初任給を中心とした若年層を除き、俸給月額を引き下げるほか、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引下げ、自宅に係る住居手当の廃止を行うとともに、月に60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合の100分の150への引上げ及び本来の支給割合との差額分の支給に代わる超勤代休時間制度の新設等を行うもの

主な質疑内容(から までの3件について)

- ・ 今回のマイナス改定が日本経済に与える影響についての調査の必要性
- ・ 民間給与実態調査の対象となる事業所をより小規模の事業所まで拡大する必要性についての人事院見解
- ・ 総務省からの通達により、地方公務員への地域手当が国公準拠で市町村単位とされた結果、地方に新たな格差が生じているとすることについての総務大臣所見

- ・ 長時間労働の削減を図るために行った超過勤務手当の支給割合引上げ改正の効果についての総務大臣見解及び長時間労働の削減のための本改正以外の取組方策
- 審査結果
可決

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）

要旨

一般職の職員の給与改定に伴い、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額を引き下げるとともに、期末手当の引下げ等を行うもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

審査結果

可決

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）

要旨

本年8月の人事院からの意見の申出を踏まえ、育児休業等の取得要件の拡充等を行うもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

審査結果

可決

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（内閣提出第10号）

要旨

郵政民営化について、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、政府においてその見直しを検討していることにかんがみ、日本郵政株式会社等の株式の処分の停止等を定めようとするもの

主な質疑内容

- ・ 郵政民営化について検証作業を行い、その結果等を明らかにする必要性
- ・ 日本郵政株式会社の社長選任手続の適法性
- ・ 日本郵政株式会社等の株式だけではなく、かんぽの宿等の資産の売却についても凍結の対象とした理由及びその資産の対象範囲

審査結果

可決

日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

概要

日本放送協会の平成19年度決算であり、経常事業収入6,847億円、経常事業支出6,416億円、経常事業収支差金431億円、当期事業収支差金375億円とするもの

審査結果

（ 審査未了 ）

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	趣旨説明	衆議院				参議院		公布日 番号
			委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	21.10.27	11.20	11.20 11.20	11.20 11.26	11.26 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな) (反-共産)	11.26 可決	総務 11.27 可決	11.30 可決	11.30 法86号
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	10.27	11.20	11.20 11.20	11.20 11.26	11.26 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	11.26 可決	総務 11.27 可決	11.30 可決	11.30 法87号
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	10.27	11.20	11.20 11.20	11.20 11.26	11.26 可決(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	11.26 可決	総務 11.27 可決	11.30 可決	11.30 法93号
日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案（内閣提出第10号）	10.30	11.26	11.20 12.1	12.1	12.1 可決(多) (賛-民主・共産・ 社民) (反-公明・みんな) (欠-自民)	12.1 可決	総務 12.3 可決	12.4 可決	12.11 法100号

決算等

件名	提出日	趣旨説明	衆議院				参議院		備考
			委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	(21. 2. 6)		10.26						

3 法務委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿 (35人)

委員長	山本	幸三君	自民				
理事	大前	繁雄君	自民	理事	桜井	郁三君	自民
理事	塩崎	恭久君	自民	理事	棚橋	泰文君	自民
理事	谷畑	孝君	自民	理事	加藤	公一君	民主
理事	細川	律夫君	民主	理事	大口	善徳君	公明
	稲田	朋美君	自民		近江屋	信広君	自民
	河井	克行君	自民		木村	隆秀君	自民
	北村	茂男君	自民		笹川	堯君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		杉浦	正健君	自民
	平	将明君	自民		長勢	甚遠君	自民
	萩山	教嚴君	自民		早川	忠孝君	自民
	町村	信孝君	自民		武藤	容治君	自民
	森山	眞弓君	自民		矢野	隆司君	自民
	柳本	卓治君	自民		石関	貴史君	民主
	中井	洽君	民主		古本	伸一郎君	民主
	山田	正彦君	民主		神崎	武法君	公明
	保坂	展人君	社民		滝	実君	無

欠員 2

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案 4 件（うち継続審査 1 件）及び議員提出法律案 7 件（うち継続審査 6 件）で、審査の概況は、次のとおりである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第163回国会閣法第22号）

要旨

近年における犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化の状況にかんがみ、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結、「サイバー犯罪に関する条約」の締結等に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設、コンピュータ・ウィルス作成罪の新設、通信履歴の電磁的記録の保全要請、強制執行を妨害する行為の処罰対象の拡充等所要の法整備を行うもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

要旨

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を40人増加して1,717人とし、判事補の員数を35人増加して1,020人とし、裁判官以外の裁判所の

職員の員数を3人増加して22,089人とするもの

主な質疑内容

- ・ 裁判官の研修体制の在り方
- ・ 裁判官の手持ち事件数減少の数値目標の必要性

審査結果

可決

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案（内閣提出第37号）

要旨

外国等に対する民事裁判手続並びに外国等の財産に対する保全処分及び民事執行の手続について、外国等が我が国の裁判権に服する場合を定めるとともに、外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるもの

主な質疑内容

- ・ 平成18年7月21日の最高裁判所判決で示された制限免除主義の内容
- ・ 外国等が我が国の民事裁判権から免除されない商業的取引の具体的範囲
- ・ 我が国の国民又は企業が外国等の財産に対して保全処分及び民事執行をするため

の具体的手続

審査結果

可決

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第51号）

要旨

外国人の公正な在留管理を行うため、法務大臣が必要な情報を継続的に把握する制度を構築するとともに、在留期間の上限の伸長その他の適法に在留する外国人の利便性を向上させるための措置を講ずるほか、外国人研修生の保護の強化等を行うもの

主な質疑内容

- ・ 新たな在留管理制度の内容及び効果
- ・ 在留カードに記録される個人情報等の目的外使用を防止する必要性
- ・ 在留カード及び特別永住者証明書の常時携帯義務違反に罰則が課せられることの妥当性
- ・ 外国人研修・技能実習生の保護の強化の具体的内容
- ・ 不法滞在者の減少に向けた在留特別許可の運用の在り方
- ・ 在留資格の取消しに関する修正案の具体的内容

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

特別永住者の特別永住者証明書及び旅券の常時携帯義務とその違反に対する過料の規定の削除等

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（高山智司君外1名提出、第164回国会衆法第13号）

要旨

被疑者の取調べ等について弁護人の立会いを認める制度及び被疑者の取調べ状況

等の録音・録画を義務付ける制度を導入するとともに、権利保釈の除外事由を制限する等の措置を講ずるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外6名提出、第164回国会衆法第35号)

要旨

婚姻制度に関し、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から選択的夫婦別氏制の導入並びに婚姻最低年齢及び再婚禁止期間の見直し等を行い、相続制度に関し、嫡出でない子の権利の保護の観点から嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同一とする等の措置を講ずるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第48号)

要旨

事業の再生等を通じた金融機能の強化が求められていることにかんがみ、不良債権処理、資産流動化及び倒産処理の迅速化の一層の促進を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案(細川律夫君外1名提出、第166回国会衆法第51号)

要旨

非自然死体の死亡原因、死亡の推定年月日時と場所、犯罪の嫌疑の有無などの究明に関して都道府県警察の死因調査専門職員の派遣など必要な手続と方法を定めるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

法医学研究所設置法案(細川律夫君外1名提出、第166回国会衆法第52号)

要旨

犯罪死体・非犯罪死体の区別なく、死体の検案・解剖、身元が明らかでない死体の指紋・歯形の分析や遺伝子構造の鑑定その他の科学的調査を適確に行うために法医学研究所を国の施設等機関として設置することを定めるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(森山眞弓君外2名提出、第169回国会衆法第32号)

要旨

児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインター

ネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等の法整備を行うもの

主な質疑内容

- ・ 単純所持を禁止する背景
- ・ 単純所持を禁止することにより捜査が恣意的に行われることへの懸念
- ・ 単純所持罪の要件である「自己の性的好奇心を満たす目的」の立証方法

参考人からの意見の聴取

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(細川律夫君外4名提出、衆法第12号)

要旨

「児童ポルノ」の名称を「児童性行為等姿態描写物」に改め、その定義を明確化するとともに、みだりに「児童性行為等姿態描写物」を有償で又は反復して取得すること等を処罰する罰則を設け、及び既存の罰則の法定刑を引き上げることとし、あわせて心身に有害な影響を受けた児童の保護等に関する施策を推進するための規定の新設等の法整備を行うもの

主な質疑内容

- ・ 過去に取得し、所持している児童ポルノの廃棄の必要性の有無
- ・ 「有償で又は反復して取得」に該当する具体的行為
- ・ 「みだりに」児童ポルノを取得することに当たらないとされる場合の具体例

参考人からの意見の聴取

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑				議決日 結果	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第163回国会閣法第22号)	(17.10.4)	21.1.5 (17.10.14) (18.4.21)							
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	21.1.30	3.10 3.11	3.17	3.17 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 滝実君)	3.19 可決	法務 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法11号	

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案（内閣提出第37号）	2.27		4. 2	4. 7	4. 7 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民・ 滝実君)	4. 9 可決	法務 4.16 可決	4.17 可決	4.24 法24号
			4. 3						
出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第51号）	3. 6		4.23	4.24 5. 8 5.12 6.19	6.19 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・ 滝実君) (反-社民) (附)	6.19 修正	法務 7. 7 可決 (附)	7. 8 可決	7.15 法79号
			4.24						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑					議 決 日 結 果
刑事訴訟法の一部を改正する法律案（高山智司君外1名提出、第164回国会衆法第13号）	(18. 3.29)		21. 1. 5						
民法の一部を改正する法律案（枝野幸男君外6名提出、第164回国会衆法第35号）	(18. 6. 8)		21. 1. 5						
債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（原田義昭君外3名提出、第166回国会衆法第48号）	(19. 6.14)		21. 1. 5						
非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案（細川律夫君外1名提出、第166回国会衆法第51号）	(19. 6.21)		21. 1. 5						
法医学研究所設置法案（細川律夫君外1名提出、第166回国会衆法第52号）	(19. 6.21)		21. 1. 5						
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（森山眞弓君外2名提出、第169回国会衆法第32号）	(20. 6.10)		21. 1. 5 6.26	6.26					
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（細川律夫君外4名提出、衆法第12号）	21. 3.19		6.24 6.26	6.26					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 平成20年国籍法改正に関し、虚偽の届出による国籍取得の防止策を更に強化する必要性
- ・ 法務省内に設置された公訴時効制度勉強会における議論の内容
- ・ 最近の裁判官及び裁判所職員の不祥事に関する最高裁判所の認識及び再発防止策
- ・ 名古屋刑務所平成13年12月事案に関し、再発防止のため再現実験を行う必要性
- ・ 裁判員制度に関して指摘されている批判、問題点に対する対応等
- ・ 同制度に関し、検察官手持ち証拠の一覧表を開示する必要性
- ・ より時間をかけて同制度の実施に向けた準備をする必要性
- ・ 死因究明制度に関し、法医学教育の充実・人材確保の必要性
- ・ 退去強制令書の発付を受けたカルデロン一家問題に関し、長女に在留特別許可を与えたこと及び父母に上陸特別許可を与えることの妥当性
- ・ 法曹養成・法曹人口・新司法試験の予備試験の在り方についての法務大臣の所見

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 3.11	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件
	日本郵政株式会社執行役	清水 弘之君	
5. 8	群馬県太田市長	清水 聖義君	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（内閣提出）
	日本弁護士連合会人権擁護委員会委員	市川 正司君	
	在日本大韓民国民団中央本部団体渉外事務局長	徐 元喆君	
	移住労働者と連帯する全国ネットワーク事務局長	鳥井 一平君	
6.26	首都大学東京法科大学院教授	前田 雅英君	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（森山眞弓君外2名提出、第169回国会）
	弁護士	一場 順子君	
	財団法人日本ユニセフ協会大使	アグネス・チャン君	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（細川律夫君外4名提出）
	上智大学文学部新聞学科教授	田島 泰彦君	

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 21. 4.21	東京都（港区）	入国管理行政の実情調査	13人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(35人)

委員長	滝	実君	民主			
	石関	貴史君	民主	磯谷	香代子君	民主
	小野塚	勝俊君	民主	小原	舞君	民主
	大山	昌宏君	民主	奥野	総一郎君	民主
	加藤	学君	民主	加藤	公一君	民主
	海江田	万里君	民主	柿沼	正明君	民主
	笠原	多見子君	民主	勝又	恒一郎君	民主
	金森	正君	民主	金子	健一君	民主
	神山	洋介君	民主	川口	浩君	民主
	川口	博君	民主	川越	孝洋君	民主
	河上	みつえ君	民主	古本	伸一郎君	民主
	細川	律夫君	民主	山田	正彦君	民主
	河井	克行君	自民	北村	茂男君	自民
	塩崎	恭久君	自民	棚橋	泰文君	自民
	谷畑	孝君	自民	長勢	甚遠君	自民
	町村	信孝君	自民	柳本	卓治君	自民
	山本	幸三君	自民	大口	善徳君	公明
	神崎	武法君	公明	城内	実君	国守

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(35人)

委員長	滝	実君	民主				
理事	阿知波	吉信君	民主	理事	石関	貴史君	民主
理事	辻	恵君	民主	理事	樋高	剛君	民主
理事	山尾	志桜里君	民主	理事	稲田	朋美君	自民
理事	森	英介君	自民	理事	大口	善徳君	公明
	石森	久嗣君	民主		加藤	公一君	民主
	熊谷	貞俊君	民主		桑原	功君	民主
	坂口	岳洋君	民主		竹田	光明君	民主
	橘	秀徳君	民主		中島	政希君	民主
	永江	孝子君	民主		長島	一由君	民主
	野木	実君	民主		藤田	憲彦君	民主
	細野	豪志君	民主		牧野	聖修君	民主
	山口	和之君	民主		山崎	誠君	民主
	横条	勝仁君	民主		河井	克行君	自民
	柴山	昌彦君	自民		棚橋	泰文君	自民
	馳	浩君	自民		福井	照君	自民
	柳本	卓治君	自民		山口	俊一君	自民
	神崎	武法君	公明		城内	実君	国守

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案3件及び議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)

要旨

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額改定等を行うもの

主な質疑内容

- ・ 裁判官の給与が一般の政府職員とは別の法律で定められている理由
- ・ 裁判官の報酬は在任中減額できないとする憲法の規定と改正による報酬の引下げの関係

審査結果

可決

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)

要旨

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額改定等を行うもの

主な質疑内容

- ・ 検察官の給与が一般の政府職員とは別の法律で定められている理由
- ・ デフレ経済下における公務員給与の引下げにより更なるデフレ進行が生じるおそれ

審査結果

可決

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

要旨

裁判官の育児休業について、配偶者が育児休業をしている場合にも育児休業をすることができるようにする等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 裁判官の育児休業について一般職の国家公務員とは別の法律で定められている理由
- ・ 男性裁判官の育児休業取得の実態及び運用上の問題点
- ・ 育児休業の範囲拡大に備えての最高裁判所当局の準備状況

審査結果

可決

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、衆法第5号）

要旨

児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの

審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号	
		趣旨 説明	委員会		本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑					議決日 結果
裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	21.10.27		11.20	11.20	11.20 可決(全) (賛-民主・国守) (欠-自民・公明)	11.26 可決	法務 11.27 可決	11.30 可決	11.30 法90号
検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）	10.27		11.20	11.20	11.20 可決(全) (賛-民主・国守) (欠-自民・公明)	11.26 可決	法務 11.27 可決	11.30 可決	11.30 法91号
裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	10.27		11.20	11.20	11.20 可決(全) (賛-民主・国守) (欠-自民・公明)	11.26 可決	法務 11.27 可決	11.30 可決	11.30 法95号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、衆法第5号）	21.11.20		12. 1			12. 4 閉会中 審査		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 千葉景子法務大臣が1989年当時に行った北朝鮮工作員辛光洙（シン・グァンス）の釈放要望書「在日韓国人政治犯の釈放に関する要望」への署名問題
- ・ 鳩山由紀夫内閣総理大臣の税務処理問題
- ・ 法制審議会に債権法の改正を諮問し民法の大改正に踏み切ろうとした理由
- ・ 在留特別許可を与えるに当たっての調査内容
- ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律をテロ対策の柱として位置付ける必要性
- ・ 検察庁法第14条の指揮権の趣旨及び性格についての法務大臣の認識
- ・ 公訴時効の在り方等の見直しについての法制審議会の結論の取りまとめ時期
- ・ 国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約を早期に批准するために問題点を整理検討する必要性
- ・ 取調べの可視化法案を提出するまでの過程及びその提出時期
- ・ 新たな人権侵害救済機関の設置が必要であるとする根拠

4 外務委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	河野	太郎君	自民				
理事	小野寺	五典君	自民	理事	松島	みどり君	自民
理事	松浪	健四郎君	自民	理事	三原	朝彦君	自民
理事	山中	燐子君	自民	理事	近藤	昭一君	民主
理事	武正	公一君	民主	理事	伊藤	渉君	公明
	逢沢	一郎君	自民		猪口	邦子君	自民
	小野	次郎君	自民		木原	稔君	自民
	篠田	陽介君	自民		柴山	昌彦君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		中山	泰秀君	自民
	西村	康稔君	自民		原田	義昭君	自民
	御法川	信英君	自民		山内	康一君	自民
	山口	泰明君	自民		池田	元久君	民主
	篠原	孝君	民主		田中	眞紀子君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主		松原	仁君	民主
	丸谷	佳織君	公明		笠井	亮君	共産
	辻元	清美君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、条約17件(うち継続審査3件)及び内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件(第170回国会条約第1号)

要旨

我が国と香港との間で、捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を協定に基づく義務として実施するものとし、これまで外交ルートを通じて行っていた共助を、中央当局を指定して直接行うこと等を定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定策定交渉における双罰性に関する議論の有無
- ・ 本協定と日・米、日・中、日・韓刑事共助条約との相違点
- ・ 本協定の租税に関する規定が脱税犯等への租税徴収上の問題に悪影響を与える可能性

審査結果

承認

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第2号）

要旨

我が国とウズベキスタンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定締結の資源外交上の意義
- ・ 両国間での共同事業や我が国からの投資の拡大が進んでいない理由
- ・ 諸外国との投資協定締結に向けた我が国の取組及び省庁間の協力体制

審査結果

承認

航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第3号）

要旨

我が国とサウジアラビアとの間の定期航空路の開設及び定期航空業務の安定的な運営を可能にするための法的枠組みについて定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定の署名が遅かった理由
- ・ 我が国とサウジアラビアの間における航空便の往来頻度
- ・ 羽田空港への国際線の乗入れの基準に関する今後の方針

審査結果

承認

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）

要旨

我が国と米国との間で、在沖縄海兵隊（要員約8,000人及びその家族約9,000人）のグアム移転の実施のための法的枠組みを定めるもの

主な質疑内容

- ・ 在沖縄海兵隊のグアム移転による要員の実数の変動及び米軍の抑止力への影響
- ・ 我が国がグアム移転経費の一部を負担する理由並びに同経費の積算根拠
- ・ 在沖縄海兵隊のグアム移転と普天間飛行場代替施設の建設との本協定上の関連性

参考人からの意見の聴取

視察

審査結果

承認

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）

要旨

我が国と中国との間で、領事関係に関するウィーン条約の規定の確認・補足等を目的として、領事機関の公館の不可侵、派遣国の国民との通信及び接触等の領事に関する

る事項について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定署名の経緯及び締結の意義
- ・ 中国に設置している我が国在外公館内の警備の状況
- ・ 日・中両国間で発生した3事件（瀋陽総領事館事件、在上海総領事館員の死亡、中国における反日デモ）の決着の有無

審査結果

承認

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）

要旨

我が国とスペインとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定の署名が遅かった理由
- ・ 我が国の社会保障協定締結の現状及び今後の予定
- ・ 我が国が社会保障協定の締結相手国を選ぶ際の基準

審査結果

承認

社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）

要旨

我が国とイタリアとの間で、年金制度及び雇用保険制度への加入に関する法令の適用調整について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定の署名が遅かった理由
- ・ 社会保障協定発効までの期間に係る我が国と諸外国との比較
- ・ 社会保障制度が未発達な国との社会保障協定の締結交渉方針

審査結果

承認

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）

要旨

我が国とブルネイとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を軽減すること等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定における我が国のエネルギー確保の面からの意義
- ・ 本協定における相互協議及び情報交換の意義
- ・ 租税条約の使用料の軽減税率等により多国籍企業にもたらす利益が大きくなる可能性

審査結果

承認

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）

要旨

我が国とカザフスタンとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を軽減すること等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本条約の締結における我が国のエネルギーの安全保障面での意義
- ・ カザフスタンから我が国への原油輸入の方法
- ・ 本条約第5条第2項の恒久的施設（Permanent Establishment）の定義に「探査」が盛り込まれた背景とその意味

審査結果

承認

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）

要旨

我が国とベトナムとの間で、貿易の自由化及び円滑化、自然人の移動、並びに知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの

主な質疑内容

- ・ 我が国とベトナムの間では既に日・ASEAN包括的経済連携協定（EPA）が発効しているが、新たに日・ベトナムEPAを締結する意義
- ・ 民間が主体となって行うベトナム人看護師の養成支援事業に関する政府の支援方針
- ・ 我が国の広域経済連携に関する今後の方針

審査結果

承認

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）

要旨

我が国とペルーとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進、保護及び自由化に関する法的枠組みについて定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定締結の意義
- ・ ペルーが航空輸送や海上輸送などの分野を留保項目としている理由
- ・ ペルーの鉱害問題に関する両国の取組状況

審査結果

承認

国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第9号）

要旨

国際通貨基金の機能を強化することを目的として、基本票の増加、理事代理の増員、基金の投資権限の拡大等を行うための改正について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定改正の経緯及び意義
- ・ 国際通貨基金への我が国の出資率を見直すための取組を行う必要性
- ・ 国際通貨基金が昨今の金融危機を予防できなかった理由

審査結果

承認

クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）

要旨

クラスター弾の使用、生産等の禁止、貯蔵されたクラスター弾の廃棄等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 我が国のクラスター弾廃棄と代替兵器導入の方針
- ・ 米国、ロシア、中国等、本条約の非締結国に早期締結を働きかける必要性
- ・ 我が国領域内での在日米軍のクラスター弾の使用及び保有に関する政府の見解

審査結果

承認

国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（条約第11号）

要旨

国及びその財産に関して他の国の裁判所の裁判権からの免除が認められる具体的な範囲等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 他国の裁判所の裁判権からの免除が認められない商業的取引であるか否かの判断基準に2つの基準を採用することの是非
- ・ 商業的取引であるか否かの判断に裁判官の裁量がはたらく懸念

審査結果

承認

強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第12号）

要旨

国の機関等による強制失踪を犯罪と定めるとともに、処罰のための国際協力、予防措置等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 世界における強制失踪の実態
- ・ 本条約が北朝鮮による日本人拉致問題に与える効果
- ・ 非締約国に本条約の早期締結を働きかける必要性

審査結果

承認

日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）

要旨

我が国とスイスとの間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、自然人の移動、並びに知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定で関税撤廃品目となっている盆栽に、栽培施設の条件を定めたEUの緊急措置が準用されることによるスイスへの輸出阻害に対する対応
- ・ E P Aの締結交渉相手国に関する選定基準
- ・ 日・E U E P Aの締結交渉に関する今後の予定

審査結果

承認

国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第14号）

要旨

国際復興開発銀行（世界銀行）の機能を強化することを目的として、基本票数の増加を行うための改正について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本協定改正の経緯及び意義
- ・ 世界銀行の組織改革の必要性
- ・ 世界銀行の邦人職員を増加させる必要性

審査結果

承認

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）

要旨

在コソボ大使館を新設し、在レシフェ、在ジュネーブの各総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するもの

主な質疑内容

- ・ 在コソボ大使館を新設する理由及びコソボに対する我が国の支援方針
- ・ 在レシフェ及び在ジュネーブ各総領事館の廃止の経緯に関する在留邦人への説明状況
- ・ 我が国の在外公館の設置方針及び公館数の現状

参考人からの意見の聴取

審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑					議 決 日 結 果
刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第1号）	(20.11.11)		21. 1. 5	6.10	6.10 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6.11 承認	外交防衛 7. 2 承認	7. 3 承認	8.28 条6号
			6. 5						
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第2号）	(20.11.11)		21. 1. 5	6.17	6.17 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6.18 承認	外交防衛 7. 7 承認	7. 8 承認	8.28 条7号
			6.12						
航空業務に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第170回国会条約第3号）	(20.11.11)		21. 1. 5	5.27	5.27 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.28 承認	外交防衛 6.23 承認	6.24 承認	7.27 条4号
			5.22						
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	21. 2.24		3.26	4. 3 4. 8 4.10	4.10 承認(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民)	4.14 承認 (注)	外交防衛 5.12 不承認	5.13 不承認 (注)	5.19 条3号
			3.27						
領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	2.24		6. 4	6.10	6.10 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6.11 承認	外交防衛 7. 2 承認	7. 3 承認	
			6. 5						
社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	2.24		6.11	6.17	6.17 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6.18 承認	外交防衛 7. 7 承認	7. 8 承認	
			6.12						
社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	2.24		6.11	6.17	6.17 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6.18 承認	外交防衛 7. 7 承認	7. 8 承認	
			6.12						
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	2.24		6.18	6.24	6.24 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	6.25 承認	外交防衛 7. 9 承認	7.10 承認	11.20 条12号
			6.19						

(注) 5.13両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第6号)	2.24		6.18	6.24	6.24 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	6.25 承認	外交防衛 7.9 承認	7.10 承認	12.18 条18号
			6.19						
経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第7号)	2.24		5.21	5.27	5.27 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	5.28 承認	外交防衛 6.23 承認	6.24 承認	8.28 条8号
			5.22						
投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第8号)	2.24		6.11	6.17	6.17 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	6.18 承認	外交防衛 7.7 承認	7.8 承認	11.13 条11号
			6.12						
国際通貨基金における投票権及び参加を強化するための国際通貨基金協定の改正及び国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第9号)	3.6		6.4	6.10	6.10 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	6.11 承認	外交防衛 7.2 承認	7.3 承認	
			6.5						
クラスター弾に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第10号)	3.6		4.23	5.8	5.8 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.12 承認	外交防衛 6.9 承認	6.10 承認	
			4.24						
国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(条約第11号)	3.6		4.23	5.8	5.8 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.12 承認	外交防衛 6.9 承認	6.10 承認	
			4.24						
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第12号)	3.6		4.23	5.8	5.8 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	5.12 承認	外交防衛 6.9 承認	6.10 承認	
			4.24						
日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第13号)	3.6		5.21	5.27	5.27 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	5.28 承認	外交防衛 6.23 承認	6.24 承認	8.14 条5号
			5.22						
国際復興開発銀行協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第14号)	3.6		6.4	6.10	6.10 承認(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産)	6.11 承認	外交防衛 7.2 承認	7.3 承認	
			6.5						

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	21. 2. 3		3.12	3.18	3.18 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (反-共産) (附)	3.19 可決	外交防衛 3.30 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法7号
		3.13							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 北朝鮮によるミサイル発射及び核実験に関する問題
- ・ 日中関係（東シナ海における資源開発問題、尖閣諸島領有権問題等）
- ・ 日露関係（北方領土問題、ビザなし交流、日露原子力協定等）
- ・ 在日米軍再編問題及び在日米軍基地問題
- ・ 核軍縮問題（オバマ米国大統領の核廃絶演説等）
- ・ ソマリア沖海賊問題
- ・ ミャンマーでの邦人記者殺害事件に関する問題
- ・ 東京国連広報センター（UNIC東京）の不正経理等に関する問題
- ・ 新型インフルエンザに関する問題

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 3.13	独立行政法人国際協力機構理事	橋本 栄治君	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
4. 8	財団法人平和・安全保障研究所理事長	西原 正君	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約）
	宜野湾市長	伊波 洋一君	
	拓殖大学海外事情研究所所長 拓殖大学大学院教授	森本 敏君	
	沖縄大学学長	桜井 国俊君	
6. 5	日本銀行企画局長	雨宮 正佳君	国際情勢に関する件
6.12	独立行政法人国際協力機構理事	永塚 誠一君	

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 21. 4. 6	沖縄県	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件の審査に資するため	12人
7. 1	東京都（港区）	日本アセアンセンターの実情調査	9人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	鈴木	宗男君	民主			
	池田	元久君	民主	川島	智太郎君	民主
	川村	秀三郎君	民主	木内	孝胤君	民主
	木村	たけつか君	民主	城井	崇君	民主
	菊池	長右エ門君	民主	岸本	周平君	民主
	京野	公子君	民主	工藤	仁美君	民主
	櫛淵	万里君	民主	沓掛	哲男君	民主
	熊谷	貞俊君	民主	熊田	篤嗣君	民主
	黒岩	宇洋君	民主	小宮山	泰子君	民主
	篠原	孝君	民主	武正	公一君	民主
	鉢呂	吉雄君	民主	小野寺	五典君	自民
	小泉	進次郎君	自民	河野	太郎君	自民
	二階	俊博君	自民	西村	康稔君	自民
	野田	聖子君	自民	浜田	靖一君	自民
	東	順治君	公明	笠井	亮君	共産
	服部	良一君	社民			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	鈴木	宗男君	民主				
理事	木内	孝胤君	民主	理事	小宮山	泰子君	民主
理事	空本	誠喜君	民主	理事	中野	譲君	民主
理事	和田	隆志君	民主	理事	小野寺	五典君	自民
理事	平沢	勝栄君	自民	理事	赤松	正雄君	公明
	大山	昌宏君	民主		吉良	州司君	民主
	齋藤	勁君	民主		阪口	直人君	民主
	末松	義規君	民主		武正	公一君	民主
	中津川	博郷君	民主		西村	智奈美君	民主
	萩原	仁君	民主		浜本	宏君	民主
	早川	久美子君	民主		平岡	秀夫君	民主
	松宮	勲君	民主		横条	勝仁君	民主
	安倍	晋三君	自民		岩屋	毅君	自民
	河井	克行君	自民		河野	太郎君	自民
	高村	正彦君	自民		笠井	亮君	共産
	服部	良一君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、条約3件で、審査の概況は、次のとおりである。

万国郵便連合憲章の第8追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(条約第1号)

要旨

万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章及び万国郵便連合一般規則を改正し、現行の万国郵便条約を更新するもの

主な質疑内容

- ・ 我が国の到着料の収支状況
- ・ 我が国が到着料の増額を目指すことにより、開発途上国が支払わなければならない到着料も上がることに對する外務省の見解

審査結果

承認

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)

要旨

郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するもの

主な質疑内容

- ・ 資金洗浄等への対策が新たに規定された背景
- ・ 資金洗浄問題に対する我が国及び国際社会の対策

審査結果
承認

南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めの件（条約第3号）

要旨

南東大西洋における漁業資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、漁業資源の保存及び管理のための機関を設立すること等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 2003年の南東大西洋漁業条約発効後、本条約を今まで締結しなかった理由
- ・ 本条約を締結しない場合に不利益が生じる可能性
- ・ 本条約締結後に生じる分担金を受益者である漁業関係者が負担すべきとの考え方に対する政府の見解

審査結果
承認

《議案審査一覧》

条 約

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑					議 決 日 結 果
万国郵便連合憲章の第8追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めの件（条約第1号）	21.10.27		11.18 11.18	11.20	11.20 承認(全) (賛-民主・共産・社民) (欠-自民・公明)	11.26 承認	外交防衛 11.27 承認	11.30 承認	12.16 条13・ 14・15号
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めの件（条約第2号）	10.27		11.18 11.18	11.20	11.20 承認(全) (賛-民主・共産・社民) (欠-自民・公明)	11.26 承認	外交防衛 11.27 承認	11.30 承認	12.16 条16号
南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めの件（条約第3号）	10.27		11.18 11.18	11.20	11.20 承認(全) (賛-民主・共産・社民) (欠-自民・公明)	11.26 承認	外交防衛 11.27 承認	11.30 承認	12.16 条17号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 普天間飛行場移設問題
- ・ 核持込みなどに関する日米密約問題
- ・ 沖縄県読谷村における米兵による男性ひき逃げ事件
- ・ 東アジア共同体構想
- ・ 北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案に係る問題
- ・ アフガニスタン支援策
- ・ 核兵器廃絶に向けた政府の姿勢
- ・ 外国人参政権に関する問題
- ・ 公海上のマグロ漁業に関する問題
- ・ 外務大臣による「天皇陛下のお言葉」の見直しに関する発言
- ・ 万国郵便連合憲章の第8追加議定書、万国郵便連合一般規則の第1追加議定書及び万国郵便条約（条約第1号）、郵便送金業務に関する約定（条約第2号）、南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約（条約第3号）に係る問題

5 財務金融委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	田中	和徳君	自民				
理事	江崎	洋一郎君	自民	理事	木村	隆秀君	自民
理事	竹本	直一君	自民	理事	山本	明彦君	自民
理事	吉田	六左工門君	自民	理事	中川	正春君	民主
理事	松野	頼久君	民主	理事	石井	啓一君	公明
	石原	宏高君	自民		稲田	朋美君	自民
	越智	隆雄君	自民		亀井	善太郎君	自民
	後藤田	正純君	自民		佐藤	ゆかり君	自民
	鈴木	馨祐君	自民		関	芳弘君	自民
	とかしき	なおみ君	自民		中根	一幸君	自民
	林田	彪君	自民		原田	憲治君	自民
	平口	洋君	自民		広津	素子君	自民
	松本	洋平君	自民		三ッ矢	憲生君	自民
	宮下	一郎君	自民		盛山	正仁君	自民
	山本	有二君	自民		池田	元久君	民主
	小沢	鋭仁君	民主		大畠	章宏君	民主
	階	猛君	民主		下条	みつ君	民主
	鈴木	克昌君	民主		古本	伸一郎君	民主
	和田	隆志君	民主		谷口	隆義君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		野呂田	芳成君	国民
	中村	喜四郎君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案 8 件、議員提出法律案 4 件及び参議院提出法律案 1 件で、審査の概況は、次のとおりである。

平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出第1号)

要旨

平成20年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律第58条第3項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、4兆1,580億円を限り、一般会計に繰り入れることができることとするもの

主な質疑内容

- ・ 財政投融资特別会計から一般会計への繰入れを認めた経緯
- ・ 金利変動準備金を「生活対策」の財源として活用することの妥当性
- ・ 特別会計における積立金の現状及び一般会計への繰入可能性

審査結果
可決

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出第4号）

要旨

平成21年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、税制の抜本的な改革が実施されるまでの経済状況の好転を図る期間における臨時的措置として、平成21年度及び平成22年度において、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図ることを目的として集中的に実施する施策及び基礎年金の国庫負担の追加に伴い必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるもの

主な質疑内容

- ・ 財政再建目標の見直しの必要性
- ・ 財政投融资特別会計から一般会計への繰入れ額の算定根拠
- ・ 金利変動準備金の適正水準
- ・ 特別会計におけるいわゆる「埋蔵金」についての財務大臣の認識

参考人からの意見の聴取

審査結果
可決

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）

要旨

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について所要の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 住宅ローン減税制度の延長及び拡充による住宅投資増加見込額
- ・ 欠損金繰戻し還付制度による還付見込額及び対象企業数
- ・ 農地の相続税納税猶予制度の改正に係る適用関係
- ・ 中期プログラムと本法律案附則第104条との関係
- ・ 本法律案附則第104条に規定する行財政改革及び歳出の無駄排除への取組方針
- ・ 税制抜本改革の前提となる景気回復についての判断主体及び判断基準

参考人からの意見の聴取

審査結果
可決（附帯決議）

関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

要旨

最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、偽造印紙・郵便切手等の輸入禁止貨物への追加、輸出申告及び輸入申告の特例措置（AEO制度）の拡充及び暫定関税率の適用期限の延長等を行うもの

主な質疑内容

- ・ ミニマム・アクセス米の輸入に伴う保管料等のコスト

- ・ 中小企業及び農業が日本経済の中で果たしている役割
 - ・ 我が国の食料自給率が下がった理由及び国境措置を撤廃した場合の影響
- 審査結果
可決（附帯決議）

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）

要旨

国際通貨基金（IMF）への加盟国の出資総額が増額されることに伴い、政府は、同基金に対し、156億2,850万特別引出権（現行133億1,280万特別引出権）に相当する金額の範囲内において出資することができることとするもの

主な質疑内容

- ・ 今回の特別増資の意義
- ・ 出資割合に応じた発言権を得るための我が国の対応
- ・ IMF 役職員の構成の正当性

審査結果

可決（附帯決議）

金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）

要旨

信頼と活力のある金融・資本市場を構築するため、信用格付業者に対する公的規制を導入するとともに、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の整備を行うほか、金融商品取引所による商品市場の開設を可能とする等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 信用格付業者に対する登録制導入の実効性
- ・ 金融ADR機関の中立性・公平性確保の方策
- ・ 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ制度創設の趣旨

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

指定紛争解決機関による裁判外紛争解決手続に係る制度の在り方についての検討条項の追加をすること

資金決済に関する法律案（内閣提出第50号）

要旨

資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 資金移動業者に対するマネー・ローンダリング規制の体制整備の必要性
- ・ 資金移動業者の健全性確保の必要性
- ・ ポイント・サービス等に対する規制の在り方

参考人からの意見の聴取
 審査結果
 可決

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）

要旨

最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処する観点から、住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減、中小企業の交際費課税の軽減及び研究開発税制を拡充する措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 贈与税非課税措置に係る贈与資金の用途限定理由及び教育資金等への用途拡大の必要性
- ・ 交際費等の損金不算入制度における定額控除限度額に係る損金不算入割合の見直しの必要性
- ・ 試験研究を行った場合の特別税額控除制度を見直すこととした理由

審査結果

可決

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（柳澤伯夫君外8名提出、衆法第1号）

要旨

銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限を平成24年3月31日まで延長するとともに、銀行等に株式を保有されている事業法人からの株式の買取りの柔軟化等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 銀行等保有株式取得機構による株式買取期限延長の理由
- ・ 買取対象柔軟化の趣旨
- ・ 買取りに係る政府保証枠の妥当性

内閣の意見の聴取

審査結果

可決

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出、衆法第21号）

要旨

株式会社日本政策投資銀行（政投銀）が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成24年3月31日までの間の政府による出資及び政府からの交付国債の交付等について定めるとともに、政府の保有する政投銀の株式の全部を処分する時期の変更等を定めるもの

主な質疑内容

- ・ 追加出資額及び交付国債発行額の算定根拠
- ・ 完全民営化後の政投銀の危機対応業務の在り方
- ・ 政策金融改革全般に対する評価

- ・ 政投銀に対する国の関与の在り方

内閣の意見の聴取

審査結果

修正

< 修正内容 >

政投銀に対し国が一定の関与を行うとの観点から政府による株式保有の在り方等について検討すること等

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出、衆法第22号）

要旨

銀行等保有株式取得機構の更なる機能強化を図るため、同機構の買取対象に、銀行等の保有するETF、J-REIT、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等の優先株式及び優先出資証券を追加するもの

主な質疑内容

- ・ 銀行等保有株式取得機構の株式買取実績
- ・ 買取対象拡大の趣旨
- ・ ETF及びJ-REITを買取対象に加えることの是非

審査結果

可決（附帯決議）

資本市場危機への対応のための臨時特例措置法案（大野功統君外11名提出、衆法第23号）

要旨

我が国の資本市場の価格形成に関する機能の発揮に極めて重大な支障が継続する非常の事態に備え、株式等の買付けに係る特例措置を臨時に整備するもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案（参議院提出、参法第2号）

要旨

租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証を行う等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 正当性の検証を行政機関が実施することの妥当性
- ・ 適用実態調査の必要性
- ・ 法律案の対象範囲を租税特別措置以外に拡大する可能性

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果				
平成20年度における財政運営 のための財政投融资特別会計 からの繰入れの特例に関する 法律案（内閣提出第1号）	21. 1. 5		1. 6 1. 9	1. 9 1.13	1.13 可決(多) (賛-自民・公明・ 国民) (反-共産・ 中村喜四郎)	1.13 可決 3. 4 再可決 (注)	財政金融 3. 3 否決	3. 4 否決	3. 4 法4号
財政運営に必要な財源の確保 を図るための公債の発行及び 財政投融资特別会計からの繰 入れの特例に関する法律案 (内閣提出第4号)	1.19	2.12	2.12 2.16	2.19 2.20 2.24 2.26 2.27	2.27 可決(多) (賛-自民・公明・ 中村喜四郎) (反-民主・共産) (欠-国民)	2.27 可決 3.27 再可決 (注)	財政金融 3.27 否決	3.27 否決	3.31 法17号
所得税法等の一部を改正する 法律案（内閣提出第6号）	1.23	2.12	2.12 2.16	2.19 2.20 2.24 2.26 2.27	2.27 可決(多) (賛-自民・公明・ 中村喜四郎) (反-民主・共産) (欠-国民) (附)	2.27 可決 3.27 再可決 (注)	財政金融 3.27 否決	3.27 否決	3.31 法13号
関税定率法等の一部を改正す る法律案（内閣提出第13号）	1.27		3.13 3.17	3.18	3.18 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜四郎) (反-共産) (附)	3.19 可決	財政金融 3.30 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法14号
国際通貨基金及び国際復興開 発銀行への加盟に伴う措置に 関する法律の一部を改正する 法律案（内閣提出第14号）	1.27		3.19 3.25	3.25	3.25 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜四郎) (反-共産) (附)	3.27 可決	財政金融 3.30 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法16号
金融商品取引法等の一部を改 正する法律案（内閣提出第49 号）	3. 6	4. 7	4. 7 4. 8	4.14 4.15 4.16 4.17 4.21	4.22 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜四郎) (反-共産) (附)	4.23 修正	財政金融 6.16 可決 (附)	6.17 可決	6.24 法58号

(注) 憲法第59条第2項の規定による再可決。

資金決済に関する法律案（内閣提出第50号）	3. 6	4. 7	4. 7	4.14 4.15 4.16 4.17 4.21	4.22 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民・ 中村喜四郎君)	4.23 可決	財政金融 6.16 可決 (附)	6.17 可決	6.24 法59号
			4. 8						
租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）	4.27		5. 7	5. 8 5.12	5.13 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産) (欠-国民・ 中村喜四郎君)	5.13 可決	財政金融 6.18 否決	6.19 否決	6.26 法61号
			5. 8			6.19 再可決 (注)			

(注) 憲法第59条第2項の規定による再可決。

衆 法

件 名	提出日	趣 旨 説 明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結果			
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（柳澤伯夫君外8名提出、衆法第1号）	21. 1. 5		1. 6 1. 9	1. 9 1.13	1.13 可決(多) (賛-自民・公明・ 国民・ 中村喜四郎君) (反-共産)	1.13 可決	財政金融 3. 3 可決 (附)	3. 4 可決	3. 4 法3号
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出、衆法第21号）	4.27		5. 7 5.12	5.22 5.26 5.27 6. 3	6. 3 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜四郎君) (反-共産)	6. 4 修正	財政金融 6.25 可決 (附)	6.26 可決	7. 3 法67号
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出、衆法第22号）	4.27		5. 7 5.12	5.22 5.26 5.27 6. 3	6. 3 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 中村喜四郎君) (反-共産) (附)	6. 4 可決	財政金融 6.25 可決 (附)	6.26 可決	7. 3 法68号
資本市場危機への対応のための臨時特別措置法案（大野功統君外11名提出、衆法第23号）	4.27		5. 7		(審査未了)				

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案（参議院提出、参法第2号）	参 21. 3. 18		5.11 5.12	5.26 5.27	(審査未了)		財政金融 4.23 可決	4.24 可決	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 最近の世界経済金融の動向についての財務・金融担当大臣の認識
- ・ 今後の我が国経済の見通し及び経済成長戦略についての財務・金融担当大臣の見解
- ・ GDPギャップの現状及びその解消のための方策
- ・ 円の国際化戦略の方向性及び具体的提案の必要性
- ・ 中川前財務・金融担当大臣の辞任問題の経緯
- ・ 政府紙幣及び無利子国債の発行についての検討状況
- ・ 消費税率引上げの実施時期及び経済的弱者の負担増への懸念
- ・ 金融庁による金融円滑化策の内容及び効果
- ・ 日欧米の中央銀行間の協調の在り方
- ・ 実体経済好転のための政策についての日銀総裁の見解

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 1. 9	日本銀行理事	山本 謙三君	平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出） 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（柳澤伯夫君外8名提出）
2. 16	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	

2.26	経済アナリスト	藤原 直哉君	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案（内閣提出） 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	慶應義塾大学経済学部教授	吉野 直行君	
	東京大学法学部教授	中里 実君	
	日本銀行総裁	白川 方明君	
2.27	日本銀行総裁	白川 方明君	
3.13	日本銀行総裁	白川 方明君	金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書）
	日本銀行理事	水野 創君	
	日本銀行理事	山本 謙三君	
	日本銀行理事	中曾 宏君	
3.25	日本銀行総裁	白川 方明君	財政及び金融に関する件
	日本銀行総裁	白川 方明君	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	日本銀行副総裁	西村 清彦君	
4. 8	日本銀行理事	山本 謙三君	財政及び金融に関する件
	日本銀行理事	中曾 宏君	
4.14	日本銀行総裁	白川 方明君	
4.15	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事長	平井 正夫君	金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出） 資金決済に関する法律案（内閣提出）
	日本郵政株式会社執行役員副社長	山下 泉君	
	日本郵政株式会社専務執行役員	佐々木英治君	
4.16	早稲田大学法学学術院教授	犬飼 重仁君	
	金融オンブズネット代表	原 早苗君	
	日本証券業協会会長	安東 俊夫君	
	株式会社三國事務所代表取締役	三國 陽夫君	
4.21	独立行政法人国民生活センター理事長	中名生 隆君	
5.22	日本銀行理事	山本 謙三君	
5.27	株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長	室伏 稔君	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出） 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（大野功統君外11名提出）
	株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員	多賀 啓二君	
6. 3	株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長	室伏 稔君	
	株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員	多賀 啓二君	

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	玄葉	光一郎君	民主			
	青木	愛君	民主	池田	元久君	民主
	黒田	雄君	民主	桑原	功君	民主
	小泉	俊明君	民主	小林	興起君	民主
	小林	千代美君	民主	小林	正枝君	民主
	小室	寿明君	民主	小山	展弘君	民主
	古賀	敬章君	民主	後藤	英友君	民主
	後藤	祐一君	民主	近藤	和也君	民主
	斉木	武志君	民主	斉藤	進君	民主
	齋藤	勁君	民主	斎藤やすのり君		民主
	坂口	岳洋君	民主	阪口	直人君	民主
	階	猛君	民主	下条	みつ君	民主
	中川	正春君	民主	古本	伸一郎君	民主
	山口	壯君	民主	和田	隆志君	民主
	石田	真敏君	自民	稲田	朋美君	自民
	大村	秀章君	自民	後藤田	正純君	自民
	田中	和徳君	自民	竹本	直一君	自民
	三ッ矢	憲生君	自民	森	英介君	自民
	山本	有二君	自民	与謝野	馨君	自民
	石井	啓一君	公明	竹内	讓君	公明
	佐々木	憲昭君	共産			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	玄葉	光一郎君	民主				
理事	池田	元久君	民主	理事	篠原	孝君	民主
理事	鈴木	克昌君	民主	理事	高山	智司君	民主
理事	中塚	一宏君	民主	理事	後藤田	正純君	自民
理事	竹本	直一君	自民	理事	石井	啓一君	公明
	網屋	信介君	民主		荒井	聰君	民主
	今井	雅人君	民主		枝野	幸男君	民主
	大串	博志君	民主		岡田	康裕君	民主
	岸本	周平君	民主		小林	興起君	民主
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主
	下条	みつ君	民主		菅川	洋君	民主
	富岡	芳忠君	民主		豊田	潤多郎君	民主
	野田	佳彦君	民主		橋本	勉君	民主
	福嶋	健一郎君	民主		古本	伸一郎君	民主
	山尾	志桜里君	民主		和田	隆志君	民主
	渡辺	義彦君	民主		田中	和徳君	自民
	竹下	亘君	自民		徳田	毅君	自民
	野田	毅君	自民		村田	吉隆君	自民
	茂木	敏充君	自民		山本	幸三君	自民
	山本	有二君	自民		竹内	讓君	公明
	佐々木	憲昭君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(内閣提出第11号)

要旨

最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ、これらの者から申込みがあった場合に、金融機関は、できる限り、貸付条件の変更等の措置をとるよう努めることとする等、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めるもの

主な質疑内容

- ・ 貸付条件の変更を本当に必要としている顧客が条件変更を受けられない懸念
- ・ 貸付条件の変更等を実施した企業の評判低下や新規融資停止に対する懸念
- ・ 金融検査マニュアル及び監督指針の改定案の全容を示す必要性
- ・ 報道や金融担当大臣の発言等が与えたイメージと実際の内容との乖離
- ・ 条件変更対応保証の対象範囲

参考人からの意見の聴取

審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（内閣提出第11号）	21.10.30	11.17	11.17	11.18 11.19	11.19 可決(全) (賛-民主・共産) (欠-自民・公明)	11.20 可決	財政金融 11.27 可決	11.30 可決	12. 3 法96号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 平成21年度第1次補正予算執行停止に国会の議決を経る必要性
- ・ 消費税増税意思の有無及び消費税を含む税制の抜本的改革のための措置に関する規定を修正する必要性
- ・ 自動車関係諸税の暫定税率の見直し及び環境税の導入についての財務大臣の見解
- ・ 政府の財政政策と日銀の金融政策の在り方
- ・ 世界経済金融危機における日本銀行の金融政策についての金融担当大臣の評価
- ・ 中小企業向け融資実績に対する金融担当大臣の認識

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21.11.19	成城大学社会イノベーション研究科長	村本 孜君	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案（内閣提出）
	全国中小企業団体中央会会長	鶴田 欣也君	
	全国銀行協会会長	永易 克典君	

6 文部科学委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	岩屋	毅君	自民				
理事	木村	勉君	自民	理事	佐藤	錬君	自民
理事	馳	浩君	自民	理事	原田	令嗣君	自民
理事	茂木	敏充君	自民	理事	小宮山	洋子君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	池坊	保子君	公明
	阿部	俊子君	自民		井澤	京子君	自民
	井脇	ノブ子君	自民		飯島	夕雁君	自民
	浮島	敏男君	自民		小川	友一君	自民
	岡下	信子君	自民		加藤	勝信君	自民
	加藤	紘一君	自民		亀岡	偉民君	自民
	谷垣	禎一君	自民		西本	勝子君	自民
	萩生田	光一君	自民		平口	洋君	自民
	福田	峰之君	自民		藤田	幹雄君	自民
	松浪	健太君	自民		松本	洋平君	自民
	山本ともひろ君		自民		田島	一成君	民主
	高井	美穂君	民主		土肥	隆一君	民主
	藤村	修君	民主		松本	大輔君	民主
	山口	壯君	民主		笠	浩史君	民主
	和田	隆志君	民主		富田	茂之君	公明
	西	博義君	公明		石井	郁子君	共産
	日森	文尋君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案5件、議員提出法律案1件(継続審査)及び参議院提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第18号)

要旨

文部科学省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人防災科学技術研究所と独立行政法人海洋研究開発機構の統合、独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する高等専門学校の統合、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターの統合、独立行政法人国立国語研究所及び独立行政法人メディア教育開発センターの解散とこれらの権利義務の承継等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 独立行政法人防災科学技術研究所と独立行政法人海洋研究開発機構の統合による具体的効果と統合しないことによる不都合

- ・ 卒業生の多くが専攻科や大学等へ進学している現状を踏まえた高等専門学校の今後の在り方
- ・ 国立国語研究所における日本語教育事業を大学共同利用機関法人への移管後においても維持充実させるの必要性及び国語政策の重要性から組織の在り方を見直し、同研究所を国の機関に戻す必要性

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

独立行政法人防災科学技術研究所と独立行政法人海洋研究開発機構の統合及び独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターの統合についての規定を削除すること、また、附則に国による国語に関する調査研究等の業務の維持及び充実のための措置等についての規定を加えること等

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）

要旨

原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 賠償措置額を超えたJCO臨界事故の経験を踏まえた賠償措置額の在り方
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会が策定することとなる指針の内容
- ・ 原子力損害賠償補償契約に基づく業務の中から損害保険会社へ委託される業務の

基準

審査結果

可決

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）

要旨

科学技術に関する研究等の基盤の強化等を図るため、独立行政法人日本原子力研究開発機構が茨城県に設置する大強度陽子加速器施設（J-PARC（ジェイパーク））の中性子線施設の共用を促進するための措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 平和利用を定めたガイドラインに反するなどの不適切な研究を防ぐ方策
- ・ 中性子線施設を利用する海外の企業・研究者の研究成果が知的財産権の問題などで国内に悪影響を及ぼす可能性の有無
- ・ 特定中性子線施設として期待される研究成果及び民間企業による利用見込み

審査結果

可決（附帯決議）

著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）

要旨

著作物の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、障害者の用に供するために必要な方式による複製、著作権者等と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とすることとし、あわせてインターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出を権利侵害とする等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 障害者の情報利用の機会の拡大の側面からの法改正のメリット
- ・ 第30条（違法配信からの私的録音録画に係る権利制限規定）の改正理由
- ・ 私的録音録画補償金制度の意義

審査結果

可決（附帯決議）

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）

要旨

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度一般会計補正予算により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会に平成26年3月31日までの間に限り、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 基金創設の意義及び事業の実施主体としての適正性
- ・ 先端研究助成基金「世界最先端研究支援強化プログラム（仮称）」の事業内容及び社会的効果等
- ・ 研究者海外派遣基金「若手研究者海外派遣事業（仮称）」の事業内容及び社会的効果等
- ・ 事業の実施業務に係る国会への報告等の在り方

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適切に位置付けるため、附則第2条の2第1項中「、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時的措置として」を削除

学校教育法の一部を改正する法律案（武正公一君外4名提出、第165回国会衆法第2号）

要旨

小学校、中学校、高等学校等において、いじめや不登校等の問題等に対応するとともに、児童生徒等が適切な職業選択その他の進路決定を行うための指導ができるようにするため、専門的知識をもって、教諭、養護教諭等と連携して、児童生徒等の心理相談又は進路相談に応じ、指導及び助言を行う専門相談員を置くことができるものとするもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参議院提出、参法第7号)

要旨

高等学校等における教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒の保護者に高等学校等就学支援金を支給すること等により、国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進し、あわせて私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減を図るもの

主な質疑内容

- ・ 高等学校教育を義務教育化する意向の有無
- ・ 就学支援金を受給できる人と高等学校へ進学しないで社会人として働いて税金を納める人との間の不公平感
- ・ 就学支援金の支給方法を学校への交付金ではなく市町村長を通じた保護者への支給とした理由

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案 理由	質疑	議決日 結果				
独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第18号)	21. 1. 30		3.10 3.13	3.18	3.18 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民) (附)	3.19 修正	文教科学 3.30 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法18号
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第22号)	2. 3		3.19 3.25	4. 1	4. 1 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民)	4. 3 可決	文教科学 4. 9 可決 (附)	4.10 可決	4.17 法19号
特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第23号)	2. 3		4. 6 4. 8	4.15	4.15 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	4.17 可決	文教科学 5.21 可決 (附)	5.27 可決	6. 3 法46号

著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	3.10		4.23	5.8	5.8 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (附)	5.12 可決	文教科学 6.11 可決 (附)	6.12 可決	6.19 法53号
			4.24						
独立行政法人日本学術振興会 法の一部を改正する法律案 (内閣提出第66号)	21.4.27		5.7	5.22	5.29 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産・社民) (附)	6.2 修正	文教科学 6.18 可決 (附)	6.19 可決	6.26 法60号
			5.8						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑				
学校教育法の一部を改正する 法律案（武正公一君外4名提 出、第165回国会衆法第2号）	(18.11.29)		21.1.5		(審査未了)			

参 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑				
国公立の高等学校における教 育の実質的無償化の推進及び 私立の高等学校等における教 育に係る負担の軽減のための 高等学校等就学支援金の支給 等に関する法律案（参議院提 出、参法第7号）	参 21.3.25		4.24	5.27	(審査未了)		文教科学 4.23 可決	4.24 可決
			5.22					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 私立高等学校の授業料滞納者数等及び高等学校の生徒を対象とした奨学金事業の内容
- ・ 奨学金事業における未返還金額が経年増加し続けている背景と原因
- ・ 学校施設の耐震化への今後の取組
- ・ 特別支援教育における個別のニーズに対応した教育支援計画等の作成状況

- ・ 財団法人日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の調査内容
- ・ ポストドクター等若手研究者への支援策
- ・ 国立大学法人運営費交付金の減額による大学の教育研究への影響に対する文部科学省の対応
- ・ 教員免許更新制実施に当たっての予算措置状況
- ・ 外国人学校の位置付けと外国人子弟の教育の権利保障の在り方
- ・ 平成21年度補正予算による国立メディア芸術総合センター構想の見直しの必要性

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 4. 8	独立行政法人日本学生支援機構理事長	梶山 千里君	文部科学行政の基本施策に関する件

(5) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 21. 4. 3	埼玉県	科学技術の研究開発に関する実情調査	11人
4.22	静岡県	学校教育に関する実情調査	12人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	田中 真紀子君	民主			
	小宮山 洋子君	民主		佐藤 ゆうこ君	民主
	柴橋 正直君	民主		城島 光力君	民主
	白石 洋一君	民主		首藤 信彦君	民主
	瑞慶覧 長敏君	民主		杉本 かずみ君	民主
	菅川 洋君	民主		空本 誠喜君	民主
	田島 一成君	民主		平 智之君	民主
	高井 崇志君	民主		高井 美穂君	民主
	高野 守君	民主		高橋 昭一君	民主
	高橋 英行君	民主		高松 和夫君	民主
	土肥 隆一君	民主		牧 義夫君	民主
	松本 大輔君	民主		山口 壯君	民主
	笠 浩史君	民主		和田 隆志君	民主
	渡辺 周君	民主		あべ 俊子君	自民
	岩屋 毅君	自民		加藤 勝信君	自民
	加藤 紘一君	自民		金子 恭之君	自民
	北村 誠吾君	自民		谷垣 禎一君	自民
	馳 浩君	自民		松浪 健太君	自民
	茂木 敏充君	自民		池坊 保子君	公明
	西 博義君	公明		宮本 岳志君	共産
	城内 実君	国守			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	田中 眞紀子君	民主			
理事	奥村 展三君	民主	理事	首藤 信彦君	民主
理事	松崎 哲久君	民主	理事	本村 賢太郎君	民主
理事	笠 浩史君	民主	理事	坂本 哲志君	自民
理事	馳 浩君	自民	理事	富田 茂之君	公明
	石井 登志郎君	民主		石田 勝之君	民主
	石田 芳弘君	民主		江端 貴子君	民主
	川口 浩君	民主		城井 崇君	民主
	熊谷 貞俊君	民主		後藤 斎君	民主
	佐藤 ゆうこ君	民主		瑞慶覧 長敏君	民主
	高井 美穂君	民主		高野 守君	民主
	中川 正春君	民主		平山 泰朗君	民主
	牧 義夫君	民主		松本 龍君	民主
	湯原 俊二君	民主		横光 克彦君	民主
	横山 北斗君	民主		吉田 統彦君	民主
	遠藤 利明君	自民		北村 茂男君	自民
	塩谷 立君	自民		下村 博文君	自民
	菅原 一秀君	自民		永岡 桂子君	自民
	古屋 圭司君	自民		松野 博一君	自民
	池坊 保子君	公明		宮本 岳志君	共産
	城内 実君	国守			

(2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

P T A・青少年教育団体共済法案(馳浩君外5名提出、衆法第4号)

要旨

青少年の健全な育成と福祉の増進に資するため、P T A及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立するもの

審査結果

(審査未了)

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣旨 説明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
PTA・青少年教育団体共済 法案（馳浩君外5名提出、衆法 第4号）	21.11.20		12. 1					

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 教員の資質を向上するための人事制度及び研修制度を構築する必要性
- ・ 行政刷新会議の事業仕分けにおいて予算縮減を求められた次世代スーパーコンピュータの経済波及効果の説明の必要性
- ・ 行政刷新会議のコンセプトである成果主義等は文部科学政策になじまないとの考えに対する文部科学大臣の見解
- ・ 離島生徒のスポーツ大会参加に要する旅費負担についての文部科学省の現状認識及び国が支援する必要性
- ・ 高等学校授業料の実質無償化の実施時期、支給方法、支給対象及び今後の課題
- ・ 「留学生30万人計画」に基づく国際化拠点整備事業（グローバル30）の抜本的見直しの必要性
- ・ 障がいの有無に関わらずともに学び交流する統合教育を推進するための具体策
- ・ 全国学力・学習状況調査の今後の実施計画
- ・ 平成21年度文部科学省補正予算で執行停止とされた事業に関連する企業等の事情も総合的に勘案する必要性
- ・ 給付制奨学金制度導入に向けての文部科学大臣の見解

7 厚生労働委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	田村	憲久君	自民				
理事	上川	陽子君	自民	理事	鴨下	一郎君	自民
理事	後藤	茂之君	自民	理事	西川	京子君	自民
理事	三ッ林	隆志君	自民	理事	藤村	修君	民主
理事	山井	和則君	民主	理事	榎屋	敬悟君	公明
	赤池	誠章君	自民		新井	悦二君	自民
	井澤	京子君	自民		井上	信治君	自民
	遠藤	宣彦君	自民		大野	松茂君	自民
	金子	善次郎君	自民		川条	志嘉君	自民
	木原	誠二君	自民		木村	義雄君	自民
	清水	鴻一郎君	自民		杉村	太蔵君	自民
	高鳥	修一君	自民		谷畑	孝君	自民
	とかしき	なおみ君	自民		戸井田	とおる君	自民
	富岡	勉君	自民		西本	勝子君	自民
	萩原	誠司君	自民		林	潤君	自民
	福岡	資麿君	自民		矢野	隆司君	自民
	内山	晃君	民主		岡本	充功君	民主
	菊田	真紀子君	民主		郡	和子君	民主
	園田	康博君	民主		長妻	昭君	民主
	細川	律夫君	民主		三井	辨雄君	民主
	柚木	道義君	民主		福島	豊君	公明
	古屋	範子君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		糸川	正晃君	国民

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案6件(うち継続審査2件)、議員提出法律案16件(うち継続審査10件)及び参議院提出法律案3件(うち継続審査2件)、委員会提出法律案は3件で、審査等の概況は、次のとおりである。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、第166回国会閣法第95号)

要旨

公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずるほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大等の措置を講ずるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第170回国会閣法第11号）

要旨

日雇派遣を原則として禁止し、グループ企業派遣の割合を100分の80以下に規制するとともに、期間を定めないで雇用される派遣労働者については、派遣先が特定することを目的とする行為を解禁するもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）

要旨

有期労働契約が更新されなかった離職者等について、6か月以上の被保険者期間で基本手当の受給資格を取得できることとするとともに、基本手当の所定給付日数について、3年間の暫定措置として、倒産、解雇等による離職者と同様の取扱いとするもの

主な質疑内容

- ・ 雇用保険の適用基準の緩和の効果及び一層緩和する必要性
- ・ 基本手当の所定給付日数を充実する措置を3年間の暫定措置とする理由及び延長の可能性
- ・ 雇用保険料率を1年に限り引き下げる理由及び雇用保険財政の健全運営に及ぼす影響

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

基本手当の支給に関する暫定措置等について、離職の日等が平成21年3月31日からの受給資格者を対象とすること

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）

要旨

平成16年に成立した国民年金法等の一部を改正する法律において、基礎年金の国庫負担割合を平成21年度までに2分の1に引き上げることとされたことに基づき、所要の措置を講じようとするもの

主な質疑内容（ 、 及び㊸の3件について）

- ・ 基礎年金給付費の2分の1を税財源により負担することとなる年金制度を社会保険制度と位置付けることの妥当性
- ・ 平成16年の年金制度改革を踏まえた基礎年金の安定財源としての消費税率引き上げの具体的なビジョン
- ・ 定額保険料の逆進性や生活保護受給額と基礎年金の平均受給額の逆転現象など国民年金には問題が多いことから年金制度を一元化する必要性

審査結果

修正

< 修正内容 >

原案において「平成21年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改めること

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）

要旨

戦没者等の遺族であって、平成17年4月から平成21年3月までの間に、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいなくなったものに対し、弔慰の意を表するため、特別弔慰金として額面24万円、6年償還の国債を支給するもの

主な質疑内容

- ・ 戦後何十周年といった特別な機会とは別に一定の年数経過で特例的に支給措置を講じる理由
- ・ 時効による失権を防ぐため恩給受給者名簿と照合して遺族に案内する必要性
- ・ 今後の特別弔慰金制度の在り方についての厚生労働大臣の見解

審査結果

可決

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）

要旨

3歳未満の子を養育する労働者に対して短時間勤務制度及び所定外労働免除制度を設けることを事業主に義務付けるとともに、父母がともに育児休業を取得する場合の休業可能期間を延長するほか、育児休業等の取得に係る紛争解決の援助の仕組み等を創設するもの

主な質疑内容

- ・ 出産を機に女性の7割が退職する傾向が続いていることに対する厚生労働大臣の認識
- ・ 短時間勤務制度及び所定外労働免除制度の義務化の対象を3歳未満の子を養育する労働者とした理由
- ・ 育児休業期間を明記した文書の労働者への交付を事業主に義務付ける必要性

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

紛争解決の援助の仕組み等の創設に係る規定を早期に施行すること

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）

要旨

本人の意思が不明であり、家族の書面による承諾がある場合、臓器移植のための脳死判定及び臓器提供を行うことができるようにするもの

主な質疑内容

- ・ 脳死を人の死とすることに社会的合意が得られていると判断する根拠
- ・ 現行法の第6条第2項から「その身体から移植術に使用されるための臓器が摘出されることとなる者」を削除した理由
- ・ 親族への優先提供の規定を設けた理由

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外 1 名提出、第164回国会衆法第15号）

要旨

臓器移植のための脳死判定及び臓器提供に関する意思表示の年齢を、12歳以上に引き下げるもの

主な質疑内容

- ・ 臓器提供の意思表示可能年齢を12歳以上としている根拠
 - ・ 運転免許証等における臓器提供の意思表示の機会拡充に関する施策の具体的内容
 - ・ 本法律案の成立後における意思表示可能年齢の引下げ等の法改正の具体的な見通し
- 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（後藤茂之君外 3 名提出、第168回国会衆法第 6 号）

要旨

年金教育・広報等の事業について、施設の建設等を行わないことを条文上明記するほか、年金事業運営経費の国庫及び年金保険料の財源ごとの用途を国会に報告することとするもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

審査結果

（ 解散のため本院において審査未了 ）

肝炎対策基本法案（川崎二郎君外 9 名提出、第168回国会衆法第 8 号）

要旨

肝炎対策を総合的に推進するため、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎患者の医療に係る経済的支援施策等を定めるもの

審査結果

（ 解散のため本院において審査未了 ）

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外 2 名提出、第168回国会衆法第18号）

要旨

脳死の定義及び脳死判定を厳格化するとともに、生体からの臓器移植及び組織移植について新たに法規制を行うもの

主な質疑内容

- ・ 脳死判定基準の厳格化をガイドラインの改正ではなく法改正とした理由
- ・ 本法律案により移植医療が後退するとの指摘に対する見解
- ・ 組織移植及び生体間移植に関する規制を設けた理由

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤茂之君外3名提出、第169回国会衆法第5号）

要旨

「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゆう師」「歯科衛生士」「診療放射線技師」「歯科技工士」及び「柔道整復師」の各資格に係る試験の名称を「国家試験」と法律上明記しようとするもの

審査結果

撤回許可

基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案（長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第10号）

要旨

基礎年金番号が付されていない年金記録等について、本人特定調査の適切な実施等のため、ねんきん特別便の送付等必要な事項を定めるもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第11号）

要旨

国民年金の任意加入被保険者であった者が満額の老齢基礎年金の給付を受けることができる要件を満たした後に納付した保険料を還付できるようにするもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律案（谷畑孝君外7名提出、第169回国会衆法第20号）

要旨

国及び独立行政法人等は、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設から物品等を調達するよう努めるとともに、障害者就労施設からの物品等の調達の推進に関する基本方針等を作成し、毎会計年度の終了後、調達の実績を公表することとするもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

国民年金法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外3名提出、第169回国会衆法第23号）

要旨

障害年金の受給権者について、受給後の結婚や子の出生等による生活状況に対応するため、障害基礎年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大するもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（細川律夫君外 6 名提出、衆法第 5 号）

要旨

雇用保険の適用対象者の拡大、基本手当の受給資格要件の改正、基本手当の日額の引上げ、住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等を行うもの

主な質疑内容

- ・ 雇用保険の適用拡大や受給資格要件の緩和に伴うモラルハザード発生の可能性
- ・ 賃金日額が4,210円未満の場合に基本手当の給付率を賃金日額の100%とするものの妥当性

審査結果

撤回許可

求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案（大島敦君外 7 名提出、衆法第 6 号）

要旨

雇用保険法による求職者給付が終わった求職者、失業している廃業者等に対して、就職及び新たな事業を開始するための能力開発支援に係る緊急の措置を講ずるとともに、解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担を軽減するための緊急の特例措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 能力開発を受ける場合に支給される給付の支給要件が緩やかであることによるモラルハザード発生の可能性
- ・ 長期失業者等が職業訓練を受けている間に生活保障のための手当を支給する第 2 のセーフティネットの法制化を図る必要性
- ・ 政府与党が検討している「緊急人材育成・就職支援基金」について本法律案を活かす方向で検討する必要性

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（細川律夫君外 7 名提出、衆法第 7 号）

要旨

使用者が採用内定を通知した時点において労働契約が成立したものと推定するとともに、内定取消しは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、無効とするもの

主な質疑内容

- ・ 内定通知発出による労働契約成立の推定規定が企業が内定を出すことに慎重になるのではないかとの懸念
- ・ 厚生労働省による採用内定取消しを行った企業名の公表制度の実効性及び本改正案との相違

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外9名提出、衆法第11号）

要旨

現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、事業主等の経済的負担の軽減に資するため、現行の年14.6%の社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講ずるもの

○ 主な質疑内容

- ・ 延滞金に関する社会保険料と国税との取扱いの差異及びその理由
- ・ 延滞金の軽減期間が3か月にとどまる理由
- ・ 本法律案成立後の徴収事務等の体制整備に向けた取組

審査結果

撤回許可

⑳ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（長妻昭君外6名提出、衆法第13号）

要旨

年金記録の訂正がなされた場合に支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、支払の遅れた日数に応じ、物価の状況を勘案して算定した加算金を支給することとするもの

主な質疑内容

- ・ 本法律案提出の趣旨及び意義
- ・ 年金記録問題の解決に特化した取組を迅速に行う必要性
- ・ 遅延加算金支給に係る与野党合意を踏まえ事務手続が円滑に進められるよう準備する必要性

審査結果

撤回許可

㉑ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第14号）

要旨

「あん摩マッサージ指圧師」「はり師」「きゆう師」「歯科衛生士」「診療放射線技師」「歯科技工士」及び「柔道整復師」の各資格に係る試験の名称を「国家試験」と法律上明記しようとするもの

結果

成案・提出決定

㉒ 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第18号）

要旨

現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、事業主等の経済的負担の軽減に資するため、現行の年14.6%の社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講ずるもの

内閣の意見の聴取

結果

成案・提出決定

②④ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）

要旨

年金記録の訂正がなされた場合において、年金時効特例法に基づいて支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、本来の支払日から実際の支払日までの間の物価の状況を勘案して算定した特別加算金を支給することとするもの

内閣の意見の聴取

結果

成案・提出決定

②⑤ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外6名提出、衆法第30号）

要旨

15歳未満の者について、家族の書面による承諾があり、病院において、虐待等の事実がない旨の確認がされた場合に、臓器移植のための脳死判定及び臓器提供を認めるようにするもの

主な質疑内容

- ・ 脳死を人の死としないまま、15歳未満の子どもに限り脳死判定や臓器提供について家族に承諾を求めることの妥当性
- ・ 15歳未満の子どもの脳死判定を家族の承諾によって可能とする本法律案では、家族に子どもの生死の判断を迫ることとなる懸念
- ・ 臓器移植に係る要件を15歳で区分することの妥当性

②⑥ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第1号）

要旨

年金保険料を年金事務費及び年金教育・広報等の事業に要する費用に充てず、国庫で負担することとするもの

主な質疑内容

（参照）

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

②⑦ 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参議院提出、第169回国会参法第17号）

要旨

平成20年4月1日に施行された後期高齢者医療制度その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度等が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、これらの制度を廃止し、いったん老人保健制度に戻す等の措置を講じようとするもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

⑳ 保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第27号）

要旨

保健師及び助産師の受験資格に係る修業年限を1年以上に延長し、看護師の受験資格について大学卒業を法律上明記するとともに、看護師等の研修等について国等の責務を法律上明記するもの

審査結果

可決

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
被用者年金制度の一元化等を 図るための厚生年金保険法等 の一部を改正する法律案（内閣 提出、第166回国会閣法第95号）	(19. 4.13)		21. 1. 5						
労働者派遣事業の適正な運営 の確保及び派遣労働者の就業 条件の整備等に関する法律等 の一部を改正する法律案（内閣 提出、第170回国会閣法第11号）	(20.11. 4)		21. 1. 5 (20.12.19)						
雇用保険法等の一部を改正す る法律案（内閣提出第5号）	21. 1.20	3.10	3.10 3.11	3.13 3.18	3.18 修正（全） （賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民） （附）	3.19 修正	厚生労働 3.27 可決	3.27 可決	3.30 法5号
国民年金法等の一部を改正す る法律等の一部を改正する法 律案（内閣提出第19号）	1.30	3.31	3.31 4. 1	4. 3 4. 8 4.10 4.15 4.17	4.17 修正（多） （賛-自民・公明） （反-民主・共産・ 社民・国民）	4.17 修正 6.19 再可決 （注）	厚生労働 6.18 否決	6.19 否決	6.26 法62号
戦没者等の遺族に対する特別 弔慰金支給法の一部を改正す る法律案（内閣提出第24号）	2. 3		3.17 3.18	3.25	3.25 可決（全） （賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民）	3.27 可決	厚生労働 3.30 可決	3.31 可決	3.31 法15号
育児休業、介護休業等育児又は 家族介護を行う労働者の福祉 に関する法律及び雇用保険法 の一部を改正する法律案（内閣 提出第64号）	4.21		4.21 4.22	6.10 6.12	6.12 修正（全） （賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民） （欠-国民） （附）	6.16 修正	厚生労働 6.23 可決	6.24 可決	7. 1 法65号

（注） 憲法第59条第2項の規定による再可決。

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果	
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会衆法第14号）	(18. 3.31)		21. 1. 5 (19. 6.20)	4.21(小) 5.27 6. 5		6.18 可決 (注)		7.13 可決 7.17 法83号
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外1名提出、第164回国会衆法第15号）	(18. 3.31)		21. 1. 5 (19. 6.20)	4.21(小) 5.27 6. 5		6.18 議決不要 (注)		
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（後藤茂之君外3名提出、第168回国会衆法第6号）	(19.11. 6)		21. 1. 5 (19.11.14)	4. 8	(審査未了)			
肝炎対策基本法案（川崎二郎君外9名提出、第168回国会衆法第8号）	(19.11.16)		21. 1. 5 (19.12. 4)		(審査未了)			
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外2名提出、第168回国会衆法第18号）	(19.12.11)		21. 1. 5 (20. 5. 9)	4.21(小) 5.27 6. 5		6.18 議決不要 (注)		
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤茂之君外3名提出、第169回国会衆法第5号）	(20. 2.15)		21. 1. 5		4. 1 撤回許可			
基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案（長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第10号）	(20. 4.16)		21. 1. 5		(審査未了)			
国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（長妻昭君外4名提出、第169回国会衆法第11号）	(20. 4.16)		21. 1. 5		(審査未了)			
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（谷畑孝君外7名提出、第169回国会衆法第20号）	(20. 5.27)		21. 1. 5		(審査未了)			

(注) 6.9 田村厚生労働委員長の中間報告。

国民年金法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外3名提出、第169回国会衆法第23号）	(20. 6. 3)		21. 1. 5		(審査未了)				
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（細川律夫君外6名提出、衆法第5号）	21. 3. 6	3.10	3.10 3.11	3.13 3.18	3.18 撤回許可				
求職者等に対する能力開発の支援及び解雇等による離職者の医療保険に係る経済的負担の軽減のための緊急措置に関する法律案（大島敦君外7名提出、衆法第6号）	3. 6	3.10	3.10 3.11	3.13 3.18	(審査未了)				
内定取消しの規制等のための労働契約法の一部を改正する法律案（細川律夫君外7名提出、衆法第7号）	3. 6	3.10	3.10 3.11	3.13 3.18	(審査未了)				
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外9名提出、衆法第11号）	3.13		3.31 4. 1	4.10 4.15	4.17 撤回許可				
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（長妻昭君外6名提出、衆法第13号）	3.27		3.31 4. 1	4.10 4.15	4.17 撤回許可				
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第14号）	4. 1				4. 1 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (欠-国民)	4. 3 可決	厚生労働 4.14 可決	4.15 可決	4.22 法20号
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第18号）	4.17				4.17 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	4.17 可決	厚生労働 4.23 可決	4.24 可決	5. 1 法36号
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第19号）	4.17				4.17 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	4.17 可決	厚生労働 4.23 可決	4.24 可決	5. 1 法37号
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（根本匠君外6名提出、衆法第30号）	5.15		5.15 5.22	5.27 6. 5		6.18 議決不要 (注)			

(注) 6.9田村厚生労働委員長の中間報告。

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第1号）	参 (19. 9.14)		21. 1. 5 (19.11.14)	4. 8	(審査未了)		厚生労働 (19.11. 1) 可決	(11. 2) 可決	
後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参議院提出、第169回国会参法第17号）	参 (20. 5.23)		21. 1. 5 (20.11.19)	(20.11.19)	(審査未了)		厚生労働 (20. 6. 5) 可決	(6. 6) 可決	
保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第27号）	参 21. 6.30		7. 7 7. 8		7. 8 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民) (欠-国民)	7. 9 可決	厚生労働 6.30 成案・提出 決定	7. 1 可決	7.15 法78号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 社会保障の充実による国民の将来不安の解消は、個人消費と景気の回復に結び付くことから、社会保障と財政再建は両立するとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- ・ 無年金者数の推計値及びそのうち真に無年金である者の割合を把握するためのサンプル調査を行う必要性
- ・ 医師の地域偏在及び診療科の偏在の是正に向けた政府の取組方策
- ・ 医療事故の原因究明のため、刑事処分や行政処分とは分離した医療事故安全委員会を設立する必要性
- ・ 介護従事者の賃金を確実に引き上げるため、国費による介護報酬の大幅引上げを行う必要性
- ・ 障害者自立支援法の就労継続支援 A 型は最低賃金法が適用されることから就労継続支援 B 型よりも報酬を高くする必要性
- ・ 公立保育所運営費の一般財源化に伴い、財政状況が厳しい自治体における公立保育所の民営化が進むことにより公的保育制度が後退する懸念
- ・ 新型インフルエンザに対応した発熱外来の設置に対し、国として明確な財政補助基準を示す必要性
- ・ 労働者派遣法の制定等により非正規雇用者が増加した現状にかんがみ、日本型セーフティネットとして機能していた終身雇用や年功序列賃金に代わる新たなセーフテ

インターネットを構築する必要性

- ・ 日雇派遣労働者に係る日雇労働求職者給付金制度が活用されるよう、制度の見直しや周知徹底に取り組む必要性

(4) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会	平成 21. 3. 4	小委員18人	4.21	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会）
			4.28	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外1名提出、第164回国会） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外2名提出、第168回国会）

(5) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 21. 4. 22	独立行政法人国民生活センター理事	田口 義明君	厚生労働関係の基本施策に関する件
4.30	食品安全委員会委員長	見上 彪君	厚生労働関係の基本施策に関する件 （新型インフルエンザ対策）

(臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会)

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 21. 4. 21	日本医科大学付属病院副院長 日本医科大学大学院教授（侵襲生体管理学）	横田 裕行君	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（中山太郎君外5名提出、第164回国会） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（石井啓一君外1名提出、第164回国会） 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（金田誠一君外2名提出、第168回国会）
	日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員	光石 忠敬君	
	元国立小児病院小児医療研究センター名誉センター長	雨宮 浩君	
	大阪医科大学小児科学教室准教授	田中 英高君	
	青山法務事務所所長 海外渡航による心臓移植経験者	青山 茂利君	
	財団法人日本宗教連盟幹事	斎藤 謙次君	

(6) 視察

(臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査小委員会)

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 21. 4. 7	東京都（新宿区、文京区）	臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため	12人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	藤村	修君	民主			
	内山	晃君	民主	岡本	充功君	民主
	菊田	真紀子君	民主	郡	和子君	民主
	園田	康博君	民主	田中	美絵子君	民主
	高邑	勉君	民主	竹田	光明君	民主
	橘	秀徳君	民主	玉木	朝子君	民主
	玉木	雄一郎君	民主	玉城	テニ一君	民主
	玉置	公良君	民主	中後	淳君	民主
	津川	祥吾君	民主	津島	恭一君	民主
	辻	恵君	民主	手塚	仁雄君	民主
	道休	誠一郎君	民主	富岡	芳忠君	民主
	豊田	潤多郎君	民主	中川	治君	民主
	永江	孝子君	民主	長尾	敬君	民主
	細川	律夫君	民主	三井	辨雄君	民主
	山井	和則君	民主	柚木	道義君	民主
	井上	信治君	自民	鴨下	一郎君	自民
	齋藤	健君	自民	田村	憲久君	自民
	高市	早苗君	自民	竹下	亘君	自民
	谷畑	孝君	自民	松野	博一君	自民
	松本	純君	自民	山口	俊一君	自民
	吉野	正芳君	自民	坂口	力君	公明
	高木	美智代君	公明	高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民	江田	憲司君	みんな

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	藤村	修君	民主				
理事	青木	愛君	民主	理事	石森	久嗣君	民主
理事	内山	晃君	民主	理事	黒田	雄君	民主
理事	中根	康浩君	民主	理事	大村	秀章君	自民
理事	加藤	勝信君	自民	理事	古屋	範子君	公明
	相原	史乃君	民主		大西	健介君	民主
	岡本	英子君	民主		菊田	真紀子君	民主
	郡	和子君	民主		斉藤	進君	民主
	園田	康博君	民主		田名部	匡代君	民主
	田中	美絵子君	民主		長尾	敬君	民主
	仁木	博文君	民主		初鹿	明博君	民主
	樋口	俊一君	民主		福田	衣里子君	民主
	藤田	一枝君	民主		細川	律夫君	民主
	三宅	雪子君	民主		水野	智彦君	民主
	宮崎	岳志君	民主		室井	秀子君	民主
	山口	和之君	民主		山崎	摩耶君	民主
	山井	和則君	民主		あべ	俊子君	自民
	菅原	一秀君	自民		田村	憲久君	自民
	武部	勤君	自民		棚橋	泰文君	自民
	長勢	甚遠君	自民		西村	康稔君	自民
	松浪	健太君	自民		松本	純君	自民
	坂口	力君	公明		高橋	千鶴子君	共産
	阿部	知子君	社民		江田	憲司君	みんな

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案2件、議員提出法律案4件及び参議院提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(内閣提出第7号)

要旨

厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種の円滑な実施を図るため、新型インフルエンザワクチンの使用による健康被害の救済に関する特別の措置を講ずるとともに、輸入ワクチンの使用による健康被害に係るワクチン製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償する措置を講じようとするもの

主な質疑内容

- ・ 国と海外ワクチン製造業者が損失の無制限補償契約を締結できるにもかかわらず、国内ワクチン製造業者には損失補償がなされないことについての整合性
- ・ ワクチンの生産と確保、治療薬の備蓄等が重要との指摘を踏まえ、来るべき第二波での混乱を回避するための方策

- ・ 新型インフルエンザ予防接種は、生活保護世帯や住民税非課税世帯に対する負担軽減があってもなお経済的負担が大きいことから、費用を国が負担する必要性
- 審査結果
可決

独立行政法人地域医療機能推進機構法案（内閣提出第8号）

要旨

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期限後においても、引き続き社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人地域医療機能推進機構を設立しようとするもの

審査結果

継続審査

肝炎対策基本法案（川崎二郎君外8名提出、衆法第2号）

要旨

肝炎対策を総合的に推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、肝炎対策基本指針の策定について定めるとともに、肝炎の予防の推進、肝炎患者の療養に係る経済的支援等の肝炎対策の基本となる事項を定めようとするもの

審査結果

（撤回）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（馳浩君外4名提出、衆法第6号）

要旨

障害者の虐待を防止するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めるもの

審査結果

継続審査

肝炎対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第7号）

要旨

肝炎対策を総合的に推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、肝炎対策基本指針の策定について定めるとともに、肝炎の予防の推進、肝炎患者の療養に係る経済的支援等の肝炎対策の基本となる事項を定めようとするもの

結果

成案・提出決定

国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律案（田村憲久君外6名提出、衆法第12号）

要旨

施設で就労する障害者の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設から物品等を調達するよう努めるものとするもの

審査結果

継続審査

国民年金法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外5名提出、衆法第13号）

要旨

障害年金の受給権者について、受給後の結婚や子の出生等による生活状況に対応するため、障害基礎年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲を拡大するもの

審査結果

継続審査

原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案（参議院提出、参法第4号）

要旨

本年8月6日に関係者の間において行われた原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認の内容に基づき、原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関し必要な事項を定めるもの

審査結果

可決

《議案審査等一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案（内閣提出第7号）	21.10.27	11.17	11.17	11.20	11.20 可決(全) (賛-民主・共産・社民) (欠-自民・公明・みんな)	11.26 可決	厚生労働 11.27 可決	11.30 可決	12.4 法98号
独立行政法人地域医療機能推進機構法案（内閣提出第8号）	10.27		11.20			12.4 閉会中 審査			

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
肝炎対策基本法案（川崎二郎君外8名提出、衆法第2号）	21.11.10		11.18		11.26 (撤回)				
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（馳浩君外4名提出、衆法第6号）	11.25		12. 1			12. 4 閉会中 審査			
肝炎対策基本法案（厚生労働委員長提出、衆法第7号）	11.26				11.26 成案・提出決定(全) (賛・民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな)	11.26 可決	厚生労働 11.27 可決	11.30 可決	12. 4 法97号
国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案（田村憲久君外6名提出、衆法第12号）	11.26		12. 1			12. 4 閉会中 審査			
国民年金法等の一部を改正する法律案（長勢甚遠君外5名提出、衆法第13号）	11.26		12. 1			12. 4 閉会中 審査			

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案（参議院提出、参法第4号）	参 21.11.27		11.30		12. 1 可決(全) (賛・民主・公明・ 共産・社民・ みんな) (欠・自民)	12. 1 可決	厚生労働 11.27 成案・提出 決定	11.30 可決	12. 9 法99号
			12. 1						

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 輸入が予定されている新型インフルエンザワクチンのうち特定のロットの安全性が問題となっても、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づく海外メーカーの免責が認められることの妥当性
- ・ 細菌性髄膜炎に係るヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンを定期的予防接種に位置付ける必要性
- ・ 休職・休業を余儀なくされた肝炎患者に対する所得補償などの財政的支援を含めた生活支援の必要性
- ・ 生体肝移植を受けた後に再発がんを理由に保険適用外とされたことを争っている裁判について、司法判断を待つのではなく、政治的判断によって救済を図っていく必要性
- ・ 障害者自立支援法の廃止に向けての厚生労働大臣の決意及び障がい者制度改革推進本部の設置に係る閣議決定の早期実施の必要性
- ・ 今回新たに任命された中央社会保険医療協議会委員が法律上の要件である「医師等を代表する委員」であることの根拠

(4) 決議

決議は2件で、その内容は次のとおりである。

新型インフルエンザ対策の推進に関する件（平成21.11.26）

政府は、新型インフルエンザ対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 将来発生が見込まれる新型インフルエンザに係る予防接種についての被接種者の費用負担の在り方については、今後、季節性インフルエンザの予防接種の費用負担の状況、他の予防接種の費用負担の在り方、諸外国における予防接種に係る制度等を踏まえ、検討を行うこと。
- 2 新型インフルエンザ予防接種事業の優先接種対象者等となっていない一般健康成人への接種をできるだけ早期に開始できるようにすること。その際、歯科医師、薬剤師等の医療従事者及び介護従事者並びに小児と触れ合う機会の多い養護教諭、保育士及び幼稚園教諭についてできる限り優先して接種できるようにすること。
- 3 新型インフルエンザの流行状況等を勘案して各都道府県が優先接種対象者の接種開始時期を前倒しすること等の弾力的な運用を認めること。
- 4 今回の新型インフルエンザ予防接種による健康被害に対する給付の額については、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法附則第6条の規定を踏まえ、次期通常国会への法案提出も視野に入れ、予防接種法の見直しの議論を進める中で併せて検討を行うこと。
- 5 新型インフルエンザ予防接種事業に使用するワクチンの供給が適正かつ円滑に行われるよう努めること。また、その結果について検証し、国会に報告するとともに広く国民に公表すること。
- 6 新型インフルエンザ予防接種により業務に起因して健康被害が生じた医療従事者については、労働者災害補償保険法の休業補償の対象となることを明確にすること。

- 7 特例承認を行う新型インフルエンザワクチンの安全性及び有効性に係る情報については、国民に対し積極的に開示すること。
- 8 新型インフルエンザワクチンを特例承認する場合においても、国内外の十分な情報を集め分析するとともに、国内で治験を行う等安全性及び有効性の確保に万全を期すること。また、著しく有害な作用を有するなど、安全性の確保に疑義がある場合は、特例承認を行わないこと。
- 9 ワクチンによる健康被害に係る賠償により生じた製造業者の損失に対する緊急時の政府補償の在り方については、我が国におけるワクチン開発の振興を図る観点から検討を行うこと。
- 10 新型インフルエンザ予防接種に当たっては、接種する新型インフルエンザワクチンに係る国産又は輸入の別、輸入ワクチンの場合は鶏卵培養又は細胞培養の別を被接種者に開示し適切な説明を行うこと。また、当該情報について被接種者に十分説明した上で、本人の意思確認の上で新型インフルエンザワクチンを接種すること。
- 11 新型インフルエンザ予防接種による副反応の発生状況等について迅速な把握に努めるとともに、速やかに国民に開示すること。
- 12 新型インフルエンザ予防接種に当たっては、副反応の発生する可能性等について適切な説明を必ず行うこと。
- 13 鳥インフルエンザに由来する新型インフルエンザ（H5N1）や今般の新型インフルエンザウイルス株の変異に対応する新型インフルエンザワクチン開発と医療提供の体制を確立すること。
- 14 新型インフルエンザワクチンについては、国内生産により全国民分を供給できるよう、その製造能力を飛躍的に向上させるため、平成20年4月23日の当委員会における附帯決議を踏まえ、細胞培養法の開発等に係る予算を確保し、国が主導して研究開発を積極的に進めること。
- 15 途上国における新型インフルエンザワクチンの供給改善のための支援を行うこと。右決議する。

肝炎対策の推進に関する件（平成21.11.26）

政府は、肝炎対策基本法の施行及び今後の肝炎対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 感染症法前文の趣旨にかんがみ、国内最大の感染症である肝炎についての個別の対策たる本法施行に当たっては、肝炎患者等であることを理由に差別されないよう、人権尊重に最大限の配慮を行うこと。
- 2 肝炎患者が適切な治療を行えるよう、インターフェロン治療の医療費助成を適切に講ずるとともに、B型肝炎の治療に有効な他の抗ウイルス療法等に対する医療費助成についても早期実現を図ること。
- 3 肝炎患者が治療と社会生活を両立できるよう、地域における診療体制の整備や勤務時間等について企業等に柔軟な対応を求めるなど、患者が安心して治療を続けることができる環境の整備に努めること。
- 4 肝炎治療のための休職・休業を余儀なくされた肝炎患者に対する支援のあり方について早急に検討を行うこと。
- 5 専門的な肝炎医療の提供を行う地域の拠点病院の整備を図るとともに、専門知識及び技能を有する医療スタッフ育成のために必要な措置を検討すること。
- 6 肝炎医療を行う上で必要性が高い医薬品等について、治験を迅速かつ確実に行うた

めの体制を整備するとともに、併せてその他の未承認医薬品等の開発支援及び審査の迅速化を図るため、必要な措置を講ずること。

- 7 肝炎以外の慢性疾患についても、革新的な予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の研究の推進に努めるとともに、治療に係る医療費の自己負担が過重なものにならないよう必要な財政支援のあり方について検討すること。
- 8 肝炎対策推進協議会の運営及び委員の人選に当たっては、これまでの当委員会等の議論を踏まえ、肝炎患者等をはじめとした関係各位の幅広い理解を得られるよう公正中立を旨とすること。また、適時適切に当委員会に報告すること。
右決議する。

8 農林水産委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	遠藤	利明君	自民				
理事	今村	雅弘君	自民	理事	木村	太郎君	自民
理事	七条	明君	自民	理事	宮腰	光寛君	自民
理事	宮下	一郎君	自民	理事	笹木	竜三君	民主
理事	筒井	信隆君	民主	理事	西	博義君	公明
	安次富	修君	自民		赤澤	亮正君	自民
	井上	信治君	自民		伊藤	忠彦君	自民
	飯島	夕雁君	自民		岩永	峯一君	自民
	江藤	拓君	自民		小里	泰弘君	自民
	小野	次郎君	自民		近江屋	信広君	自民
	河井	克行君	自民		木原	稔君	自民
	斉藤	斗志二君	自民		谷川	弥一君	自民
	徳田	毅君	自民		中川	泰宏君	自民
	永岡	桂子君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	西川	公也君	自民		茂木	敏充君	自民
	森山	裕君	自民		石川	知裕君	民主
	大串	博志君	民主		小平	忠正君	民主
	佐々木	隆博君	民主		神風	英男君	民主
	高井	美穂君	民主		仲野	博子君	民主
	横山	北斗君	民主		井上	義久君	公明
	菅野	哲雄君	社民				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案6件及び議員提出法律案7件(うち継続審査6件)、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案(内閣提出第28号)

要旨

米穀の新用途(米粉用・飼料用等)への利用を促進するため、農林水産大臣は基本方針を定めるとともに、米穀の生産者と米粉等の製造事業者が連携した取組に関する計画等を認定し、認定を受けた計画に基づく取組について、農業改良資金の償還期間の延長等の特例措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 「水田フル活用」と米の生産調整の在り方に関する農林水産大臣の見解
 - ・ 米粉・飼料用米に対する支援水準の妥当性と今後の見直しの可能性
 - ・ 小麦、大豆との関係を踏まえた米粉・飼料用米の戦略作物としての位置付け
- 参考人からの意見の聴取

審査結果

可決（附帯決議）

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（内閣提出第29号）

要旨

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進するため、米穀等の販売等の事業を行う者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 小規模な米穀販売業者の実態を把握できない現状において、米トレーサビリティ（食品情報管理伝達）が不徹底になる懸念
- ・ すべての飲食料品に対するトレーサビリティ及びすべての加工食品に対する原料原産地表示の義務付けの必要性
- ・ トレーサビリティ及び産地情報の伝達に係る対象品目等の政省令事項について透明性を確保しつつ決定する必要性

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

政府が検討すべき事項に、「飲食料品の取引等に係る情報の記録の作成及び保存等並びに加工食品の主要な原材料の原産地表示を義務付けることについて、検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる」旨を追加するもの

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）

要旨

米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備するとともに、立入検査の忌避等に対する罰則を強化する等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 用途限定米の横流し防止の観点から物理的に判断が可能な流通システムを構築する必要性
- ・ 主食である米の流通や安全性の確保については、米穀販売業者を登録制にする等、国が責任を持って監視する体制を構築する必要性

参考人からの意見の聴取

審査結果

可決（附帯決議）

農地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）

要旨

我が国の食料及び農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食料の安定供給を図るた

めの重要な生産基盤である農地について、転用規制の強化等その確保を図るための措置を講ずるとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等その有効利用を促進するための措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 本法律案による将来的な農業構造の展望と一般法人の農業構造における位置付け
- ・ 農地の権利取得後の適正利用に係るチェック体制を構築する必要性及び農業委員会が果たすべき役割
- ・ 農地貸借の解除事由に該当する「農地を適正に利用していないと認められる場合」の判断基準
- ・ 農地の適正利用の担保措置として参入者に報告義務を課すことの可否
- ・ 一般企業等の無秩序な農業参入に対し地域の農業従事者が感じている懸念を払拭する必要性
- ・ 目的規定に耕作者自らによる農地所有の重要性や地域との調和を盛り込む必要性
- ・ 国の責任において転用規制等の実施主体である農業委員会の体制を強化する必要性

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえることを農地法の目的規定に明記するとともに、貸借による権利の取得に当たっての許可要件の追加等を行うもの

漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）

要旨

漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業共済組合に総代会の制度を設ける等の措置を講ずるとともに、疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物を共済目的とする養殖共済を実施できることとするほか、漁業施設共済について共済金の支払に関する特約を設ける等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 漁業共済制度の累積赤字の解消に向けた対応方針
- ・ 本法律案による漁業共済制度加入率の増加見込み及び制度の将来展望
- ・ 補償水準が低下傾向にある漁業共済制度の漁業経営安定に果たす役割への懸念

審査結果

可決（附帯決議）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）（参議院送付）

要旨

最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境にかんがみ、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、法の有効期間を5年間延長するもの

主な質疑内容

- ・ 農林水産物の加工食品全般を対象として支援を充実する必要性
- ・ 内外の情勢変化を踏まえた特定農産加工法の抜本的な見直し及び食品加工業者への総合的な支援を行う必要性

- ・ 農産加工業に影響を与えるWTO農業交渉及び日・豪EPA交渉に対する農林水産大臣の取組方針
審査結果
可決

牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）

要旨

我が国に牛肉等を輸出する国について、牛海綿状脳症（BSE）の発生するおそれの程度を評価し、そのおそれが相当程度ある国を政令で指定（指定国）するとともに、指定国から輸入される牛肉等について、我が国と同等の検査及び危険部位の除去が行われたことの証明を求める等の措置を講ずるもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）

要旨

我が国に牛肉を輸出する国でBSEが発生した場合に備え、輸入牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の適正な管理・伝達に関する特別の措置を講ずるもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（古賀誠君外4名提出、第168回国会衆法第9号）

要旨

有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務について改正を行い、法律の施行後5年以内に行うこととされている見直しの後にも、引き続き、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うことができるようにするもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案（筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第12号）

要旨

食品をめぐる最近の諸事情にかんがみ、食品に関する情報提供を促進し消費者の食品の選択等に資するとともに、食品に関する事故等が発生した場合に迅速かつ適確に対応するための措置の実施の基礎とするため、食品情報管理伝達（トレーサビリティ）システムについて定めることによりその導入を促進し、消費者の利益の増進及び食品関連産業の健全な発展を図るもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案
(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第13号)

要旨

食品の安全性を確保し、食品に関する消費者の合理的な選択に資するため、加工食品について原料原産地等の表示の義務付けの拡大、輸入食品等に係る安全性確保措置の厚生労働大臣への届出の義務化等の措置を講ずるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案(筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第14号)

要旨

食品の安全性の確保等の課題に迅速かつ適切に対応することができる体制を整備するため、農林水産省に食品安全庁を新設し、食品安全行政のリスク管理機関を一元化するとともに、リスク評価機関である食品安全委員会の機能を強化する等の措置を講ずるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案(筒井信隆君外6名提出、衆法第2号)

要旨

農林漁業・農山漁村の再生を図るため、食料自給率目標(法施行から10年後に50%、20年後に60%)を実現するための主要農畜産物に対する戸別所得補償制度の導入を柱として、トレーサビリティ・システム、HACCPやGAPの導入及び加工食品の原料原産地表示の拡大、林業・漁業への直接支払制度の導入、農山漁村6次産業化に向けた支援措置等を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 食料自給率目標の考え方及び根拠
- ・ 民主党の農業政策が「直接支払制度」に偏重している不合理性についての法律案提出者の見解
- ・ 戸別所得補償制度の導入による今後の水田農業経営の展開方向についての法律案提出者の見解

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第15号)

要旨

最近の飲食料品の原産地等についての悪質な偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、原産地(原料又は材料の原産地を含む。)について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者に対する罰則規定の新設等の措置を講ずるもの

結果

成案・提出決定

バイオマス活用推進基本法案（農林水産委員長提出、衆法第26号）

要旨

バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、また、国がバイオマス活用推進基本計画を策定すること等の措置を講ずるもの

結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果				
米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律案（内閣提出第28号）	21. 2. 17		3. 11 3. 12	3. 18 3. 19	3. 19 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (附)	3. 24 可決	農林水産 4. 16 可決 (附)	4. 17 可決	4. 24 法25号
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（内閣提出第29号）	2. 17		3. 11 3. 12	3. 18 3. 19	3. 19 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (附)	3. 24 修正	農林水産 4. 16 可決 (附)	4. 17 可決	4. 24 法26号
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	2. 17		3. 11 3. 12	3. 18 3. 19	3. 19 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (附)	3. 24 可決	農林水産 4. 16 可決 (附)	4. 17 可決	4. 24 法27号
農地法等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	2. 24	4. 3	4. 3 4. 7	4. 9 4. 14 4. 15 4. 21 4. 22 4. 30	4. 30 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-社民) (附)	5. 8 修正	農林水産 6. 16 可決 (附)	6. 17 可決	6. 24 法57号
漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	2. 24		3. 23 3. 24	4. 2	4. 2 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民) (附)	4. 3 可決	農林水産 4. 23 可決 (附)	4. 24 可決	5. 1 法35号
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）(参議院送付)	参 2. 24		4. 28 4. 30	6. 11	6. 18 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民)	6. 18 可決	農林水産 4. 7 可決	4. 8 可決	6. 24 法56号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第7号）	(17.10.13)		21. 1. 5						
輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案（山田正彦君外6名提出、第163回国会衆法第8号）	(17.10.13)		21. 1. 5						
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（古賀誠君外4名提出、第168回国会衆法第9号）	(19.11.26)		21. 1. 5						
食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案（筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第12号）	(20. 4.17)		21. 1. 5						
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案（筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第13号）	(20. 4.17)		21. 1. 5						
食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案（筒井信隆君外3名提出、第169回国会衆法第14号）	(20. 4.17)		21. 1. 5						
農林漁業及び農山漁村の再生のための改革に関する法律案（筒井信隆君外6名提出、衆法第2号）	21. 1.20		4.30 4.30	6.11					
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第15号）	4. 7				4. 7 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民)	4. 9 可決	農林水産 4.21 可決	4.22 可決	4.30 法31号
バイオマス活用推進基本法案（農林水産委員長提出、衆法第26号）	4.30				4.30 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・社民)	5. 8 可決	農林水産 6. 4 可決 (附)	6. 5 可決	6.12 法52号

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 農政改革関係閣僚会合における検討を踏まえた今後のWTO農業交渉等に向けた対応
- ・ 農林水産省のヤミ専従問題に関する調査結果を踏まえた関係者への厳正な対処の必要性
- ・ 食品の表示偽装に関するJAS法上の罰則が食品衛生法など他の法律と比較し軽罰であることに対する農林水産省の見解
- ・ 人への感染が確認された新型豚インフルエンザを家畜伝染病予防法の疾病対象とする必要性
- ・ 畜産・酪農の所得補償制度を創設する必要性
- ・ 飼料用米の利用拡大に向けた耕畜連携対策の在り方
- ・ 集落営農の組織化による所得向上効果に対する疑義
- ・ 農業経営の法人化の在り方
- ・ 農業の集約化、大規模化及び株式会社化を目指す農政改革が中山間地域や小規模農家を排除することへの懸念
- ・ 職務上の関係を利用して農協職員を勤務時間中に特定政党の候補者の政治活動に利用する行為の法的妥当性
- ・ 緑の雇用担い手対策事業による森林整備の加速化を通じて雇用を拡大する必要性
- ・ 本年発生した有明海（佐賀県沿岸）の赤潮によるノリの色落ち被害の原因究明と支援対策の必要性

(4) 決議

決議は2件で、その内容は次のとおりである。

平成21年度畜産物価格等に関する件（平成21.3.4）

平成18年秋以降の配合飼料価格の高騰、世界的な経済不況と景気悪化による国産畜産物の需要と価格の低迷、WTO農業交渉及び各国とのEPA交渉の進展等により、生産現場では経営不安が増している。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成21年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 1 配合飼料価格安定制度については、同制度による補てん金の支払が農家にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、今後とも畜産・酪農経営の安定に寄与するよう万全の措置を講ずること。

また、農家の負担を軽減する観点から、制度の見直しについても検討を行うこと。

- 2 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、水田フル活用による飼料用米・稲発酵粗飼料・青刈りとうもろこし等の生産拡大、エコフィードの活用、水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進するとともに、国産飼料の保管・流通体制の確立に努めること。

また、国産飼料の利用拡大には、輸入飼料に対する価格の優位性等が必要であることから、飼料用稲の多収化や低コストの播種技術等の開発を推進すること。

3 加工原料乳生産者補給金単価については、酪農経営の安定を図る観点から、意欲を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、バター及び脱脂粉乳の安定的な需給を確保する観点から、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向等を踏まえて適正に決定すること。

4 平成21年3月から、飲用牛乳向け乳価が改定されることに伴い、飲用牛乳の消費者価格の上昇と需要の減少が懸念されるため、牛乳の有用性と機能性を消費者に訴えるなど、消費拡大策を強力に講じること。

5 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰などに十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定するとともに、肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策の充実・強化を図ること。

また、経済状況の悪化等により、国産牛肉への需要減少が生じ、枝肉価格の低下傾向が顕著になっていることにかんがみ、消費者ニーズを的確に把握しつつ、消費拡大に向けた取組を強力に推進すること。

6 家畜の生産性向上を図るため、乳量の増加や乳質の改善、出荷頭数の増加に向けた繁殖性向上対策や事故率低減のための家畜疾病対策を強化するとともに、効率的な飼養管理技術の普及を推進すること。

高病原性鳥インフルエンザ等悪性伝染病の侵入防止に万全を期すとともに、万が一発生した場合には早急にまん延防止の措置を講じ、その原因究明に努めること。また、生産者による疾病予防の取組に必要な支援を行うこと。

7 WTO農業交渉及びEPA交渉に当たっては、平成18年12月の本委員会決議の「日豪EPAの交渉開始に関する件」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。

8 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に当たっては、食料自給率の向上と安全な畜産物の安定供給を目指した生産者が意欲を持って勤しめるよう、必要な措置の在り方の検討を行うこと。

右決議する。

バイオマス活用推進に関する件（平成21.4.30）

バイオマスの活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、エネルギー供給源の多様化等の観点から重要性を増しているが、その一層の推進に当たっては、施策の総合的かつ計画的な実施が不可欠である。

よって政府は、「バイオマス活用推進基本法」の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

記

1 バイオマス活用推進基本計画を策定するに当たっては、政治主導の下、バイオマス活用推進会議において関係行政機関相互の調整を十分に図り、閣議において決定を行うこと等により、国が達成すべき目標の設定等の一体性及び整合性を確保すること。

2 第20条第5項に基づき政府がバイオマス活用推進基本計画に検討を加え、変更するに当たり、バイオマスの活用に関する技術の進歩その他のバイオマスに関する状況の変化により、この法律に基づく基本計画の変更では十分にバイオマスの活用の推進を

図ることができないと認められるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて、その改正を含め必要な措置を講ずるものとする。

3 関係行政機関の長は、関係行政機関がバイオマス活用推進専門家会議を設けるに当たっては、

- (1) バイオマスの活用の一体的な推進を図るため、バイオマス活用推進専門家会議の委員を共同して委嘱するものとする。
- (2) バイオマスの大部分が農山漁村に由来し、農林水産業及び農山漁村がバイオマスの供給に関し極めて重要な役割を担うものであること等にかんがみ、農林水産業を営む者及び農山漁村の住民の意見が十分に反映されるよう、バイオマス活用推進専門家会議の委員の人選に当たって配慮するものとする。

右決議する。

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 3. 19	畜産・飼料調査所主宰	阿部 亮君	米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（内閣提出） 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（内閣提出） 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
	遊佐町飼料米生産者リーダー	今野 進君	
	新潟製粉株式会社工場長	藤井 義文君	
	常盤村養鶏農業協同組合代表理事組合長	石澤 直士君	
4. 14	中央大学大学院法務研究科教授 東京大学名誉教授	原田 純孝君	農地法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	株式会社小田島建設代表取締役	小田島修平君	
	全国農業会議所専務理事	松本 広太君	
4. 21	日本大学生物資源科学部教授	盛田 清秀君	
	有限会社神林カントリー農園代表取締役	忠 聡君	
	株式会社一ノ蔵代表取締役会長 農業参入法人連絡協議会会長	櫻井 武寛君	

(6) 視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 21. 6. 17	山形県	地すべりによる農業施設への被害及び農業の実情調査	8人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	筒井	信隆君	民主			
	石川	知裕君	民主	大串	博志君	民主
	小平	忠正君	民主	佐々木	隆博君	民主
	笹木	竜三君	民主	神風	英男君	民主
	高井	美穂君	民主	中島	政希君	民主
	中島	正純君	民主	中津川	博郷君	民主
	中塚	一宏君	民主	中根	康浩君	民主
	中野	寛成君	民主	中野	譲君	民主
	中野渡	詔子君	民主	中林	美恵子君	民主
	中山	義活君	民主	仲野	博子君	民主
	長島	一由君	民主	仁木	博文君	民主
	野木	実君	民主	野田	国義君	民主
	橋本	清仁君	民主	森本	哲生君	民主
	横山	北斗君	民主	あべ	俊子君	自民
	赤澤	亮正君	自民	伊東	良孝君	自民
	江藤	拓君	自民	遠藤	利明君	自民
	小里	泰弘君	自民	木村	太郎君	自民
	徳田	毅君	自民	永岡	桂子君	自民
	宮腰	光寛君	自民	稲津	久君	公明
	西	博義君	公明	吉泉	秀男君	社民
	松下	忠洋君	国民			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	筒井	信隆君	民主				
理事	石川	知裕君	民主	理事	梶原	康弘君	民主
理事	小平	忠正君	民主	理事	森本	和義君	民主
理事	森本	哲生君	民主	理事	北村	誠吾君	自民
理事	宮腰	光寛君	自民	理事	石田	祝稔君	公明
	石津	政雄君	民主		石原	洋三郎君	民主
	石山	敬貴君	民主		金子	健一君	民主
	河上	みつえ君	民主		京野	公子君	民主
	後藤	英友君	民主		佐々木	隆博君	民主
	高橋	英行君	民主		玉木	朝子君	民主
	玉木	雄一郎君	民主		津川	祥吾君	民主
	道休	誠一郎君	民主		中野渡	詔子君	民主
	仲野	博子君	民主		野田	国義君	民主
	福島	伸享君	民主		柳田	和己君	民主
	山岡	達丸君	民主		山田	正彦君	民主
	和嶋	未希君	民主		伊東	良孝君	自民
	江藤	拓君	自民		小里	泰弘君	自民
	金田	勝年君	自民		谷川	弥一君	自民
	鳩山	邦夫君	自民		保利	耕輔君	自民
	山本	拓君	自民		西	博義君	公明
	吉泉	秀男君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 行政刷新会議ワーキンググループにおける議論のプロセスについての農林水産大臣の見解
- ・ 自由貿易により食料生産基盤が損なわれることのないよう、新たな理念を打ち出す覚悟でWTO交渉等に臨む必要性
- ・ 戸別所得補償制度の創設を貿易自由化への前提としていることへの懸念に対する農林水産大臣の見解
- ・ 新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて新政権として検討体制を含めた仕切り直しをする必要性
- ・ 酪農経営及び乳価の現状についての認識
- ・ 食料自給率向上のため大豆の生産を振興することの重要性

- ・ 戸別所得補償制度に産業政策及び社会政策という異なる方向性を盛り込んでいることに対する疑義
- ・ 米戸別所得補償モデル事業等の導入により担い手からの農地の貸しはがしなどの問題が生じる懸念
- ・ 戸別所得補償制度において過剰米が発生した場合の対処方法
- ・ 水田利活用自給力向上事業における「その他作物」の単価を1万円/10aとする制度設計の趣旨と地域の実情に応じた単価設定の可能性
- ・ 農業災害対策が農家の経営安定や被災農家の離農防止に果たす役割の重要性についての農林水産大臣の見解
- ・ 中山間地域等直接支払制度に係る対象農用地の「1haの団地要件」の緩和等についての検討状況
- ・ 有害生物漁業被害防止総合対策事業の採択要件を地域の実情を踏まえて見直す必要性
- ・ 経営体質の脆弱化が進行する漁船漁業の経営安定・構造改革に向けた農林水産省の対応方針

9 経済産業委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	東	順治君	公明				
理事	梶山	弘志君	自民	理事	岸田	文雄君	自民
理事	櫻田	義孝君	自民	理事	中野	正志君	自民
理事	やまぎわ	大志郎君	自民	理事	大島	敦君	民主
理事	古川	元久君	民主	理事	赤羽	一嘉君	公明
	小此木	八郎君	自民		岡部	英明君	自民
	片山	さつき君	自民		川条	志嘉君	自民
	小杉	隆君	自民		木挽	司君	自民
	高村	正彦君	自民		近藤	三津枝君	自民
	佐藤	ゆかり君	自民		清水	清一郎君	自民
	新藤	義孝君	自民		平	将明君	自民
	谷畑	孝君	自民		土井	真樹君	自民
	中野	清君	自民		橋本	岳君	自民
	藤井	勇治君	自民		牧原	秀樹君	自民
	武藤	容治君	自民		安井	潤一郎君	自民
	山本	明彦君	自民		太田	和美君	民主
	北神	圭朗君	民主		後藤	斎君	民主
	近藤	洋介君	民主		下条	みつ君	民主
	田村	謙治君	民主		牧	義夫君	民主
	三谷	光男君	民主		高木	美智代君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案12件、議員提出法律案3件(うち継続審査2件)及び承認を求めるの件2件で、審査の概況は、次のとおりである。

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)

要旨

最近における国際経済の急激かつ構造的な変化にかんがみ、資金調達が困難な事業者に対する出資を円滑化するため、日本政策金融公庫による指定金融機関に対する損失補てん措置を導入するとともに、他社の経営資源を効果的に活用する事業活動に対する資金供給等を行うため、株式会社産業革新機構を創設する等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 制度の周知徹底及び適切な認定要件の設定により中小企業の利用促進を図る必要性
- ・ 日本政策金融公庫による指定金融機関に対する損失補てんの対象となるために必要な雇用に関する支援要件
- ・ 産業革新機構の役職員として期待される人物像

参考人からの意見の聴取
審査結果
可決（附帯決議）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）

要旨

2020年までに化学物質の管理に関する国際合意の達成が求められていること等にかんがみ、包括的な化学物質管理を実施するため、化学物質の安全性評価に係る措置等を見直すとともに、国際条約を踏まえた規制合理化の措置等を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 届出を義務化する物質及び優先評価化学物質の絞込み方法
- ・ 本改正案による規制強化に対応困難な中小企業に対する支援措置の必要性
- ・ リスク評価結果等の国民への情報提供の在り方

環境委員会との連合審査会

審査結果

可決（附帯決議）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）

要旨

平成17年に改正された独占禁止法の施行後における見直しの結果、公正かつ自由な競争の促進を図る観点から、他の事業者を排除することによる私的独占、一定の不公正な取引方法に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 審判制度の見直しが2度にわたって延期された理由及び審判制度の在るべき姿に関する公正取引委員会の見解
- ・ 一定の不公正な取引方法に課徴金の対象を拡大する理由及び拡大の効果
- ・ 違反抑止を図る観点から公正取引委員会の人員体制強化に関する政府の認識

参考人からの意見の聴取

審査結果

可決（附帯決議）

不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）

要旨

我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等にかんがみ、事業者間の公正な競争の確保の観点から、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密侵害罪の構成要件を見直し、営業秘密の刑事的保護について、その対象範囲の拡大等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 経済情勢の変化に沿って営業秘密の定義を変化させる必要性
- ・ 営業秘密が刑事訴訟において公とされないための措置の導入について検討期限を設ける必要性

- ・ 労働者の萎縮や労働組合活動の制限を生じさせないための周知徹底の在り方
審査結果
可決（附帯決議）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）

要旨

安全保障に関連する貨物又は技術の海外への流出の懸念が増大していることにかんがみ、安全保障に関連する技術の対外取引規制の対象者の範囲を見直し、当該技術の対外取引に係る記録媒体の輸出等を規制するとともに、安全保障に関連する貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化する等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 国外への情報流出防止に向けた省庁間連携に関する今後の改善・強化策
- ・ アジア諸国の輸出管理レジームへの参加を促進するための政府の方策
- ・ 中小企業に対し改正案の内容を周知するための方法

審査結果

可決

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）

要旨

国内外、取引所内外で規制が異なる商品先物取引について、横断的で継ぎ目のない規制体系を構築するとともに、相場操縦行為に対する罰則を整備するほか、不招請勧誘の禁止規定を導入し、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を図るもの

主な質疑内容

- ・ 本改正案により実施される先物市場の活性化策及び国内取引所の国際競争力強化策
- ・ 本改正案により規制される「不招請勧誘」の定義及びその範囲
- ・ 商品先物取引業への参入規制及びいわゆるプロ・アマ規制の導入が自由な経済活動を阻害するおそれ

審査結果

可決（附帯決議）

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第53号）

要旨

商店街の活性化を図ることを目的として、商店街振興組合等が地域住民の需要に応じた商店街活性化事業を行うことを促進するため、資金調達を支援する措置等を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 全国商店街支援センターの設立目的及び役員の人選
- ・ これまでの商店街支援施策の効果、本法律案の目的及び今後商店街が担う役割に対する認識
- ・ 学生等の若手人材の活用による商店街活性化を支援するため、文部科学省との連携を強化する必要性

審査結果
可決

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（内閣提出第55号）

要旨

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するため、一定規模以上の事業者に対し、非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効利用を義務付ける等の措置を講ずるもの

主な質疑内容（及びの2件について）

- ・ 固定価格買取制度に関する公平性の確保を踏まえた国民負担の在り方
- ・ 同制度について法律に明記する必要性と税方式による対応の考え方
- ・ 地球温暖化対策及びエネルギー安全保障を踏まえた上での一次エネルギーのベストミックスの考え方

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

この法律の施行から2年経過後に、太陽光発電からの電気の買取りに係る費用の負担の方法などに関する取組の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）

要旨

資源枯渇のおそれや環境への負荷が小さい非化石エネルギーの開発と導入の促進を図るための従来の石油代替施策を見直し、政策対象を「石油代替エネルギー」から「非化石エネルギー」に改めるもの

主な質疑内容

（参照）

参考人からの意見の聴取

審査結果

可決

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案（内閣提出第57号）

要旨

クラスター弾による一般市民の被害をなくすための国際協力を推進する見地から、昨年12月に署名した「クラスター弾に関する条約」の適確な実施を確保するため、条約の対象となるクラスター弾等について、製造の禁止や所持の規制等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 在日米軍の保有するクラスター弾について政府として対応を行う必要性
- ・ 自衛隊の保有するクラスター弾の数を明示する必要性、並びに廃棄処理期間及び年間廃棄予定数

審査結果

可決

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）

要旨

我が国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、経済産業大臣による認定を受けた輸出者が原産地証明書を自ら作成することができる制度を新たに設ける等、特惠関税物品に係る特定原産地証明書の作成又は発給等を適正かつ確実にを行うための措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 原産地証明書を自ら作成することができる輸出者の認定基準及び中小企業に対する支援の必要性
- ・ 我が国にとって初めての先進国間の締結となる、日・スイスEPA締結の意義

審査結果

可決

小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）

要旨

最近の個人事業を取り巻く経済情勢及び家族一体で行われることが多いその事業の実態等を踏まえ、小規模企業共済制度の加入対象者を拡大し、個人事業主の配偶者や後継者を含む「共同経営者」の制度への加入を可能とする

主な質疑内容

- ・ 本改正案の目的及び成立に向けた経済産業大臣の決意
- ・ 小規模企業共済制度の拡大も含めた中小企業支援策の充実に向けた取組姿勢

審査結果

可決

（解散のため本会議において審議未了）

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号）

要旨

入札談合等関与行為について、範囲の拡大、職員の賠償責任の厳格化等を行うとともに、退職した職員による入札談合等への関与があった場合の措置、調査結果等の国会等への報告等の措置を講じるほか、刑法の談合罪を目的犯でないものとし、入札談合等の防止の徹底を図るもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号）

要旨

課徴金の減免制度について、法令を遵守するための管理体制を有し、かつ、入札談

合等関与行為に係る事実の報告等を行った事業者について課徴金の額を減額する措置の創設等を行い、官製談合等の防止の徹底を図るもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(高村正彦君外6名提出、衆法第24号)

要旨

株式会社商工組合中央金庫(商工中金)の危機対応業務を拡充するために必要な財政基盤を確保するとともに、株式会社産業革新機構の資金調達を円滑化するために必要な借入金又は社債に対する政府保証を行うための措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 自己資本増強策として新たに危機対応準備金を創設する理由
- ・ 危機対応業務の実施に伴う収益率の悪化が商工債の格付や民間株主に対する配当の低下を招くおそれ
- ・ 株式会社産業革新機構による支援が国策として行われることを踏まえ、最終責任は事業所管大臣にあることを明確化する必要性

内閣の意見の聴取

審査結果

修正(附帯決議)

<修正内容>

政府が平成23年度末を目途として商工中金に関し検討する事項として、株式の処分及び商工中金に対する国の関与の在り方を加えるとともに、必要な措置を講じるまでの間、政府は保有する株式を処分しないものとする

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第3号)

要旨

外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、平成22年4月13日まで延長したことについて、国会の承認を求めるもの

主な質疑内容(及びの2件について)

- ・ 近年増加している中国及び韓国と北朝鮮による貿易額の内容について精査する必要性
- ・ 第三国を経由して北朝鮮に輸出される貨物の取締り方法
- ・ 北朝鮮によるミサイル発射実験や核実験が再び行われた場合の対応措置

審査結果

承認

(参議院において審査未了)

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第4号)

要旨

平成21年5月25日の北朝鮮による2度目の核実験を実施した旨の発表を受け、北朝

鮮に対し更なる厳格な措置をとることが必要と判断し、外国為替及び外国貿易法に基づいて6月18日から実施されている北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出を全面禁止するなどの措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

主な質疑内容

(参照)

審査結果

承認

(参議院において審査未了)

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)	21. 2. 3	3.24	3.24 3.27 4. 1 4. 3	3.27 4. 1 4. 3	4. 3 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産) (附)	4. 7 可決	経済産業 4.21 可決 (附)	4.22 可決	4.30 法29号
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)	2.24	4. 2	4. 2 4. 3	4. 8 4. 8(連) 4.15	4.15 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.17 可決	経済産業 5.12 可決 (附)	5.13 可決	5.20 法39号
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第36号)	2.27	4. 9	4. 9 4.17	4.22 4.24	4.24 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産) (附)	4.27 可決	経済産業 6. 2 可決 (附)	6. 3 可決	6.10 法51号
不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号) (参議院送付)	参 2.27	4.14	4.14 4.15	4.17	4.17 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (附)	4.21 可決	経済産業 4. 9 可決 (附)	4.10 可決	4.30 法30号
外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)(参議院送付)	参 2.27	4.14	4.14 4.15	4.17	4.17 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	4.21 可決	経済産業 4. 9 可決 (附)	4.10 可決	4.30 法32号
商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)	3. 3	6. 9	6. 9 6.10	6.12 6.17	6.17 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産) (附)	6.18 可決	経済産業 7. 2 可決 (附)	7. 3 可決	7.10 法74号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律案（内閣提出第53号）	3. 6		6.12	6.19	6.19 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	6.25 可決	経済産業 7. 7 可決 (附)	7. 8 可決	7.15 法80号
			6.17						
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（内閣提出第55号）	3.10	4.23	4.23	6. 5 6.10	6.10 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産) (附)	6.11 修正	経済産業 6.30 可決 (附)	7. 1 可決	7. 8 法72号
			6. 3						
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	3.10	4.23	4.23	6. 5 6.10	6.10 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産)	6.11 可決	経済産業 6.30 可決	7. 1 可決	7. 8 法70号
			6. 3						
クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出第57号)	3.10		6.18	6.24	6.24 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	6.25 可決	経済産業 7. 9 可決	7.10 可決	7.17 法85号
			6.19						
経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	3.10		6.19	6.24	6.24 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	6.25 可決	経済産業 7. 9 可決 (附)	7.10 可決	7.17 法84号
			6.24						
小規模企業共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第68号）	6.30		7.17	7.21	7.21 可決(全) (賛-自民・公明) (欠-民主・共産)	(審議未了)			
			7.21						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提 案 理 由	質 疑				議 決 日 結 果	
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第43号）	(19. 6. 6)		21. 1. 5						
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（松本剛明君外4名提出、第166回国会衆法第44号）	(19. 6. 6)		21. 1. 5						
中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案（高村正彦君外6名提出、衆法第24号）	21. 4.27		5. 7	5.22 5.27 6. 3	6. 3 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明) (反-共産) (附)	6. 4 修正	経済産業 6.11 可決 (附)	6.12 可決	6.19 法54号

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	21. 4. 21	6. 19	7. 1	7. 1 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	7. 2 承認	経済産業 (審査未了)		
	6. 24							
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	6. 18	6. 23	7. 1	7. 1 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	7. 2 承認	経済産業 (審査未了)		
	6. 24							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 平成20年9月19日に閣議決定された「新経済成長戦略2008（改訂版）」は経済危機からの脱出の処方箋とならない懸念
- ・ 経済産業省における産業人材育成策
- ・ 太陽光以外の再生可能エネルギー導入拡大策
- ・ レアメタルの代替材料開発に関する経済産業省の支援策
- ・ 原材料価格高騰対応等緊急保証制度（以下「緊急保証」という。）の実績及び評価
- ・ 緊急保証と比べてセーフティーネット貸付の利用が進んでいないことの原因分析及び対応策
- ・ 年度末に向けての中小企業向け資金貸付けの対応策
- ・ 中小企業支援施策について内容と予算の両面で抜本的な拡充を図る必要性

(4) 連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会、環境委員会 連合審査会	平成 21. 4. 8	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

(5) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 3.27	全国中小企業団体中央会会長	佐伯 昭雄君	我が国における産業活動の革新等を 図るための産業活力再生特別措置法 等の一部を改正する法律案（内閣提 出）
	草野グローバルフロンティア株式会社代 表取締役	草野 豊己君	
	東京大学大学院経済学研究科教授	藤本 隆宏君	
4.24	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	村上 政博君	私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律の一部を改正する法律 案（内閣提出）
	日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワ ーキンググループ委員	出井 直樹君	
	社団法人日本経済団体連合会経済法規委 員会競争法部会長代行	齋藤 憲道君	
	全国電機商業組合連合会会長代行	北原 國人君	
6.10	国立大学法人東京工業大学統合研究院教授	柏木 孝夫君	エネルギー供給事業者による非化石 エネルギー源の利用及び化石エネル ギー原料の有効な利用の促進に関す る法律案（内閣提出） 石油代替エネルギーの開発及び導入 の促進に関する法律等の一部を改正 する法律案（内閣提出）
	電気事業連合会会長	森 詳介君	
	財団法人日本消費者協会参与	長見萬里野君	

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	東	祥三君	民主			
	大島	敦君	民主	太田	和美君	民主
	北神	圭朗君	民主	後藤	齋君	民主
	近藤	洋介君	民主	下条	みつ君	民主
	田村	謙治君	民主	橋本	博明君	民主
	橋本	勉君	民主	畑	浩治君	民主
	初鹿	明博君	民主	花咲	宏基君	民主
	浜本	宏君	民主	早川	久美子君	民主
	樋口	俊一君	民主	樋高	剛君	民主
	平山	泰朗君	民主	福嶋	健一郎君	民主
	福島	伸享君	民主	福田	衣里子君	民主
	藤田	一枝君	民主	藤田	大助君	民主
	古川	元久君	民主	牧	義夫君	民主
	三谷	光男君	民主	梶山	弘志君	自民
	金田	勝年君	自民	岸田	文雄君	自民
	小泉	進次郎君	自民	高村	正彦君	自民
	近藤	三津枝君	自民	新藤	義孝君	自民
	平	将明君	自民	橘	慶一郎君	自民
	谷畑	孝君	自民	石田	祝稔君	公明
	斉藤	鉄夫君	公明	吉井	英勝君	共産
	山内	康一君	みんな			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	東	祥三君	民主				
理事	柿沼	正明君	民主	理事	北神	圭朗君	民主
理事	杉本	かずみ君	民主	理事	三谷	光男君	民主
理事	吉田	おさむ君	民主	理事	塩崎	恭久君	自民
理事	平	将明君	自民	理事	佐藤	茂樹君	公明
	稲富	修二君	民主		太田	和美君	民主
	笠原	多見子君	民主		金森	正君	民主
	川口	博君	民主		木村たけつか君		民主
	近藤	洋介君	民主		斉木	武志君	民主
	柴橋	正直君	民主		白石	洋一君	民主
	田嶋	要君	民主		平	智之君	民主
	高松	和夫君	民主		高邑	勉君	民主
	花咲	宏基君	民主		藤田	大助君	民主
	松岡	広隆君	民主		松宮	勲君	民主
	森山	浩行君	民主		山本	剛正君	民主
	柚木	道義君	民主		梶山	弘志君	自民
	近藤	三津枝君	自民		塩谷	立君	自民
	高市	早苗君	自民		谷畑	孝君	自民
	永岡	桂子君	自民		西野	あきら君	自民
	額賀	福志郎君	自民		江田	康幸君	公明
	吉井	英勝君	共産				

(2) 議案審査

付託された議案は、承認を求めるの件2件で、審査の概況は、次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)

要旨

外国為替及び外国貿易法に基づいて平成18年10月14日から実施されている北朝鮮からの輸入を全面禁止するなどの措置について、平成22年4月13日まで延長したことについて、国会の承認を求めるもの

主な質疑内容(及びの2件について)

- ・ 北朝鮮に六者会合への復帰を要求し、圧力ではなく外交的努力が重要としたG8外相会合の議長声明に関する現政権の対応方針
- ・ 六者会合への復帰が自らの安全保障につながるということを北朝鮮に理解させる必要性について経済産業大臣の認識

審査結果

継続審査

外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）

要旨

平成21年5月25日の北朝鮮による2度目の核実験を実施した旨の発表を受け、北朝鮮に対し更なる厳格な措置をとることが必要と判断し、外国為替及び外国貿易法に基づいて6月18日から実施されている北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出を全面禁止するなどの措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		趣旨説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	21.10.27		11.20	11.20		12.4 閉会中 審査		
外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	10.27		11.20	11.20		12.4 閉会中 審査		

（3）国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 経済産業省が新設する条件変更対応保証（仮称）の対象予定企業数及び本対象を公的融資を受けていない企業とした理由
- ・ 再生可能エネルギー利用促進の必要性並びに太陽光発電全量買取制度の今後の制度設計及び展望

10 国土交通委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	望月 義夫君	自民			
理事	奥野 信亮君	自民	理事	菅原 一秀君	自民
理事	中山 泰秀君	自民	理事	福井 照君	自民
理事	山本 公一君	自民	理事	川内 博史君	民主
理事	後藤 斎君	民主	理事	上田 勇君	公明
	赤池 誠章君	自民		伊藤 忠彦君	自民
	泉原 保二君	自民		稲葉 大和君	自民
	江崎 鐵磨君	自民		遠藤 宣彦君	自民
	小里 泰弘君	自民		大塚 高司君	自民
	太田 誠一君	自民		岡部 英明君	自民
	亀岡 偉民君	自民		北村 茂男君	自民
	佐田 玄一郎君	自民		七条 明君	自民
	島村 宜伸君	自民		杉田 元司君	自民
	長島 忠美君	自民		西銘 恒三郎君	自民
	原田 憲治君	自民		藤井 勇治君	自民
	松本 文明君	自民		盛山 正仁君	自民
	吉田六左工門君	自民		若宮 健嗣君	自民
	石川 知裕君	民主		小宮山 泰子君	民主
	古賀 一成君	民主		高木 義明君	民主
	長安 豊君	民主		三日月 大造君	民主
	森本 哲生君	民主		鷲尾 英一郎君	民主
	高木 陽介君	公明		谷口 和史君	公明
	穀田 恵二君	共産		亀井 静香君	国民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案7件、議員提出法律案4件(うち継続審査2件)及び承認を求めるの件1件で、審査の概況は、次のとおりである。

平成20年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案 (内閣提出第3号)

要旨

最近の地域経済の状況を踏まえ、揮発油税収の減額補正に伴って地方道路整備臨時交付金の総額の限度額が減少しないよう、平成20年度においては、地方道路整備臨時交付金の総額の限度額を、同年度の当初予算における揮発油税収の予算額の4分の1に相当する額とする特例措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 本法律案が成立しなかった場合に生じる問題
- ・ 地方道路整備臨時交付金の財源である揮発油税収の減少が見込まれた時点での道

路整備事業見直しの有無

- ・ 地方道路整備臨時交付金交付事業に対する評価の在り方
- 審査結果
可決

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）

要旨

奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進するため、両特別措置法の有効期限を5年間延長するとともに、振興開発基本方針及び振興開発計画に定める事項として、両地域の振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保に関する事項を追加する等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 奄美路線の航空運賃の在り方
- ・ 海洋基本計画の策定を受けての今後の離島支援策の在り方
- ・ これまでの奄美群島及び小笠原諸島における振興開発計画についての政府の評価

審査結果

可決（附帯決議）

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）

要旨

道路特定財源制度を廃止し一般財源化するため、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止するとともに、地方道路整備臨時交付金の制度を廃止する等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 道路特定財源の一般財源化の具体的内容
- ・ 道路特定財源の一般財源化に伴う道路予算、特に直轄事業における予算の変化
- ・ 地方道路整備臨時交付金と新たに創設される地域活力基盤創造交付金の違い

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

施行期日を改めるとともに、政府は、道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加すること

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）

要旨

高齢者の居住の安定の確保を一層推進するため、都道府県による高齢者居住安定確保計画の策定、高齢者居宅生活支援施設と一体となった高齢者向け優良賃貸住宅について認知症高齢者グループホームの事業を行う社会福祉法人等に賃貸することができることとする制度の創設等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 高齢者居住安定確保計画策定を都道府県に義務付けしない理由及び市町村が策定する必要性
- ・ 高齢者が安心して住み続けられる低家賃の住宅を確保する方策
- ・ 高齢者に対する住宅政策におけるこれまでの国土交通省と厚生労働省の連携状況及び今後の連携への取組

審査結果

可決（附帯決議）

都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）

要旨

都市の再生を一層推進するため、都市再生緊急整備地域内等の一団の土地の所有者等による歩行者ネットワーク協定の締結について定めるとともに、まちづくり会社等が施行する公共施設等の整備に関する事業に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 歩行者ネットワーク協定と移動等円滑化経路協定等既存の制度との関係
- ・ 都市開発資金の無利子貸付けの対象を都市再生整備推進法人に限定した理由
- ・ まちづくり交付金による事業実施後の評価及び交付率のかさ上げ要件の判断基準

審査結果

可決（附帯決議）

港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

要旨

船舶交通の安全性の向上を図るため、海域の特性に応じた新たな航法の設定、船舶の安全な航行を援助するための措置に係る規定の整備等所要の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 海上交通の安全性に対する現状認識及び本法律案提出の意義
- ・ 船舶自動識別装置（AIS）を活用した海上交通の安全確保のための施策
- ・ 安全確保のために海上保安庁がイニシアティブを取って漁船操業と海上交通の調整を図ることの必要性

審査結果

可決

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（内閣提出第27号）

要旨

特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じたタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域の指定、協議会による地域計画の作成、認定特定事業計画に係る事業等についての道路運送法の特例等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ タクシー事業の規制緩和の結果生じている問題
- ・ 本法律案に基づいて講じられる、利用者のサービス向上とタクシー事業の活性化

に向けた措置

- ・ 特定地域に限って供給過剰対策を行う理由

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

特定地域の指定の要請制度を導入すること等のほか、タクシー事業の運賃及び料金の認可基準について、当分の間、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものとする

交通基本法案（細川律夫君外 5 名提出、第165回国会衆法第 6 号）

要旨

交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、移動に関する権利を明確にし、交通についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、交通に関する基本的施策を定めるもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

離島振興法等の一部を改正する法律案（山田正彦君外 7 名提出、第169回国会衆法第 28号）

要旨

離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島及び沖縄の離島における住民の生活の安定及び産業の振興を図るため、当該地域内に住所又は事務所を有する者が購入する揮発油に係る揮発油税を減免するもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

道路運送法の一部を改正する法律案（細川律夫君外 4 名提出、衆法第28号）

要旨

一般乗用旅客自動車運送事業の公正な競争を確保するため、一般乗用旅客自動車運送事業の許可並びに運賃及び料金の変更の認可、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の数に係る事業計画の変更の認可制度への変更、一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車により発生した事故の報告の対象範囲の拡大、一般乗用旅客自動車運送事業の廃止及び休止の許可制度への変更等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 新規参入の際の許可基準に新たな項目を追加しようとする背景と意義
- ・ 道路運送法の運賃・料金認可基準の規定を改正する理由
- ・ 事故報告の対象範囲拡大により悪質事業者を市場から退出させる必要性

参考人からの意見の聴取

審査結果

撤回許可

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（細川律夫君外4名提出、衆法第29号）

要旨

特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、当該地域において地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者、地域住民等により組織される協議会による地域計画の作成、同計画に即して一般乗用旅客自動車運送事業者が作成し、国土交通大臣の認定を受けた特定事業計画に係る事業等についての道路運送法の特例等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 政府案への対案を提出した理由
- ・ 特定地域の指定を地方自治体が要請できるようにする必要性
- ・ 供給輸送力の減少措置としてのタクシー車両の使用停止(休車)に関する国土交通省の見解

参考人からの意見の聴取

審査結果

撤回許可

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）

要旨

入港禁止についての平成18年7月5日の閣議決定の一部を変更（北朝鮮船籍のすべての船舶の入港禁止の期間を平成22年4月13日まで1年延長）したため、特定船舶入港禁止法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

主な質疑内容

- ・ 現在の入港禁止措置の効果
- ・ 入港禁止措置の延長期間を従来の半年間から1年間に延ばした理由
- ・ 我が国独自の制裁措置の目的が北朝鮮に六者会合への復帰を求めるものであることについての認識

審査結果

承認

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議		
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果		
平成20年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律案（内閣提出第3号）	21. 1. 5		1. 6	1. 9 1.13	1.13 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産)	1.13 可決	国土交通 2.12 可決	2.13 可決	2.20 法2号

委員会の概況

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	1.23		3.11	3.17	3.17 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (附)	3.17 可決	国土交通 3.30 可決 (附)	3.31 可決	3.31 法8号
			3.11						
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	1.23	3.13	3.13	3.18 3.25 3.27 3.31 4.1	4.3 修正(多) (賛-自民・民主・ 公明・共産) (反-国民) (附)	4.3 修正	国土交通 4.21 可決 (附)	4.22 可決	4.30 法28号
			3.18						
高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	1.27		4.2	4.7 4.8	4.8 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (附)	4.9 可決	国土交通 5.12 可決 (附)	5.13 可決	5.20 法38号
			4.3						
都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	1.27		4.9	4.21 4.28 5.8	5.8 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (附)	5.8 可決	国土交通 5.26 可決 (附)	5.27 可決	6.3 法45号
			4.10						
港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	2.10		6.9	6.17	6.17 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民)	6.18 可決	国土交通 6.25 可決	6.26 可決	7.3 法69号
			6.10						
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（内閣提出第27号）	2.10	4.21	4.21	5.22 5.27 6.2 6.5 6.9	6.10 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民) (附)	6.11 修正	国土交通 6.18 可決 (附)	6.19 可決	6.26 法64号
			5.13						

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑				
交通基本法案（細川律夫君外5名提出、第165回国会衆法第6号）	(18.12.13)		21.1.5					
離島振興法等の一部を改正する法律案（山田正彦君外7名提出、第169回国会衆法第28号）	(20.6.6)		21.1.5					

道路運送法の一部を改正する法律案(細川律夫君外4名提出、衆法第28号)	21. 5.12		5.12	5.22 5.27 6. 2 6. 5 6. 9	6.10 撤回許可				
			5.13						
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案(細川律夫君外4名提出、衆法第29号)	5.12		5.12	5.22 5.27 6. 2 6. 5 6. 9	6.10 撤回許可				
			5.13						

承認を求めるの件

件名	提出日	衆議院					参議院		備考
		趣旨説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
			提案理由						
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第2号)	21. 4.21		6.24	6.24 承認(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 国民)	6.25 承認	国土交通 6.30 承認	7. 1 承認		
		6.17							

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 西松建設による違法献金問題
- ・ P F I 事業について見直す可能性
- ・ 都市計画法の課題と今後の見直しの方向性
- ・ 県と市町村の意向が異なるまま中止等に至ったダム事業に対する国土交通大臣の見解
- ・ 高速道路料金引下げに伴う旅客船等各交通機関への影響
- ・ 橋梁等の老朽化の現状把握及び長寿命化への取組状況
- ・ エレベーター事故の原因究明及び再発防止策の決定を速やかに行うための体制を構築する必要性
- ・ 地方活性化のためにも整備新幹線の未整備区間を早期に整備する必要性
- ・ ソマリア沖海賊事案への対処のために海上保安庁の巡視船を派遣できない理由

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 3.27	早稲田大学商学大学院教授	杉山 雅洋君	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	シンクタンク山崎養世事務所代表	山崎 養世君	
	高知県梶原町長	中越 武義君	
	道路公害反対運動全国連絡会事務局長	橋本 良仁君	
4. 8	独立行政法人都市再生機構理事	尾見 博武君	高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
5. 8	独立行政法人都市再生機構理事長代理	河崎 広二君	都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
6. 2	一橋大学大学院商学研究科教授	山内 弘隆君	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（内閣提出） 道路運送法の一部を改正する法律案（細川律夫君外4名提出） 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（細川律夫君外4名提出）
	全国自動車交通労働組合連合会書記長	待鳥 康博君	
	社団法人全国乗用自動車連合会会長 日の丸交通株式会社代表取締役社長	富田 昌孝君	
	全国自動車交通労働組合総連合会書記長	今村 天次君	
6.17	独立行政法人都市再生機構理事	尾見 博武君	港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律案（内閣提出）
6.24	東日本高速道路株式会社専務取締役	村上 喜堂君	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出）

【第172回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	川内	博史君	民主			
	石川	知裕君	民主	小泉	俊明君	民主
	古賀	一成君	民主	後藤	齋君	民主
	高木	義明君	民主	長安	豊君	民主
	藤田	憲彦君	民主	本多	平直君	民主
	牧野	聖修君	民主	松岡	広隆君	民主
	松崎	公昭君	民主	松崎	哲久君	民主
	松宮	勲君	民主	三日月	大造君	民主
	三村	和也君	民主	三宅	雪子君	民主
	三輪	信昭君	民主	水野	智彦君	民主
	皆吉	稲生君	民主	宮崎	岳志君	民主
	宮島	大典君	民主	向山	好一君	民主
	村上	史好君	民主	村越	祐民君	民主
	室井	秀子君	民主	本村	賢太郎君	民主
	森本	哲生君	民主	鷲尾	英一郎君	民主
	稲田	朋美君	自民	小里	泰弘君	自民
	北村	茂男君	自民	佐田	玄一郎君	自民
	菅原	一秀君	自民	平	将明君	自民
	徳田	毅君	自民	永岡	桂子君	自民
	長島	忠美君	自民	福井	照君	自民
	山本	公一君	自民	石田	祝稔君	公明
	高木	陽介君	公明	穀田	恵二君	共産
	中島	隆利君	社民	柿澤	未途君	みんな

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	川内	博史君	民主				
理事	阿久津	幸彦君	民主	理事	小泉	俊明君	民主
理事	田中	康夫君	民主	理事	橋本	清仁君	民主
理事	村井	宗明君	民主	理事	岸田	文雄君	自民
理事	三ッ矢	憲生君	自民	理事	高木	陽介君	公明
	阿知波	吉信君	民主		石井	章君	民主
	加藤	学君	民主		勝又	恒一郎君	民主
	神山	洋介君	民主		川島	智太郎君	民主
	川村	秀三郎君	民主		菊池	長右エ門君	民主
	熊田	篤嗣君	民主		黒岩	宇洋君	民主
	小林	正枝君	民主		中川	治君	民主
	中島	正純君	民主		長安	豊君	民主
	畑	浩治君	民主		早川	久美子君	民主
	馬淵	澄夫君	民主		三日月	大造君	民主
	三村	和也君	民主		向山	好一君	民主
	谷田川	元君	民主		若井	康彦君	民主
	赤澤	亮正君	自民		金子	一義君	自民
	金子	恭之君	自民		北村	茂男君	自民
	古賀	誠君	自民		佐田	玄一郎君	自民
	徳田	毅君	自民		野田	聖子君	自民
	林	幹雄君	自民		斉藤	鉄夫君	公明
	穀田	恵二君	共産		中島	隆利君	社民
	柿澤	未途君	みんな		下地	幹郎君	国民

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件及び議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案(内閣提出第12号)

要旨

北朝鮮による核実験の実施等の一連の行為をめぐり、国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査等の措置を定めようとするもの

主な質疑内容

- ・ 鳩山内閣の一員、また一人の政治家としての国土交通大臣の北朝鮮問題に対する決意
- ・ 第171回国会内閣提出「北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案」の第9条第2項を削除した理由

- 海上保安庁のみでは対応することができない特別な事情がある場合には、自衛隊の海上警備行動が全く排除されるわけではないということについての確認
- 審査結果
継続審査

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（石破茂君外10名提出、衆法第1号）

要旨

北朝鮮による核実験の実施等の一連の行為をめぐり、国連安保理決議が、大量破壊兵器関連物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入禁止措置を決定し、貨物検査の実施等を要請していることを踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査、自衛隊による所要の措置等について定めようとするもの

審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑				
国際連合安全保障理事会決議第1874号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案（内閣提出第12号）	21.10.30		11.20 11.20	11.20		12.4 閉会中 審査		

衆法

件名	提出日	衆議院				参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑				
北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（石破茂君外10名提出、衆法第1号）	21.10.28		11.20 11.25			12.4 閉会中 審査		

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- 高速道路無料化の社会実験により影響を受ける他の公共交通機関への対策

- ・ 高速道路建設に係る債務等を税金で負担することとした場合の財政再建との整合性
- ・ ハツ場ダム建設事業を中止する根拠及び中止の是非
- ・ ハツ場ダム予定地周辺で環境基準を超える砒素を検出しながら公表していなかった問題
- ・ 補助ダム事業の見直しについての国土交通大臣の姿勢
- ・ J A Lの現在の経営状況を招いた構造的要因
- ・ J A L再建のための公的資金投入及び企業年金削減に対する所管行政庁の見解
- ・ J A Lの法的整理の有無についての国土交通大臣の見解
- ・ 社会資本整備事業特別会計空港整備勘定の見直しの目的及び方向性
- ・ 自民党政権時の公共事業政策に対する総括及び今後の方向性

11 環境委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	水野	賢一君	自民				
理事	北川	知克君	自民	理事	小島	敏男君	自民
理事	小杉	隆君	自民	理事	土屋	品子君	自民
理事	西野	あきら君	自民	理事	岩國	哲人君	民主
理事	伴野	豊君	民主	理事	江田	康幸君	公明
	あかま	二郎君	自民		上野	賢一郎君	自民
	小野	晋也君	自民		木挽	司君	自民
	近藤	三津枝君	自民		坂井	学君	自民
	鈴木	俊一君	自民		中川	泰宏君	自民
	福岡	資麿君	自民		藤野	真紀子君	自民
	船田	元君	自民		古川	禎久君	自民
	馬渡	龍治君	自民		山本	ともひろ君	自民
	末松	義規君	民主		田島	一成君	民主
	田名部	匡代君	民主		村井	宗明君	民主
	吉田	泉君	民主		古屋	範子君	公明
	江田	憲司君	無				

(2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案2件、議員提出法律案2件(うち継続審査1件)及び参議院提出法律案1件(継続審査)、委員会提出法律案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案(内閣提出第59号)

要旨

汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、土壌汚染の状況を把握するための制度を拡充し、規制対象区域を分類すること等によって講ずべき措置の内容を明確化し、汚染土壌の適正な処理を確保するための規制を新設する等の措置を講ずるもの

主な質疑内容(及びの2件について)

- ・ 学校、病院、公園など特定公共施設等の用に供する場合、内閣提出改正案の規模要件以下であっても、都道府県知事に土地の所在地等を届け出る義務を課す必要性に関する政府審議会等の場における議論の有無
- ・ 指定調査機関の信頼性確保のための今後の取組方針
- ・ 内閣提出改正案及び参議院提出改正案を統合した改正を行う必要性
- ・ 内閣提出改正案により東京都中央卸売市場移転予定地である豊洲地区が法の適用対象となる可能性

参考人からの意見の聴取

審査結果

修正

< 修正内容 >

都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当するかどうかを把握させるよう努めるものとする等

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）

要旨

国立公園及び自然環境保全地域等において、自然環境の保全対策の強化等を図るため、国立公園の特別地域等における規制対象行為の追加、海域における保護施策の充実、生態系の維持又は回復を図るための事業の創設等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 生態系維持回復事業計画において定める事業目標の具体的内容及び同目標の達成状況に係る定量的な確認方法
- ・ 本改正案で海中公園地区が海域公園地区に変更されることによる海域での生物多様性の保全推進の見通し
- ・ 国立公園等の自然の保全及び管理等のためのアクティブ・レンジャー等の知識及び経験を有する人材の有効活用を図る必要性

審査結果

可決（附帯決議）

環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号）

要旨

環境健康被害者等の権利利益の保護を図るため、環境健康被害者等の救済のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境健康被害者等の救済のための施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（吉田泉君外11名提出、衆法第17号）

要旨

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を引き続き計画的かつ着実に推進するため、本特別措置法の有効期限を更に10年延長するもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第45号）

要旨

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決のため、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直しに係る措置等を講ずるもの

内閣の意見の聴取
結果
成案・提出決定

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る
海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案（環境委員長提出、衆法第46号）

要旨

海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため必要な施策に関して、基本理
念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、
海岸管理者等の処理責任の明確化、必要な財政上の措置及び法制の整備等の措置を講
ずるもの

結果

成案・提出決定

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第11号）

要旨

土壌汚染対策の適確な実施を図るため、土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止され
た有害物質使用特定施設に係る土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする場
合を土壌汚染状況調査の対象とするとともに、新たに特定公共施設等の用に供しよう
とする土地が土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係
る土地であるかどうかの調査を都道府県知事が行う等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

参考人からの意見の聴取

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
土壌汚染対策法の一部を改正す る法律案（内閣提出第59号）	21. 3. 13		3.24	3.27 3.31 4. 3	4. 3 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・ 江田憲司君)	4. 7 修正	環境 4.16 可決 (附)	4.17 可決	4.24 法23号
自然公園法及び自然環境保全 法の一部を改正する法律案 （内閣提出第60号）	3. 13		4. 6	4.10 4.14	4.14 可決(全) (賛-自民・民主・ 公明・ 江田憲司君) (附)	4.17 可決	環境 5.26 可決 (附)	5.27 可決	6. 3 法47号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
環境健康被害者等救済基本法案（末松義規君外2名提出、第166回国会衆法第38号）	(19. 5.30)		21. 1. 5		(審査未了)				
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（吉田泉君外11名提出、衆法第17号）	21. 4. 14		7. 2		(審査未了)				
			7. 3						
水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案（環境委員長提出、衆法第45号）	7. 3				7. 3 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明) (欠-江田憲司君)	7. 3 可決	環境 7. 7 可決	7. 8 可決	7.15 法81号
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案（環境委員長提出、衆法第46号）	7. 3				7. 3 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・公明) (欠-江田憲司君)	7. 3 可決	環境 7. 7 可決 (附)	7. 8 可決	7.15 法82号

参 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会参法第11号）	参 (19.12. 4)		21. 1. 5	3.27 3.31 4. 3	(審査未了)		環境 (20. 5.22) 可決	(20. 5.23) 可決	

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 我が国の温室効果ガスを2005年比で15%削減するという中期目標で、先進諸国等の理解が得られる可能性についての環境大臣の所見
- ・ 2013年以降の京都議定書の次期枠組み作りにおける我が国の国際社会に向けたリーダーシップの発揮方策及びセクター別アプローチ等の浸透方策

- ・ 環境問題の解決と景気回復・雇用創出を同時に実現する政策提言である「緑の経済と社会の変革」を取りまとめるに当たっての環境大臣の決意
- ・ 太陽光発電の一層の普及のため、余剰電力の固定価格買取制度において10年間で初期投資費用が回収できる制度設計を行う必要性及びそのコスト分の電力料金への転嫁について国民の理解を求める方策
- ・ 企業等が取得したエコポイントについて環境団体や環境事業へ寄附できる制度を設ける必要性
- ・ 2010年に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、議長国として具体的数値に基づいて議論していくため、エコロジカル・フットプリントのような数値化できる指標を用いて会議を運営する必要性
- ・ 複数の省庁の所掌にわたる子どもの健康と環境に関する問題に取り組むため、「子ども環境健康推進法」（仮称）等省庁の枠を超えた総合的法律の制定を検討する必要性
- ・ 日中韓三カ国環境大臣会合における広域大気汚染及び海洋漂流ごみ問題に関する協議の成果
- ・ 地球的規模の問題となっている海岸漂着物対策のための法整備を早期に行う必要性
- ・ 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の失効期限（平成25年3月31日）までに、不法投棄による生活環境保全上支障のある全事案に係る支障除去の完了が困難であること等の事情から同法を延長する必要性

（4）決議

決議は1件で、その内容は次のとおりである。

海岸漂着物等の処理等の推進に関する件（平成21.7.3）

政府は、海岸漂着物等の円滑な処理が我が国の海岸における良好な景観及び環境の保全に不可欠であることにかんがみ、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 1 海岸漂着物対策の推進に当たっては、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。
- 2 漂流ごみ及び海底堆積ごみの処理等に際しては、地方公共団体及び漁業者等をはじめとする関係団体と連携するとともに、それらに必要な財政的支援等にも努めること。右決議する。

（5）連合審査会

連合審査会	開会日	審査・調査案件
経済産業委員会、環境委員会 連合審査会	平成 21. 4. 8	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

(6) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 3.27	一橋大学大学院法学研究科教授	高橋 滋君	土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（内閣提出） 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（参議院提出、第168回国会）
	財団法人日本土壌協会会長 東京大学名誉教授	松本 聰君	
	社団法人土壌環境センター副会長兼常務理事	大野 眞里君	

【第172回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	樽床	伸二君	民主			
	末松	義規君	民主	田島	一成君	民主
	田名部	匡代君	民主	伴野	豊君	民主
	村井	宗明君	民主	森岡	洋一郎君	民主
	森本	和義君	民主	森山	浩行君	民主
	矢崎	公二君	民主	谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主	山尾	志桜里君	民主
	山岡	達丸君	民主	山口	和之君	民主
	山崎	摩耶君	民主	山崎	誠君	民主
	山田	良司君	民主	山花	郁夫君	民主
	吉田	泉君	民主	近藤	三津枝君	自民
	坂本	哲志君	自民	柴山	昌彦君	自民
	西野	あきら君	自民	西村	康稔君	自民
	古川	禎久君	自民	三ッ矢	憲生君	自民
	江田	康幸君	公明	阿部	知子君	社民
	下地	幹郎君	国民			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	樽床	伸二君	民主				
理事	太田	和美君	民主	理事	木村たけつか君	民主	
理事	橋本	博明君	民主	理事	山花	郁夫君	民主
理事	横光	克彦君	民主	理事	齋藤	健君	自民
理事	吉野	正芳君	自民	理事	江田	康幸君	公明
	石田	三示君	民主		大谷	信盛君	民主
	川越	孝洋君	民主		工藤	仁美君	民主
	櫛淵	万里君	民主		小林	千代美君	民主
	齋藤やすのり君		民主		田島	一成君	民主
	田名部	匡代君	民主		玉置	公良君	民主
	村上	史好君	民主		森岡	洋一郎君	民主
	矢崎	公二君	民主		山崎	誠君	民主
	吉川	政重君	民主		小池	百合子君	自民
	近藤	三津枝君	自民		園田	博之君	自民
	古川	禎久君	自民		山本	公一君	自民
	中島	隆利君	社民				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 我が国の温室効果ガスの排出を1990年比で25%削減する場合の真水(国内削減)分、国富の流出規模等について、国民に対し説明する必要性
- ・ 2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催される気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)におけるポスト京都議定書採択の見通し
- ・ 米国及び中国等の主要排出国が1か国でも参加しない場合の我が国の25%削減約束の取下げについての環境大臣の意向
- ・ 地球温暖化問題に係る途上国支援について、EUと協調しつつも我が国の国益にかなった内容としていく必要性
- ・ 地球温暖化対策税(環境税)の導入目的及びその用途
- ・ 環境大臣が想定する国内排出量取引制度の具体的仕組み及びその導入時期
- ・ エコポイント事業を対象品目の拡大や手続の簡略化を図りつつ継続する必要性
- ・ 生物多様性の意義及び環境政策における生物多様性の位置付け
- ・ 2010年に名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けた環境大臣の意気込み
- ・ 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針の基本的方向性及び早期救済に向けた環境大臣の決意

12 安全保障委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	今津	寛君	自民				
理事	江渡	聡徳君	自民	理事	嘉数	知賢君	自民
理事	新藤	義孝君	自民	理事	中谷	元君	自民
理事	仲村	正治君	自民	理事	松本	剛明君	民主
理事	山口	壯君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	安次富	修君	自民		愛知	和男君	自民
	赤城	徳彦君	自民		小野	晋也君	自民
	大塚	拓君	自民		瓦	力君	自民
	木村	太郎君	自民		藺浦	健太郎君	自民
	武田	良太君	自民		寺田	稔君	自民
	山内	康一君	自民		山崎	拓君	自民
	神風	英男君	民主		津村	啓介君	民主
	長島	昭久君	民主		馬淵	澄夫君	民主
	田端	正広君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	照屋	寛徳君	社民		下地	幹郎君	国民
	西村	真悟君	無				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)

要旨

防衛省の所掌事務をより適切に遂行し得る体制を整備するため、防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、第15旅団の新編、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 防衛参事官制度が形骸化した理由についての防衛大臣の見解
- ・ 防衛大臣補佐官に求める役割についての防衛省当局の見解
- ・ 既に訓令で設置されている防衛会議を法律上新設することの意義
- ・ 第15旅団の新編が島嶼防衛を目的としていることにかんがみ国境に接する沖縄県の離島へ自衛隊を配備する必要性についての防衛大臣の見解
- ・ 防衛省不祥事の根幹にある隠蔽体質をなくす必要性

参考人からの意見の聴取

審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	趣 旨 説 明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	21. 2. 17	4. 17	4. 17				4. 23 4. 28	4. 28 可決(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民・ 西村真悟君) (反-共産・社民)	4. 28 可決

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のために海上警備行動が発令されたことの意義についての防衛大臣の見解
- ・ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための海上警備行動において武器使用基準の検討など護衛艦派遣の事前準備を十分に行ったとの防衛大臣の確信の有無
- ・ ノドンを上回る性能を持つテポドン2号等への我が国が保有する弾道ミサイル防衛システムによる対応の可否
- ・ 北朝鮮のミサイル発射情報の誤報事案における情報の伝達ミスに関する検証状況についての防衛大臣の見解
- ・ 弾道ミサイル防衛に関する自衛隊と在日米軍との相互運用可能性についての防衛大臣の見解
- ・ 我が国が独自に早期警戒衛星を保有することに対する防衛大臣の見解
- ・ オバマ米大統領が2009年4月5日にプラハで行った核廃絶・核軍縮等に関する演説に対する外務大臣の評価
- ・ 普天間飛行場代替施設建設に関して米側との調整によっては新たな内容が更に追加される可能性
- ・ 米軍嘉手納飛行場の騒音に関する「新嘉手納爆音訴訟」の控訴審判決に対する政府の評価
- ・ 米国議会上院の外交委員会や軍事委員会が高い地位に在ることを踏まえた安全保障委員会の地位を高める方策に関する防衛大臣及び防衛大臣政務官の見解

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 4. 23	東京大学大学院情報学環教授	田中 明彦君	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
	拓殖大学大学院教授	森本 敏君	

【第172回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	安住	淳君	民主			
	近藤	洋介君	民主	神風	英男君	民主
	津村	啓介君	民主	長島	昭久君	民主
	馬淵	澄夫君	民主	山口	壯君	民主
	山本	剛正君	民主	湯原	俊二君	民主
	横糸	勝仁君	民主	吉川	政重君	民主
	吉田	おさむ君	民主	吉田	公一君	民主
	吉田	統彦君	民主	和嶋	未希君	民主
	若井	康彦君	民主	若泉	征三君	民主
	渡辺	浩一郎君	民主	渡辺	義彦君	民主
	江渡	聡徳君	自民	江藤	拓君	自民
	木村	太郎君	自民	新藤	義孝君	自民
	武田	良太君	自民	中谷	元君	自民
	林	幹雄君	自民	古川	禎久君	自民
	佐藤	茂樹君	公明	赤嶺	政賢君	共産
	照屋	寛徳君	社民			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	安住	淳君	民主				
理事	生方	幸夫君	民主	理事	小林	千代美君	民主
理事	神風	英男君	民主	理事	宮島	大典君	民主
理事	村越	祐民君	民主	理事	新藤	義孝君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	佐藤	茂樹君	公明
	海江田	万里君	民主		楠田	大蔵君	民主
	高橋	昭一君	民主		橘	秀徳君	民主
	玉城	デニー君	民主		津島	恭一君	民主
	中塚	一宏君	民主		中野	譲君	民主
	長島	昭久君	民主		藤田	大助君	民主
	鷺尾	英一郎君	民主		渡辺	浩一郎君	民主
	岩屋	毅君	自民		江渡	聡徳君	自民
	小泉	進次郎君	自民		武田	良太君	自民
	浜田	靖一君	自民		福井	照君	自民
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民
	下地	幹郎君	国民				

(2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)

要旨

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 一般職の国家公務員の給与等改定に準じて防衛省職員の給与等を決定することの妥当性
- ・ 自衛隊の航空管制官に対する航空管制手当給付水準の妥当性
- ・ 自衛官の自殺者が多い要因及び自殺防止策に対する防衛大臣の見解
- ・ 防衛省・自衛隊職員の任務の特殊性を踏まえた給与等の処遇を改善する必要性についての防衛大臣の認識
- ・ 行政刷新会議の事業仕分けにおける判断基準の妥当性に対する防衛大臣の見解
- ・ 女性自衛官の活用の拡大について防衛大臣の見解

審査結果

可決

《議案審査一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号	
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議		
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果		議決日 結 果		議決日 結 果
防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	21.10.27		11.20			11.20 11.26	11.26 可決(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ 国民) (反-共産)	11.26 可決	外交防衛 11.27 可決

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 普天間飛行場移設問題について代替施設の具体的建設場所及びその決定時期に関する外務大臣の見解
- ・ 同問題について嘉手納統合案に反対する地元自治体を説得する方策について外務大臣の見解
- ・ 沖縄における米軍再編について「撤退」する米海兵隊のグアム移転の経費を我が国が負担することについて外務大臣の認識
- ・ 外務大臣及び防衛大臣の沖縄の負担を全国で分担するため本土民間空港への米軍基地移転を検討する意思の有無
- ・ 護衛艦「くらま」衝突事案に関する現時点までに判明している事実関係
- ・ 核なき世界の実現に向けた米国による核の先制不使用の表明の必要性について外務大臣及び防衛大臣の見解
- ・ 在沖米兵が被疑者であるひき逃げ死亡事案について警察当局として米側に対する犯罪通報の手続を行う意思の有無及び被疑者身柄の起訴前引渡しに関する外務省当局の認識
- ・ 2010年1月の補給支援特措法失効をもって活動から撤退する理由
- ・ 防衛計画の大綱の改定及び中期防衛力整備計画の策定を先送りした影響に対する防衛大臣の見解
- ・ ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動に対する防衛大臣の評価と今後の継続の意思の有無

13 国家基本政策委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	二田 孝治君	自民			
理事	伊藤 達也君	自民	理事	白井 日出男君	自民
理事	萩山 教嚴君	自民	理事	宮路 和明君	自民
理事	柳澤 伯夫君	自民	理事	奥村 展三君	民主
理事	平野 博文君	民主	理事	冬柴 鐵三君	公明
	伊吹 文明君	自民		大島 理森君	自民
	海部 俊樹君	自民		笹川 堯君	自民
	武部 勤君	自民		津島 雄二君	自民
	中川 秀直君	自民		中山 太郎君	自民
	長勢 甚遠君	自民		丹羽 雄哉君	自民
	保利 耕輔君	自民		細田 博之君	自民
	谷津 義男君	自民		保岡 興治君	自民
	赤松 広隆君	民主		小沢 一郎君	民主
	岡田 克也君	民主		高木 義明君	民主
	鳩山 由紀夫君	民主		北側 一雄君	公明
	志位 和夫君	共産			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

討 議 内 容	開会日	討 議 者
1 国会関係		
(1) 政治姿勢		
友愛社会建設の意義及び我が国の現状についての麻生内閣総理大臣の認識	平成 21. 5.27	鳩山由紀夫君(民主)と 麻生 太郎内閣総理大臣
(2) 政治倫理		
政治に対する信頼を回復するために、民主党が提出予定の企業・団体献金を禁止する政治資金規正法改正案を成立させる必要性	5.27	鳩山由紀夫君(民主)と 麻生 太郎内閣総理大臣

討 議 内 容	開会日	討 議 者
2 行政改革関係		
(1) 行政改革		
官僚主導の政治を打破し、国民目線の政治を作る必要性	平成 21. 5.27	鳩山由紀夫君（民主）と 麻生 太郎内閣総理大臣
官僚の天下り先や人数、随意契約の金額の実態についての見解		
平成21年度補正予算に計上されている役所のための施設整備費等の支出などの無駄遣いをなくす必要性	6.17	
施策実施の財源としての消費税論議の前に徹底的に無駄遣いをなくす必要性		
政府自身が予算の無駄遣いをチェックするという役目を十分果たす必要性		
(2) 郵政改革		
西川日本郵政株式会社社長の続投問題における麻生内閣総理大臣の判断の適否	6.17	鳩山由紀夫君（民主）と 麻生 太郎内閣総理大臣
3 外交・安保関係		
北朝鮮		
北朝鮮の核実験に関して情報管理の重要性及び米国からの事前通告の有無	5.27	鳩山由紀夫君（民主）と 麻生 太郎内閣総理大臣
国連安全保障理事会決議第1874号を踏まえた船舶の貨物検査（臨検）に関する法案を早期に国会に提出する必要性	6.17	
4 厚生・労働関係		
社会保障		
医療関係の事件・事故、医師不足等の現状を踏まえて国の医療予算を拡充する必要性	6.17	鳩山由紀夫君（民主）と 麻生 太郎内閣総理大臣
いわゆる箱物建設より生活保護の母子加算など人の命に関わる分野に、重点的な予算配分を行う必要性		



党首討論（第171回国会）

【第172回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	大畠	章宏君	民主			
	阿久津	幸彦君	民主		阿知波	吉信君 民主
	網屋	信介君	民主		五十嵐	文彦君 民主
	石井	章君	民主		石井	登志郎君 民主
	石毛	鏡子君	民主		石田	三示君 民主
	石田	芳弘君	民主		石津	政雄君 民主
	石原	洋三郎君	民主		石森	久嗣君 民主
	小沢	一郎君	民主		奥村	展三君 民主
	鈴木	克昌君	民主		田中	康夫君 民主
	高木	義明君	民主		萩原	仁君 民主
	渡辺	周君	民主		伊吹	文明君 自民
	大島	理森君	自民		古賀	誠君 自民
	武部	勤君	自民		中川	秀直君 自民
	保利	耕輔君	自民		細田	博之君 自民
	井上	義久君	公明		志位	和夫君 共産

欠員1

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(30人)

委員長	大畠	章宏君	民主
理事	下条	みつ君	民主
理事	手塚	仁雄君	民主
理事	若井	康彦君	民主
理事	柳本	卓治君	自民
	阿久津	幸彦君	民主
	小宮山	泰子君	民主
	齋藤	勁君	民主
	玉置	公良君	民主
	橋本	清仁君	民主
	樋高	剛君	民主
	山岡	賢次君	民主
	石破	茂君	自民
	川崎	二郎君	自民
	谷垣	禎一君	自民

理事	鈴木	克昌君	民主
理事	鉢呂	吉雄君	民主
理事	村上	誠一郎君	自民
理事	井上	義久君	公明
	青木	愛君	民主
	古賀	一成君	民主
	高木	義明君	民主
	中山	義活君	民主
	伴野	豊君	民主
	松木けんこう君		民主
	吉田	おさむ君	民主
	大島	理森君	自民
	田野瀬良太郎君		自民
	志位	和夫君	共産

欠員1

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

14 予算委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(50人)

委員長	衛藤 征士郎君	自民			
理事	小島 敏男君	自民	理事	佐田 玄一郎君	自民
理事	鈴木 恒夫君	自民	理事	田野瀬良太郎君	自民
理事	根本 匠君	自民	理事	山本 拓君	自民
理事	枝野 幸男君	民主	理事	菅 直人君	民主
理事	富田 茂之君	公明		井上 喜一君	自民
	伊藤 公介君	自民		岩永 峯一君	自民
	臼井 日出男君	自民		小野寺 五典君	自民
	尾身 幸次君	自民		大野 功統君	自民
	大前 繁雄君	自民		木村 隆秀君	自民
	岸田 文雄君	自民		小池 百合子君	自民
	斉藤 斗志二君	自民		坂本 剛二君	自民
	下村 博文君	自民		菅原 一秀君	自民
	杉浦 正健君	自民		園田 博之君	自民
	中馬 弘毅君	自民		仲村 正治君	自民
	野田 毅君	自民		葉梨 康弘君	自民
	鳩山 邦夫君	自民		深谷 隆司君	自民
	三原 朝彦君	自民		吉田六左工門君	自民
	大島 敦君	民主		逢坂 誠二君	民主
	川内 博史君	民主		仙谷 由人君	民主
	筒井 信隆君	民主		中川 正春君	民主
	細野 豪志君	民主		馬淵 澄夫君	民主
	前原 誠司君	民主		渡部 恒三君	民主
	池坊 保子君	公明		江田 康幸君	公明
	笠井 亮君	共産		阿部 知子君	社民
	糸川 正晃君	国民			

(2) 予算審議の概況

平成20年度一般会計補正予算(第2号)
 平成20年度特別会計補正予算(特第2号)
 平成20年度政府関係機関補正予算(機第2号)

補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、生活対策及び生活防衛のための緊急対策を実施するため、生活対策や雇用対策の経費を計上し、義務的経費の追加を行う一方、地方交付税交付

金の税収減見合の減額及びその補てんを行うとともに、既定経費の節減等を行い、他方、歳入面において、租税等の収入について、当初予算に比べ、7兆1,250億円の減収を見込み、公債を7兆4,250億円増発することとして編

成されたものである。本補正予算は、平成21年1月5日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成20年度一般会計予算の総額は、当初予算に対し、歳入歳出とも、4兆7,858億円増加して、88兆9,112億円となっている。

特別会計予算においては、国債整理基金特別会計、財政投融資特別会計など14特別会計について所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について所要の補正を行っている。

また、財政投融資計画においては、生活対策及び生活防衛のための緊急対策を実施するため、本補正予算において株式会社日本政策投資金融公庫等3機関に対し、2兆4,068億円を追加しているほか、預金保険機構に対し100億円の減額を行うこととしている。

審議経過

衆議院予算委員会においては、1月7日、中川財務大臣から提案理由の説明及び枝野幸男君から定額給付金を削除する内容の修正案の提案理由の説明を聴取した。

1月8日及び9日の午前には基本的質疑が行われ、定額給付金、国家公務員の天下り・渡り問題、派遣労働者雇止め問題、中小企業の資金繰り対策、医療制度の在り方等について質疑が行われた。

1月13日の午前には締めくくり質疑が行われ、地域活性化・生活対策臨時交付金の在り方、介護従事者の処遇改善問題、定額給付金、国家公務員の天下り・渡り問題、雇用情勢、国連信託基金問題、補正予算の経済効果等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、討論、採決を行い、本補正予算は賛成多数で可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決、参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、1月19日、中川財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月19日、20日、21日及び26日に質疑を行い、質疑を終局し、討論、採決の結果、一般会計補正予算及び特別会計補正予算は修正議決すべきものと、また政府関係機関補正予算は否決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、一般会計補正予算及び特別会計補正予算は賛成124、反対115で修正議決、政府関係機関補正予算は賛成108、反対130で否決された。

1月26日、参議院で一般会計補正予算及び特別会計補正予算が修正議決、政府関係機関補正予算が否決されたため、衆議院は、参議院から一般会計補正予算及び特別会計補正予算の回付、政府関係機関予算の否決の通知及び返付を受けた。両回付案について討論、採決を行った結果、参議院の修正に同意しないことに決まったため、両院協議会を開くことを求めた。一般会計補正予算及び特別会計補正予算の両院協議会においては、26日に参議院側が議長を務め、各議院から議決の趣旨について説明を聴取した後、景気対策と財政規律、定額給付金、両院協議会の在り方等について種々協議が行われた。翌27日、衆議院側が議長を務め、協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。政府関係機関補正予算についても、同日、両院協議会が開かれ、協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

平成21年度一般会計予算
平成21年度特別会計予算
平成21年度政府関係機関予算

予算の概要
金融資本市場の混乱は、信用収縮等を通じ

て実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退が発生している。我が国においても、輸

出や生産が減少し消費も停滞しており、雇用情勢が急速に厳しさを増すなど、景気は急速に悪化している。

このような中で、平成21年度予算は、国民生活を守るため、医師確保・救急医療対策、雇用対策、出産・子育て支援などの施策を講じ、日本経済を守るためのセーフティーネットや将来の成長の芽を育てるための施策を盛り込むとともに、財政規律を維持する観点から、「基本方針2006」等に基づく改革を継続するものとして編成され、平成21年1月19日、国会に提出され、同日予算委員会に付託された。

一般会計予算の規模は、88兆5,480億円で、平成20年度当初予算額に対して5兆4,867億円(6.6%)の増加となっている。

歳出については、国債費及び地方交付税交付金等の経費を除いた、いわゆる一般歳出の規模は51兆7,310億円であり、平成20年度当初予算額に対して4兆4,465億円(9.4%)の増加となっている。

ア 社会保障関係費については、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入れにより臨時の財源を確保し、基礎年金の2分の1を国庫で負担することとし、歳出の効率化を図るため後発医薬品の使用を促進する一方、医師確保・救急医療対策や出産・子育て支援などの重要課題に重点を置いており、また、雇用対策については、住宅・生活支援、雇用維持、再就職支援等に対応する等とし、平成20年度当初予算額に対して14.0%増の24兆8,344億円を計上している。

イ 文教及び科学振興費については、基礎学力の向上等を目指して、新学習指導要領に対応した教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、ノーベル賞につながるような基礎研究等に対する支援に重点を置いて、メリハリを付けながら、科学技術振興費を増額する等とし、平成20年度当初予算額に対して0.03%減の5兆3,104億円を計上している。

ウ 防衛関係費については、在日米軍再編事業への対応や防衛力の向上等を図る一方、

コスト縮減への取組など経費の合理化・効率化を行う等とし、平成20年度当初予算額に対して0.1%減の4兆7,741億円を計上している。

エ 公共事業関係費については、道路特定財源制度を廃止し、すべて一般財源化するとともに、特定財源制度を前提とした地方道路整備臨時交付金を廃止し、地域活力基盤創造交付金を創設し、あわせて、社会保障財源への拠出を行い、その上で、国民生活の安全・安心の確保、地域の自立・活性化及び成長力強化に資する事業等への重点化を行う等とし、平成20年度当初予算額に対して5.0%増の7兆701億円を計上している。

オ 経済協力費については、メリハリを強化し、無償資金協力・JICA技術協力を9年振りにプラスとするなど、ODA全体の事業量の増加を図る等とし、平成20年度当初予算額に対して5.5%増の6,295億円を計上している。

カ 中小企業対策費については、現下の経済金融情勢を踏まえ、信用保証制度等の中小企業金融の基盤強化、下請適正取引の推進、事業承継支援、中小企業と農林水産業との連携に関する施策等に重点化を行う等とし、平成20年度当初予算額に対して7.3%増の1,890億円を計上している。

キ エネルギー対策費については、特別会計改革の一環として特別会計の歳出総額を抑制するとともに、低炭素社会実現やエネルギー安定供給確保への対応等に重点化を行う等とし、平成20年度当初予算額に対して1.1%減の8,562億円を計上している。

ク 国債費については、一般会計の負担に属する国債及び借入金の償還、国債及び借入金の利子等の支払いに必要な経費と、これらの事務取扱いに必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成20年度当初予算額に対して0.4%増の20兆2,437億円を計上している。

ケ 地方財政については、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費及び一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制を図るとともに、地方の安定的な財政運営に必要

となる一般財源の総額を確保することとしている。一般会計の地方交付税交付金等として、平成20年度当初予算額に対して、6.1%増の16兆5,733億円を計上している。歳入については、租税及印紙収入は、住宅・土地税制、法人関連税制等の税制改正を行うほか、社会資本整備事業特別会計に組み入れられている揮発油税を一般会計に組み入れることとした結果、平成20年度当初予算額に対して、13.9%減の46兆1,030億円になると見込まれている。その他収入については、平成20年度当初予算額に対して、120.0%増の9兆1,510億円が見込まれている。

公債発行額については、平成20年度当初予算額に対して、31.3%増の33兆2,940億円を予定しており、公債依存度は37.6%となる。

特別会計及び政府関係機関予算については、特別会計歳出の効率化・合理化の観点から徹底した見直しを行うとともに、剰余金等を財政健全化に資するよう活用することとしている。特別会計の歳出総額は354兆9,150億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は169兆4,249億円となっている。特別会計の数は、21であり、政府関係機関の数は3である。

財政投融资計画については、現下の厳しい経済金融情勢を踏まえ、企業の資金繰り対策等必要な資金需要に的確に対応することとしている。その規模は、平成20年度計画に対して14.4%増の15兆8,632億円となっている。

審議経過

平成21年1月28日、衆・参両院の本会議において麻生内閣総理大臣の施政方針演説、中川財務大臣の財政演説等政府4演説が行われ、これに対する各党の代表質問は、同月29日から3日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、2月2日、中川財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

2月3日、4日及び5日の3日間、基本的質疑が行われた。

同月3日には、財政健全化、公務員制度改革、社会保障の現状、定額給付金、中小企業支援策、消費税増税の在り方等について質疑

が行われた。

同月4日には、道路特定財源問題、年金記録問題、天下り問題、公共施設の耐震化、非正規雇用問題、環境問題、かんぼの宿売却問題等について質疑が行われた。

同月5日には、低炭素社会の実現、かんぼの宿売却問題、定額給付金、社会保険庁のシステム管理の見直し、雇用対策、中小企業金融、道路特定財源、日米関係、下請け会社救済策、在沖縄米軍基地問題、日口関係等について質疑が行われた。

2月6日、一般的質疑が行われ、平成21年度予算、地域活性化交付金、環境政策、少子化対策、経済情勢、定額給付金事業、特別会計からの積立金の繰入れ、天下り問題、かんぼの宿事業問題、道路特定財源問題、偽装請負問題、在日米軍再編等について質疑が行われた。

2月9日には、麻生内閣総理大臣も出席して景気・雇用について集中審議が行われ、平成21年度予算、郵政民営化、雇用対策、経済対策、中小企業支援策、社会保障制度問題、非正規雇用問題等について質疑が行われた。

2月10日には、委員会が開かれたが、前日に公聴会開会承認要求に関する件が委員長職権によって議題とされたことに対し、民主、共産、社民、国民が抗議して欠席したため、審査に入るには至らなかった。

2月13日には、国民各層から意見を聴取するため、大分県及び青森県においていわゆる地方公聴会（委員派遣）が開会された。

2月16日には、公聴会が開会された。

2月17日には、麻生内閣総理大臣も出席して公務員制度改革等について集中審議が行われ、天下り問題、内閣人事局への人事行政機能の移管、公務員制度改革、行政改革等について質疑が行われた。なお、2月19日に分科会を行うものと協議決定した。（2月18日に再度協議した結果、2月19日に引き続き20日にも行うものと決定した。）

また2月17日、中川財務大臣が自身の健康管理が不十分であったことを理由として財務大臣職を辞任し、その後任として与謝野経済財政担当大臣に兼務の発令が為された。

2月18日には一般的質疑が行われ、社会保障費の増大、医療体制の整備、海賊対策、消費者行政、児童ポルノ問題等について質疑が行われた。

2月19日には、麻生内閣総理大臣も出席して麻生内閣の方針について集中審議が行われ、平成21年度予算、経済対策、日ロ・日米首脳会談、郵政民営化、定額給付金事業、医療体制の整備、北方領土問題等について質疑が行われた。

2月19日午後及び20日午前には、分科会が開会された。

2月20日には、麻生内閣総理大臣も出席して社会保障政策等について集中審議が行われ、基礎年金国庫負担割合引上げの財源、待機児童の解消策、母子家庭支援、年金未納問題、雇用保険制度、高速道路割引政策、公立病院ガイドライン、かんぼの宿問題等について質疑が行われた。

2月23日から25日までは、一般的質疑が行われた。

同月23日には、経済対策、多重債務者問題、住宅ローン問題、北朝鮮問題、外国人労働者、地方財政、環境問題、公務員制度改革、かんぼの宿問題、農業政策、企業の内定取消し問題、在沖縄海兵隊移転問題、自殺対策等について質疑が行われた。

同月24日には、生活保護母子加算の廃止、かんぼの宿問題、経済財政運営方針、公益法人改革、雇用問題、自殺対策、公共事業、分娩保障等について質疑が行われた。

同月25日には、公益法人改革、地方分権改革、民主党の農業支援策、地球温暖化対策、雇用促進住宅、国家公務員制度改革、地方財政、高速道路料金引下げ、公的年金財政、日米首脳会談、竹島問題、定住外国人失業問題等について質疑が行われた。

2月26日には、麻生内閣総理大臣も出席して外交及び国際関係について集中審議が行われ、日米首脳会談、気候変動枠組条約、日本版グリーン・ニューディール政策、ミサイル防衛、尖閣諸島島嶼部領有権、米軍基地移転問題、米軍再編問題等について質疑が行われた。

また同26日には、一般的質疑が行われ、薬事法改正による伝統薬の販売への影響、かんぼの宿売却問題、高速道路基本計画、国家公務員制度改革、中小企業対策、下請取引問題、日本郵政の不動産事業等について質疑が行われた。

2月27日には、締めくくり質疑が行われ、日米首脳会談、中小企業への金融対策、学生支援策、定額給付金事業、郵政民営化、雇用対策、派遣労働者対策、米軍再編等について質疑があり、平成21年度予算3案の質疑は終局した。

平成21年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第1に、財政政策について、基礎的財政収支に関する認識についての質疑に対し、麻生内閣総理大臣から「主要先進国の中でひととき厳しい財政状況にあるということは間違いない事実だと思っている。90年代半ば以降バブルがはじけた後の不況の対応策として、日本は財政出動をし、結果として恐慌を回避したことは確かな事実だとは思いますが、同時に財政を極めて厳しいものにしたというのをもた否めない事実だと思っている。加えて、少子高齢化により社会保障の増大が見込まれる。そういう状況の中で、経済が持続的に成長していかない限り、持続的な社会保障制度の維持も難しいと思っている。景気対策が終わった後は財政再建を確実にやっていかないと、持続可能にならない。景気回復をやった上で、税制の抜本改革をやり、持続可能な社会保障を整え、中福祉・中負担の国家にしていくことが極めて大事な考え方である」旨の答弁があった。

第2に、景気対策について、麻生内閣総理大臣から「アメリカ発の世界的な金融危機により、世界が同時にかつてない不況に入りつつある。我が国の景気は急速に悪化し、景気対策が現下の最大の課題となっており、私の内閣においては、世界でも早期に大規模な経済対策を取りまとめている。第1次補正予算、第2次補正予算、平成21年度予算をいわば3段ロケットとして着実に実施する。また、昨

年11月のワシントンの金融サミットを初め国際会議の場において、日本の主張を各国首脳に説明し、国際通貨基金の機能強化と最大1,000億ドルの融資による日本の貢献策を表明し、ローマでのG7において正式な融資の取決めを調印した。また、ワシントンでは、金融市場の監督と規制に関する国際的な協調の必要や、保護主義に陥ることなく世界の貿易と経済を拡大することの必要性を主張した。国民生活を守るためには、平成20年度第2次補正予算関連法案と21年度予算の早期成立、着実な実行が不可欠である」旨の発言があった。

第3に、雇用問題について、派遣切りについての質疑に対し、麻生内閣総理大臣から「労働者派遣法ができた経緯や時代の状況をあわせて考えなければならない。雇用が低賃金を求めて海外へという時代の中にあっては、国内において雇用を確保するための一つの方法として、雇用の場を確保することということと、労働者の多様な働き方というものに対応するために作った。そしてこれは一定の役割を果たしたと思っている。ところが、20世紀末の想定を上回る事態が起きたために、正規、非正規の格差や、急激な雇用情勢の悪化に対応をしていかなければならない。日雇いの原則禁止など、いろいろな提案を申し上げているが、この問題についていろいろな議論がなされて結構なものだと思っている」旨の答弁があった。

第4に、公務員制度改革について、その意義と必要性についての質疑に対し、麻生内閣総理大臣から「国家公務員制度改革推進本部において、公務員制度の改革に係る工程表を決定したところであり、それに沿って、内閣人事局の設置などの改革を内閣の最重要課題として前倒しに進めるという段取りができ上がりつつある。関係法律案を3月には提出できるように動いている。渡りについては、申請が出てきても認めないと明言しており、各省庁のあっせんによる天下りも3年を待たず、前倒しして廃止したいと思っている。具体的には、渡りと天下りを今年いっぱい廃止するための政令をつくることにしたいと思って

いる。いずれにしても、今般の公務員制度改革で大事なことは、役人が国家公務員として誇りを持って働けるようにするという環境を整備することであり、簡素であっても温かい政府というコンセプトを持った上で対応すべきものと考えている」旨の答弁があった。

第5に、オバマ政権発足後の日米関係について、日本からアメリカに求めるべき要求とアメリカが日本に求めている要求についての質疑に対し、麻生内閣総理大臣から「オバマ大統領は大統領候補だったときからずっと、日本との関係を重視する立場を極めて鮮明にしていたと記憶している。2回ほど電話で話をしたが、これを一層強化するという点に関しても何ら異議はなかった。今我々が一緒にやらなければならないのは、金融、経済に関して、世界第1と第2の経済大国が手を組んでやっていくことである。テロ等の話についても、中東問題を含めてやらなければならないことはいっぱいある。また、北朝鮮の問題についても、核、ミサイルだけに限らず、我々は拉致という問題も抱えており、この問題についての話も2度ともさせていただいた。そのほか、全体の話としては、気候変動、エネルギー、アフリカの問題についても、日米双方で一緒にやるという姿勢が大切である。アメリカとしては今月に国務長官の最初の訪問地は日本であるとも言っている。大統領になって長い間時間をかけて日本の重要性に気がつく例もあるが、今回の場合は日本やアジアについての知識が最初から極めて豊富であるとの印象がある」旨の答弁があった。

第6に、かんぽの宿問題について、同問題に対する所見についての質疑に対し、鳩山総務大臣から「とにかく1日も早くすっきりとした形にしたいと思う。現在残っている70施設は客室稼働率も7割を超すところが多いが、客室稼働率が8割を超してもなお赤字という施設がある。加入者福祉施設ではあったが、幾ら赤字を出してもいいというものではないので、人件費の問題等もある中、1日も早く黒字化する努力をしてもらいたい。5年以内の売却という基本方針を変えないならば、それぞれ黒字化した立派なものを、それぞれの

地方公共団体に買ってくれるかどうかという相談をする。また、地域の観光の目玉にしたいというような観光協会等も多数あるので、そうしたところに売っていくというのが正しいのではないかと思う」旨の答弁があった。

2月27日の締めくり質疑終局後、日本共産党から提出された「平成21年度一般会計予算、平成21年度特別会計予算及び平成21年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求める動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議は否決され、平成21年度予算3案はいずれも原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日の本会議において、討論の後、記名投票による採決の結果、賛成333、反対133で平成21年度予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、3月4日に与謝野財務大臣から平成21年度予算3案の趣旨説明

を聴取し、3月5日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、公聴会、委嘱審査、締めくり質疑を行い、同月27日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成21年度予算3案は、賛成少数で否決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成105、反対133で否決された。

3月27日、平成21年度予算3案が参議院で否決されたため、衆議院は、参議院から否決の通知及び平成21年度予算3案の返付を受けた後直ちに、両院協議会を開くことを求めた。両院協議会においては、衆議院側が議長を務め、各議院から議決の趣旨について説明を聴取した後、経済対策の妥当性、経済緊急対応予備費の是非、道路特定財源の在り方、消費税増税の可能性、税収見積もり等について種々協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

平成21年度一般会計補正予算（第1号）
平成21年度特別会計補正予算（特第1号）
平成21年度政府関係機関補正予算（機第1号）

補正予算の概要

本補正予算は、歳出面において、経済危機対策関連として、雇用対策について1兆2,698億円、金融対策について2兆9,659億円、低炭素革命について1兆5,775億円、健康長寿・子育てについて2兆221億円、底力発揮・21世紀型インフラ整備について2兆5,775億円、地域活性化等について1,981億円、安全・安心確保等について1兆7,089億円及び地方公共団体に対する配慮について2兆3,790億円の合計14兆6,987億円を計上するとともに、国債整理基金特別会計への繰入を計上する一方、経済緊急対応予備費の減額を行い、他方、歳入面において、その他収入の増加を3兆1,066億円見込むとともに、公債を10兆8,190億円増発することとして編成されたものである。本補正予算は、平成21年4月27日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成21年度一般会計予算の総額

は、当初予算に対し、歳入歳出とも、13兆9,256億円増加して、102兆4,736億円となっている。

特別会計予算においては、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計など11特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行っている。

また、財政投融资計画においては、経済危機対策を実施するため、本補正予算において7兆8,423億円を追加している。

審議経過

衆議院予算委員会においては、4月28日、与謝野財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

5月7日及び8日には、基本的質疑が行われた。

同月7日には、貸し渋り問題、スクール・

ニューディール構想、公益法人制度、低炭素社会、子育て応援特別手当、医療政策等について、質疑が行われた。

同月8日には、新規創設の基金、国会議員の世襲問題、高速道路の料金引下げ、高速道路の整備計画、核軍縮・核廃絶問題、財政規律と景気対策等について質疑が行われた。

5月11日には、一般的質疑が行われ、新型インフルエンザ、生活保護の母子加算廃止問題、補正予算の緊要性、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」、年金記録問題、補正予算編成過程、ソマリア信託基金等について質疑が行われた。

5月12日には、麻生内閣総理大臣も出席して今後の日本社会について集中審議が行われ、政治資金問題、新型インフルエンザ、経済危機対策、医療政策、新公益法人制度、ハウジングブア問題、公立病院の経営状況、消費税等について質疑が行われた。

5月13日には締めくくり質疑が行われ、子育て応援特別手当、市町村合併等について質疑を行い、質疑は終局した。

質疑終局後、討論、採決を行い、本補正予

算は賛成多数で可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決、参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、5月19日、与謝野財務大臣から趣旨説明を聴取し、同月20日から質疑に入り、同29日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成105、反対132で否決された。

5月29日、本補正予算が参議院で否決されたため、衆議院は、参議院から否決の通知及び本補正予算の返付を受けた後直ちに、両院協議会を開くことを求めた。両院協議会においては、参議院側が議長を務め、各議院から議決の趣旨について説明を聴取した後、新規創設基金、生活保護の母子加算廃止問題、経済情勢、両院協議会の在り方等について種々協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

《議案審査一覧》

予 算

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		備 考
		大 臣 発 言	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
平成20年度一般会計補正予算 (第2号) 平成20年度特別会計補正予算 (特第2号)	21. 1. 5		1. 5	1. 8 1. 9 1.13	1.13 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産) (欠-民主・社民・ 国民)	1.13 可決 (注1)	予算 1.26 修正	1.26 修正 (注1)	
平成20年度政府関係機関補正 予算(機第2号)	1. 5		1. 5	1. 8 1. 9 1.13	1.13 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産) (欠-民主・社民・ 国民)	1.13 可決 (注2)	予算 1.26 否決	1.26 否決 (注2)	

(注1) 1.26及び1.27両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(注2) 1.27両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

平成21年度一般会計予算 平成21年度特別会計予算 平成21年度政府関係機関予算	1.19		1.19	2.3 ↳ (翻) 2.6 2.9 2.13(松) 2.16(磯) 2.17 ↳ (翻) 2.19 2.19(瀬) 2.20(瀬) 2.20 2.23 ↳ (翻) 2.27	2.27 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民) (欠-国民)	2.27 可決 (注1)	予算 3.27 否決	3.27 否決 (注1)	
平成21年度一般会計補正予算 (第1号) 平成21年度特別会計補正予算 (特第1号) 平成21年度政府関係機関補正 予算(機第1号)	4.27		4.27 4.28	5.7 5.8 5.11 ↳ (翻) 5.13	5.13 可決(多) (賛-自民・公明) (反-共産) (欠-民主・社民・ 国民)	5.13 可決 (注2)	予算 5.29 否決	5.29 否決 (注2)	

(注1) 3.27両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(注2) 5.29両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

(3) 分科会・公聴会

分科会

分科会	所 管	設置日	構 成	開会日
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府(地方分権改革、金融を除く)及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項	平成 21. 2.17	分科員6人	2.19 2.20
第2分科会	内閣府(地方分権改革)及び総務省所管	2.17	分科員7人	2.19 2.20
第3分科会	内閣府(金融)、法務省、外務省及び財務省所管	2.17	分科員8人	2.19 2.20
第4分科会	文部科学省所管	2.17	分科員6人	2.19 2.20
第5分科会	厚生労働省所管	2.17	分科員6人	2.19 2.20
第6分科会	農林水産省及び環境省所管	2.17	分科員5人	2.19 2.20
第7分科会	経済産業省所管	2.17	分科員6人	2.19 2.20
第8分科会	国土交通省所管	2.17	分科員6人	2.19 2.20

公聴会

開会承認 要求日	承認日	公聴会を開いた議案	意見を聞いた問題	開会日
平成 21. 2. 9	2. 9	平成21年度一般会計予算 平成21年度特別会計予算 平成21年度政府関係機関予算	平成21年度総予算について	2.16

(4) 公述人・参考人・意見陳述者

公述人

出頭日	職 業	氏 名	意見を聞いた問題
平成 21. 2.16	独立行政法人大学評価・学位授与機構評価 研究部准教授	田中 弥生君	平成21年度総予算について
	三菱UFJ証券株式会社チーフエコノミスト	水野 和夫君	
	みずほ総合研究所株式会社専務執行役員チ ーフエコノミスト	中島 厚志君	
	NPO法人自立生活サポートセンター・も やい事務局長	湯浅 誠君	
	跡見学園女子大学マネジメント学部准教授	中林美恵子君	
	全国保険医団体連合会会長	住江 憲勇君	
	株式会社リクルートワークス研究所所長	大久保幸夫君	
	元東京中央郵便局長	神岡 篤司君	

参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 1. 8	日本銀行総裁	白川 方明君	平成20年度一般会計補正予算(第2号) 平成20年度特別会計補正予算(特第2号) 平成20年度政府関係機関補正予算(機 第2号)
1. 9	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
1.13	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
2. 4	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	平成21年度一般会計予算 平成21年度特別会計予算 平成21年度政府関係機関予算
2. 5	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本銀行総裁	白川 方明君	
2. 6	日本銀行総裁	白川 方明君	
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
	日本郵政株式会社専務執行役	横山 邦男君	
2. 9	日本郵政株式会社専務執行役	米澤 友宏君	
	日本銀行総裁	白川 方明君	

2.18	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木 祥吉君	平成21年度一般会計予算 平成21年度特別会計予算 平成21年度政府関係機関予算
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
2.19	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	
2.20	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社執行役	寺崎 由起君	
2.23	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
2.24	社団法人日本自動車工業会労務委員長	川口 均君	
	弁護士 反貧困ネットワーク代表 年越し派遣村名誉村長	宇都宮健児君	
	日本郵政株式会社専務執行役	横山 邦男君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	
2.26	日本銀行理事	水野 創君	
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木 祥吉君	
	日本郵政株式会社専務執行役	佐々木英治君	
2.27	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長	高木 祥吉君	
5.7	日本銀行総裁	白川 方明君	平成21年度一般会計補正予算(第1号) 平成21年度特別会計補正予算(特第1号) 平成21年度政府関係機関補正予算(機第1号)
	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
5.11	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長	西川 善文君	
	日本郵政株式会社執行役副社長	山下 泉君	

(第2分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 2.20	日本郵政株式会社常務執行役	伊東 敏朗君	平成21年度一般会計予算 平成21年度特別会計予算 平成21年度政府関係機関予算 (総務省所管)

(第8分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 2.20	独立行政法人都市再生機構理事	尾見 博武君	平成21年度一般会計予算 平成21年度特別会計予算 平成21年度政府関係機関予算 (国土交通省所管)

意見陳述者

期日	場所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 21. 2.13	大分県	大分県商工会連合会会長	清家 孝君	平成21年度一般会計予算、平成21年度特別会計予算及び平成21年度政府関係機関予算について
		大分市長	釘宮 磐君	
		大分県土地改良事業団体連合会会長	森田 克巳君	
		大分県労働組合総連合事務局長	児玉 圭史君	
	青森県	青森県副知事	蝦名 武君	
		連合青森事務局長	内村 隆志君	
		青森県農業協同組合中央会会長	工藤 信君	
		スワ内観光ブドウ園園主	諏訪内将光君	

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派 遣 目 的	派遣委員
平成 21. 2.13	第1班 大分県 第2班 青森県	平成21年度一般会計予算、平成21年度特別会計予算及び平成21年度政府関係機関予算の審査	第1班 16人 第2班 12人



予算委員会（第171回国会）

【第172回国会】

(1) 委員名簿(50人)

委員長	鹿野 道彦君	民主			
	井戸 まさえ君	民主	石山	敬貴君	民主
	磯谷 香代子君	民主	稲富	修二君	民主
	稲見 哲男君	民主	今井	雅人君	民主
	打越 あかし君	民主	生方	幸夫君	民主
	江端 貴子君	民主	枝野	幸男君	民主
	小野塚 勝俊君	民主	小原	舞君	民主
	緒方 林太郎君	民主	大泉	ひろこ君	民主
	大島 敦君	民主	大谷	啓君	民主
	大谷 信盛君	民主	大西	健介君	民主
	大西 孝典君	民主	大山	昌宏君	民主
	逢坂 誠二君	民主	岡田	康裕君	民主
	岡本 英子君	民主	奥田	建君	民主
	奥野 総一郎君	民主	楠田	大蔵君	民主
	鈴木 宗男君	民主	中川	正春君	民主
	細野 豪志君	民主	馬淵	澄夫君	民主
	松原 仁君	民主	渡部	恒三君	民主
	小野寺 五典君	自民	大野	功統君	自民
	岸田 文雄君	自民	小池	百合子君	自民
	佐田 玄一郎君	自民	下村	博文君	自民
	菅原 一秀君	自民	園田	博之君	自民
	田野瀬良太郎君	自民	野田	毅君	自民
	鳩山 邦夫君	自民	山本	拓君	自民
	大口 善徳君	公明	富田	茂之君	公明
	笠井 亮君	共産	辻元	清美君	社民
	渡辺 喜美君	みんな			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(50人)

委員長	鹿野	道彦君	民主				
理事	岡島	一正君	民主	理事	海江田	万里君	民主
理事	伴野	豊君	民主	理事	平岡	秀夫君	民主
理事	松原	仁君	民主	理事	山口	壯君	民主
理事	加藤	紘一君	自民	理事	町村	信孝君	自民
理事	富田	茂之君	公明		糸川	正晃君	民主
	打越	あかし君	民主		小野塚	勝俊君	民主
	緒方	林太郎君	民主		岡本	充功君	民主
	奥野	総一郎君	民主		梶原	康弘君	民主
	城井	崇君	民主		沓掛	哲男君	民主
	黒田	雄君	民主		小泉	俊明君	民主
	古賀	一成君	民主		田中	康夫君	民主
	津島	恭一君	民主		豊田	潤多郎君	民主
	中林	美恵子君	民主		長島	一由君	民主
	畑	浩治君	民主		細野	豪志君	民主
	三谷	光男君	民主		森本	和義君	民主
	山田	良司君	民主		吉田	公一君	民主
	若泉	征三君	民主		渡部	恒三君	民主
	小里	泰弘君	自民		金子	一義君	自民
	小池	百合子君	自民		下村	博文君	自民
	菅	義偉君	自民		田村	憲久君	自民
	谷川	弥一君	自民		谷畑	孝君	自民
	野田	毅君	自民		山本	幸三君	自民
	大口	善徳君	公明		笠井	亮君	共産
	阿部	知子君	社民		渡辺	喜美君	みんな
	下地	幹郎君	国民				

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 鳩山内閣の財政運営の在り方
- ・ 普天間飛行場移設問題に対する鳩山内閣の姿勢
- ・ 政治に対する信頼回復のための政治資金の管理及び報告の在り方

- ・ 天下り対策と公務員制度改革への取組
- ・ 現下の雇用失業情勢についての認識及び失業給付の拡充の必要性
- ・ 少子化対策及び子育て支援の具体策の在り方
- ・ 新型インフルエンザ対策の必要性
- ・ 地球温暖化対策の在り方

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21.11. 4	日本銀行総裁	白川 方明君	予算の実施状況に関する件

15 決算行政監視委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	川端	達夫君	民主				
理事	秋葉	賢也君	自民	理事	谷川	弥一君	自民
理事	寺田	稔君	自民	理事	武藤	容治君	自民
理事	山口	泰明君	自民	理事	平岡	秀夫君	民主
理事	横光	克彦君	民主	理事	福島	豊君	公明
	赤城	徳彦君	自民		石原	伸晃君	自民
	坂井	学君	自民		桜井	郁三君	自民
	菅	義偉君	自民		杉村	太蔵君	自民
	棚橋	泰文君	自民		玉沢	徳一郎君	自民
	富岡	勉君	自民		中川	昭一君	自民
	額賀	福志郎君	自民		広津	素子君	自民
	宮下	一郎君	自民		安井	潤一郎君	自民
	山本	拓君	自民		渡部	篤君	自民
	金田	誠一君	民主		小宮山	泰子君	民主
	笹木	竜三君	民主		津村	啓介君	民主
	寺田	学君	民主		松木	謙公君	民主
	松本	大輔君	民主		松本	龍君	民主
	漆原	良夫君	公明		坂口	力君	公明
	鈴木	宗男君	国民		長崎	幸太郎君	無
	前田	雄吉君	無		渡辺	喜美君	無

欠員1

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等3件(継続審査)及び承諾を求めるの件5件(継続審査)で、審査の概況は、次のとおりである。

平成19年度一般会計歳入歳出決算
 平成19年度特別会計歳入歳出決算
 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書
 平成19年度政府関係機関決算書

概要

平成19年度一般会計決算は、収納済歳入額は84兆5,534億円余、支出済歳出額は81兆8,425億円余であり、差引き2兆7,109億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成20年度一般会計歳入に繰り入れた。

平成19年度特別会計(28会計)決算は、収納済歳入額の合計額は395兆9,203億円余、支出済歳出額の合計額は353兆2,831億円余である。

平成19年度国税収納金整理資金の収納済額は、62兆7,037億円余である。

平成19年度政府関係機関(7機関)決算は、収入済額の合計額は2兆6,038億円余、支

出済額の合計額は2兆645億円余である。

主な質疑内容（ から の3件について）

- ・ 平成21年度予算における特別会計改革の進捗状況
- ・ 「骨太の方針」に基づく行財政改革の成果及び財政健全化に関する目標
- ・ 社会保障制度の給付水準の維持のため必要な財源確保
- ・ 年金記録問題
- ・ 予算編成プロセス等の改革の必要性
- ・ 予算編成の在り方、社会保障勘定の分離、決算重視の3点の財政制度見直し
- ・ 道路事業の費用便益比の点検結果
- ・ 日本郵政株式会社の役員人事
- ・ 国会議員の世襲制限
- ・ 取調べの可視化の必要性

分科会

審査結果

議決案（決算行政監視委員長提出）のとおり議決

< 議決案 >

本院は、平成19年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- 1 世界的な金融・経済危機から脱却するために、景気回復を最優先としつつ、年金・医療・介護・子育てをはじめ、社会保障制度の抜本改革を早急に行う一方、不要不急の経費の見直しや無駄の削減による歳出改革を継続し、中長期的には財政の健全化に努めるものとする。
- 2 地域経済を立て直すためにその実情に応じた地域の再生を推進すべきである。
また、国直轄事業の費用負担の在り方については、積算等の透明性を確保すべきであり、改善に向けた見直しを早急に行うべきである。補助金等の使用状況について、地方自治体において不適正経理が行われていた事案が多数報告されたことを踏まえ、地方自治体に改善を求めるべきである。補助金等に係る国の画一的な基準設定が地域の実情に応じた柔軟な対応を妨げている側面もあることも踏まえ、補助金等の基準の弾力化等の見直しを早急に行うべきである。同時に、直轄事業や補助事業の在り方そのものについて、国と地方の役割分担を明確化し、国から地方に事務事業、権限及び財源を移譲する等、抜本的な地方分権改革を行う中で、見直すべきである。
さらに、道路特定財源の一般財源化の趣旨を踏まえ、道路に係る歳出の改革を図り、適正に使用すべきである。
- 3 年金記録問題への対応に当たっては、発生原因の徹底究明と再発防止に全力で取り組むとともに、標準報酬等の遡及訂正事案への対応等を可及的速やかに進め、正しい年金記録に基づく年金の支払いに万全を期すべきである。
- 4 医師不足等の地域医療の課題に対応するため、医師、看護師、医療事務者等地域医療の人的基盤を構築するとともに、地域の医療体制が損なわれることのない

よう公的病院等に対する手厚い支援に努めるべきである。

現在の介護現場においては労働条件の悪化により人材不足が深刻化するなど危機的な状況にある。高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、介護労働者の賃金向上を含めた処遇改善策を積極的に推進すること等により、介護を担う優れた人材を確保するとともに大規模な雇用創出を図るべきである。

また、保育の充実、幼児教育の推進、乳幼児医療の充実など子育て支援・少子化対策を強力に実施すべきである。

5 高齢化が進む原子爆弾被爆者の早期救済を図るため、原爆症認定集団訴訟の解決に向けて適切に対応するとともに、原爆症認定を迅速化し、認定対象疾病の拡大の検討を可及的速やかに進めるべきである。

6 世界に先駆けた低炭素・循環型社会を構築するため、太陽光発電及び次世代自動車の普及を促進するとともに、マルチモーダルシフトを強力に推進し、これらの環境対策を通じた景気回復・雇用創出を積極的に後押しすべきである。

また、情報通信技術を活用したテレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現、人口減少・少子高齢化時代における労働力確保、低炭素社会の実現の観点から有効なものであり、より一層の推進を図るべきである。

7 宇宙政策の推進に当たっては、政治主導を貫き、政府全体が一丸となって、総合的な施策を強力かつ計画的に推進できるよう、予算配分及び組織・人的体制を充実させるべきである。その際、省益を排し、国家戦略としての宇宙政策を推進するにふさわしい人材を積極的に登用すべきであり、その趣旨を体した能力・実績主義に基づく人事政策により徹底すべきである。また、科学技術の大型プロジェクトについては、経費の効率性及び成果の活用を検証し、国民に対する説明責任を果たしていくべきである。

8 在日米軍関係施設の設置・移転等に関する日米間の協議及びその実行並びに各種の経費負担関係については、米国に対して国民・地域住民の視点を踏まえた主張を行うなどとともに、国民に対する説明や情報公開を十分に行い、地域住民の理解を得られるよう努めるべきである。

9 消費者行政については、消費者被害の予防や被害の救済の観点から、関係行政機関は民間事業者に対する指導・監督を適切に行うとともに、これらの関係行政機関に対する監視が適切に行われるべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書

概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成19年度中の国有財産の総増加額は65兆658億円余、総減少額は6兆6,550億円余であり、年度末の国有財産現在額は105兆1,676億円余である。

主な質疑内容

(参照)

分科会

審査結果

是認

平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書

概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成19年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆859億円余である。

主な質疑内容

(参照)

分科会

審査結果

是認

平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)

概要

平成19年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から平成20年1月17日までの間に使用を決定した「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費」等19件、計597億円余について事後に承諾を求めるもの

主な質疑内容(から の5件について)

- ・ 平成21年度予算における経済緊急対応予備費
- ・ 道州制北海道モデル事業推進費に係る経費増額
- ・ 酒類販売業の規制緩和
- ・ 高速道路料金の休日特別割引
- ・ 外国為替資金特別会計

審査結果

承諾

平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)

概要

平成19年度特別会計予備費予算総額1兆3,210億円余のうち、平成19年11月6日に使用を決定した「食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入りに必要な経費」、549億円余について事後に承諾を求めるもの

主な質疑内容

(参照)

審査結果

承諾

平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)

概要

平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成19年6月29日から平成20年1月29日までの間に経費の増額を決定した「道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額」等5特別会計11件、計616億円余について事後に承諾を求めるもの

主な質疑内容

(参照)

審査結果

承諾

平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)

概要

平成19年度特別会計予備費予算総額1兆3,210億円余のうち、平成20年2月22日に使用を決定した「森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費」、14億円余について事後に承諾を求めるもの

主な質疑内容

(参照)

審査結果

承諾

平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)

概要

平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年3月28日に経費の増額を決定した「交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額」、55億円余について事後に承諾を求めるもの

主な質疑内容

(参照)

審査結果

承諾

《議案審査一覧》
決算等

件名	提出日	衆議院				参議院		備考	
		大臣発言	委員会		本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑					議決日 結果
平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関別決算書	(20.11.21)		21. 1. 5 (20.11.27)	4. 6 4.20(※) 4.21(※) 6.10 6.24	6.24 議決(多) (賛-自民・公明・渡辺喜美君) (反-民主・国民・前田雄吉君)	6.25 議決	決算 6.29 是認しない	7. 1 是認しない	
平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書	(20.11.21)		21. 1. 5 (20.11.27)	4. 6 4.20(※) 4.21(※) 6.10 6.24	6.24 是認(多) (賛-自民・公明・渡辺喜美君) (反-民主・国民・前田雄吉君)	6.25 是認	決算 6.29 是認しない	7. 1 是認しない	
平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書	(20.11.21)		21. 1. 5 (20.11.27)	4. 6 4.20(※) 4.21(※) 6.10 6.24	6.24 是認(多) (賛-自民・公明・渡辺喜美君) (反-民主・国民・前田雄吉君)	6.25 是認	決算 6.29 是認	7. 1 是認しない	

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考	
		大臣発言	委員会		本会議 議決日 結果	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日 提案理由	質疑					議決日 結果
平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	(20. 3.18)		21. 1. 5 (20.11.27)	4.13	4.13 承諾(多) (賛-自民・公明・渡辺喜美君) (反-民主・国民・前田雄吉君)	4.14 承諾 (注)	決算 6.22 不承諾	6.24 不承諾	
平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	(20. 3.18)		21. 1. 5 (20.11.27)	4.13	4.13 承諾(多) (賛-自民・公明・渡辺喜美君) (反-民主・国民・前田雄吉君)	4.14 承諾 (注)	決算 6.22 承諾	6.24 不承諾	
平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第169回国会、内閣提出)	(20. 3.18)		21. 1. 5 (20.11.27)	4.13	4.13 承諾(多) (賛-自民・公明・渡辺喜美君) (反-民主・国民・前田雄吉君)	4.14 承諾 (注)	決算 6.22 不承諾	6.24 不承諾	

(注) 6.25議院運営委員会において両院協議会を求めないものとするに協議決定されたため、国会の承諾はなかった。

平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めの件)(第169回国会、内閣提出)	(20. 5.20)		21. 1. 5	4.13	4.13 承諾(多) (賛-自民・公明・渡辺喜美君) (反-民主・国民・前田雄吉君)	4.14 承諾 (注)	決算 6.22 承諾	6.24 不承諾
			(20.11.27)					
平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めの件)(第169回国会、内閣提出)	(20. 5.20)		21. 1. 5	4.13	4.13 承諾(多) (賛-自民・公明・渡辺喜美君) (反-民主・国民・前田雄吉君)	4.14 承諾 (注)	決算 6.22 承諾	6.24 不承諾
			(20.11.27)					

(注) 6.25議院運営委員会において両院協議会を求めないものとするに協議決定されたため、国会の承諾はなかった。

(3) 分科会

分科会	所 管	設置日	構 成	開会日	
第1分科会	皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府(本府、警察庁、金融庁)、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国の会計	平成 21. 4. 6	分科員10人	4.20	4.21
第2分科会	総務省、財務省、文部科学省及び防衛省所管	4. 6	分科員10人	4.20	4.21
第3分科会	厚生労働省、農林水産省及び経済産業省所管	4. 6	分科員10人	4.20	4.21
第4分科会	法務省及び国土交通省所管	4. 6	分科員9人	4.20	4.21

(4) 参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 4.13	本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長	伊藤 周雄君	平成19年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めの件)(第169回国会、内閣提出) 平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めの件)(第169回国会、内閣提出) 平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めの件)(第169回国会、内閣提出) 平成19年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めの件)(第169回国会、内閣提出) 平成19年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めの件)(第169回国会、内閣提出)

6.10	日本銀行総裁	白川 方明君	平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関決算書 平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書
------	--------	--------	--

(第1分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 4.21	本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長	伊藤 周雄君	平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関決算書 平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書 〔皇室費、裁判所、会計検査院、内閣府(本府)所管、沖縄振興開発金融公庫、内閣府(警察庁)及び外務省所管〕

(第2分科会)

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 4.20	株式会社日本政策投資銀行代表取締役社長	室伏 稔君	平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関決算書 平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書 〔総務省所管、公営企業金融公庫、財務省所管、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行及び文部科学省所管〕
	独立行政法人国際協力機構理事長	緒方 貞子君	
	地方公営企業等金融機構理事長	渡邊 雄司君	
4.21	日本郵政株式会社常務執行役	藤本 栄助君	平成19年度一般会計歳入歳出決算 平成19年度特別会計歳入歳出決算 平成19年度国税収納金整理資金受払計算書 平成19年度政府関係機関決算書 平成19年度国有財産増減及び現在額総計算書 平成19年度国有財産無償貸付状況総計算書 〔総務省所管、公営企業金融公庫、財務省所管、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、文部科学省及び防衛省所管〕
	日本放送協会理事	日向 英実君	

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	今村	雅弘君	自民			
	太田	和美君	民主	加藤	学君	民主
	海江田	万里君	民主	柿沼	正明君	民主
	笠原	多見子君	民主	勝又	恒一郎君	民主
	金森	正君	民主	金子	健一君	民主
	神山	洋介君	民主	川口	浩君	民主
	川口	博君	民主	川越	孝洋君	民主
	川島	智太郎君	民主	川村	秀三郎君	民主
	河上	みつえ君	民主	城井	崇君	民主
	小宮山	泰子君	民主	笹木	竜三君	民主
	下条	みつ君	民主	津村	啓介君	民主
	寺田	学君	民主	平岡	秀夫君	民主
	松木	けんこう君	民主	松本	大輔君	民主
	松本	龍君	民主	横光	克彦君	民主
	秋葉	賢也君	自民	井上	信治君	自民
	石原	伸晃君	自民	菅	義偉君	自民
	棚橋	泰文君	自民	谷川	弥一君	自民
	額賀	福志郎君	自民	村上	誠一郎君	自民
	富田	茂之君	公明	古屋	範子君	公明
	浅尾	慶一郎君	みんな	小泉	龍司君	国守
	中村	喜四郎君	無			

(2) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	今村	雅弘君	自民				
理事	岡本	充功君	民主	理事	郡	和子君	民主
理事	中川	治君	民主	理事	柚木	道義君	民主
理事	吉田	泉君	民主	理事	秋葉	賢也君	自民
理事	木村	太郎君	自民	理事	東	順治君	公明
	網屋	信介君	民主		五十嵐	文彦君	民主
	石田	芳弘君	民主		石津	政雄君	民主
	大西	健介君	民主		金森	正君	民主
	櫛淵	万里君	民主		後藤	英友君	民主
	笹木	竜三君	民主		城島	光力君	民主
	菅川	洋君	民主		田嶋	要君	民主
	高橋	英行君	民主		玉木	朝子君	民主
	土肥	隆一君	民主		本多	平直君	民主
	松本	大輔君	民主		三輪	信昭君	民主
	宮崎	岳志君	民主		谷田川	元君	民主
	柳田	和己君	民主		あべ	俊子君	自民
	伊吹	文明君	自民		石原	伸晃君	自民
	田中	和徳君	自民		中村	喜四郎君	自民
	二階	俊博君	自民		細田	博之君	自民
	与謝野	馨君	自民		竹内	譲君	公明
	小泉	龍司君	国守				

(2) 議案審査

付託された議案は、決算等3件及び承諾を求めるの件3件で、審査の概況は、次のとおりである。

平成20年度一般会計歳入歳出決算
 平成20年度特別会計歳入歳出決算
 平成20年度国税収納金整理資金受払計算書
 平成20年度政府関係機関決算書

概要

平成20年度一般会計決算は、収納済歳入額は89兆2,082億円余、支出済歳出額は84兆6,973億円余であり、収納済歳入額には歳入歳出の決算上の不足額を補てんするための決算調整資金からの組入れ額7,181億円余が含まれている。

平成20年度特別会計(21会計)決算は、収納済歳入額の合計額は387兆7,395億円余、支出済歳出額の合計額は359兆1,982億円余である。

平成20年度国税収納金整理資金の収納済額は、56兆1,857億円余である。

平成20年度政府関係機関(9機関)決算は、収入済額の合計額は1兆8,248億円余、支出済額の合計額は1兆7,847億円余である。

審査結果

継続審査

平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書

概要

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成20年度中の国有財産の総増加額は39兆5,847億円余、総減少額は42兆3,834億円余であり、年度末の国有財産現在額は102兆3,690億円余である。

審査結果

継続審査

平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書

概要

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成20年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、1兆886億円余である。

審査結果

継続審査

平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの件）

概要

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上の不足を生ずることとなり、当該決算上不足額を補てんするため、決算調整資金から一般会計の歳入への組入れ額7,181億円余について事後に承諾を求めるもの

審査結果

継続審査

平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

概要

平成20年度一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から平成21年3月17日までの間に使用を決定した「賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費」等11件、計297億円余について事後に承諾を求めるもの

審査結果

継続審査

平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

概要

平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により、平成20年6月27日から11月21日までの間に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計（道路整備勘定）における道路事業の推進に必要な経費の増額」等2特別会計15件、計427億円余について事後に承諾を求めるもの

審査結果

継続審査

《議案審査一覧》
決算等

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		大臣 発言	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
平成20年度一般会計歳入歳出決算 平成20年度特別会計歳入歳出決算 平成20年度国税収納金整理資金受払計算書 平成20年度政府関係機関決算書	21.11.24		12.1			12.4 閉会中 審査		
平成20年度国有財産増減及び現在額総計算書	11.24		12.1			12.4 閉会中 審査		
平成20年度国有財産無償貸付状況総計算書	11.24		12.1			12.4 閉会中 審査		

承諾を求めるの件

件名	提出日	衆議院				参議院		備考
		大臣 発言	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果			
平成20年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)	21.11.24		12.1			12.4 閉会中 審査		
平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)	11.24		12.1			12.4 閉会中 審査		
平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)	11.24		12.1			12.4 閉会中 審査		

16 議院運営委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	小坂 憲次君	自民			
理事	小此木 八郎君	自民	理事	今井 宏君	自民
理事	平沢 勝栄君	自民	理事	渡辺 博道君	自民
理事	高木 毅君	自民	理事	小野寺 五典君	自民
理事	玄葉 光一郎君	民主	理事	渡辺 周君	民主
理事	遠藤 乙彦君	公明		あかま 二郎君	自民
	井脇 ノブ子君	自民		大塚 高司君	自民
	奥野 信亮君	自民		亀岡 偉民君	自民
	清水 清一郎君	自民		谷 公一君	自民
	藤井 勇治君	自民		若宮 健嗣君	自民
	近藤 洋介君	民主		高山 智司君	民主
	伊藤 涉君	公明		佐々木 憲昭君	共産
	保坂 展人君	社民		糸川 正晃君	国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外 5 特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

特別委員会	設置議決日	構成	設置目的
消費者問題に関する特別委員会	平成21. 1. 5	委員40人	消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

また、3月19日、「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会」の設置目的を「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため」とし、その名称を「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」とすることに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案外25案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案1件（継続審査）、委員会提出法律案は4件、委員会提出規程案は1件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は7件で、審査等の概況は、次のとおりである。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号）

要旨

国立国会図書館に恒久平和調査局を置くもの

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第4号）

要旨

育児短時間勤務をしている一般職の国家公務員の勤務時間の改定に準じ、育児短時間勤務をしている国会職員の勤務時間を改定するもの

結果

成案・提出決定

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第32号）

要旨

平成21年6月に受ける議長、副議長及び議員の期末手当の額を2割削減するもの

結果

成案・提出決定

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第33号）

要旨

平成21年6月に受ける国会議員の秘書の勤勉手当の額を一般職の職員に準じて暫定的に減額するもの

結果

成案・提出決定

国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第43号）

要旨

国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするもの

結果

成案・提出決定

衆議院憲法審査会規程案（議院運営委員長提出、規程第1号）

要旨

国会法第102条の10の規定に基づき、憲法審査会に関する事項を定めるもの

結果

成案・提出決定

第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（森喜朗君外5名提出、決議第2号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案（小坂憲次君外10名提出、決議第3号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案（小坂憲次君外7名提出、決議第4号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案（小坂憲次君外7名提出、決議第5号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案（小坂憲次君外12名提出、決議第6号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（津島雄二君外12名提出、決議第7号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

麻生内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外8名提出、決議第8号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果			
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（鳩山由紀夫君外7名提出、第164回国会衆法第27号）	(18. 5.23)		21. 1. 5		(審査未了)				
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第4号）	21. 3. 4				3. 4 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	3. 4 可決	議院運営 3.31 可決	3.31 可決	3.31 法6号
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第32号）	5.26				5.26 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	5.26 可決	議院運営 5.29 可決	5.29 可決	5.29 法42号
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第33号）	5.26				5.26 成案・提出決定(多) (賛-自民・民主・ 公明・国民) (反-共産・社民)	5.26 可決	議院運営 5.29 可決	5.29 可決	5.29 法43号
国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第43号）	7. 2				7. 2 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民)	7. 2 可決	議院運営 7. 3 可決	7. 3 可決	7.10 法73号

規 程 案

件 名	提出日	衆 議 院				
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果
衆議院憲法審査会規程案（議院運営委員長提出、規程第1号）	21. 6.11				6.11 成案・提出決定(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・ 社民・国民)	6.11 可決

決議案

件名	提出日	衆議院				本会議
		趣旨説明	委員会		議決日結果	
			付託日 提案理由	質疑		
第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（森喜朗君外5名提出、決議第2号）	21. 3.16				審査省略	3.17 可決
北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案（小坂憲次君外10名提出、決議第3号）	3.31				審査省略	3.31 可決
北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案（小坂憲次君外7名提出、決議第4号）	4. 7				審査省略	4. 7 可決
北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案（小坂憲次君外7名提出、決議第5号）	5.26				審査省略	5.26 可決
核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案（小坂憲次君外12名提出、決議第6号）	6.16				審査省略	6.16 可決
国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に係る決議案（津島雄二君外12名提出、決議第7号）	7. 9				審査省略	7. 9 可決
麻生内閣不信任決議案（鳩山由紀夫君外8名提出、決議第8号）	7.13				審査省略	7.14 否決

また、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正の件について3月4日、協議決定し、国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件、国立国会図書館組織規程の一部改正の件、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正の件、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正の件、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件、国会職員退職手当審査会等に関する規程制定の件、衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件、裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部改正の件及び裁判官訴追委員会事務局職員定員規程の一部改正の件について3月31日、協議決定し、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正の件について5月26日、協議決定し、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程制定の件について7月2日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 21. 1. 5	小委員10人	(開会する に至らず)	
図書館運営小委員会	1. 5	小委員 9人	1.16	平成21年度国立国会図書館予定経費要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	1. 5	小委員 9人	(開会する に至らず)	
庶務小委員会	1. 5	小委員 9人	1.16	平成21年度本院予定経費要求の件
衆議院事務局等の改革に関する小委員会	1. 5	小委員 9人	(開会する に至らず)	

(6) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 21. 2.17	人事官候補者(産経新聞社東京本社編集局 特別記者)	千野 境子君	人事官任命につき同意を求めるの件
3.18	人事官候補者(日本司法支援センター理事)	篠塚 英子君	人事官及び検査官任命につき同意を 求めるの件
	検査官候補者(会計検査院事務総長)	重松 博之君	

【第172回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	松本	剛明君	民主				
理事	高木	義明君	民主	理事	松崎	公昭君	民主
理事	糸川	正晃君	民主	理事	松木けんこう君		民主
理事	横山	北斗君	民主	理事	鷲尾	英一郎君	民主
理事	逢沢	一郎君	自民	理事	村田	吉隆君	自民
理事	遠藤	乙彦君	公明		岡島	一正君	民主
	梶原	康弘君	民主		小林	千代美君	民主
	高山	智司君	民主		中根	康浩君	民主
	中野	譲君	民主		村越	祐民君	民主
	若井	康彦君	民主		江渡	聡徳君	自民
	高木	毅君	自民		谷	公一君	自民
	平沢	勝栄君	自民		佐々木	憲昭君	共産
	辻元	清美君	社民		下地	幹郎君	国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外6特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 21. 9.18	小委員10人	(開会する に至らず)	
図書館運営小委員会	9.18	小委員9人	(閉会中) 10.15	平成22年度国立国会図書館予算概算要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	9.18	小委員9人	(開会する に至らず)	
庶務小委員会	9.18	小委員9人	(閉会中) 10.15	平成22年度本院予算概算要求の件

【第173回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	松本	剛明君	民主				
理事	高木	義明君	民主	理事	松崎	公昭君	民主
理事	牧	義夫君	民主	理事	松木けんこう君		民主
理事	横山	北斗君	民主	理事	鷲尾	英一郎君	民主
理事	逢沢	一郎君	自民	理事	高木	毅君	自民
理事	遠藤	乙彦君	公明		石井	章君	民主
	菊田	真紀子君	民主		高山	智司君	民主
	津川	祥吾君	民主		手塚	仁雄君	民主
	松崎	哲久君	民主		皆吉	稻生君	民主
	伊東	良孝君	自民		小泉	進次郎君	自民
	齋藤	健君	自民		橘	慶一郎君	自民
	佐々木	憲昭君	共産		服部	良一君	社民
	山内	康一君	みんな		下地	幹郎君	国民

(2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外6特別委員会を設置することに協議決定した。

(3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案外5案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

(4) 議案審査等

付託された議案は、委員会提出法律案は3件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は2件で、審査等の概況は、次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第8号)

要旨

人事院勧告に伴う内閣総理大臣等の特別職の職員の給与改定に準じて、議長、副議長及び議員の歳費月額を引き下げる等の措置を講じようとするもの

結果

成案・提出決定

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第9号)

要旨

人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書の給料月額を引き

下げる等の措置を講じようとするもの

結果

成案・提出決定

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）

要旨

人事院からの意見の申出を受けた一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、国会職員について同様の措置を講ずるもの

結果

成案・提出決定

財務金融委員長玄葉光一郎君解任決議案（竹本直一君外2名提出、決議第1号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

議院運営委員長松本剛明君解任決議案（逢沢一郎君外1名提出、決議第2号）

結果

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

《議案審査等一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果		
			付託日	質 疑				議 決 日 結 果	
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第8号）	21.11.26				11.26 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民)	11.26 可決	議院運営 11.30 可決	11.30 可決	11.30 法88号
国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第9号）	11.26				11.26 成案・提出決定(多) (賛-民主・自民・ 公明・社民・ みんな・国民) (反-共産)	11.26 可決	議院運営 11.30 可決	11.30 可決	11.30 法89号
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第10号）	11.26				11.26 成案・提出決定(全) (賛-民主・自民・ 公明・共産・ 社民・みんな・ 国民)	11.26 可決	議院運営 11.30 可決	11.30 可決	11.30 法94号

決議案

件名	提出日	衆議院				
		趣旨説明	委員会			本会議
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果
財務金融委員長玄葉光一郎君 解任決議案（竹本直一君外2名 提出、決議第1号）	21.11.19				審査省略	11.19 否決
議院運営委員長松本剛明君解 任決議案（逢沢一郎君外1名提 出、決議第2号）	11.19				審査省略	11.20 否決 (注)

(注) 11.19に討論を終局した後、延会し、11.20に採決を行った。

また、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正の件について11月26日、協議決定した。

(5) 小委員会

小委員会	設置日	構成	開会日	審査・調査案件
国会法改正等に関する小委員会	平成 21.10.26	小委員10人	(開会する に至らず)	
図書館運営小委員会	10.26	小委員9人	(閉会中) 22. 1.15	平成22年度国立国会図書館予定経費要求の件
院内の警察及び秩序に関する小委員会	10.26	小委員9人	(開会する に至らず)	
庶務小委員会	10.26	小委員9人	(閉会中) 22. 1.15	平成22年度本院予定経費要求の件

(6) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 21.11.10	人事官候補者（埼玉医科大学特任教授）	江利川 毅君	人事官任命につき同意を求めるの件

17 懲罰委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(20人)

委員長	野田	佳彦君	民主
理事	島村	宜伸君	自民
理事	安住	淳君	民主
	安倍	晋三君	自民
	久間	章生君	自民
	小杉	隆君	自民
	福田	康夫君	自民
	森	喜朗君	自民
	藤井	裕久君	民主
	綿貫	民輔君	国民

理事	村上	誠一郎君	自民
理事	太田	昭宏君	公明
	愛知	和男君	自民
	小泉	純一郎君	自民
	古賀	誠君	自民
	堀内	光雄君	自民
	羽田	孜君	民主
	山岡	賢次君	民主
	平沼	赳夫君	無
			欠員1

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第172回国会】

(1) 委員名簿(20人)

委員長	河村	建夫君	自民			
	木内	孝胤君	民主	菊池	長右エ門君	民主
	岸本	周平君	民主	京野	公子君	民主
	工藤	仁美君	民主	櫛淵	万里君	民主
	沓掛	哲男君	民主	熊谷	貞俊君	民主
	熊田	篤嗣君	民主	野田	佳彦君	民主
	羽田	孜君	民主	三井	辨雄君	民主
	山岡	賢次君	民主	安倍	晋三君	自民
	麻生	太郎君	自民	福田	康夫君	自民
	森	喜朗君	自民	松下	忠洋君	国民
	平沼	赳夫君	国守			

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(20人)

委員長	河村	建夫君	自民				
理事	小平	忠正君	民主	理事	土肥	隆一君	民主
理事	松本	龍君	民主	理事	三井	辨雄君	民主
理事	安倍	晋三君	自民		枝野	幸男君	民主
	小沢	一郎君	民主		篠原	孝君	民主
	高木	義明君	民主		中野	寛成君	民主
	羽田	孜君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	松崎	公昭君	民主		山岡	賢次君	民主
	渡部	恒三君	民主		麻生	太郎君	自民
	福田	康夫君	自民		森	喜朗君	自民
	平沼	赳夫君	国守				

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

18 災害対策特別委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	林田	彪君	自民				
理事	佐田	玄一郎君	自民	理事	土屋	品子君	自民
理事	萩山	教巖君	自民	理事	原田	令嗣君	自民
理事	三ッ林	隆志君	自民	理事	西村	智奈美君	民主
理事	松原	仁君	民主	理事	高木	美智代君	公明
	新井	悦二君	自民		稲葉	大和君	自民
	小川	友一君	自民		近江屋	信広君	自民
	大前	繁雄君	自民		梶山	弘志君	自民
	北川	知克君	自民		坂井	学君	自民
	平	将明君	自民		高鳥	修一君	自民
	徳田	毅君	自民		長島	忠美君	自民
	林	潤君	自民		原田	憲治君	自民
	平口	洋君	自民		藤井	勇治君	自民
	武藤	容治君	自民		盛山	正仁君	自民
	森山	裕君	自民		岡本	充功君	民主
	小平	忠正君	民主		近藤	洋介君	民主
	田村	謙治君	民主		筒井	信隆君	民主
	松本	剛明君	民主		村井	宗明君	民主
	遠藤	乙彦君	公明		坂口	力君	公明
	高橋	千鶴子君	共産		日森	文尋君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 地方公共団体における業務継続計画及び民間企業における事業継続計画の早期策定に向けての取組
- ・ 首都直下地震における帰宅困難者対策
- ・ 地震瞬時速報システムの開発スケジュールと効果

- ・ 洪水ハザードマップの印刷・修正費用に対する国の補助の必要性
- ・ 「被害の実態に即した適切な住家被害認定の運用確保方策に関する検討会」における「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」見直しの方向性
- ・ 被災者生活再建支援法における長期避難世帯の認定基準及び災害救助法に基づく住宅の応急修理に係る災害救助基準の在り方
- ・ 局地激甚災害指定について市町村合併後5年経過後においても旧市町村単位で指定できるようにする必要性
- ・ 新型インフルエンザが発生した場合の対応

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	五十嵐 文彦君	民主			
理事	市村 浩一郎君	民主	理事	小平 忠正君	民主
理事	西村 智奈美君	民主	理事	松原 仁君	民主
理事	村井 宗明君	民主	理事	梶山 弘志君	自民
理事	佐田 玄一郎君	自民	理事	石田 祝稔君	公明
	加藤 学君	民主		海江田 万里君	民主
	柿沼 正明君	民主		笠原 多見子君	民主
	梶原 康弘君	民主		勝又 恒一郎君	民主
	金森 正君	民主		金子 健一君	民主
	神山 洋介君	民主		川口 浩君	民主
	川口 博君	民主		川越 孝洋君	民主
	川島 智太郎君	民主		川村 秀三郎君	民主
	河上 みつえ君	民主		城井 崇君	民主
	黒田 雄君	民主		近藤 洋介君	民主
	田村 謙治君	民主		長島 一由君	民主
	伊東 良孝君	自民		金田 勝年君	自民
	北村 誠吾君	自民		齋藤 健君	自民
	平 将明君	自民		橘 慶一郎君	自民
	長島 忠美君	自民		森山 裕君	自民
	江田 康幸君	公明		高橋 千鶴子君	共産
	重野 安正君	社民			

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	五十嵐	文彦君	民主					
理事	市村	浩一郎君	民主	理事	神山	洋介君	民主	
理事	後藤	祐一君	民主	理事	高橋	昭一君	民主	
理事	橘	秀徳君	民主	理事	谷	公一君	自民	
理事	古川	禎久君	自民	理事	石田	祝稔君	公明	
	糸川	正晃君	民主		稲富	修二君	民主	
	奥田	建君	民主		奥村	展三君	民主	
	勝又	恒一郎君	民主		川村	秀三郎君	民主	
	黄川田	徹君	民主		沓掛	哲男君	民主	
	小山	展弘君	民主		近藤	和也君	民主	
	斎藤	やすのり君	民主		田中	美絵子君	民主	
	平	智之君	民主		高松	和夫君	民主	
	高邑	勉君	民主		松本	龍君	民主	
	村井	宗明君	民主		森岡	洋一郎君	民主	
	森山	浩行君	民主		吉川	政重君	民主	
	秋葉	賢也君	自民		江藤	拓君	自民	
	梶山	弘志君	自民		佐藤	勉君	自民	
	竹下	亘君	自民		長島	忠美君	自民	
	林	幹雄君	自民		森山	裕君	自民	
	稲津	久君	公明		高橋	千鶴子君	共産	
	重野	安正君	社民					

(2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

19 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	河本	三郎君	自民				
理事	下村	博文君	自民	理事	菅	義偉君	自民
理事	中馬	弘毅君	自民	理事	原田	義昭君	自民
理事	山口	泰明君	自民	理事	篠原	孝君	民主
理事	福田	昭夫君	民主	理事	井上	義久君	公明
	伊藤	忠彦君	自民		稲田	朋美君	自民
	浮島	敏男君	自民		小里	泰弘君	自民
	越智	隆雄君	自民		大塚	拓君	自民
	木原	誠二君	自民		木原	稔君	自民
	棚橋	泰文君	自民		土井	亨君	自民
	土井	真樹君	自民		永岡	桂子君	自民
	萩原	誠司君	自民		福田	峰之君	自民
	藤野	真紀子君	自民		船田	元君	自民
	松本	文明君	自民		村田	吉隆君	自民
	渡部	篤君	自民		石関	貴史君	民主
	大串	博志君	民主		奥村	展三君	民主
	階	猛君	民主		中井	洽君	民主
	松本	龍君	民主		横山	北斗君	民主
	佐藤	茂樹君	公明		高木	陽介君	公明
	佐々木	憲昭君	共産		菅野	哲雄君	社民
	下地	幹郎君	国民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案5件(うち継続審査3件)で、審査の概況は、次のとおりである。

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外2名提出、第163回国会衆法第14号)

要旨

我が国において多くの永住外国人が日本国民と同様の社会生活を営んでいる現状にかんがみ、その意見を地方における政治に反映させるため、永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与するもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外7名提出、第164回国会衆法第40号)

要旨

近時における情報化社会の進展の状況にかんがみ、選挙運動期間における候補者と有権者との対話を促進し、有権者の選挙に対する関心を高めるとともに政策本位の選挙の実現に資するため、インターネット等を用いた選挙運動を解禁する等の措置を講ずるもの

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外4名提出、第170回国会衆法第3号)

要旨

選挙運動用自動車の規格制限の緩和及び簡素化等、候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、選挙運動費用収支報告書の提出期限の延長等、供託金の額及び没収点の引下げ並びに投票をした旨を証する書面の交付の禁止等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 供託金の額及び没収点の引下げの趣旨
- ・ いわゆる投票済証の交付禁止の趣旨

審査結果

可決

(参議院において未付託未了)

政党助成法の一部を改正する法律案(葉梨康弘君外2名提出、衆法第27号)

要旨

政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散等を決定した日後は、政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするもの

主な質疑内容

- ・ 過去の解散直前に政党交付金を他の政治団体に寄附をした事例の有無
- ・ 現行法及び改正案における政党交付金の返還命令の趣旨

審査結果

可決

(参議院において未付託未了)

政治資金規正法等の一部を改正する法律案(岡田克也君外5名提出、衆法第34号)

要旨

世襲候補者が世襲でない候補者と比較して政治資金の面において有利となっている現状にかんがみ、国会議員に係る政治資金の親族への引継ぎを制限するとともに、広く国民によって支えられる政治を実現するために企業・団体献金の全面禁止及び個人献金の税額控除の拡大等の措置を講ずるもの

主な質疑内容

- ・ 企業・団体献金廃止に対する法律案提出者の認識
- ・ 個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充の内容

審査結果

(解散のため本院において審査未了)

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	趣 旨 説 明	衆 議 院				参 議 院		公布日 番 号
			委 員 会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果	議決日 結 果	議決日 結 果	
永住外国人に対する地方公共 団体の議会の議員及び長の選 挙権の付与に関する法律案 (冬柴鐵三君外2名提出、第 163回国会衆法第14号)	(17.10.21)		21. 1. 5						
			(18. 6.16)						
公職選挙法等の一部を改正す る法律案(渡辺周君外7名提 出、第164回国会衆法第40号)	(18. 6.13)		21. 1. 5						
公職選挙法の一部を改正する 法律案(村田吉隆君外4名提 出、第170回国会衆法第3号)	(20.12.15)		21. 1. 5	7. 2 7. 3 7. 7	7. 8 可決(多) (賛-自民・公明・ 共産・社民) (反-民主・国民)	7. 9 可決	(未付託未了)		
			7. 2						
政党助成法の一部を改正する 法律案(葉梨康弘君外2名提 出、衆法第27号)	21. 4.30		7. 2	7. 2 7. 3 7. 7	7. 8 可決(多) (賛-自民・公明・ 社民) (反-民主・共産・ 国民)	7. 9 可決	(未付託未了)		
			7. 2						
政治資金規正法等の一部を改 正する法律案(岡田克也君外5 名提出、衆法第34号)	6. 1		6.25	7. 9	(審査未了)				
			7. 8						

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	牧野	聖修君	民主						
理事	篠原	孝君	民主	理事	橋本	清仁君	民主		
理事	福田	昭夫君	民主	理事	松本	龍君	民主		
理事	横山	北斗君	民主	理事	下村	博文君	自民		
理事	菅	義偉君	自民	理事	佐藤	茂樹君	公明		
	石関	貴史君	民主		大串	博志君	民主		
	木内	孝胤君	民主		木村たけつか君		民主		
	菊池長右エ門君		民主		岸本	周平君	民主		
	京野	公子君	民主		工藤	仁美君	民主		
	櫛淵	万里君	民主		沓掛	哲男君	民主		
	熊谷	貞俊君	民主		熊田	篤嗣君	民主		
	黒岩	宇洋君	民主		黒田	雄君	民主		
	桑原	功君	民主		辻	恵君	民主		
	道休	誠一郎君	民主		富岡	芳忠君	民主		
	豊田	潤多郎君	民主		永江	孝子君	民主		
	稲田	朋美君	自民		小里	泰弘君	自民		
	小泉	進次郎君	自民		棚橋	泰文君	自民		
	永岡	桂子君	自民		馳	浩君	自民		
	松野	博一君	自民		村田	吉隆君	自民		
	井上	義久君	公明		佐々木	憲昭君	共産		
	中島	隆利君	社民						

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	牧野	聖修君	民主				
理事	岡本	英子君	民主	理事	中林	美恵子君	民主
理事	萩原	仁君	民主	理事	橋本	清仁君	民主
理事	畑	浩治君	民主	理事	棚橋	泰文君	自民
理事	西野	あきら君	自民	理事	富田	茂之君	公明
	井戸	まさえ君	民主		太田	和美君	民主
	柿沼	正明君	民主		笠原	多見子君	民主
	金子	健一君	民主		川越	孝洋君	民主
	桑原	功君	民主		古賀	敬章君	民主
	首藤	信彦君	民主		高井	崇志君	民主
	中後	淳君	民主		花咲	宏基君	民主
	平山	泰朗君	民主		福島	伸享君	民主
	福田	昭夫君	民主		森本	哲生君	民主
	横山	北斗君	民主		吉田	泉君	民主
	吉田	公一君	民主		和嶋	未希君	民主
	赤澤	亮正君	自民		石原	伸晃君	自民
	岸田	文雄君	自民		菅	義偉君	自民
	武部	勤君	自民		二階	俊博君	自民
	鳩山	邦夫君	自民		松野	博一君	自民
	井上	義久君	公明		佐々木	憲昭君	共産
	中島	隆利君	社民				

(2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

(3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(大口善徳君提出、衆法第3号)

要旨

政治資金の透明性を確保するため、政治団体の代表者の会計責任者に対する選任・監督責任を強化するもの

審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
政治資金規正法及び政党助成 法の一部を改正する法律案 (大口善徳君提出、衆法第3号)	21.11.11		12. 1					12. 4 閉会中 審査	

20 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	前原 誠司君	民主			
理事	井上 信治君	自民	理事	嘉数 知賢君	自民
理事	小島 敏男君	自民	理事	仲村 正治君	自民
理事	西野 あきら君	自民	理事	松木 謙公君	民主
理事	三井 辨雄君	民主	理事	江田 康幸君	公明
	安次富 修君	自民		飯島 夕雁君	自民
	岸田 文雄君	自民		清水 清一郎君	自民
	中根 一幸君	自民		西村 明宏君	自民
	橋本 岳君	自民		平口 洋君	自民
	馬渡 龍治君	自民		山崎 拓君	自民
	若宮 健嗣君	自民		市村 浩一郎君	民主
	加藤 公一君	民主		仲野 博子君	民主
	丸谷 佳織君	公明		赤嶺 政賢君	共産

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案1件、委員会提出法律案は1件で、審査等の概況は、次のとおりである。

沖縄科学技術大学院大学学園法案(内閣提出第43号)

要旨

沖縄科学技術大学院大学の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与するもの

主な質疑内容

- ・ 沖縄科学技術大学院大学学園を特別な学校法人とした理由及び学園に対する国の財政支援の在り方
- ・ 沖縄科学技術大学院大学を沖縄県に設置する理由
- ・ 同大学院大学を核とした産官学の連携及び知的クラスターの形成を沖縄振興につなげる方法

審査結果

修正

<修正内容>

法律の目的に「沖縄の振興に寄与する」との趣旨を追加し、国は、学園の業務に要する経費の2分の1を超えて補助できること等に改めるもの

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第36号）

要旨

北方領土問題等についての国民世論を啓発し、北方地域元居住者に対する援護措置の充実及び北方領土隣接地域の一層の振興を図るため、法律の目的に北方領土は「我が国固有の領土」であることを明記した上で、「交流等事業」の定義の追加、隣接地域の振興計画に基づく事業への特別の助成の見直しなど所要の措置を講ずるもの

結果

成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果				
沖縄科学技術大学院大学学園 法案（内閣提出第43号）	21. 3. 3		5.27 5.28	6.11	6.11 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	6.11 修正	沖縄北方特 7. 1 可決	7. 3 可決	7.10 法76号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議 議決日 結 果	委員会名 議決日 結 果	本会議 議決日 結 果	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果				
北方領土問題等の解決の促進 のための特別措置に関する法 律の一部を改正する法律案 （沖縄及び北方問題に関する 特別委員長提出、衆法第36号）	21. 6.11				6.11 成案・提出決定(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産)	6.11 可決	沖縄北方特 7. 1 可決	7. 3 可決	7.10 法75号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 沖縄の旧軍飛行場用地問題において未解決の大嶺（旧小禄村）、伊江島等についても誠意を持って対処する必要性
- ・ 那覇空港沖合に滑走路を増設しても米軍嘉手納基地訓練空域との関係によりオープンパラレル（並行滑走路での同時離発着）での運用が困難になる可能性
- ・ 沖縄県の持つ自然環境や地理的優位性をフルに活かした沖縄振興に取り組む必要性
- ・ 沖縄科学技術大学院大学設置計画を中止した場合の影響

- ・ 日口首脳会談（平成21年2月18日）において北方領土問題解決に向けてメドベージェフ大統領が指示を出した「新たな独創的で型にはまらないアプローチ」に関する政府の認識及び交渉の方策
- ・ ロシア側による出入国カード提出要求により人道支援事業が中止になった経緯及び再開の見通し
- ・ 「北方領土問題に関する特別世論調査」（平成20年10月）の結果を踏まえた北方領土問題に対する学校教育の在り方
- ・ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の改正要望に対する沖縄北方担当大臣の見解

（5）視察

視察日	視察地名	視 察 目 的	視察委員
平成 21. 5.27	沖縄県	沖縄問題に関する実情調査（沖縄科学技術大学院大学学園）	10人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	山本	公一君	自民				
理事	市村	浩一郎君	民主	理事	加藤	公一君	民主
理事	小林	興起君	民主	理事	仲野	博子君	民主
理事	松木	けんこう君	民主	理事	井上	信治君	自民
理事	西野	あきら君	自民	理事	稲津	久君	公明
	小泉	俊明君	民主		小林	千代美君	民主
	小林	正枝君	民主		小室	寿明君	民主
	小山	展弘君	民主		古賀	敬章君	民主
	後藤	英友君	民主		後藤	祐一君	民主
	近藤	和也君	民主		津島	恭一君	民主
	手塚	仁雄君	民主		竹本	直一君	自民
	平井	たくや君	自民		吉野	正芳君	自民
	赤嶺	政賢君	共産		照屋	寛徳君	社民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	山本	公一君	自民				
理事	杉本	かずみ君	民主	理事	玉城	デニー君	民主
理事	福嶋	健一郎君	民主	理事	松木	けんこう君	民主
理事	向山	好一君	民主	理事	伊東	良孝君	自民
理事	佐田	玄一郎君	自民	理事	稲津	久君	公明
	石川	知裕君	民主		石関	貴史君	民主
	小林	興起君	民主		瑞慶覧	長敏君	民主
	高野	守君	民主		土肥	隆一君	民主
	仲野	博子君	民主		鉢呂	吉雄君	民主
	山岡	達丸君	民主		若泉	征三君	民主
	井上	信治君	自民		北村	茂男君	自民
	宮腰	光寛君	自民		赤嶺	政賢君	共産
	照屋	寛徳君	社民		下地	幹郎君	国民

(2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

21 青少年問題に関する特別委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	末松	義規君	民主				
理事	江崎	洋一郎君	自民	理事	後藤田	正純君	自民
理事	佐藤	錬君	自民	理事	実川	幸夫君	自民
理事	菅原	一秀君	自民	理事	笹木	竜三君	民主
理事	吉田	泉君	民主	理事	古屋	範子君	公明
	井澤	京子君	自民		井脇	ノブ子君	自民
	上野	賢一郎君	自民		大塚	高司君	自民
	谷	公一君	自民		とかしきなおみ君		自民
	永岡	桂子君	自民		丹羽	秀樹君	自民
	福岡	資麿君	自民		松本	洋平君	自民
	山内	康一君	自民		泉	健太君	民主
	菊田	真紀子君	民主		田名部	匡代君	民主
	池坊	保子君	公明		石井	郁子君	共産

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案1件で、審査の概況は、次のとおりである。

青少年総合対策推進法案(内閣提出第48号)

要旨

青少年の健全な育成について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるほか、青少年が自立した社会生活を営むことができるようにするための支援その他の施策を定めるとともに、青少年総合対策推進本部を設置すること等により、総合的な青少年の健全な育成のための施策を推進するもの

主な質疑内容

- ・ 本法律案による子ども・若者育成支援における縦割行政の弊害改善への効果
- ・ 「総合相談センター」が総合窓口として機能するための人材養成及び体制強化の必要性
- ・ 修正案において、社会生活を営む上で困難を有するすべての子ども・若者を支援の対象とするとしたことを踏まえての今後の子ども・若者育成支援施策の方向性

審査結果

修正(附帯決議)

<修正内容>

題名を「子ども・若者育成支援推進法」に変更、支援の対象者を「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」に拡大、「自立した社会生活」の文言を「円滑な社会生活」とする等

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	衆議院					参議院		公布日 番号
		趣旨 説明	委員会			本会議	委員会名 議決日 結果	本会議 議決日 結果	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果			
青少年総合対策推進法案（内閣提出第48号）	21. 3. 6		6.15 6.16	6.18	6.18 修正（全） （賛-自民・民主・ 公明・共産） （附）	6.19 修正	内閣 6.30 可決 （附）	7. 1 可決	7. 8 法71号

(4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 青少年が安心してインターネットを利用できる環境整備を進めるに当たっての課題
- ・ 大麻に関する規制及び取締りの現状
- ・ 企業における政府の若年者就労支援策の認知状況
- ・ 児童生徒の自殺の背景におけるいじめの有無の確認方法
- ・ 高校卒業後の就職支援に関する文部科学省の方針
- ・ 携帯電話へのフィルタリングの普及状況、普及促進のための政府の取組
- ・ 学校教育における健康教育の重要性

(5) 参考人

出頭日	職業	氏名	審査・調査案件
平成 21. 4. 15	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ取締役 常務執行役員経営企画部長	加藤 薫君	青少年問題に関する件（ネット上の 有害情報から子どもを守るための対 策）
	KDDI株式会社代表取締役執行役員副 社長	長尾 哲君	
	ソフトバンク株式会社社長室長	嶋 聡君	
	財団法人インターネット協会副理事長	国分 明男君	
4. 24	教育評論家 日本家庭教育学会副理事長 八洲学園大学客員教授	川越 淑江君	青少年問題に関する件（ニート、ひ きこもり等、困難を抱える青少年を 支援するための対策）
	東京大学社会科学研究所教授	玄田 有史君	
	特定非営利活動法人「育て上げ」ネット理 事長	工藤 啓君	
	田辺市ひきこもり検討委員会委員長	布袋 太三君	

(6) 視察

視察日	視察地名	視察目的	視察委員
平成 21. 3. 25	東京都（渋谷区、足立区）	青少年問題（若年者雇用関係）に関する実情調査	11人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	池坊	保子君	公明				
理事	笹木	竜三君	民主	理事	園田	康博君	民主
理事	田名部	匡代君	民主	理事	中川	治君	民主
理事	吉田	泉君	民主	理事	後藤田	正純君	自民
理事	菅原	一秀君	自民	理事	高木	美智代君	公明
	泉	健太君	民主		佐藤	ゆうこ君	民主
	斉木	武志君	民主		斉藤	進君	民主
	齋藤	勁君	民主		斎藤	やすのり君	民主
	坂口	岳洋君	民主		阪口	直人君	民主
	柴橋	正直君	民主		城島	光力君	民主
	白石	洋一君	民主		石田	真敏君	自民
	金子	恭之君	自民		松浪	健太君	自民
	宮本	岳志君	共産		辻元	清美君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	池坊 保子君	公明			
理事	石井 登志郎君	民主	理事	小野塚 勝俊君	民主
理事	黒田 雄君	民主	理事	佐藤 ゆうこ君	民主
理事	園田 康博君	民主	理事	菅原 一秀君	自民
理事	松浪 健太君	自民	理事	高木 美智代君	公明
	打越 あかし君	民主		大泉 ひろこ君	民主
	大山 昌宏君	民主		京野 公子君	民主
	小林 正枝君	民主		道休 誠一郎君	民主
	初鹿 明博君	民主		室井 秀子君	民主
	山崎 摩耶君	民主		山本 剛正君	民主
	柚木 道義君	民主		あべ 俊子君	自民
	小淵 優子君	自民		馳 浩君	自民
	宮本 岳志君	共産		吉泉 秀男君	社民

(2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 子どもが未来に希望を持てる社会の在り方
- ・ 青少年のテレビの視聴が青少年の健全な育成に与える影響
- ・ 小学生の段階で薬物乱用防止対策の活動を行う必要性
- ・ 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置状況
- ・ 児童養護施設の職員の虐待に関する専門性を地域社会に生かす必要性
- ・ 子ども・若者育成支援協議会に対する国の支援策
- ・ 離婚後の子どもに対する共同親権やハーグ条約批准に向けての検討を行う必要性
- ・ 配偶者からの暴力(DV)被害者の一時保護を担っている民間シェルターに対して支援を行う必要性
- ・ 厳しい経済情勢における大企業の社会責任

22 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	深谷	隆司君	自民				
理事	木村	勉君	自民	理事	小池	百合子君	自民
理事	後藤田	正純君	自民	理事	新藤	義孝君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	長島	昭久君	民主
理事	鉢呂	吉雄君	民主	理事	佐藤	茂樹君	公明
	あかま	二郎君	自民		赤池	誠章君	自民
	赤城	徳彦君	自民		秋葉	賢也君	自民
	新井	悦二君	自民		石原	宏高君	自民
	江渡	聡徳君	自民		越智	隆雄君	自民
	大塚	拓君	自民		木原	稔君	自民
	杉田	元司君	自民		鈴木	馨祐君	自民
	富岡	勉君	自民		中根	一幸君	自民
	葉梨	康弘君	自民		橋本	岳君	自民
	松浪	健四郎君	自民		松本	洋平君	自民
	三原	朝彦君	自民		村田	吉隆君	自民
	矢野	隆司君	自民		吉田六左工門君		自民
	大島	敦君	民主		川内	博史君	民主
	田嶋	要君	民主		武正	公一君	民主
	伴野	豊君	民主		平岡	秀夫君	民主
	松野	頼久君	民主		三谷	光男君	民主
	渡辺	周君	民主		石井	啓一君	公明
	冬柴	鐵三君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	阿部	知子君	社民		下地	幹郎君	国民

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案2件で、審査の概況は、次のとおりである。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案(内閣提出第61号)

要旨

我が国の経済社会及び国民生活における船舶航行の安全確保の重要性並びに国連海洋法条約の趣旨にかんがみ、海賊行為への適切かつ効果的な対処のために必要な海賊行為の定義、海賊行為の処罰、海上保安庁及び自衛隊による海賊行為への対処等の

事項を定めるもの

主な質疑内容

- ・ 本法律案で停船射撃が行える要件
- ・ 海賊対処行動発令時における内閣総理大臣の承認を国会の承認とする必要性
- ・ 海上保安庁ではソマリア沖・アデン湾での海賊対処ができない理由
- ・ 遠方海域での海賊対処に海上保安庁が対応するため早急に「しきしま」級の巡視船を整備することの必要性についての国土交通大臣の見解
- ・ 対処事案が海賊行為の要件となる「私的目的」であることを見極める基準
- ・ 海賊逮捕後の身柄の取扱いに関する法律上の手続

参考人からの意見の聴取

審査結果

可決

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（内閣提出第69号）

要旨

国連安保理決議1874等が大量破壊兵器関連の物資等の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止措置の強化等を要請していることを踏まえ、我が国が実施する北朝鮮特定貨物の検査、提出命令、保管、回航命令等について定めるもの

主な質疑内容

- ・ 貨物検査活動を警察活動として整理した理由
- ・ 本法律案第9条第2項における「海上保安庁のみでは対応することができない特別の事情」の具体的内容
- ・ 諸外国との連携についての規定を本法律案に盛り込む必要性
- ・ 海上保安庁と海上自衛隊との迅速な連携の在り方
- ・ 船舶検査の前提となる「旗国の同意」が得られない場合の対応

審査結果

可決

（参議院において未付託未了）

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	趣旨説明	衆議院				参議院		公布日 番号
			付託日	委員会		本会議	委員会名 議決日 結果	本会議	
				提案理由	質疑	議決日 結果		議決日 結果	
海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出第61号）	21. 3. 13	4. 14	4. 14	4. 15 4. 17 4. 21 4. 22 4. 23	4. 23 可決(多) (賛-自民・公明) (反-民主・共産・社民・国民)	4. 23 可決 6. 19 再可決 (注)	外交防衛 6. 18 否決 6. 19 否決	6. 24 法55号	

(注) 憲法第59条第2項の規定による再可決。

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（内閣提出第69号）	7.7		7.8	7.10 7.13 7.14	7.14 可決（全） （賛-自民・公明） （欠-民主・共産・社民・国民）	7.14 可決	（未付託未了）		
			7.9						

（4）参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 4.21	社団法人日本船主協会会長	前川 弘幸君	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出）
	社団法人日本船長協会会長	森本 靖之君	
	全日本海員組合組合長	藤澤 洋二君	
	早稲田大学法学学術院教授	水島 朝穂君	

【第172回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	石田	勝之君	民主				
理事	岡島	一正君	民主	理事	武正	公一君	民主
理事	長島	昭久君	民主	理事	鉢呂	吉雄君	民主
理事	渡辺	周君	民主	理事	柴山	昌彦君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	赤松	正雄君	公明
	大島	敦君	民主		佐藤	ゆうこ君	民主
	齋藤	勁君	民主		齋藤	やすのり君	民主
	坂口	岳洋君	民主		阪口	直人君	民主
	柴橋	正直君	民主		城島	光力君	民主
	白石	洋一君	民主		首藤	信彦君	民主
	瑞慶覧	長敏君	民主		杉本	かずみ君	民主
	菅川	洋君	民主		空本	誠喜君	民主
	田嶋	要君	民主		平	智之君	民主
	高井	崇志君	民主		高野	守君	民主
	高橋	昭一君	民主		高橋	英行君	民主
	中島	政希君	民主		長尾	敬君	民主
	伴野	豊君	民主		秋葉	賢也君	自民
	江渡	聡徳君	自民		梶山	弘志君	自民
	後藤田	正純君	自民		齋藤	健君	自民
	塩崎	恭久君	自民		竹下	亘君	自民
	橘	慶一郎君	自民		松本	純君	自民
	石井	啓一君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	阿部	知子君	社民		江田	憲司君	みんな

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(45人)

委員長	石田	勝之君	民主				
理事	岡島	一正君	民主	理事	奥野	総一郎君	民主
理事	加藤	学君	民主	理事	城井	崇君	民主
理事	長島	一由君	民主	理事	武田	良太君	自民
理事	中谷	元君	自民	理事	赤松	正雄君	公明
	石田	三示君	民主		生方	幸夫君	民主
	緒方	林太郎君	民主		岡田	康裕君	民主
	斉木	武志君	民主		坂口	岳洋君	民主
	阪口	直人君	民主		神風	英男君	民主
	空本	誠喜君	民主		竹田	光明君	民主
	玉木	雄一郎君	民主		手塚	仁雄君	民主
	富岡	芳忠君	民主		中根	康浩君	民主
	中野	譲君	民主		中野渡	詔子君	民主
	浜本	宏君	民主		三宅	雪子君	民主
	宮島	大典君	民主		村越	祐民君	民主
	山口	壯君	民主		吉田	統彦君	民主
	渡辺	浩一郎君	民主		稲田	朋美君	自民
	岩屋	毅君	自民		江渡	聡徳君	自民
	新藤	義孝君	自民		谷川	弥一君	自民
	徳田	毅君	自民		西村	康稔君	自民
	浜田	靖一君	自民		松浪	健太君	自民
	佐藤	茂樹君	公明		赤嶺	政賢君	共産
	服部	良一君	社民		江田	憲司君	みんな

(2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

23 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	柳本	卓治君	自民				
理事	奥野	信亮君	自民	理事	河井	克行君	自民
理事	小杉	隆君	自民	理事	葉梨	康弘君	自民
理事	古屋	圭司君	自民	理事	池田	元久君	民主
理事	内山	晃君	民主	理事	高木	陽介君	公明
	遠藤	武彦君	自民		木原	誠二君	自民
	藺浦	健太郎君	自民		高木	毅君	自民
	長島	忠美君	自民		萩原	誠司君	自民
	平田	耕一君	自民		山本ともひろ君		自民
	山本	有二君	自民		渡部	篤君	自民
	北神	圭朗君	民主		園田	康博君	民主
	高山	智司君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	上田	勇君	公明		笠井	亮君	共産

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第172回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	城島	光力君	民主				
理事	池田	元久君	民主	理事	内山	晃君	民主
理事	北神	圭朗君	民主	理事	黒岩	宇洋君	民主
理事	高山	智司君	民主	理事	古屋	圭司君	自民
理事	柳本	卓治君	自民	理事	高木	陽介君	公明
	田中	けいしゅう君	民主		田中	美絵子君	民主
	高邑	勉君	民主		竹田	光明君	民主
	橋	秀徳君	民主		玉木	朝子君	民主
	玉木	雄一郎君	民主		玉城	デニー君	民主
	玉置	公良君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	江藤	拓君	自民		河井	克行君	自民
	高木	毅君	自民		山本	有二郎君	自民
	笠井	亮君	共産		中島	隆利君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(25人)

委員長	城島	光力君	民主				
理事	稲見	哲男君	民主	理事	大谷	啓君	民主
理事	熊田	篤嗣君	民主	理事	黒岩	宇洋君	民主
理事	長尾	敬君	民主	理事	江藤	拓君	自民
理事	古屋	圭司君	自民	理事	竹内	譲君	公明
	内山	晃君	民主		北神	圭朗君	民主
	下条	みつ君	民主		中津川	博郷君	民主
	松原	仁君	民主		本村	賢太郎君	民主
	矢崎	公二君	民主		吉田	おさむ君	民主
	笠	浩史君	民主		鷲尾	英一郎君	民主
	小里	泰弘君	自民		坂本	哲志君	自民
	高木	毅君	自民		永岡	桂子君	自民
	笠井	亮君	共産		中島	隆利君	社民

(2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

主な質疑内容

- ・ 鳩山内閣における拉致問題の解決への具体的な道筋
- ・ 総理の所信表明演説でも言及された拉致・核・ミサイル問題の「包括的解決」の意味
- ・ 「拉致被疑者の引渡し」が鳩山内閣において触れられていない理由
- ・ 拉致問題解決における日米同盟の存在の重要性と政権交代による日米同盟のきしみが対北朝鮮外交に及ぼす影響
- ・ 拉致被害者の認定要件を見直す必要性
- ・ 鳩山内閣における日朝平壤宣言の位置付け

24 消費者問題に関する特別委員会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	船田	元君	自民				
理事	大野	松茂君	自民	理事	岡下	信子君	自民
理事	岸田	文雄君	自民	理事	七条	明君	自民
理事	やまざわ	大志郎君	自民	理事	仙谷	由人君	民主
理事	園田	康博君	民主	理事	大口	善徳君	公明
	井澤	京子君	自民		遠藤	宣彦君	自民
	近江屋	信広君	自民		大塚	高司君	自民
	亀井	善太郎君	自民		北村	茂男君	自民
	小島	敏男君	自民		佐藤	錬君	自民
	平	将明君	自民		玉沢	徳一郎君	自民
	土屋	正忠君	自民		とかしき	なおみ君	自民
	土井	真樹君	自民		永岡	桂子君	自民
	並木	正芳君	自民		西川	京子君	自民
	西本	勝子君	自民		宮腰	光寛君	自民
	矢野	隆司君	自民		泉	健太君	民主
	枝野	幸男君	民主		小川	淳也君	民主
	小宮山	洋子君	民主		階	猛君	民主
	田島	一成君	民主		田名部	匡代君	民主
	田端	正広君	公明		榭屋	敬悟君	公明
	吉井	英勝君	共産		日森	文尋君	社民
	糸川	正晃君	国民				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案3件(継続審査)及び議員提出法律案2件で、審査の概況は、次のとおりである。

消費者庁設置法案(内閣提出、第170回国会閣法第1号)

要旨

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置するもの

主な質疑内容(から までの5件について)

- ・ 消費者庁設置の意義及び効果

- ・ 消費者政策委員会の権限、構成等
- ・ 消費者庁が所管する法律及び他省庁との共管の在り方
- ・ 消費者安全法案における「重大事故等」の定義
- ・ 地方消費者行政に対する財政支援の必要性
- ・ 消費生活相談員の処遇及び養成の在り方
- ・ 消費者権利院の役割及び権限
- ・ 違法収益はく奪等の被害者救済制度の在り方

参考人からの意見の聴取

委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」にすること、消費者政策委員会を内閣府本府に設置するものに改め、その名称について「消費者委員会」に改称するとともに、同委員会の権限を強化すること、検討条項を設けること等

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第170回国会閣法第2号）

要旨

消費者庁設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備するもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

参考人からの意見の聴取

委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

消費者庁設置法の題名を変更することに伴い、題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」とすること、内閣府設置法第4条第1項のいわゆる内閣補助事務の規定について、消費者行政全般にわたるよう規定すること等

消費者安全法案（内閣提出、第170回国会閣法第3号）

要旨

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の防止のための措置等を講ずるもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

参考人からの意見の聴取

委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

審査結果

修正（附帯決議）

< 修正内容 >

国及び地方公共団体の責務に関し、消費者事故等に関する情報の開示及び消費生活に関する教育活動を加えること、内閣総理大臣は消費者事故等に関する情報の集約及び分析の結果を公表し、国会に対して報告すること、消費者委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の防止等に関して、必要な勧告をするとともに、その措置について報告を求めると、検討条項を設けること等

消費者権利院法案（枝野幸男君外 2 名提出、衆法第 8 号）

要旨

消費者基本法に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者の権利利益の擁護及び増進を図るため、内閣の所轄の下に、消費者権利院を置くもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

参考人からの意見の聴取

委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外 2 名提出、衆法第 9 号）

要旨

消費者の被害の発生又は拡大を防止すること及び消費者に被害が発生した場合において適切かつ迅速な救済を行うことの重要性にかんがみ、消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を迫ることができることとするとともに、適格消費者団体の消費者権利官による登録等の制度並びに差止請求及び損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続等について所要の規定を整備するもの

主な質疑内容

（ 参照 ）

参考人からの意見の聴取

委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取

審査結果

（解散のため本院において審査未了）

《議案審査一覧》

閣法

件名	提出日	趣旨 説明	衆議院				参議院		公布日 番号
			委員会			本会議	委員会名	本会議	
			付託日 提案理由	質疑	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	議決日 結果	
消費者庁設置法案（内閣提出、 第170回国会閣法第1号）	(20. 9.29)	21. 3.17	1. 5	3.18 3.24 3.25 3.26 3.27 3.30 3.31 4. 2 4. 6(地公) 4. 7 4. 8 4. 9 4.16	4.16 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	4.17 修正	消費者特 5.28 可決 (附)	5.29 可決	6. 5 法48号
消費者庁設置法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律 案（内閣提出、第170回国会閣 法第2号）	(20. 9.29)	21. 3.17	1. 5	3.18 3.24 3.25 3.26 3.27 3.30 3.31 4. 2 4. 6(地公) 4. 7 4. 8 4. 9 4.16	4.16 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	4.17 修正	消費者特 5.28 可決 (附)	5.29 可決	6. 5 法49号
消費者安全法案（内閣提出、 第170回国会閣法第3号）	(20. 9.29)	21. 3.17	1. 5	3.18 3.24 3.25 3.26 3.27 3.30 3.31 4. 2 4. 6(地公) 4. 7 4. 8 4. 9 4.16	4.16 修正(全) (賛-自民・民主・ 公明・共産・ 社民・国民) (附)	4.17 修正	消費者特 5.28 可決 (附)	5.29 可決	6. 5 法50号

衆 法

件 名	提出日	衆 議 院					参 議 院		公布日 番 号
		趣 旨 説 明	委 員 会			本会議	委員会名 議決日 結 果	本会議	
			付託日 提 案 理 由	質 疑	議 決 日 結 果	議決日 結 果		議決日 結 果	
消費者権利院法案（枝野幸男 君外2名提出、衆法第8号）	21. 3.12	3.17	3.17	3.18 3.24 3.25 3.26 3.27 3.30 3.31 4. 2 4. 6(地公) 4. 7 4. 8 4. 9 4.16	(審査未了)				
消費者団体訴訟法案（小宮山 洋子君外2名提出、衆法第9号）	3.12	3.17	3.17	3.18 3.24 3.25 3.26 3.27 3.30 3.31 4. 2 4. 6(地公) 4. 7 4. 8 4. 9 4.16	(審査未了)				

(4) 参考人、意見陳述者

参考人

出頭日	職 業	氏 名	審査・調査案件
平成 21. 3.24	金融オンブズネット代表 消費者主役の新行政組織実現全国会議代 表幹事	原 早苗君	消費者庁設置法案（内閣提出、第170 回国会） 消費者庁設置法の施行に伴う関係法 律の整備に関する法律案（内閣提出、 第170回国会） 消費者安全法案（内閣提出、第170回 国会） 消費者権利院法案（枝野幸男君外 2 名提出） 消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君 外 2名提出）
	桐蔭横浜大学法科大学院教授 弁護士	郷原 信郎君	
3.25	食品安全委員会委員長	見上 彪君	
	独立行政法人国民生活センター理事	田口 義明君	
3.26	一橋大学大学院法学研究科教授	松本 恒雄君	
	L & G被害対策弁護士副団長 弁護士	紀藤 正樹君	
	日本生活協同組合連合会専務理事	品川 尚志君	
	日本女子大学准教授	細川 幸一君	

委員会の概況

3.27	社団法人全国消費生活相談員協会理事長	下谷内富士子君	消費者庁設置法案（内閣提出、第170回国会） 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第170回国会） 消費者安全法案（内閣提出、第170回国会） 消費者権利院法案（枝野幸男君外2名提出） 消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外2名提出）
	新しい消費者行政を実現する連絡会代表世話人 弁護士	国府 泰道君	
3.31	食品安全委員会委員長	見上 彪君	
	独立行政法人国民生活センター理事	田口 義明君	
4.2	独立行政法人国民生活センター理事	田口 義明君	
4.7	社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会部会長代行 パナソニック株式会社法務本部顧問	齋藤 憲道君	
	明治学院大学法学部准教授	圓山 茂夫君	
	日本弁護士連合会消費者行政一元化推進本部本部長代行 弁護士	中村 雅人君	

意見陳述者

期日	場所	職 業	氏 名	意見を聴取した問題
平成 21. 4. 6	北海道	北海道大学大学院法学研究科教授	池田 清治君	消費者庁設置法案（内閣提出、第170回国会）消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第170回国会）消費者安全法案（内閣提出、第170回国会）消費者権利院法案（枝野幸男君外2名提出）及び消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外2名提出）について
		札幌市市民まちづくり局市民生活部消費者センター所長	渡邊 三省君	
		社団法人北海道消費者協会会長	橋本 智子君	
		帯広市長	砂川 敏文君	
	兵庫県	神戸市消費者協会専務理事	妹尾美智子君	
		九州大学大学院法学研究院教授	清水 巖君	
		和歌山県知事	仁坂 吉伸君	
		滋賀県野洲市市民健康福祉部市民課市民生活相談室主査	生水 裕美君	

(5) 委員派遣

派遣日	派遣地名	派遣目的	派遣委員
平成 21. 4. 6	第1班 北海道 第2班 兵庫県	消費者庁設置法案（内閣提出、第170回国会）消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第170回国会）消費者安全法案（内閣提出、第170回国会）消費者権利院法案（枝野幸男君外2名提出）及び消費者団体訴訟法案（小宮山洋子君外2名提出）の審査	第1班 9人 第2班 13人

【第172回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	末松	義規君	民主				
理事	石川	知裕君	民主	理事	枝野	幸男君	民主
理事	小宮山	洋子君	民主	理事	園田	康博君	民主
理事	田島	一成君	民主	理事	岸田	文雄君	自民
理事	宮腰	光寛君	自民	理事	古屋	範子君	公明
	泉	健太君	民主		小川	淳也君	民主
	階	猛君	民主		中川	治君	民主
	中島	政希君	民主		中島	正純君	民主
	中津川	博郷君	民主		中塚	一宏君	民主
	中根	康浩君	民主		中野	寛成君	民主
	中野	讓君	民主		中野渡	詔子君	民主
	中林	美恵子君	民主		中山	義活君	民主
	長島	一由君	民主		仁木	博文君	民主
	野木	実君	民主		野田	国義君	民主
	萩原	仁君	民主		橋本	清仁君	民主
	あべ	俊子君	自民		遠藤	利明君	自民
	木村	太郎君	自民		北村	茂男君	自民
	佐藤	勉君	自民		高市	早苗君	自民
	武田	良太君	自民		谷川	弥一君	自民
	永岡	桂子君	自民		吉井	英勝君	共産
	吉泉	秀男君	社民				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

【第173回国会】

(1) 委員名簿(40人)

委員長	末松	義規君	民主				
理事	石川	知裕君	民主	理事	石原	洋三郎君	民主
理事	斉藤	進君	民主	理事	福田	衣里子君	民主
理事	本多	平直君	民主	理事	野田	聖子君	自民
理事	松本	純君	自民	理事	古屋	範子君	公明
	相原	史乃君	民主		石毛	鋏子君	民主
	小原	舞君	民主		大西	孝典君	民主
	川口	博君	民主		川島	智太郎君	民主
	河上	みつえ君	民主		木内	孝胤君	民主
	工藤	仁美君	民主		小宮山	洋子君	民主
	田中	康夫君	民主		辻	恵君	民主
	中島	政希君	民主		仁木	博文君	民主
	樋口	俊一君	民主		松岡	広隆君	民主
	三村	和也君	民主		水野	智彦君	民主
	山田	良司君	民主		山花	郁夫君	民主
	遠藤	利明君	自民		後藤田	正純君	自民
	近藤	三津枝君	自民		柴山	昌彦君	自民
	田中	和徳君	自民		竹本	直一君	自民
	平井	たくや君	自民		福井	照君	自民
	吉野	正芳君	自民		吉井	英勝君	共産
	吉泉	秀男君	社民				

(2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

(3) 議案審査

付託された議案はなかった。

25 政治倫理審査会

【第171回国会】

(1) 委員名簿(25人)

会 長	井上	喜一君	自民				
幹 事	今井	宏君	自民	幹 事	小此木	八郎君	自民
幹 事	小野寺	五典君	自民	幹 事	平沢	勝栄君	自民
幹 事	渡辺	博道君	自民	幹 事	鈴木	克昌君	民主
幹 事	土肥	隆一君	民主	幹 事	冬柴	鐵三君	公明
	小里	泰弘君	自民		片山	さつき君	自民
	瓦	力君	自民		清水	鴻一郎君	自民
	下村	博文君	自民		鈴木	俊一君	自民
	高木	毅君	自民		谷	公一君	自民
	村上	誠一郎君	自民		村田	吉隆君	自民
	若宮	健嗣君	自民		太田	和美君	民主
	吉良	州司君	民主		郡	和子君	民主
	長安	豊君	民主		大口	善徳君	公明

(2) 事案審査

平成21年7月14日に小此木八郎君外17名(自民、公明)から議員鳩山由紀夫君に対する審査の申立書が提出された。

本件の取扱いについて幹事会等で協議した結果、同月17日に審査会を開会し、議員鳩山由紀夫君に対する審査申立てに関する件を議題とし、申立書提出者小此木八郎君から申立ての趣旨について説明を聴取した。

なお、政治倫理審査会規程第17条第1項により鳩山君に対し弁明の機会を与えなければならぬため、同君に対し弁明を行う意思があるかどうか伺う旨の公文書を発送したが、回答を得られなかった。

第4

宪法审查会

第4 憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

憲法審査会は、第167回国会の召集の日（平成19年8月7日）から、国会法第102条の6の規定に基づき「（各議院に）設ける」とされている。平成21年6月11日には、憲法審査会の員数、議事手続等の詳細を定める「衆議院憲法審査会規程」が制定された。憲法審査会に関する国会法及び衆議院憲法審査会規程の主な内容は以下のとおりである。

憲法審査会は、50人の委員で組織すること。

憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案を提出することができること。

憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、いつでも開会することができること。

憲法審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによること。

憲法審査会の会議は、原則として、公開とすること。

憲法審査会は、会期中であると閉会中であることを問わず、付託された憲法改正原案を審査することができること（閉会中審査の手続は不要）。

憲法改正原案については、公聴会を開かなければならないこと。

憲法審査会は、憲法改正原案に関し、参議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができること。

なお、平成22年1月18日（第174回国会召集日）の時点では、憲法審査会の委員の選任はなされていない。

（参考）

憲法審査会は、日本国憲法の改正手続に関する法律により改正された国会法の規定に基づいて設置されることとなったものである。

（参照条文）

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）（抄）

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を経過した日から施行する。ただし、第6章〔憲法改正の発議のための国会法の一部改正〕の規定（国会法第11章の2の次に1章を加える改正規定を除く。）…は公布の日〔平成19年5月18日〕以後初めて召集される国会の召集の日から…施行する。

国会法（昭和22年法律第79号）（抄）

第11章の2 憲法審査会

〔憲法審査会の設置〕

第102条の6 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設ける。

第5

請願等

第5 請願等

1 請願審議の概況等

【第171回国会】

第171回国会に提出された請願は、4,013件（260種類）であり、このうち件数の多かったものは、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」559件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」230件、「トンネル建設労働者のじん肺被害の予防と被災者の速やかな救済を求めることに関する請願」206件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願」158件、「酒類小売業者の生活権を求める施策の実行に関する請願」133件などであった。

請願者の総数は、1,618万813人であった。

各委員会に付託された請願4,013件（260種類）は、解散のため審査未了となった。

また、第171回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は182件、意見書は4,792件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不要	未了	取下			
内閣	136	0	0	136	0	0	8	65
総務	89	0	0	89	0	0	19	363
法務	260	0	0	260	0	0	24	61
外務	121	0	0	121	0	0	13	158
財務金融	483	0	0	483	0	0	4	112
文部科学	201	0	0	201	0	0	12	294
厚生労働	2,181	0	0	2,181	0	0	32	2328
農林水産	1	0	0	1	0	0	12	379
経済産業	50	0	0	50	0	0	5	52
国土交通	238	0	0	238	0	0	18	213
環境	170	0	0	170	0	0	10	200
安全保障	2	0	0	2	0	0	2	225
予算	0	0	0	0	0	0	0	3
議院運営	13	0	0	13	0	0	1	0
災害対策特	0	0	0	0	0	0	6	124
倫理選挙特	0	0	0	0	0	0	4	35
沖縄北方特	0	0	0	0	0	0	6	39
青少年特	0	0	0	0	0	0	0	5
海賊・テロ特	68	0	0	68	0	0	1	3
拉致問題特	0	0	0	0	0	0	1	34
消費者問題特	0	0	0	0	0	0	4	99
計	4,013	0	0	4,013	0	0	182	4,792

1 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

2 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

【第172回国会】

請願及び陳情書は会期が短いため受理されなかった。
また、各委員会に送付された意見書は422件であった

【第173回国会】

第173回国会に提出された請願は、1,087件（139種類）であり、このうち件数の多かったものは、「所得税法第五十六条の廃止に関する請願」96件、「現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求めることに関する請願」58件、「保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願」45件などであった。

請願者の総数は、442万3,271人であった。

12月4日各委員会において請願の審査が行われ、沖縄及び北方問題に関する特別委員会において「北方領土返還促進に関する請願」1件（1種類）が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同日の本会議において同請願1件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第173回国会に受領し、各委員会に送付した陳情書は107件、意見書は1,427件であった。

委員会名	請 願						陳情書 参考送付	意見書 参考送付
	委 員 会					本会議 採択		
	付託	採択	議決不	未了	取下			
内 閣	19	0	0	19	0	0	3	36
総 務	14	0	0	14	0	0	9	47
法 務	102	0	0	102	0	0	11	20
外 務	25	0	0	25	0	0	5	70
財 務 金 融	208	0	0	208	0	0	5	141
文 部 科 学	59	0	0	59	0	0	7	185
厚 生 労 働	534	0	0	534	0	0	24	395
農 林 水 産	42	0	0	42	0	0	7	128
経 済 産 業	26	0	0	26	0	0	3	4
国 土 交 通	26	0	0	26	0	0	15	220
環 境	8	0	0	8	0	0	6	26
安 全 保 障	0	0	0	0	0	0	0	16
予 算	0	0	0	0	0	0	1	114
議 院 運 営	10	0	0	10	0	0	1	1
災 害 対 策 特	0	0	0	0	0	0	5	2
倫 理 選 挙 特	2	0	0	2	0	0	0	9
沖 縄 北 方 特	1	1	0	0	0	1	1	3
海 賊 ・ テ 口 特	11	0	0	11	0	0	0	2
拉 致 問 題 特	0	0	0	0	0	0	0	2
消 費 者 問 題 特	0	0	0	0	0	0	4	6
計	1,087	1	0	1,086	0	1	107	1,427

1 「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

2 付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

2 採択された請願の概要

【第171回国会】

採択された請願はなかった。

【第173回国会】

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

北方領土返還促進に関する請願（1件）

- 1 国民運動を支えるのは、「絶対に北方四島の返還を実現する」という日本政府の毅然たる姿勢である。改めて新政権のもと国会において北方四島の返還を求める決議をすること。
- 2 ロシアとの返還交渉を加速させること。交渉に当たっては国民の要望を受けとめ、「北方四島の返還なくして日ロ平和条約の締結はあり得ない」との原点に立ち、毅然たる姿勢で敏速に、かつ誠意を持って取り組むこと。

第6

予備的調查

第6 予備的調査

1 予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

2 実施された予備的調査

平成21年に実施された予備的調査の概要は、次のとおりである。

平成21年度第1次補正予算等に関する予備的調査（長妻昭君外111名提出、平成21年衆予調第1号）（解散のため消滅）

（主な調査事項）

ア 平成21年度第1次補正予算に関する調査

（ア） 計上されたすべての事業の概要、コスト、成果目標等

（イ） 第1次補正予算の編成に当たり、財務省が各府省に発した通知、通達その他全ての文書、資料等

（ウ） 第1次補正予算の編成過程において、各府省が財政当局に提出した全ての文書、資料等

（エ） 各府省の各局単位において、第1次補正予算の編成に当たり、財務省と予算に係わる協議を行った日時・所要時間・主な協議の内容・出席者

イ 公益法人、独立行政法人等の保有する積立金、剰余金、基金等に関する調査

（ア） 積立金等を保有する法人名とその法人格

（イ） 積立金等の名称、金額、金額のうち税を財源とする額、保有の目的、保有期間

（ウ） 基金等の財源として国から支出を受けた資金について、将来にわたり国に対して当該資金を返還する規定等の有無

（エ） 積立金等を保有する法人における国家公務員再就職者数

第7

衆議院改革の動き

第7 衆議院改革の動き

議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年3月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」「議院の運営上の問題」「政治倫理の問題」「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されてきた。

最近では、平成21年度一般会計予算外2件両院協議会協議委員議長及び副議長打合せにおける、両院協議会の在り方等に関する合意事項につき、協議委員議長から議長に対し報告があったことを受け、平成21年4月15日に議会制度協議会懇談会において協議が行われた。

第8

國際交流

第8 国際交流

1 議員海外派遣

平成21年の議員海外派遣は以下のとおりである。

【第173回国会閉会中】

渡航(派遣)期間	国名	派遣の目的	派遣議員名
平成 21.12.14 ～12.19	スウェーデン フランス	スウェーデン王国及びフランス共和国訪問並びに議会制度等調査	衛藤征士郎副議長、 奥村 展三君、額賀福志郎君

2 国際会議及び出席議員

平成21年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

【第171回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 21. 1.11 ～ 1.15	ラオス (ビエンチャン)	第17回アジア・太平洋議員フォーラム(A P P F)総会	島村 宜伸君、柳本 卓治君、 斉藤斗志二君
4. 6 ～ 4.10	日本 (東京、長崎・佐賀・福岡)	第30回日本・EU議員会議	中山 太郎君、逢沢 一郎君、 猪口 邦子君、鴨下 一郎君、 小坂 憲次君、小杉 隆君、 後藤田正純君、近藤三津枝君、 清水鴻一郎君、園浦健太郎君、 津島 雄二君、額賀福志郎君、 平井たくや君、保利 耕輔君、 森山 眞弓君、柳澤 伯夫君、 市村浩一郎君、鈴木 克昌君、 高木 義明君、原口 一博君、 伴野 豊君、古川 元久君、 伊藤 渉君、丸谷 佳織君

【第172回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 21.10.19 ～10.21	スイス (ジュネーブ)	第121回I P U会議	土肥 隆一君、大野 功統君、 安住 淳君、古屋 範子君、 菊田真紀子君

【第173回国会開会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 21.11.19 ～11.20	米国 (ニューヨーク)	第64回国連総会の際のI P U議 人会合	松原 仁君
12. 1	スイス (ジュネーブ)	W T Oに関する議員会議運営委員 会・拡大会合	鉢呂 吉雄君

【第173回国会閉会中】

会議期間	開催地	会議名	出席議員名
平成 21.12. 9 ～12.11	ベルギー (ブリュッセル)	第31回日本・E U議員会議・準備会 合	伴野 豊君、市村浩一郎君、 村田 吉隆君
12.14 ～12.17	中国 (北京、上海)	第5回日中議会交流委員会	松本 剛明君、高木 義明君、 松崎 公昭君、牧 義夫君、 高木 毅君、横山 北斗君、 福井 照君、竹内 譲君、 佐々木憲昭君、照屋 寛徳君、 柿澤 未途君
12.16	デンマーク (コペンハーゲン)	気候変動枠組条約第15回締約国会 議(C O P 15)の際の議員会議	樽床 伸二君
12.21 ～12.22	ラオス (ルアンパバーン)	日メコン女性議員会議	小宮山泰子君、近藤三津枝君、 高木美智代君

3 国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成21年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

【第171回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 21. 1.26	公式実務訪問 賓 客	ゲオルギ・パルヴァノフ ブルガリア共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
3. 9	公式実務訪問 賓 客	カイ・ララ・シャナナ・グスマン 東ティモール民主共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
4.20	公 賓	ノン・ドゥック・マイン ベトナム社会主義共和国ベトナム共産党中央執行委 員会書記長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
5.12	国 賓	S Rナザン シンガポール共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
7. 2	外務省賓客	アブデルワッハブ・アブダッラー チュニジア共和国外務大臣	衆議院議長表敬
7.16	実務訪問賓客	サンジャー・バヤル モンゴル国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第172回国会閉会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 21.10. 1	公式実務訪問 賓 客	ハインツ・フィッシャー オーストリア共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
10.19	外務省賓客	スヴェン・アルカライ ボスニア・ヘルツェゴビナ外務大臣	衆議院議長表敬

【第173回国会開会中】

来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 21.10.30	外務省賓客	ブーク・イエレミッチ セルビア共和国外務大臣	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
11. 5	外務省賓客	アレクサンダー・ストゥブ フィンランド共和国外務大臣	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

11. 6	日本・メコン 地域諸国首脳 会議出席のため来日	フン・セン カンボジア王国首相 ブアソーン・ブッパーヴァン ラオス人民共和国首相 テイン・セイン ミャンマー連邦首相 アピシット・ウェチャーチワ タイ王国首相 グエン・タン・ズン ベトナム社会主義共和国首相	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
11.10	外務省賓客	ミロスラフ・ライチャーク スロバキア共和国外務大臣	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
11.19	外務省賓客	楊潔篪 中華人民共和国外交部長	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
11.25	外務省賓客	エドワルド・ナルバンジャン アルメニア共和国外務大臣	衆議院議長表敬
12. 3	公式実務訪問 賓 客	ショーヨム・ラースロー ハンガリー共和国大統領	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

【第173回国会閉会中】

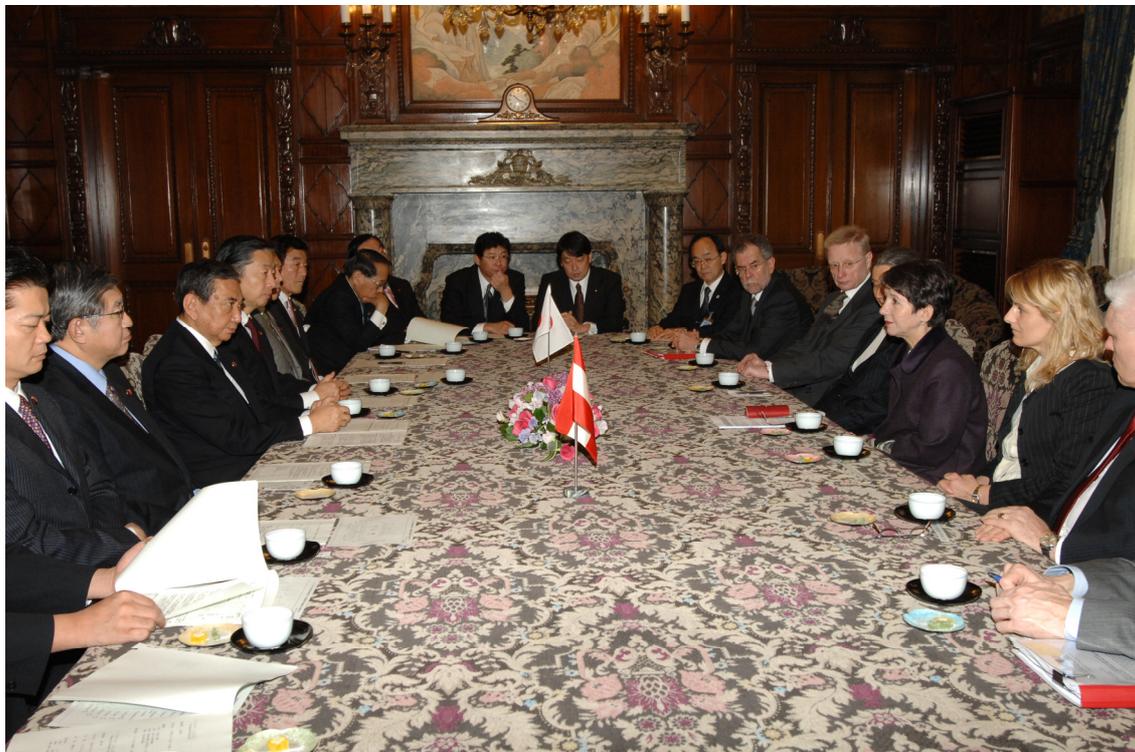
来訪日	国公賓等別	賓 客	行 事
平成 21.12. 8	外務省賓客	ブルーノ・ロドリゲス・パリージャ キューバ共和国外務大臣	衆議院議長表敬 参議院議長表敬
12.15	政府招待	習近平 中華人民共和国国家副主席	衆議院議長表敬 参議院議長表敬

4 正式招待による訪日外国国会議員団

平成21年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

【第171回国会開会中】

議員団名	団長名及び招待人数	滞在期間	招待者
オーストリア共和国国民議会（下院）議長一行	バーバラ・プラマー 国民議会議長 外 8 名	平成 21. 1.26～ 1.31	衆議院議長
ラトビア共和国国会議長一行	グンダルス・ダウゼ 国会議長 外 6 名	3. 2～ 3. 7	衆議院議長
マレーシア下院議長一行	パンディカー・アミン・ムリア 下院議長 外 9 名	3.22～ 3.27	衆議院議長
ニュージーランド国会議長一行	ロックウッド・スミス 国会議長 外 7 名	4.20～ 4.25	衆議院議長



オーストリア共和国国民議会（下院）議長一行の衆議院訪問（衆議院議長応接室）

5 各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成21年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

【第171回国会開会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 21. 1.28	大韓民国国会企画財政委員会一行	財務金融委員会
1.28	シリア・アラブ共和国外務副大臣	外務委員長
2.24	モンゴル国国家大会議副議長	外務委員長
3.12	ドイツ連邦共和国連邦議会議員	外務委員長
3.13	大韓民国国会予算決算特別委員会一行	決算行政監視委員会
3.19	イラク共和国国民議会議員一行	外務委員長
4.14 4.16	カンボジア王国国民議会及び上院議員一行	総務委員会 外務委員会
7. 3	イラン・イスラム共和国国会安保外交委員長	外務委員長

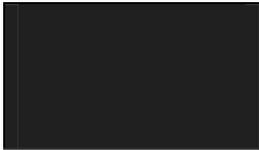
【第173回国会開会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 21.10.29	大韓民国国会環境労働委員会一行	厚生労働委員長 環境委員長
11.30	ベトナム社会主義共和国国会科学技術環境委員会一行	文部科学委員長
11.30	チェコ共和国上院議長一行	外務委員会

【第173回国会閉会中】

来訪日	来 訪 者	懇 談 者
平成 21.12. 7	欧州連合消費者保護担当欧州委員一行	消費者問題に関する特別委員会
12. 9	ベトナム社会主義共和国国会司法委員会一行	法務委員会

懇談者欄の「 委員会」は、委員長、理事及び委員、「 委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。



国会関係資料

1 各会派所属議員数及び役員一覧

(1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

第171回国会 召集日 平成21. 1. 5				第172回国会 召集日 平成21. 9. 16		第173回国会 召集日 平成21.10.26			
会派名	議員数	21. 7.21	21. 8.30	会派名	議員数	会派名	議員数		
自由民主党	304	衆議院 解散	第四十五回衆議院議員総選挙	(注1) 民主党・無所属クラブ 届出(21. 9.15)	312	民主党・無所属クラブ	311		
民主党・無所属クラブ	113			自由民主党 届出(21. 9.11)		(注1)(注2) 自由民主党	119	自由民主党・改革クラブ	119
公明党	31			公明党 届出(21. 9. 8)		公明党	21	公明党	21
日本共産党	9			日本共産党 届出(21. 9. 7)		日本共産党	9	日本共産党	9
社会民主党・市民連合	7			社会民主党・市民連合 届出(21. 9. 4)		社会民主党・市民連合	7	社会民主党・市民連合	7
国民新党・大地・無所属の会	7			みんなの党 届出(21. 9. 4)		みんなの党	5	みんなの党	5
無所属	8			国民新党 届出(21. 9.11)		国民新党	3	国民新党	3
欠員	1			国益と国民の生活を守る会 届出(21. 9.15)		国益と国民の生活を守る会	3	国益と国民の生活を守る会	3
計	480			無所属	1	無所属	2		
				欠員	0	欠員	0		
				計	480	計	480		

(注1) 21. 9.16 議長、副議長 会派離脱

(注2) 21.10.20 「自由民主党」は、「自由民主党・改革クラブ」に会派名変更

(2) 衆議院役員等一覧
【第171回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	河 野 洋 平 君		
副 議 長	横 路 孝 弘 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	渡 辺 具 能 君 (自民)	
	総 務 委 員 長	赤 松 正 雄 君 (公明)	
	法 務 委 員 長	山 本 幸 三 君 (自民)	
	外 務 委 員 長	河 野 太 郎 君 (自民)	
	財 務 金 融 委 員 長	田 中 和 徳 君 (自民)	
	文 部 科 学 委 員 長	岩 屋 毅 君 (自民)	
	厚 生 労 働 委 員 長	田 村 憲 久 君 (自民)	
	農 林 水 産 委 員 長	遠 藤 利 明 君 (自民)	
	経 済 産 業 委 員 長	東 順 治 君 (公明)	
	国 土 交 通 委 員 長	望 月 義 夫 君 (自民)	
	環 境 委 員 長	水 野 賢 一 君 (自民)	
	安 全 保 障 委 員 長	今 津 寛 君 (自民)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	二 田 孝 治 君 (自民)	
	予 算 委 員 長	衛 藤 征 士 郎 君 (自民)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	枝 野 幸 男 君 (民主) 川 端 達 夫 君 (民主)	平成21. 1. 5 辞任 同 日 就任
	議 院 運 営 委 員 長	小 坂 憲 次 君 (自民)	
	懲 罰 委 員 長	池 田 元 久 君 (民主) 野 田 佳 彦 君 (民主)	平成21. 1. 5 辞任 同 日 就任
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	林 田 彪 君 (自民)	平成21. 1. 5 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙 法改正に関する特別委員長	河 本 三 郎 君 (自民)	同 上
	沖縄及び北方問題に関する 特別委員長	前 原 誠 司 君 (民主)	同 上
	青少年問題に関する特別 委員長	末 松 義 規 君 (民主)	同 上
	国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動並び にイラク人道復興支援活動 等に関する特別委員長	深 谷 隆 司 君 (自民)	平成21. 1. 5 設置 3.19 名称変更 ^(注)
	北朝鮮による拉致問題等に 関する特別委員長	柳 本 卓 治 君 (自民)	平成21. 1. 5 設置
	消費者問題に関する特別 委員長	船 田 元 君 (自民)	同 上
憲 法 審 査 会 会 長	-		
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	井 上 喜 一 君 (自民)		
事 務 総 長	駒 崎 義 弘 君 鬼 塚 誠 君	平成21. 7. 9 辞任 同 日 就任	

(注) 「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会」は、平成21年3月19日の本会議において、設置目的が改められ、「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」に名称が変更された。

【第172回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	横 路 孝 弘 君		
副 議 長	衛 藤 征 士 郎 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	田 中 けいしゅう君 (民主)	
	総 務 委 員 長	近 藤 昭 一 君 (民主)	
	法 務 委 員 長	滝 実 君 (民主)	
	外 務 委 員 長	鈴 木 宗 男 君 (民主)	
	財 務 金 融 委 員 長	玄 葉 光 一 郎 君 (民主)	
	文 部 科 学 委 員 長	田 中 眞 紀 子 君 (民主)	
	厚 生 労 働 委 員 長	藤 村 修 君 (民主)	
	農 林 水 産 委 員 長	筒 井 信 隆 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	東 祥 三 君 (民主)	
	国 土 交 通 委 員 長	川 内 博 史 君 (民主)	
	環 境 委 員 長	樽 床 伸 二 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	安 住 淳 君 (民主)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	大 畠 章 宏 君 (民主)	
	予 算 委 員 長	鹿 野 道 彦 君 (民主)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	今 村 雅 弘 君 (自民)	
	議 院 運 営 委 員 長	松 本 剛 明 君 (民主)	
	懲 罰 委 員 長	河 村 建 夫 君 (自民)	
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	五 十 嵐 文 彦 君 (民主)	平成21. 9.18 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	牧 野 聖 修 君 (民主)	同 上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	山 本 公 一 君 (自民)	同 上
	青少年問題に関する特別委員長	池 坊 保 子 君 (公明)	同 上
	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	石 田 勝 之 君 (民主)	同 上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	城 島 光 力 君 (民主)	同 上
	消費者問題に関する特別委員長	末 松 義 規 君 (民主)	同 上
憲 法 審 査 会 会 長	-		
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	中 野 寛 成 君 (民主)		
事 務 総 長	鬼 塚 誠 君		

【第173回国会】

役 職 名	氏 名 (会派)	備 考	
議 長	横 路 孝 弘 君		
副 議 長	衛 藤 征 士 郎 君		
常 任 委 員 長	内 閣 委 員 長	田 中 けいしゅう君 (民主)	
	総 務 委 員 長	近 藤 昭 一 君 (民主)	
	法 務 委 員 長	滝 実 君 (民主)	
	外 務 委 員 長	鈴 木 宗 男 君 (民主)	
	財 務 金 融 委 員 長	玄 葉 光 一 郎 君 (民主)	
	文 部 科 学 委 員 長	田 中 眞 紀 子 君 (民主)	
	厚 生 労 働 委 員 長	藤 村 修 君 (民主)	
	農 林 水 産 委 員 長	筒 井 信 隆 君 (民主)	
	経 済 産 業 委 員 長	東 祥 三 君 (民主)	
	国 土 交 通 委 員 長	川 内 博 史 君 (民主)	
	環 境 委 員 長	樽 床 伸 二 君 (民主)	
	安 全 保 障 委 員 長	安 住 淳 君 (民主)	
	国 家 基 本 政 策 委 員 長	大 畠 章 宏 君 (民主)	
	予 算 委 員 長	鹿 野 道 彦 君 (民主)	
	決 算 行 政 監 視 委 員 長	今 村 雅 弘 君 (自民)	
	議 院 運 営 委 員 長	松 本 剛 明 君 (民主)	
	懲 罰 委 員 長	河 村 建 夫 君 (自民)	
特 別 委 員 長	災 害 対 策 特 別 委 員 長	五十嵐 文 彦 君 (民主)	平成21.10.26 設置
	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長	牧 野 聖 修 君 (民主)	同 上
	沖縄及び北方問題に関する特別委員長	山 本 公 一 君 (自民)	同 上
	青少年問題に関する特別委員長	池 坊 保 子 君 (公明)	同 上
	海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長	石 田 勝 之 君 (民主)	同 上
	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	城 島 光 力 君 (民主)	同 上
	消費者問題に関する特別委員長	末 松 義 規 君 (民主)	同 上
憲 法 審 査 会 会 長	-		
政 治 倫 理 審 査 会 会 長	中 野 寛 成 君 (民主)		
事 務 総 長	鬼 塚 誠 君		

2 閣僚一覧

麻 生 内 閣	(平成20. 9.24~21. 9.16)	備 考
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 君(自民)	
総 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (地方分権改革)	鳩 山 邦 夫 君(自民) 佐 藤 勉 君(自民)	平成21. 6.12 辞任 同 日 就任
法 務 大 臣	森 英 介 君(自民)	
外 務 大 臣	中曾根 弘 文 君(自民)	
財 務 大 臣 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (金融)	中 川 昭 一 君(自民) 与謝野 馨 君(自民)	平成21. 2.17 辞任 同 日 就任
文 部 科 学 大 臣	塩 谷 立 君(自民)	
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 君(自民)	
農 林 水 産 大 臣	石 破 茂 君(自民)	
経 済 産 業 大 臣	二 階 俊 博 君(自民)	
国 土 交 通 大 臣	中 山 成 彬 君(自民) 金 子 一 義 君(自民)	平成20. 9.28 辞任 平成20. 9.29 就任
環 境 大 臣	斉 藤 鉄 夫 君(公明)	
防 衛 大 臣	浜 田 靖 一 君(自民)	
内 閣 官 房 長 官 拉致問題担当	河 村 建 夫 君(自民)	
国 家 公 安 委 員 会 委 員 長 内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (沖縄及び北方対策、防災)	佐 藤 勉 君(自民) 林 幹 雄 君(自民)	平成21. 7. 2 辞任 同 日 就任
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (経済財政政策)	与謝野 馨 君(自民) 林 芳 正 君(自民)	平成21. 7. 2 辞任 同 日 就任
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (規制改革) 行政改革担当、公務員制度改革担当	甘 利 明 君(自民)	
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (科学技術政策、食品安全、消費者) 平成21.9.1まで消費者行政推進担当	野 田 聖 子 君(自民)	平成21. 9. 1 発令
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (少子化対策、男女共同参画)	小 淵 優 子 君(自民)	

鳩 山 内 閣 (平成21. 9.16~)		備 考
内 閣 総 理 大 臣	鳩 山 由 紀 夫 君 (民主)	
内閣法第9条の第1順位指定大臣 (副総理) 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策) (平成22. 1. 7まで科学技術政策) 平成22. 1. 7まで国家戦略担当	菅 直 人 君 (民主)	
総 務 大 臣 内閣府特命担当大臣 (地域主権推進)	原 口 一 博 君 (民主)	
法 務 大 臣	千 葉 景 子 君 (民主)	
外 務 大 臣	岡 田 克 也 君 (民主)	
財 務 大 臣	藤 井 裕 久 君 (民主) 菅 直 人 君 (民主)	平成22. 1. 7 辞任 同 日 就任
文 部 科 学 大 臣 内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)	川 端 達 夫 君 (民主)	平成22. 1. 7 発令
厚 生 労 働 大 臣 年金改革担当	長 妻 昭 君 (民主)	
農 林 水 産 大 臣	赤 松 広 隆 君 (民主)	
経 済 産 業 大 臣	直 嶋 正 行 君 (民主)	
国 土 交 通 大 臣 内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策) (平成22. 1.12まで防災)	前 原 誠 司 君 (民主)	
環 境 大 臣	小 沢 鋭 仁 君 (民主)	
防 衛 大 臣	北 澤 俊 美 君 (民主)	
内 閣 官 房 長 官	平 野 博 文 君 (民主)	
国家公安委員会委員長 内閣府特命担当大臣 (防災) 拉致問題担当	中 井 治 君 (民主)	平成22. 1.12 発令
内閣府特命担当大臣 (金融) 郵政改革担当	亀 井 静 香 君 (国民)	
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、少子化対策、 男女共同参画)	福 島 瑞 穂 君 (社民)	
内閣府特命担当大臣 (行政刷新) 公務員制度改革担当 国家戦略担当	仙 谷 由 人 君 (民主)	平成22. 1. 7 発令

3 議案経過一覧

【第171回国会】

衆議院における議案件数は、予算9件（両院通過9件）、条約17件（両院通過17件）、内閣提出法律案83件（成立66件、衆議院未了16件、参議院未了1件）、衆議院議員提出法律案91件（成立18件、衆議院未了60件、参議院未了2件、議決不要3件、撤回8件）、参議院議員提出法律案40件（成立1件、衆議院未了16件、参議院未了19件、議決不要1件、撤回3件）、承諾8件（国会の承諾はなかったもの5件、衆議院未了3件）、承認4件（両院通過2件、参議院未了2件）、決算等4件（委員長報告のとおり議決したもの3件、衆議院未了1件）、決議案8件（可決6件、否決1件、撤回1件）であった。

	提出件数	両院通過	国会の承諾は なかったもの	可決	否決	議決 不要	撤回	未了	
								衆議院	参議院
予算	9	9							
条約	14 継続3	14 継続3							
閣法	69 継続14	62 継続4						6 継続10	1
衆法	55 継続36	17 継続1				1 継続2	7 継続1	29 継続31	1 継続1
参法	29 継続11	1				1	1 継続2	12 継続4	14 継続5
承諾	3 継続5		継続5					3	
承認	4	2							2
決算等	1 継続3	(本院議了) 継続3						1	
決議案	8			6	1		1		
計	264	113 (本院議了) 3	5	6	1	4	12	96	24

【第172回国会】

衆議院における議案件数は、決算等 1 件（衆議院未了 1 件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
決算等	継続 1							継続 1	
計	1							1	

【第173回国会】

衆議院における議案件数は、条約 3 件（両院通過 3 件）、内閣提出法律案12件（成立10件、衆議院継続 2 件）、衆議院議員提出法律案13件（成立 4 件、衆議院継続 7 件、衆議院未了 1 件、撤回 1 件）、参議院議員提出法律案 4 件（成立 1 件、参議院未了 3 件）、承諾 3 件（衆議院継続 3 件）、承認 2 件（衆議院継続 2 件）、決算等 4 件（衆議院継続 3 件、衆議院未了 1 件）、決議案 2 件（否決 2 件）であった。

	提出件数	両院通過	継続審査		可決	否決	撤回	未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
条約	3	3							
閣法	12	10	2						
衆法	13	4	7				1	1	
参法	4	1							3
承諾	3		3						
承認	2		2						
決算等	3 継続 1		3					継続 1	
決議案	2					2			
計	43	18	17			2	1	2	3

4 委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案である。

【第171回国会】

閣 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 21. 1.23	独立行政法人気象研究所法案（内閣提出第9号）	衆議院 未了
3. 3	成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	衆議院 未了
3. 6	企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	衆議院 未了
3.31	障害者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	衆議院 未了

衆 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 21. 2.20	特定肝炎対策緊急措置法案（藤村修君外6名提出、衆法第3号）	衆議院 未了
3.13	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案（園田博之君外6名提出、衆法第10号）	衆議院 撤回
4.10	両議院の同意に係る国家公務員等の職務継続規定の整備に関する法律案（佐田玄一郎君外5名提出、衆法第16号）	衆議院 未了
4.24	日本年金機構法の一部を改正する法律案（葉梨康弘君外3名提出、衆法第20号）	衆議院 未了
5.15	地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関する法律案（宮路和明君外5名提出、衆法第31号）	衆議院 未了
6. 4	生活保護法の一部を改正する法律案（長妻昭君外6名提出、衆法第35号）	衆議院 撤回
6.16	債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案（階猛君外2名提出、衆法第37号）	衆議院 未了
6.17	保険業法の一部を改正する法律案（中川正春君外4名提出、衆法第38号）	衆議院 未了
6.23	P T A・青少年教育団体共済法案（江崎洋一郎君外7名提出、衆法第39号）	衆議院 未了
6.26	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（細川律夫君外5名提出、衆法第40号）	衆議院 未了
6.30	天皇陛下御在位20年を記念する日を休日とする法律案（森喜朗君外12名提出、衆法第41号）	衆議院 未了

平成 21. 7. 1	国家公務員法の一部を改正する法律案(原田義昭君外 7 名提出、衆法第42号)	衆議院 未了
7. 2	北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外 5 名提出、衆法第44号)	衆議院 未了
7. 3	国民年金法の一部を改正する法律案(内山晃君外 3 名提出、衆法第47号)	衆議院 未了
7. 7	低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外 5 名提出、衆法第48号)	衆議院 未了
7. 9	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(馳浩君外 5 名提出、衆法第49号)	衆議院 未了
7. 9	障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案(園田康博君外 4 名提出、衆法第50号)	衆議院 未了
7. 9	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(加藤勝信君外 3 名提出、衆法第51号)	衆議院 未了
7.14	スポーツ基本法案(森喜朗君外 8 名提出、衆法第52号)	衆議院 未了
7.15	歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する法律案(保岡興治君外 9 名提出、衆法第53号)	衆議院 未了
7.15	地産地消促進法案(武部勤君外 4 名提出、衆法第54号)	衆議院 未了
7.15	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(愛知和男君外 6 名提出、衆法第55号)	衆議院 未了

参 法

提出日	議 案 名	備 考
平成 20.11.25	農業協同組合法等の一部を改正する法律案(郡司彰君外 4 名提出、第170回国会参法第 1 号)	衆議院 未了
12.11	租税特別措置法の一部を改正する等の法律案(大塚耕平君外 7 名提出、第170回国会参法第 2 号)	参議院 未了
12.11	子ども手当法案(神本美恵子君外 8 名提出、第170回国会参法第 3 号)	参議院 未了
12.11	大企業者による中小企業者に対する取引上の地位を不当に利用する行為の防止に関する法律案(藤末健三君外 7 名提出、第170回国会参法第 4 号)	参議院 未了
12.11	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(藤末健三君外 7 名提出、第170回国会参法第 5 号)	参議院 未了
12.11	地域金融の円滑化に関する法律案(櫻井充君外 7 名提出、第170回国会参法第 6 号)	参議院 未了
12.15	法人税法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外 7 名提出、第170回国会参法第11号)	参議院 撤回
12.15	租税特別措置法の一部を改正する法律案(尾立源幸君外 7 名提出、第170回国会参法第12号)	参議院 撤回
21. 1.30	平成20年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外12名提出、参法第 1 号)	衆議院 未了

平成 21. 3.24	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法案（谷博之君外14名提出、参法第3号）（予備審査）	参議院 未了
3.25	学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（鈴木寛君外6名提出、参法第4号）	衆議院 未了
3.25	教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案（鈴木寛君外6名提出、参法第5号）	衆議院 未了
3.25	学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法及び簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を改正する法律案（鈴木寛君外6名提出、参法第6号）	衆議院 未了
3.26	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（津田弥太郎君外8名提出、参法第8号）	衆議院 未了
3.26	介護労働者の人材確保に関する特別措置法案（梅村聡君外7名提出、参法第9号）（予備審査）	参議院 未了
4. 3	刑事訴訟法の一部を改正する法律案（松野信夫君外5名提出、参法第10号）	衆議院 未了
4. 3	株式会社中小企業再生支援機構法案（増子輝彦君外6名提出、参法第11号）（予備審査）	参議院 未了
4. 3	産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案（増子輝彦君外6名提出、参法第12号）（予備審査）	参議院 未了
4. 9	歯の健康の保持の推進に関する法律案（島田智哉子君外6名提出、参法第13号）（予備審査）	参議院 未了
4. 9	身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（島田智哉子君外6名提出、参法第14号）（予備審査）	参議院 未了
4.14	障がい者制度改革推進法案（谷博之君外7名提出、参法第15号）（予備審査）	参議院 未了
4.17	水俣病被害の救済に関する特別措置法案（松野信夫君外5名提出、参法第16号）（予備審査）	参議院 撤回
4.23	法人税法の一部を改正する法律案（尾立源幸君外5名提出、参法第17号）	衆議院 未了
4.23	租税特別措置法の一部を改正する法律案（尾立源幸君外5名提出、参法第18号）	衆議院 未了
4.24	地球温暖化対策基本法案（福山哲郎君外8名提出、参法第19号）（予備審査）	参議院 未了
4.24	民法の一部を改正する法律案（千葉景子君外9名提出、参法第20号）（予備審査）	参議院 未了
5.14	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外8名提出、参法第21号）（予備審査）	参議院 未了
5.14	予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（尾立源幸君外8名提出、参法第22号）（予備審査）	参議院 未了
5.14	会計検査院法の一部を改正する法律案（藤本祐司君外6名提出、参法第23号）（予備審査）	参議院 未了
6. 5	児童扶養手当法の一部を改正する法律案（島田智哉子君外8名提出、参法第24号）	衆議院 未了

平成 21. 6.16	生活保護法の一部を改正する法律案(中村哲治君外 8 名提出、参法第25号)	衆議院 未了
6.23	子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(千葉景子君外 8 名提出、参法第26号)(予備審査)	参議院 議決不要
7.14	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(岡田広君外 5 名提出、参法第28号)(予備審査)	参議院 未了
7.14	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(岡田広君外 5 名提出、参法第29号)(予備審査)	参議院 未了

承諾

提出日	議案名	備考
平成 21. 3.17	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	衆議院 未了
3.17	平成20年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	衆議院 未了
5.19	平成20年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	衆議院 未了

決算等

提出日	議案名	備考
平成 21. 2. 6	日本放送協会平成19年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書	未了

決議案

提出日	議案名	備考
平成 21. 1. 6	雇用と住まいを確保する緊急決議案(玄葉光一郎君外 5 名提出、決議第1号)	衆議院 撤回

【第173回国会】

参法

提出日	議案名	備考
平成 21.11.24	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外 7 名提出、参法第1号)(予備審査)	参議院 未了
11.24	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(林芳正君外 7 名提出、参法第2号)(予備審査)	参議院 未了
11.25	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(佐藤正久君外 4 名提出、参法第3号)(予備審査)	参議院 未了

5 質問主意書一覧

【第171回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、691件である。

このうち、衆議院解散のため、内閣に転送したが答弁を得るに至らなかったものは8件（質問第677号～第684号）内閣に転送するに至らなかったものは7件（質問第685号～第691号）である。

経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページをご覧ください。

番号	提出日	件名
1	平成21. 1. 5	派遣労働者や期間従業員のためのいわゆる「年越し派遣村」への政府の支援、関与並びに失業問題に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
2	1. 5	失業により住居をなくした労働者を対象にした雇用促進住宅の緊急活用の是非に係る政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
3	1. 5	イランで発生した邦人誘拐事件に係る政府による身代金の支払いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
4	1. 6	日中合意を破る形での中国による東シナ海ガス田掘削に対する政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
5	1. 6	高校学習指導要領改訂案における我が国が抱える領土問題についての記述のあり方に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	1. 6	外務省職員の贈与等報告義務違反等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
7	1. 7	旧麻生鉱業において外国人捕虜が強制労働させられていたことを示す厚生労働省の公文書に対する外務省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
8	1. 7	竹島を日本領から除くとする我が国の法令が見つかったとの韓国マスメディアの報道に係る政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
9	1. 7	定額給付金の支給に係る麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
10	1. 8	エチオピアで誘拐された邦人が無事解放された件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
11	1. 8	平成18年度から20年度にかけてセクハラや痴漢、盗撮、窃盗等で処分を受けた外務省職員に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
12	1. 8	北方領土参りで使用する船に対する政府の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
13	1. 9	竹島の面積等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
14	1. 9	痴漢や盗撮行為により逮捕された外務省職員が在職し続けることの是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
15	1. 9	日中戦争を想定した佐藤栄作元内閣総理大臣の米国による中国への核報復並びに我が国への核持ち込みに係る発言等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
16	1.13	定額給付金の受給を巡る閣内不一致等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
17	1.13	平成21年1月の日韓首脳会談における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
18	1.13	上司の言動等が理由で自衛官が自殺した件に係る防衛省の一連の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
19	1.14	パレスチナのガザ地区を実効支配しているハマスに対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
20	1.14	北朝鮮による拉致問題についての外務省HPにおける記述に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
21	1.14	国会議員の公開質問状の受け取りを拒否した総理秘書官の行動等に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
22	1.15	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
23	1.15	フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
24	1.15	竹島問題についての政府広報冊子に係る政府の説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
25	1.15	雇用対策に関する質問主意書（山井和則君提出）
26	1.16	診療報酬オンライン請求に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
27	1.16	定額給付金の支給目的に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
28	1.16	国家公務員の退職管理に関する質問主意書（岡本充功君提出）
29	1.16	財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が定額給付金制度の撤回を求めたことに対する内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
30	1.16	派遣労働者や期間従業員のためのいわゆる「年越し派遣村」への政府の支援、関与並びに失業問題に対する政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
31	1.16	2009年春闘に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
32	1.16	北方領土の国後島沖でロシアの国境警備隊に拿捕された日本漁船4隻の返還等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
33	1.19	我が国が抱える2つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
34	1.19	外務省とある国会議員の過去の関係が我が国の国益に悪影響を及ぼしたと同省が認識している根拠等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
35	1.19	いわゆる北方領土不要論を唱えたと外務省が認識している国会議員に対する同省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
36	1.19	社会保険庁が実施した「記録訂正により年金受給権を得ることとなった方に対する調査」結果に関する質問主意書（山井和則君提出）
37	1.19	衆議院予算委員会における菅直人委員の質問への麻生内閣総理大臣答弁及び仙谷由人委員の質問への舛添厚生労働大臣答弁に関する質問主意書（山井和則君提出）
38	1.19	派遣労働における「常用型派遣」及び「登録型派遣」に関する質問主意書（山井和則君提出）
39	1.20	外務省による更なる国際機関への拠出金放置が明らかになった件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
40	1.20	外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
41	1.20	外務省職員の贈与等報告義務違反等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
42	1.21	イランで発生した邦人誘拐事件に係る政府による身代金の支払いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
43	1.21	日中合意を破る形での中国による東シナ海ガス田掘削に対する政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
44	1.21	竹島の面積等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
45	1.22	年金記録の訂正により年金受給権を得ることとなった35人に関する質問主意書（山井和則君提出）
46	1.22	派遣労働者の「派遣切り」の現状等に関する質問主意書（山井和則君提出）
47	1.22	厚生労働省の「非正規労働者の雇止め等の状況について（12月報告）」に関する質問主意書（山井和則君提出）
48	1.22	外務省に係る事件についての同省事務次官の責任等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
49	1.22	外務省要人外交訪問支援室長による公金詐欺事件に対する同省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
50	1.22	竹島を日本領から除くとする我が国の法令が見つかったとの韓国メディアの報道に係る政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
51	1.23	沖縄における不発弾の磁気探査及び爆発事故による被害補償に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
52	1.23	ハローワークの執務時間に関する質問主意書（滝実君提出）
53	1.23	裁判員制度について国民が抱えている疑問点に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
54	1.23	痴漢や盗撮行為により逮捕された外務省職員が在職し続けることの是非等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
55	1.23	定額給付金の受給を巡る閣内不一致等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
56	1.26	平成21年1月の日韓首脳会談における竹島問題の取り扱いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
57	1.26	平成21年2月11日に開催される日韓外相会談における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
58	1.26	パレスチナのガザ地区を実効支配しているハマスに対する政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
59	1.26	ねんきん特別便で「訂正あり」と回答した者等の記録訂正処理に関する質問主意書（山井和則君提出）
60	1.27	国立がんセンター等の国立高度専門医療センターの財政赤字問題に係る政府の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
61	1.27	北方四島への支援物資がロシア側に止められている件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
62	1.27	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
63	1.28	北朝鮮による拉致問題についての外務省HPにおける記述に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
64	1.28	我が国が抱える2つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
65	1.28	フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
66	1.28	海賊対策に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
67	1.29	政府のソマリア沿岸における海賊対策に関する質問主意書（辻元清美君提出）
68	1.29	「常用雇用」という言葉に関する質問主意書（山井和則君提出）
69	1.29	厚生労働省の「雇止め・解雇状況」報告に関する質問主意書（山井和則君提出）
70	1.29	常用型派遣と登録型派遣の違い等に関する質問主意書（山井和則君提出）
71	1.29	北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
72	1.29	高校学習指導要領改訂案における我が国が抱える領土問題についての記述のあり方に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
73	1.29	平成18年度から20年度にかけてセクハラや痴漢、盗撮、窃盗等で処分を受けた外務省職員に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
74	1.30	日本海で拿捕された漁船の解放に向けた政府の取組等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
75	1.30	地方自治体等からの要請に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
76	1.30	財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が定額給付金制度の撤回を求めたことに対する内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
77	2.2	路木ダム建設事業に関する質問主意書（前原誠司君提出）
78	2.2	ビザなし交流における出入国カード提出に係る外務省の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
79	2.2	竹島の面積等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
80	2.2	2月22日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
81	2.3	国家公務員の退職管理に関する再質問主意書（岡本充功君提出）
82	2.3	北朝鮮拉致被害者の失踪宣告取り消しに関する質問主意書（西村真悟君提出）
83	2.3	大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
84	2. 3	国会議員の歳費や定数削減等に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
85	2. 3	外務省による更なる国際機関への拠出金放置が明らかになった件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
86	2. 4	第二次世界大戦の不発弾処理に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
87	2. 4	在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
88	2. 4	北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
89	2. 4	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
90	2. 4	広報予算等に関する質問主意書（保坂展人君提出）
91	2. 5	沖縄県における不発弾爆発事故に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
92	2. 5	海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
93	2. 5	刑事訴訟法第479条に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
94	2. 5	パレスチナのガザ地区を実効支配しているハマスに対する政府の認識等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
95	2. 5	各府省庁が民主党に提出する新しい資料に関する質問主意書（山井和則君提出）
96	2. 5	年金の支払い等に関する質問主意書（山井和則君提出）
97	2. 5	記録訂正により年金受給権を得ることとなった方に対する訪問調査に関する質問主意書（山井和則君提出）
98	2. 5	年金改ざんが疑われる2万人の方に対する訪問調査に関する質問主意書（山井和則君提出）
99	2. 5	後期高齢者医療制度の保険料滞納に関する質問主意書（山井和則君提出）
100	2. 5	派遣労働者の「派遣切り」の現状等に関する再質問主意書（山井和則君提出）
101	2. 6	発見から20年を迎える旧陸軍軍医学校の人体標本等に関する質問主意書（郡和子君提出）
102	2. 6	平成21年1月の日韓首脳会談における竹島問題の取り扱いに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
103	2. 6	平成21年2月11日に開催される日韓外相会談における竹島問題の取り扱いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
104	2. 6	泥酔により負傷した海上自衛隊員が巻き起こした騒動についての防衛省の調査に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
105	2. 9	ケニア沖で邦人が船長を務める中国船が乗っ取られた事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
106	2. 9	最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
107	2. 9	平成21年「北方領土の日」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
108	2. 9	国立大学の雇い止めにに関する質問主意書（山井和則君提出）
109	2. 9	インターフェロン治療における医療費助成に関する質問主意書（山井和則君提出）
110	2. 9	常用型派遣と登録型派遣の違い等に関する再質問主意書（山井和則君提出）
111	2.10	有明海漁業と干拓地農業の共存・有明海再生に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
112	2.10	高齢者の犯罪に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
113	2.10	日本郵政によるかんばの宿一括売却の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
114	2.10	北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
115	2.10	2月22日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
116	2.12	米軍人子弟らによる投石事件に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
117	2.12	日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
118	2.12	日本相撲協会に対する文部科学省の指導監督に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
119	2.12	財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会が定額給付金制度の撤回を求めたことに対する内閣の見解に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
120	2.13	北朝鮮拉致被害者が国内で死亡したとみなされている事態に関する質問主意書（西村真悟君提出）
121	2.13	外務省による日本アセアンセンター事務総長の再公募に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
122	2.13	国会議員の歳費や定数削減等に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
123	2.13	本年2月18日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
124	2.16	かんぼの宿売却に関する質問主意書（岡本充功君提出）
125	2.16	中川財務大臣の記者会見に関する質問主意書（岡本充功君提出）
126	2.16	平成28年夏季五輪招致に関する質問主意書（岡本充功君提出）
127	2.16	パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
128	2.16	在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
129	2.16	大麻吸引事件を起こした大相撲力士への日本相撲協会の処分に係る文部科学省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
130	2.16	厚生年金記録の不適正処理に伴う医療保険等への影響に関する質問主意書（平野博文君提出）
131	2.17	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応ぶりの相違に係る説明等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
132	2.17	北方領土の管轄権に対する外務省の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
133	2.17	平成21年2月11日に開催される日韓外相会談における竹島問題の取り扱いに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
134	2.18	財務大臣の先進七カ国財務相・中央銀行総裁会議出席に同行した政府職員等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
135	2.18	刑事訴訟法第479条に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
136	2.18	我が国が抱える2つの領土問題に対する政府の取組の差異等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
137	2.19	最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
138	2.19	平成21年「北方領土の日」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
139	2.19	海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
140	2.19	平成21年2月18日の日口首脳会談に関する質問主意書（岡本充功君提出）
141	2.19	介護報酬改定に関する質問主意書（山井和則君提出）
142	2.20	平成21年1月の日韓首脳会談等における竹島問題の取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
143	2.20	フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
144	2.20	国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
145	2.23	国家公務員の退職管理に関する第3回質問主意書（岡本充功君提出）
146	2.23	介護人材確保対策に関する質問主意書（山井和則君提出）
147	2.23	政府代表に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
148	2.23	前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
149	2.23	2月22日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
150	2.24	日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
151	2.24	パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
152	2.24	本年2月18日の麻生太郎内閣総理大臣によるサハリン訪問に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
153	2.25	北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
154	2.25	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
155	2.25	外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
156	2.25	積丹岳における山岳遭難事故に関する質問主意書（鉢呂吉雄君提出）
157	2.26	ロシアおよびカザフスタン等と日本との間の二国間原子力協力協定の交渉に関する質問主意書（保坂展人君提出）
158	2.26	諫早湾干拓農地における農業用水に関する質問主意書（大串博志君提出）
159	2.26	小泉純一郎元首相によるロシア訪問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
160	2.26	日米外相会談における在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る取り決めに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
161	2.26	在ロシア日本国大使館及び大使公邸に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
162	2.26	保育制度に関する質問主意書（山井和則君提出）
163	2.27	急激に悪化する景気を改善するための景気対策の規模に関する質問主意書（滝実君提出）
164	2.27	日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の立入検査及び指導監督に関する質問主意書（渡辺周君提出）
165	2.27	交通捜査用覆面パトカーに関する質問主意書（河村たかし君提出）
166	2.27	パトカーに装備される車載ビデオカメラに関する質問主意書（河村たかし君提出）
167	2.27	高速道路無料化についての試算隠しに関する質問主意書（岩國哲人君提出）
168	2.27	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
169	2.27	平成21年2月11日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
170	2.27	我が国が抱える2つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
171	2.27	拡大教科書の普及に関する質問主意書（高井美穂君提出）
172	3.2	日本海を中心とする海洋漂着ごみ対策に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
173	3.2	韓国の2008年度版国防白書における竹島の記述についての政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
174	3.2	2月22日の「竹島の日」と同日に島根県で行われた竹島は日本領ではない旨主張する著書の出版記念講演会に係る政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
175	3.2	平成21年2月28日から3月1日にかけて行われた日中外相会談に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
176	3.2	社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告に関する質問主意書（山井和則君提出）
177	3.2	派遣労働者に関する質問主意書（山井和則君提出）
178	3.2	内閣総理大臣に関する質問主意書（山井和則君提出）
179	3.3	芸術・文化活動への公的助成制度に関する質問主意書（石井郁子君提出）
180	3.3	定額給付金制度に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解の変化等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
181	3. 3	韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
182	3. 3	ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する同国政府の対応についての外務省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
183	3. 3	高速道路無料化の試算の必要性に関する国交省の認識及び試算隠しの実態に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
184	3. 4	政府代表に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
185	3. 4	最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
186	3. 4	国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
187	3. 5	「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
188	3. 5	国立感染症研究所村山庁舎のBSL 4施設の稼働に関する質問主意書（加藤公一君提出）
189	3. 5	中国による在沖縄総領事館開設の打診に対する外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
190	3. 5	フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
191	3. 5	2月22日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力並びにそれに係る国民への説明に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
192	3. 6	平成28年夏季五輪招致に関する再質問主意書（岡本充功君提出）
193	3. 6	西松建設による巨額献金事件に対する政府高官の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
194	3. 6	尖閣諸島への日米安全保障条約適用に係る米国政府の見解について述べた内閣官房長官の発言等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
195	3. 6	日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
196	3. 9	1980年3月の「毒ウォッカ事件」に関連し現地視察をした当時の警察官僚に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
197	3. 9	西松建設による巨額献金事件について見解を述べた内閣官房副長官の自身の見解に係る釈明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
198	3. 9	本年3月7日の麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
199	3.10	ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
200	3.10	1980年3月当時の在ソ連日本国大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
201	3.10	事務担当の内閣官房副長官の適性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
202	3.11	核兵器問題等に関する質問主意書（辻元清美君提出）
203	3.11	政府による外国債の購入及び保有等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
204	3.11	外務省職員による公務出張に際してのマイレージ取得の自粛に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
205	3.11	月額約836万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
206	3.12	パキスタンの核兵器開発を主導した科学者に対する我が国企業の核資機材輸出に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
207	3.12	平成21年2月11日に開催された日韓外相会談における竹島問題の取り扱いについての外務省の説明に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
208	3.12	我が国が抱える2つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
209	3.13	アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
210	3.13	東京地方検察庁特別捜査部に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
211	3.13	検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
212	3.13	北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
213	3.16	急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する質問主意書（滝実君提出）
214	3.16	北朝鮮の主張に対する政府の認識に関する質問主意書（岡本充功君提出）
215	3.16	ソマリア沖における海賊対策のための海上自衛隊による海上警備行動に係る法整備に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
216	3.16	両親が偽造パスポートで我が国に入国したフィリピン人一家への政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
217	3.16	千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに対する外務省の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
218	3.17	11年ぶりに釈放されたウイグル人留学生の安否等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
219	3.17	西松建設による巨額献金事件に係る内閣総理大臣の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
220	3.17	1980年3月の「毒ウォッカ事件」に関連し現地視察をした当時の警察官僚に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
221	3.18	著作権法の一部を改正する法律案に関する質問主意書（川内博史君提出）
222	3.18	農林水産省職員によるヤミ専従問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
223	3.18	日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督並びに一連の不祥事に係る同協会の説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
224	3.18	本年3月7日の麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
225	3.18	高速道路無料化の試算の必要性に関する国交省の認識及び試算隠しの実態に関する再質問主意書（岩國哲人君提出）
226	3.19	在沖米軍基地勤務の駐留軍労働者・退職者のアスベスト被害救済に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
227	3.19	国立病院における向精神薬ジプレキサの過剰投与に関する質問主意書（高井美穂君提出）
228	3.19	国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の稼働に関する再質問主意書（加藤公一君提出）
229	3.19	国有林野事業に関する質問主意書（森本哲生君提出）
230	3.19	我が国の幹細胞研究に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
231	3.19	ソマリア沖・アデン湾における海賊対処のための海上警備行動による自衛隊の派遣に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
232	3.19	行政手続法に基づく意見公募手続に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
233	3.19	温室効果ガスの排出枠の購入に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
234	3.19	前財務大臣のバチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
235	3.19	農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の組合側への事前通告に対する農林水産大臣及び同省事務次官の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
236	3.19	1980年3月当時の在ソ連日本国大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
237	3.19	事務担当の内閣官房副長官の適性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
238	3.23	脳脊髄液減少症に関する質問主意書（山井和則君提出）
239	3.23	我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
240	3.23	いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
241	3.23	経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
242	3.24	県営ダム建設事業の中止に関する質問主意書（田島一成君提出）
243	3.24	ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
244	3.24	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
245	3.24	月額約836万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
246	3.25	北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
247	3.25	東京地方検察庁特別捜査部に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
248	3.25	検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
249	3.26	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
250	3.26	外務省における各種手当の変遷に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
251	3.26	千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに対する外務省の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
252	3.27	雇用調整助成金等に関する質問主意書（滝実君提出）
253	3.27	1980年3月の「毒ウォッカ事件」に関連し現地視察をした当時の警察官僚に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
254	3.27	前財務大臣のパチカン市内における行状並びに同行者の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
255	3.27	韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
256	3.30	風車による健康被害と補助金交付認定に関する質問主意書（保坂展人君提出）
257	3.30	「奨学金返還延滞増加」と「回収策強化」を巡る問題についての政府の認識に関する質問主意書（保坂展人君提出）
258	3.30	脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
259	3.30	総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
260	3.30	1980年3月当時の在ソ連日本国大使館における大使館員の行動に係る内規等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
261	3.31	行政並びに公人の定義についての経済産業省の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
262	3.31	2009年4月のロンドンにおける日ロ首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
263	3.31	我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
264	3.31	北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
265	4. 1	いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
266	4. 1	本年3月7日の麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
267	4. 1	我が国が抱える2つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
268	4. 2	E T C搭載車への高速道路料金引き下げに関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
269	4. 2	公共事業の個所付け情報に関する質問主意書（篠原孝君提出）

番号	提出日	件名
270	4. 2	介護福祉士試験の受験要件に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
271	4. 2	海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
272	4. 2	事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
273	4. 2	我が国の調査捕鯨活動への妨害行為に対する政府の対策に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
274	4. 3	自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問主意書（滝実君提出）
275	4. 3	月額約836万円の賃借料が発生している在ロシア日本国大使館の旧建物及び大使公邸に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
276	4. 3	外務省における各種手当の変遷に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
277	4. 3	北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
278	4. 6	内閣人事局長に関する質問主意書（江田憲司君提出）
279	4. 6	北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
280	4. 6	東京地方検察庁特別捜査部に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
281	4. 6	検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
282	4. 6	高速道路料金の引き下げに関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
283	4. 6	年金の給付水準の将来見通しに関する質問主意書（山井和則君提出）
284	4. 7	平成21年4月5日に北朝鮮から飛来した飛翔体に関する質問主意書（岡本充功君提出）
285	4. 7	図書館法第28条及び著作権法第38条第4項の規定に関する質問主意書（川内博史君提出）
286	4. 7	国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
287	4. 7	ロシア側からの出入国カード提出要求に対する外務省の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
288	4. 7	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
289	4. 8	日本漢字能力検定協会に対する文部科学省の指導監督並びに一連の不祥事に係る同協会の説明等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
290	4. 8	総務省により不備を指摘された外務省におけるセクハラ対策に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
291	4. 8	ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
292	4. 9	急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する再質問主意書（滝実君提出）
293	4. 9	北朝鮮からの「飛翔体」発射時刻情報に関する質問主意書（辻元清美君提出）
294	4. 9	農林水産省職員によるヤミ専従問題に係る調査の隠蔽等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
295	4. 9	2006年8月16日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
296	4. 9	脱北者に我が国への入国を認める際の外務省の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
297	4. 10	2009年4月のロンドンにおける日ロ首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
298	4. 10	我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
299	4. 10	北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
300	4. 13	医療材料の国内外価格差等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
301	4. 13	平成21年度補正予算を編成するにあたっての財政政策に関する質問主意書（岡本充功君提出）

番号	提出日	件名
302	4.13	北朝鮮のミサイル発射に対する政府の対応に関する質問主意書（岡本充功君提出）
303	4.13	広報予算と選挙の関係等に関する質問主意書（保坂展人君提出）
304	4.13	刑務官、検察官等に係る政府予算等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
305	4.13	外務省におけるワインの購入等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
306	4.13	本年3月7日の自由民主党総裁という立場での麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
307	4.14	拉致被害者家族が元北朝鮮工作員に宛てて書いた手紙を外務省が放置していた件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
308	4.14	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る説明等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
309	4.14	外務省における各種手当の変遷に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
310	4.14	ソマリア沖に派遣された自衛艦の情報開示に関する質問主意書（辻元清美君提出）
311	4.15	内閣人事局長に関する再質問主意書（江田憲司君提出）
312	4.15	在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約457万円もの賃借料が2年に渡り支払われ続けていた件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
313	4.15	東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
314	4.15	検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
315	4.16	自動車通勤者に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する再質問主意書（滝実君提出）
316	4.16	死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
317	4.16	いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
318	4.16	北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
319	4.17	国際協力銀行が2005年3月31日にマレーシアのパハン・スランゴール導水事業に対し行った円借款融資に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
320	4.17	独占禁止法における情報公開に関する質問主意書（前田雄吉君提出）
321	4.17	パキスタンの核兵器開発に対する我が国企業の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
322	4.17	政府代表に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
323	4.17	政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表の発言に対する政府の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
324	4.20	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱いに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
325	4.20	2006年8月16日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
326	4.20	政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したとする新聞報道に対する政府の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
327	4.21	15.4兆円で日本経済は経済危機から脱却できるのかどうかに関する質問主意書（滝実君提出）
328	4.21	政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意した件等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
329	4.21	政府代表が政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及したことが我が国の国益に及ぼす影響に係る政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
330	4.21	外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
331	4.22	政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
332	4.22	2009年4月のロンドンにおける日ロ首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
333	4.22	ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
334	4.22	平成21年度第一次補正予算及びこれに関連する経済財政問題に関する質問主意書（細野豪志君提出）
335	4.23	外務省におけるワインの購入等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
336	4.23	北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
337	4.23	北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
338	4.24	出入国カードの提出を巡り実施が危ぶまれていた平成21年度以降のビザなし交流に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
339	4.24	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
340	4.24	死者を出す検察庁による非人道的な行為の是非に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
341	4.27	違法・無報告・無規制（IUU）漁業の規制に関する質問主意書（菅野哲雄君提出）
342	4.27	国連女性差別撤廃委員会への第6回政府報告に関する質問主意書（石井郁子君提出）
343	4.27	平成21年4月27日の政府経済見通しに関する質問主意書（岡本充功君提出）
344	4.27	メキシコで発生している豚インフルエンザに関する質問主意書（岡本充功君提出）
345	4.27	公然わいせつの疑いで逮捕された芸能人に対する警視庁の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
346	4.27	中央省庁のあっせんによる国家公務員の再就職に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
347	4.27	政府代表による民間企業の役員兼務の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
348	4.28	マンションやオフィスビルなどの貯水槽からの給水管の劣化に伴う健康・安全対策に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
349	4.28	世界遺産宮島の鹿の管理に関する質問主意書（村井宗明君提出）
350	4.28	2000年以降の年金記録に記録の抜け等の不備がある問題に関する質問主意書（長妻昭君提出）
351	4.28	外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
352	4.28	北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
353	4.28	外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
354	4.30	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
355	4.30	事業継続のための中小企業対策に関する質問主意書（滝実君提出）
356	4.30	ソマリア沿岸への自衛隊派遣とソマリアについての国連決議に関する質問主意書（辻元清美君提出）
357	4.30	新型インフルエンザ対策に関する質問主意書（岡本充功君提出）
358	4.30	育児休業取得の際、事業主が交付する書面等に関する質問主意書（山井和則君提出）
359	4.30	国民年金納付率に関する質問主意書（山井和則君提出）
360	4.30	東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
361	4.30	ロシア政府による中国人を対象とした観光ビザ免除の対象地域の拡大に対する外務省の見解等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
362	4.30	政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が厳重注意した件等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
363	4.30	政治資金規正法上の「寄附」に関する質問主意書（原口一博君提出）
364	5. 1	新型インフルエンザ対策経費に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

番号	提出日	件名
365	5. 1	15.4兆円で日本経済は経済危機から脱却できるのかどうかに関する再質問主意書（滝実君提出）
366	5. 1	検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
367	5. 1	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費節減効果の検証等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
368	5. 1	2006年8月16日にロシア国境警備隊に拿捕された第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の過去の取り組みに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
369	5. 1	企業による国公立学校での個人情報収集に関する質問主意書（長妻昭君提出）
370	5. 7	政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
371	5. 7	北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣が修正を求めた件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
372	5. 7	北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
373	5. 7	国立学校における特別支援教育に関する質問主意書（滝実君提出）
374	5. 7	政府の調査活動に関する質問主意書（長妻昭君提出）
375	5. 7	取り調べの可視化等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
376	5. 7	新型インフルエンザに関する質問主意書（長妻昭君提出）
377	5. 7	介護報酬改定等に関する質問主意書（山井和則君提出）
378	5. 7	要介護認定見直しに関する質問主意書（山井和則君提出）
379	5. 7	国民年金納付率等に関する質問主意書（山井和則君提出）
380	5. 8	殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
381	5. 8	外務省におけるワインの購入等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
382	5. 8	農林水産省の出先機関における勤務評定に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
383	5.11	要介護認定見直しに係わる経過措置に関する質問主意書（山井和則君提出）
384	5.11	新型インフルエンザの検疫に関する質問主意書（山井和則君提出）
385	5.11	社会保険庁が公表した年金記録改ざん件数の正否に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
386	5.11	ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
387	5.11	在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約457万円もの賃借料が2年に渡り支払われ続けていた件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
388	5.11	省庁の地方出先機関の新築工事等に関する質問主意書（長妻昭君提出）
389	5.11	震度6強の地震で倒壊の恐れのある病院に関する質問主意書（長妻昭君提出）
390	5.12	米軍人・軍属とその家族による事故の被害調査費用負担等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
391	5.12	最高裁判所裁判官の指名等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
392	5.12	政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
393	5.12	政府代表による民間企業の役員兼務の是非等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
394	5.13	消極的安全保証問題に関する質問主意書（辻元清美君提出）
395	5.13	公然わいせつの疑いで逮捕された芸能人に対する警視庁の対応に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
396	5.13	政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表を外務大臣が嚴重注意した件等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
397	5.13	北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に係る政府対応の信頼性を否定し、茶化した内閣官房副長官の言動に対する政府の対応に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
398	5.14	新たな過疎対策及び定住自立圏構想に関する質問主意書（田島一成君提出）
399	5.14	中国において国家機密漏洩の罪に問われた人物に対する駐中国大使の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
400	5.14	外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
401	5.14	出入国カードの提出を巡り実施が危ぶまれていた平成21年度以降のビザなし交流に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
402	5.14	書面による労働者の育児休業の取扱い明示の義務づけに関する質問主意書（山井和則君提出）
403	5.14	一社入札で落札率100%の案件に関する質問主意書（長妻昭君提出）
404	5.14	終末期医療費に関する質問主意書（長妻昭君提出）
405	5.15	豊川海軍工廠跡地に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
406	5.15	食品放射線照射に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
407	5.15	航空自衛隊新田原基地における「米軍再編」に伴う日米共同訓練と施設整備に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出）
408	5.15	東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
409	5.15	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
410	5.15	北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣が修正を求めた件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
411	5.18	政府内のセクハラに関する質問主意書（長妻昭君提出）
412	5.18	保険料無しの年金に関する質問主意書（長妻昭君提出）
413	5.18	検察官等による犯罪行為の発件数等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
414	5.18	検察庁による刑事事件に係る情報のリークに関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
415	5.18	国会議員に支給されるJR無料バス等の実際の使われ方等に対する内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
416	5.18	平成21年度補正予算に盛り込まれた基金に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
417	5.18	育児休業の取得に関する質問主意書（山井和則君提出）
418	5.18	後期高齢者医療制度の滞納率等に関する質問主意書（山井和則君提出）
419	5.18	国民年金納付率に関する再質問主意書（山井和則君提出）
420	5.19	農林水産省の労働組合員が無届けで非営利団体の役員を兼務していた件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
421	5.19	我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
422	5.19	政府見解と異なる北方領土問題の解決方法について言及した政府代表に対する外務大臣の対応等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
423	5.20	成田新高速線開通に伴う運賃問題に関する質問主意書（田嶋要君提出）
424	5.20	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費節減効果の検証等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
425	5.20	ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
426	5.20	在ロシア日本国大使館において本来節約できたはずの月額約457万円もの賃借料が2年に渡り支払われ続けていた件に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
427	5.21	たばこ自動販売機の成人識別装置に関する質問主意書（北神圭朗君提出）
428	5.21	落札者による入札書類・関連資料作成に関する質問主意書（長妻昭君提出）
429	5.21	化粧品の動物実験に関する質問主意書（保坂展人君提出）

番号	提出日	件名
430	5.21	海上自衛隊の特殊部隊における隊員死亡事件に係る防衛省による調査の進捗状況等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
431	5.21	外務省所管の各種法人に対する同省の助成等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
432	5.21	農林水産省の出先機関における勤務評定に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
433	5.21	「育児休業に係る不利益取扱い」及び「妊娠・出産等を理由とした解雇等不利益取扱い」に対する是正指導後の状況に関する質問主意書（山井和則君提出）
434	5.21	新・要介護認定基準に関する質問主意書（山井和則君提出）
435	5.21	生活保護母子加算の廃止に関する質問主意書（山井和則君提出）
436	5.22	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する再質問主意書（赤嶺政賢君提出）
437	5.22	補正予算に関する政府の説明責任に関する質問主意書（滝実君提出）
438	5.22	いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
439	5.22	外務省におけるワインの使用等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
440	5.22	北方領土に居住するロシア人に対する外務省によるビザの発給に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
441	5.25	臓器移植医療に関する質問主意書（阿部知子君提出）
442	5.25	政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
443	5.25	外務省員手帳に対する同省の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
444	5.25	外務事務次官による贈与等報告書の提出等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
445	5.25	外務省欧州局幹部による贈与等報告の提出等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
446	5.25	外務省の庁舎内に入っている民間企業に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
447	5.25	外務省におけるいわゆる居酒屋タクシー問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
448	5.25	外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
449	5.25	国家公務員の出勤時間に関する質問主意書（長妻昭君提出）
450	5.26	政府の北朝鮮に対する対応に関する質問主意書（岡本充功君提出）
451	5.26	外務省における各種手当の変遷並びに同省職員による実際の使われ方等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
452	5.26	在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
453	5.26	北方四島返還方針の堅持を求める新聞広告の内容に対して外務大臣が修正を求めた件に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
454	5.26	外務省職員による飲酒対人交通事故に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
455	5.26	国連広報センター不正経理問題と外務省の外国為替運用問題等に関する質問主意書（保坂展人君提出）
456	5.27	国会議員に支給されるJR無料バス等の実際の使われ方等に対する内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
457	5.27	検察官等による犯罪行為の発件数等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
458	5.27	政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
459	5.27	新型インフルエンザに係る政府が作成したテレビCMに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
460	5.27	外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
461	5.27	外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
462	5.28	1999年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国国会でなされた件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
463	5.28	外務省の在外公館派遣員制度に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
464	5.28	外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
465	5.28	外務省の専門調査員制度に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
466	5.28	外務省における健康管理休暇制度に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
467	5.28	外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
468	5.28	食品ロスに関する質問主意書（長妻昭君提出）
469	5.28	水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
470	5.28	平成21年財政検証関連資料に関する質問主意書（山井和則君提出）
471	5.28	育児休業申出書、育児休業取扱通知書に関する質問主意書（山井和則君提出）
472	5.28	母子加算の廃止等に関する質問主意書（山井和則君提出）
473	5.29	北方四島への人道支援に対するサハリン州政府の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
474	5.29	外務省在外職員の住居の実情等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
475	5.29	外務省についての各マスコミ報道に対する同省の対応に係る国民への説明等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
476	5.29	外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
477	5.29	最高裁判所裁判官の指名等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
478	6. 1	たばこ自動販売機の成人識別装置に関する再質問主意書（北神圭朗君提出）
479	6. 1	1960年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
480	6. 1	痴漢行為を行った検察官に対して下された処分等の妥当性等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
481	6. 1	本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
482	6. 1	駐ロシア特命全権大使の信任状奉呈式におけるロシア大統領の発言に対する外務省の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
483	6. 1	北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
484	6. 1	殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
485	6. 1	「子どもの健全育成プログラムの策定・実施」に関する質問主意書（山井和則君提出）
486	6. 1	生活保護の母子加算廃止等に関する質問主意書（山井和則君提出）
487	6. 2	海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
488	6. 2	「国立沖縄青少年交流の家」の廃止・統合に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
489	6. 2	外務省が保管している各種酒類に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
490	6. 2	外務省におけるワインの使用等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
491	6. 2	在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画の消息についての外務省の説明に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
492	6. 2	外務省が購入した絵画に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
493	6. 2	外務省員手帳に対する同省の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
494	6. 2	外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
495	6. 3	政府に対して北方四島返還方針の堅持を求める意見広告に政府職員が賛同人として名を連ねている件に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
496	6. 3	政府を批判する意見広告に賛同人として署名した政府職員に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
497	6. 3	参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとされた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
498	6. 3	いわゆる「三・五島論」発言に係る政府代表の説明及び内閣総理大臣の見解等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
499	6. 3	国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
500	6. 4	外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
501	6. 4	外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
502	6. 4	外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
503	6. 4	北朝鮮の金正日総書記の後継者に係る情報に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
504	6. 5	いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
505	6. 5	裁判官と検察官の人事交流に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
506	6. 5	外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
507	6. 5	在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
508	6. 8	平成21年財政検証関連資料に関する再質問主意書（山井和則君提出）
509	6. 8	冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
510	6. 8	いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
511	6. 8	いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
512	6. 8	いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
513	6. 8	金正日北朝鮮総書記の後継者と見られる人物が来日していたとされる件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
514	6. 9	芸術・文化活動への公的助成制度に関する再質問主意書（石井郁子君提出）
515	6. 9	補正予算に関する政府の説明責任に関する再質問主意書（滝実君提出）
516	6. 9	外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
517	6. 9	外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
518	6. 9	外務省における健康管理休暇制度に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
519	6. 9	外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
520	6. 9	政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
521	6.10	自主共済の存続に関する質問主意書（田島一成君提出）
522	6.10	北方領土の不法占拠に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
523	6.10	外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
524	6.10	外務省職員による飲酒対人交通事故に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
525	6.10	1999年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国国会でなされた件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
526	6.10	アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
527	6.10	水俣病未認定患者救済法案に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
528	6.11	舛添厚生労働大臣のB型肝炎原告への面会に関する質問主意書（山井和則君提出）(撤回)
529	6.11	新・要介護認定基準の検証結果に関する質問主意書（山井和則君提出）
530	6.11	平成20年度肝炎インターフェロン治療に関する質問主意書（山井和則君提出）

番号	提出日	件名
531	6.11	いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
532	6.11	いわゆる飯塚事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
533	6.11	我が国の報道機関関係者がロシア政府のビザ発給を受けて北方四島に渡航した件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
534	6.11	国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
535	6.11	痴漢行為を行った検察官に対して下された処分の妥当性等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
536	6.12	ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
537	6.12	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い及び公費節減効果の検証等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
538	6.12	いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
539	6.12	外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
540	6.12	在ロシア日本国大使館の新建物及び大使公邸に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
541	6.15	生活保護制度の在り方に関する専門委員会資料に関する質問主意書（山井和則君提出）
542	6.15	国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
543	6.15	外務省におけるワインの使用等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
544	6.15	外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
545	6.15	いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
546	6.15	検察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
547	6.16	外務省の在外公館派遣員制度に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
548	6.16	外務省在外職員の住居の実情等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
549	6.16	外務省におけるタクシー券の使用状況等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
550	6.16	外務省が保管している各種酒類に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
551	6.16	水源林に対する政策をはじめとする森林資源政策に関する再質問主意書（岩国哲人君提出）
552	6.17	極めて危険な消費税12%への引き上げと、不可解な試算に関する質問主意書（滝実君提出）
553	6.17	本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
554	6.17	1960年の日米安全保障条約規定に際しいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
555	6.17	1972年の沖縄返還に係る日米密約についての東京地方裁判所の要請に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
556	6.17	冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
557	6.17	いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する森英介法務大臣の見解等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
558	6.17	いわゆる足利事件に関連した取り調べの全面可視化導入に対する佐藤勉国家公安委員長の見解等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
559	6.18	厚生年金の給付における世帯類型に関する質問主意書（辻元清美君提出）
560	6.18	いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
561	6.18	いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
562	6.18	外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
563	6.18	在ロシア連邦日本国大使館における住居手当等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
564	6.18	外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
565	6.18	麻生首相の本年2月以降の外遊費用等に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
566	6.19	日本政府の対ミャンマー（ビルマ）政策に関する質問主意書（小宮山泰子君提出）
567	6.19	農地法改正に伴う農地賃貸借の緩和に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
568	6.19	金融取引に対する事前および事後の規制を充実させるための施策に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
569	6.19	国連憲章の旧敵国条項（第53条、第107条）に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
570	6.19	日本国号に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
571	6.19	裁判官と検察官の人事交流に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
572	6.19	内閣総理大臣を名指して非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
573	6.19	北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
574	6.19	参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとされた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
575	6.19	政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
576	6.22	いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
577	6.22	いわゆる飯塚事件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
578	6.22	国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
579	6.22	北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
580	6.22	政府による我が国の領海幅設定と1960年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
581	6.23	空母艦載機離発着訓練施設の選定に関する質問主意書（平岡秀夫君提出）
582	6.23	公務員の天下り団体及びそれらの団体に対して交付されている補助金等に関する質問主意書（鈴木克昌君提出）
583	6.23	いわゆる足利事件についての検察庁による謝罪等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
584	6.23	検察庁の信頼性に係る森英介法務大臣の見解等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
585	6.23	いわゆる足利事件についての警察庁による謝罪等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
586	6.23	1999年にキルギスで発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言が同国会でなされた件に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
587	6.24	海上自衛隊艦船等の民間港入港に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
588	6.24	外務省職員による天下りに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
589	6.24	外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
590	6.24	外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
591	6.24	外務省における健康管理休暇制度に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
592	6.24	外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
593	6.25	北方領土の不法占拠に関する再質問主意書（近藤昭一君提出）
594	6.25	原爆症認定却下処分の取消を求める訴訟に関する質問主意書（阿部知子君提出）

番号	提出日	件名
595	6.25	国立メディア芸術総合センター（仮称）に関する質問主意書（山井和則君提出）
596	6.25	要介護認定見直し等に関する質問主意書（山井和則君提出）
597	6.25	介護予防の費用対効果に関する質問主意書（山井和則君提出）
598	6.25	生活保護制度の在り方に関する専門委員会第4回資料に関する質問主意書（山井和則君提出）
599	6.25	外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
600	6.25	外務省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
601	6.25	外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
602	6.25	ロシア側に押収されたままの第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
603	6.25	外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
604	6.26	外務省における同省職員が公務出張に際して取得したマイレージの取り扱い等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
605	6.26	外務省員手帳に対する同省の認識に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
606	6.26	在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
607	6.26	本年度のビザなし交流第二陣におけるロシア系住民との対話集会等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
608	6.29	犯罪捜査における科学的証拠に関する質問主意書（岡本充功君提出）
609	6.29	生活保護の母子家庭と一般母子家庭の比較に関する質問主意書（山井和則君提出）
610	6.29	年金財政試算に関する質問主意書（山井和則君提出）
611	6.29	陵墓に指定された古墳の実態に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
612	6.29	村田良平元外務省事務次官が1960年の日米安全保障条約改定時のいわゆる「核持ち込み密約」の存在を認めた件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
613	6.29	外務省在外職員の住居の実情等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
614	6.29	外務省におけるタクシー券の使用等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
615	6.29	外務省における各種手当に係る同省による国民への説明等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
616	6.29	殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
617	6.30	国立大学医学部附属病院長会議常設委員会が平成14年3月に発表した提言に対する文部科学省の関与に関する質問主意書（松本大輔君提出）
618	6.30	平成21年6月2日、第22回海外経済協力会議において決定された国際協力機構における海外投融资の再開とそれに向けた検討プロセスに関する質問主意書（前田雄吉君提出）
619	6.30	原爆症認定訴訟に関する質問主意書（阿部知子君提出）
620	6.30	日本のロボット技術の世界標準にするための政府の支援に関する質問主意書（滝実君提出）
621	6.30	1960年の日米安全保障条約改定に際しいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
622	6.30	在ロシア連邦日本国大使館員に支給されている住居手当等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
623	6.30	外務省の在外公館派遣員制度に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
624	6.30	いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
625	7. 1	北方四島への人道支援に対するサハリン州政府の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
626	7. 1	北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
627	7. 1	政府による我が国の領海幅設定と1960年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
628	7. 1	いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
629	7. 1	日露平和条約交渉に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
630	7. 2	低周波振動による被害対策に関する質問主意書（吉井英勝君提出）
631	7. 2	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立の研究促進に関する第3回質問主意書（赤嶺政賢君提出）
632	7. 2	政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館建設の必要性等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
633	7. 2	いわゆる飯塚事件に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
634	7. 2	内閣総理大臣を名指しで非難しつつ北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
635	7. 2	参議院予算委員会において北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとされた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
636	7. 3	臓器移植医療の実態に関する質問主意書（阿部知子君提出）
637	7. 3	冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
638	7. 3	北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
639	7. 3	外務省が作成した「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
640	7. 3	外務省と同省所管の各種法人との関係等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
641	7. 3	水俣病未認定患者救済法案に関する再質問主意書（岩國哲人君提出）
642	7. 3	国債利払費の推計および利払費を低減させるための方策に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
643	7. 6	高速道路におけるETC利用に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）
644	7. 6	海上自衛隊艦船等の民間港入港に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出）
645	7. 6	外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
646	7. 6	外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
647	7. 6	外務省における健康管理休暇制度と民間企業における同様の制度との比較等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
648	7. 6	外務省在外職員に支給される住居手当の妥当性等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
649	7. 7	外務省職員による天下りに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
650	7. 7	外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
651	7. 7	外務省員手帳に記述のある同省職員に対する国内高級ホテルによる優遇措置に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
652	7. 7	第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
653	7. 8	外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」の同省における取り扱いに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
654	7. 8	キルギス国会において1999年に同国で発生した日本人誘拐事件の際に身代金が支払われたとの証言がなされた件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
655	7. 8	外務省における同省職員が公務出張に際して取得したマイレージの取り扱い等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
656	7. 8	村田良平元外務省事務次官が1960年の日米安全保障条約改定時のいわゆる「核持ち込み密約」の存在を認めた件に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
657	7. 9	陵墓に指定された古墳の実態に関する再質問主意書（吉井英勝君提出）

番号	提出日	件名
658	7. 9	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の期限の延長に関する質問主意書（伴野豊君提出）
659	7. 9	永山則夫元死刑囚の死刑執行の過程に関する質問主意書（保坂展人君提出）
660	7. 9	公務員の天下り団体及びそれらの団体に対して交付されている補助金等に関する再質問主意書（鈴木克昌君提出）
661	7. 9	住居手当を受給している外務省在外職員の住居の実情等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
662	7. 9	外務省におけるタクシー券の使用等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
663	7. 9	外務省在外職員に対して支給されている在勤手当に係る同省の国民に対する説明等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
664	7. 9	米国核艦船の寄港を容認すべく非核三原則の修正を検討していたとする大河原良雄元駐米大使の証言に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
665	7.10	社会保険庁に勤務する非常勤職員に関する質問主意書（重野安正君提出）
666	7.10	新聞発行部数に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
667	7.10	2002年以降の高速道路料金引き下げ実験に関する質問主意書（岩國哲人君提出）
668	7.10	外務省幹部が1960年の日米安全保障条約改定時におけるいわゆる「核持ち込み密約」の関連文書を破棄するよう指示したとされる件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
669	7.10	外務省の大使館及び総領事館における便宜供与に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
670	7.10	殺人罪等に問われているフジモリ・元ペルー大統領に対する政府の保護等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
671	7.10	在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
672	7.13	北方領土の不法占拠とポツダム宣言に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
673	7.13	脳脊髄液減少症に関する再質問主意書（山井和則君提出）
674	7.13	1960年の日米安全保障条約改定に際しいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に対する同省の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
675	7.13	政府による我が国の領海幅設定と1960年の日米安全保障条約改定に際しいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
676	7.13	北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとする政府の方針に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
677	7.14	イタリア・ラクイラで行われた主要国首脳会議における日ロ首脳会談に関する質問主意書（近藤昭一君提出）
678	7.14	在ロシア連邦日本国大使館員に支給されている住居手当等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
679	7.14	外務省の在外公館派遣員制度の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
680	7.14	北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
681	7.15	外務省所管の各種法人に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
682	7.15	1960年の日米安全保障条約改定に際しいわゆる「核持ち込み密約」についての政府部内の調査に対する内閣総理大臣等の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
683	7.16	外務省作成の「鈴木宗男衆議院議員からの依頼等に対する対応振り」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
684	7.16	外務省における健康管理休暇制度と民間企業における同様の制度との比較等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
685	7.17	外務省在外職員に支給される子女教育手当の妥当性等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
686	7.17	外務省在外職員に支給される配偶者手当の妥当性等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
687	7.17	外務省におけるワインの保管並びに使用等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）

番号	提出日	件名
688	7.17	第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
689	7.17	外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」の同省における取り扱いに関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
690	7.17	外務省における同省職員が公務出張に際して取得したマイレージの取り扱い等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
691	7.21	第171回国会における質問主意書に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

【第172回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、22件である。

経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページをご覧ください。

番号	提出日	件名
1	平成 21. 9.16	第171回国会及び第172回国会における質問主意書に対する政府の対応に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
2	9.16	1960年の日米安全保障条約規定に際したいわゆる「核持ち込み密約」についての政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
3	9.16	1972年の沖縄返還に係る日米密約についての政府の認識等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
4	9.16	外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
5	9.16	外務省が保管しているワインに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
6	9.16	外務省在外職員に支給される住居手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
7	9.16	外務省における健康管理休暇制度に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
8	9.16	外務省在外職員に支給される配偶者手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
9	9.16	外務省在外職員に支給される子女教育手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
10	9.16	外務省在外職員に支給される在勤基本手当に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
11	9.16	1999年にキルギスで発生した日本人誘拐事件に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
12	9.16	かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
13	9.16	外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
14	9.16	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
15	9.16	外務省所管の各種法人に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
16	9.16	外務省の在外公館派遣員制度の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
17	9.16	第三十一吉進丸の船体返還に向けた外務省の取り組み等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
18	9.16	外務省の報償費に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
19	9.16	外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
20	9.16	在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
21	9.16	我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
22	9.16	我が国経済の今後の趨勢に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

【第173回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、175件である。

経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページをご覧ください。

番号	提出日	件名
1	平成 21.10.26	外務省における各種密約の調査等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
2	10.26	外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
3	10.26	脱官僚政治に関する質問主意書（長勢甚遠君提出）
4	10.26	平成21年度第一次補正予算の一部執行停止に対する代替措置に関する質問主意書（山本拓君提出）
5	10.26	平成22年度予算概算要求の厚生労働関係予算の骨格に関する質問主意書（山本拓君提出）
6	10.26	平成22年度予算概算要求の農林水産関係予算の骨格に関する質問主意書（山本拓君提出）
7	10.26	平成22年度予算概算要求の経済産業関係予算の骨格に関する質問主意書（山本拓君提出）
8	10.26	平成22年度予算概算要求の国土交通関係予算の骨格に関する質問主意書（山本拓君提出）
9	10.27	外務省在外職員に支給される在勤基本手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
10	10.27	外務省在外職員に支給される住居手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
11	10.27	自衛官に対する新型インフルエンザ・ワクチン接種の時期等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
12	10.27	遺骨収集に関する質問主意書（浜田靖一君提出）
13	10.28	懲戒処分を受けた職員の日本年金機構への移管に関する質問主意書（江田憲司君提出）
14	10.28	外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
15	10.28	外務省在外職員に支給される配偶者手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
16	10.28	外務省在外職員に支給される子女教育手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
17	10.28	米軍普天間飛行場の「県外・海外移設」に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
18	10.29	日本郵政に関する質問主意書（山内康一君提出）
19	10.29	独立行政法人地域医療機能推進機構法案に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
20	10.29	懲戒処分を受けた社会保険庁職員の官民人材交流センターでの再就職あっせんに関する質問主意書（柿澤未途君提出）
21	10.29	貸し渋り・貸し剥がし対策に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
22	10.29	日本郵政新社長の職歴に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
23	10.29	中央省庁のタクシー使用に関する質問主意書（竹内譲君提出）
24	10.29	自殺の防止に関する質問主意書（竹内譲君提出）
25	10.29	地球温暖化対策税（炭素税）に関する質問主意書（竹内譲君提出）
26	10.29	エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業に関する質問主意書（竹内譲君提出）
27	10.29	新型インフルエンザワクチンに関する質問主意書（竹内譲君提出）
28	10.29	外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
29	10.29	我が国が抱える領土問題に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
30	10.30	日本郵政株式会社社長等の人事と政府の天下り問題への対応に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
31	10.30	独立行政法人等の役員人事に関する質問主意書（柿澤未途君提出）

番号	提出日	件名
32	10.30	「職員の退職管理に関する政令」に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
33	10.30	行政刷新会議に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
34	10.30	国家公務員の幹部人事に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
35	10.30	事務次官の役割に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
36	10.30	国家公務員制度改革に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
37	10.30	かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルール委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
38	10.30	外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
39	11. 2	議員の世襲制限の合憲性に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）（撤回）
40	11. 2	外国人参政権と憲法との関係に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）（撤回）
41	11. 2	日本国との平和条約に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）（撤回）
42	11. 2	在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
43	11. 2	鳩山由紀夫内閣における第三十一吉進丸の船体返還に向けた取り組み等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
44	11. 2	官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する質問主意書（高市早苗君提出）
45	11. 4	外務省が保管しているワインに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
46	11. 4	外務省職員が公務出張に際して取得したマイレージの同省における取り扱い等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
47	11. 4	新型インフルエンザ対策に関する質問主意書（大村秀章君提出）
48	11. 5	沖縄県と那国町への陸上自衛隊配備に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
49	11. 5	有害鳥獣等を食用に有効活用する取組に対する支援施策に関する質問主意書（山本拓君提出）
50	11. 5	平成21年度補正予算執行停止に関する質問主意書（山口俊一君提出）
51	11. 5	普天間空港移設に関する質問主意書（小池百合子君提出）
52	11. 5	臨時財政対策債に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
53	11. 5	外務省所管の各種法人に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
54	11. 5	外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
55	11. 6	外務省の在外公館派遣員制度の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
56	11. 6	1999年にキルギスで発生した日本人誘拐事件に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
57	11. 6	政府の「天下り」及び「わたり」の定義に関する質問主意書（山内康一君提出）
58	11. 6	普天間飛行場移設問題に関する質問主意書（高市早苗君提出）
59	11. 9	公職選挙法の改正に関する質問主意書（鴨下一郎君提出）
60	11. 9	学校ICT環境整備事業の見通しに関する質問主意書（山本拓君提出）
61	11. 9	平成22年度税制改正において農林水産省主管事項のうち延長要望しない事項に関する質問主意書（山本拓君提出）
62	11. 9	外務省における各種密約の調査等に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
63	11. 9	ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
64	11. 9	『子育て応援特別手当』の執行停止に関する質問主意書（加藤勝信君提出）

番号	提出日	件名
65	11.10	かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
66	11.10	外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与についての鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
67	11.11	難民認定申請者の収容に関する質問主意書（山内康一君提出）
68	11.11	天下りの根絶、その定義に関する質問主意書（江田憲司君提出）
69	11.11	地域医療再生臨時特例交付金の一部執行停止に関する質問主意書（稲津久君提出）
70	11.11	北方領土問題の解決に向けた鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
71	11.11	竹島問題の解決に向けた鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
72	11.12	日本郵政に関する再質問主意書（山内康一君提出）
73	11.12	元国税庁長官の社団法人日本損害保険協会副会長就任に関する質問主意書（山内康一君提出）
74	11.12	平成21年度北方領土返還要求行進に対する鳩山由紀夫新内閣の関与に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
75	11.12	冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
76	11.12	行政刷新会議における事業仕分けに関する質問主意書（長勢甚遠君提出）
77	11.13	ある国会議員と外務省との過去の関係が我が国の国益に悪影響を及ぼしたと同省が認識している根拠等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
78	11.13	行政刷新会議における事業仕分けの手法等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
79	11.16	新政権の厚生労働分野施策遂行における地方公共団体への影響に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
80	11.16	協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）加入者に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に関する質問主意書（斉藤鉄夫君提出）
81	11.16	外務省における特命全権大使の役割に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
82	11.16	北方領土に居住しているロシア系住民へのビザ発給等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
83	11.17	中部縦貫自動車道に関する質問主意書（山本拓君提出）
84	11.17	外務省による秘密指定文書の流出に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
85	11.17	外務省報償費の官邸への上納に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）（撤回）
86	11.18	森林吸収源対策としての森林整備の促進と山村活性化策に関する質問主意書（山本拓君提出）
87	11.18	1999年にキルギスで発生した日本人誘拐事件に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
88	11.18	痴漢や窃盗行為等により逮捕された外務省職員への処分の妥当性に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
89	11.19	「事業仕分け」の選定基準、選定対象等に関する質問主意書（江田憲司君提出）
90	11.19	いわゆる北方領土不要論を唱えたと同省が認識している国会議員に対する同省の対応等に係る鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
91	11.20	郵政民営化見直しに関する質問主意書（山内康一君提出）
92	11.20	米軍の航空機騒音に係る訴訟における損害賠償金等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出）
93	11.20	元国家公務員の独立行政法人等における役員ポストに関する質問主意書（山内康一君提出）
94	11.20	鳩山内閣による見直し後の補正予算の執行に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
95	11.20	平成21年度補正予算執行停止に関する再質問主意書（山口俊一君提出）

番号	提出日	件名
96	11.20	りんごやうんしゅうみかんをはじめとする果樹農業に関する質問主意書（木村太郎君、野田毅君、石田真敏君、竹本直一君、坂本哲志君提出）
97	11.20	JAL再生タスクフォースに関する質問主意書（鴨下一郎君提出）
98	11.20	マクロ経済運営に関する質問主意書（中川秀直君提出）
99	11.20	日口首脳会談についての内閣総理大臣の見解に対する外務報道官の発言等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
100	11.24	府省庁による再就職のあっせんに関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
101	11.24	外務省における各種密約の調査等に関する第3回質問主意書（鈴木宗男君提出）
102	11.24	国家公務員給与法改正等に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
103	11.24	日本郵政株式会社の人事等に関する質問主意書（柿澤未途君提出）
104	11.24	公務員の天下りに関する質問主意書（谷公一君提出）
105	11.24	鳩山内閣としての内閣官房機密費の取り扱いに関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
106	11.24	天下りの実態に関する質問主意書（秋葉賢也君提出）
107	11.24	事業仕分け実施にあたって国家公務員等が従事している業務内容と経費に関する質問主意書（高市早苗君提出）
108	11.24	内閣官房報償費に関する質問主意書（高市早苗君提出）
109	11.24	普天間飛行場移設問題に関する再質問主意書（高市早苗君提出）
110	11.25	冤罪の定義に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
111	11.25	冤罪並びに取り調べの全面可視化に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
112	11.26	再就職等監視委員会の委員長及び委員の任命に関する質問主意書（山内康一君提出）
113	11.26	中央省庁の審議会等常勤委員の勤務状況に関する質問主意書（竹内謙君提出）
114	11.26	自治体の子どもに対する医療費助成に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
115	11.26	地方自治体の集中改革プラン終了後の取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
116	11.26	中期的な国家公務員制度に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
117	11.26	鳩山内閣の科学技術政策に関する質問主意書（高市早苗君提出）
118	11.26	天下り・渡りに関する質問主意書（中川秀直君提出）
119	11.26	ハッ場ダムに関する質問主意書（三ッ矢憲生君提出）
120	11.26	外務省における飲酒対人交通事故や暴力事件を起こした人物の幹部登用の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
121	11.26	北方領土に居住しているロシア系住民へのビザ発給等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
122	11.26	行政刷新会議による事業仕分け作業と国会議員の特権等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
123	11.30	国家戦略としての環境政策の展開に関する質問主意書（阿部知子君提出）
124	11.30	サハリン州政府によるビザなし交流船への入港税課税問題に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
125	11.30	検察庁による刑事事件に係る情報のリークに対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
126	11.30	府省庁による営利企業への再就職のあっせん及び天下りの規模に関する質問主意書（塩川鉄也君提出）
127	11.30	農家への戸別所得補償制度に関する質問主意書（木村太郎君提出）
128	11.30	原子力政策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
129	11.30	国外で作製された歯科医療用補てつ物等の取り扱いに関する質問主意書（木村太郎君提出）
130	11.30	平成21年度補正予算の執行停止に伴う政府の対応に関する質問主意書（山口俊一君提出）
131	12. 1	行政刷新会議に関する質問主意書（大口善徳君提出）

番号	提出日	件名
132	12. 1	ある国会議員と外務省との過去の関係が我が国の国益に悪影響を及ぼしたと同省が認識している根拠等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木宗男君提出）
133	12. 1	定住自立圏構想及び定住自立圏等民間投資促進交付金に関する質問主意書（稲津久君提出）
134	12. 1	国土交通省の発注による道路地下の空洞化調査に関する質問主意書（河野太郎君提出）
135	12. 1	子ども手当に関する質問主意書（高市早苗君提出）
136	12. 1	鳩山内閣を支える官僚の在り方に関する質問主意書（高市早苗君提出）
137	12. 1	国直轄道路事業費の削減方針による国道七号線浪岡バイパス事業に関する質問主意書（木村太郎君提出）
138	12. 1	農業共済事業に関する質問主意書（木村太郎君提出）
139	12. 2	公立病院の経営安定化の方策に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
140	12. 2	地域のニーズを踏まえた「子ども・子育てビジョン（仮称）」策定に関する質問主意書（橘慶一郎君提出）
141	12. 2	環境省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
142	12. 2	防衛省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
143	12. 2	法務省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
144	12. 2	総務省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
145	12. 2	外務省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
146	12. 2	厚生労働省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
147	12. 2	文部科学省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
148	12. 2	経済産業省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
149	12. 2	農林水産省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
150	12. 2	国土交通省要求予算のうち、事業仕分け対象となった事業に関する質問主意書（高市早苗君提出）
151	12. 2	事業仕分け対象となった内閣府要求予算について、内閣府の長である内閣総理大臣が予算要求を行った必然性と今後の対応方針に関する質問主意書（高市早苗君提出）
152	12. 2	予算規模と国債発行額に関する質問主意書（城内実君提出）
153	12. 2	国家公務員共済年金の職域加算部分に関する質問主意書（浅尾慶一郎君提出）
154	12. 2	大型クラゲ対策に関する質問主意書（木村太郎君提出）
155	12. 2	新型インフルエンザ対策に係る受験生への対応に関する質問主意書（大村秀章君提出）
156	12. 2	平成21年度補正予算執行停止に関する第3回質問主意書（山口俊一君提出）
157	12. 2	鳩山内閣における政務三役の「権限」と「責任」等に関する質問主意書（高市早苗君提出）
158	12. 2	行政刷新会議の運営に関する質問主意書（加藤勝信君提出）
159	12. 2	JAL再生タスクフォースに関する再質問主意書（鴨下一郎君提出）
160	12. 2	親子の間での金銭貸借等に関する質問主意書（鴨下一郎君提出）
161	12. 2	政府の新たなアフガニスタン支援に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
162	12. 2	北朝鮮特定貨物の検査等に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
163	12. 2	いわゆる「密約」に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
164	12. 2	ODAに対する行政刷新会議の「事業仕分け」に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
165	12. 2	国連平和維持活動（PKO）スーダン派遣団に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
166	12. 2	温室効果ガス削減の中期目標及びCOP15への対応に関する質問主意書（小野寺五典君提出）
167	12. 2	鳩山内閣の経済・財政政策に関する質問主意書（平将明君提出）
168	12. 2	現下の急激な円高、デフレ状況等に関する質問主意書（後藤田正純君提出）
169	12. 2	鳩山内閣の中小企業関係施策に関する質問主意書（平将明君提出）
170	12. 2	一般職の職員の給与に関する質問主意書（石田真敏君提出）

番号	提出日	件名
171	12. 2	労働基本権に関する質問主意書（石田真敏君提出）
172	12. 2	地域主権に関する質問主意書（石田真敏君提出）
173	12. 2	平成21年度補正予算執行停止に関する質問主意書（石田真敏君提出）
174	12. 2	沖縄返還に係る日米密約に対する鳩山由紀夫内閣の見解等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）
175	12. 2	北方領土問題に係る前原誠司沖縄北方担当大臣の発言等に関する質問主意書（鈴木宗男君提出）

6 本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

国会回次 区分	第171回国会（常会）				第172回国会（特別会）				第173回国会（臨時会）			
	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人	開会回数	公述人	証人	参考人
本会議	47				2				10			
（常任委員会）												
内閣	17			12					4			
総務	24			96					4			
法務	12			10					5			
外務	19			7					5			
財務金融	27			32					6			3
文部科学	14			1					3			
厚生労働	19 (2)			2 (6)					7			
農林水産	15			10					4			
経済産業	22			11					4			
国土交通	26			12					6			
環境	10			3					3			
安全保障	7			2					5			
国家基本政策	1								1			
予算	28 {1} [2]	8 [8]		33					5			1
決算行政監視	6			2					2			
議院運営	51 (2)			3	2 (2)				13 (2)			1
懲罰									1			
（特別委員会）												
災害対策	3				1				2			
倫理選挙	7				1				2			
沖縄北方	5				1				3			
青少年	7			8	1				3			
海賊・テロ (テロ・イラク) ^(注)	11			4	1				2			
拉致問題	1				1				3			
消費者問題	14 [2]	[8]		16	1				2			

(注) 「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会」(テロ・イラク)は、平成21年3月19日の本会議において、設置目的が改められ、「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会(海賊・テロ)」に名称が変更された。

国会回次 区分	第171回国会（常会）				第172回国会（特別会）				第173回国会（臨時会）			
	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人	開 会 回 数	公 述 人	証 人	参 考 人
（審査会等）												
政 倫 審	1				1				1			
分 科 会 （予算委） （決算行政監視委）	24 （8分科 2日間） （4分科 2日間）			2 6								
連 合 審 査 会	1											
合 同 審 査 会	2 （国家基本 政策）											
両 院 協 議 会	6											
常 任 委 員 長 会 議	1								2			
計	428 (4) { 1 } [4]	8 [16]		272 (6)	12 (2)				108 (2)			5

- 1 開会回数欄の、()内の数は小委員会、{ }内の数は公聴会、[]内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。
- 2 開会回数には閉会中審査を含む。
- 3 公述人欄の []内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。
- 4 参考人欄の ()内の数は、小委員会における参考人数で外数である。

7 国会に対する報告等一覧

法律の規定に基づき国会に対して報告、勧告又は提出されるもののうち、平成21年に内閣、人事院又は会計検査院から受領したものは、次のとおりである。

(1) 内閣から報告又は提出されたもの

年月日	名 称
平成 21. 1. 16	平成20年9月24日から平成21年1月4日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
1. 20	平成19年度特別会計財務書類
1. 27	平成20年7月1日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	平成21年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書
1. 30	ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告
	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成20年）
2. 6	平成18年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告
3. 6	ネパール国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ネパール国際平和協力業務の実施の状況の報告
3. 17	平成21年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告
	地方財政の状況報告書（地方財政白書）
	平成20年度第3・四半期における予算使用の状況
	平成20年度第3・四半期における国庫の状況
	平成19年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 平成19年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
4. 3	平成20年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告
	平成20年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
4. 17	「平成20年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告（少子化社会白書）
4. 21	平成20年1月1日から同年12月31日までの間における無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告
4. 24	「平成20年度中小企業の動向」に関する報告（中小企業白書）
	「平成21年度中小企業施策」についての文書（中小企業白書）
5. 12	「平成20年度森林及び林業の動向」に関する報告（森林・林業白書）
	「平成21年度森林及び林業施策」についての文書（森林・林業白書）
5. 15	「平成20年度水産の動向」に関する報告（水産白書）
	「平成21年度水産施策」についての文書（水産白書）
5. 19	「平成20年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告（交通安全白書）
	「平成21年度交通安全施策に関する計画」の報告（交通安全白書）
	「平成20年度食料・農業・農村の動向」に関する報告（食料・農業・農村白書）
	「平成21年度食料・農業・農村施策」についての文書（食料・農業・農村白書）
5. 22	「平成20年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告（ものづくり白書）
	「平成20年度犯罪被害者等施策」に関する報告（犯罪被害者白書） 平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告

年月日	名 称
5.22	「平成20年度エネルギーに関する年次報告」(エネルギー白書)
	「平成20年度首都圏整備に関する年次報告」(首都圏白書)
5.26	「平成20年度食育推進施策」に関する報告(食育白書)
	「平成20年度障害者施策の概況」に関する報告(障害者白書)
	「平成20年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告(人権教育・啓発白書)
	「平成20年度土地に関する動向」に関する報告(土地白書)
	「平成21年度土地に関する基本的施策」についての文書(土地白書)
5.29	「防災に関してとった措置の概況」の報告(防災白書)
	「平成21年度の防災に関する計画」の報告(防災白書)
	「平成20年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告(男女共同参画白書)
	「平成21年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書(男女共同参画白書)
	「平成20年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告(高齢社会白書)
	「平成21年度高齢社会対策」についての文書(高齢社会白書)
6. 2	平成20年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告
	「平成20年度科学技術の振興に関する年次報告」(科学技術白書)
	「平成20年度観光の状況」に関する報告(観光白書)
	「平成21年度観光施策」についての文書(観光白書)
	「平成20年度環境の状況」に関する報告(環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書)
	「平成21年度環境の保全に関する施策」についての文書(環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書)
	「平成20年度循環型社会の形成の状況」に関する報告(環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書)
	「平成21年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書(環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書)
	「平成20年度生物の多様性の状況」に関する報告(環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書)
「平成21年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書(環境白書 循環型社会白書/生物多様性白書)	
6. 9	国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告
	自衛隊員倫理規程の一部改正に関する報告
6.12	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
6.22	スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告
	平成20年度第4・四半期(出納整理期間を含まず。)における予算使用の状況
	平成20年度第4・四半期における国庫の状況
7. 3	テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画の変更の報告
	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果の報告
7.24	ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更の報告
	ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況の報告
	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
7.28	平成21年1月1日から同年6月30日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告
8.25	ネパール国際平和協力業務実施計画の変更の報告

年月日	名 称
8.25	ネパール国際平和協力業務の実施の状況の報告
	平成20年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
	平成20年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
9. 8	平成20年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況
9.18	平成21年 1 月 5 日から同年 9 月 15 日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
9.29	平成21年度第 1 ・四半期における予算使用の状況
	平成21年度第 1 ・四半期における国庫の状況
10.20	地方分権改革推進委員会第 3 次勧告の報告
10.30	平成21年 9 月 16 日から同年 10 月 25 日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
11. 6	国民の保護に関する基本指針の変更の報告
11.13	地方分権改革推進委員会第 4 次勧告の報告
11.17	「平成20年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告（自殺対策白書）
11.24	平成20年度国の債権の現在額総報告
	平成20年度物品増減及び現在額総報告
12. 8	平成21年度第 2 ・四半期における予算使用の状況
	平成21年度第 2 ・四半期における国庫の状況
12.11	破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
12.15	地方分権改革推進計画の報告
	広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
	長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
	旧軍港市転換事業進捗状況報告書
	別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
	横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
	神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
	奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
	芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
	松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書	

報告書等のうち、政府が「白書」として刊行しているものについては、刊行の際の名称を括弧内に記載した。

(2) 内閣を經由して報告又は提出されたもの

年月日	名 称
平成 21. 2. 6	日本放送協会平成19年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書（総務大臣）
3.19	郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見の報告（郵政民営化推進本部長）
4.21	平成20年団体規制状況の年次報告（法務大臣）
6.12	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）
8. 4	平成20年度公害等調整委員会年次報告書（公害等調整委員会委員長）

年月日	名 称
10.27	平成20年度公正取引委員会年次報告書（公正取引委員会委員長）
11.20	独立行政法人日本スポーツ振興センター平成20年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣）
12.11	通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁）

(3) 人事院の国会に対する報告、勧告及び意見

年月日	名 称
平成 21. 3.25	平成20年営利企業への就職の承認に関する年次報告 平成20年官民人事交流に関する年次報告
5. 1	一般職の職員の期末手当等についての報告及びその改定についての勧告
5.29	平成20年度人事院業務状況の報告（公務員白書）
8.11	一般職の職員の給与等についての報告、給与等の改定についての勧告及び公務員人事管理についての報告 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見

報告書等のうち、政府が「白書」として刊行しているものについては、刊行の際の名称を括弧内に記載した。

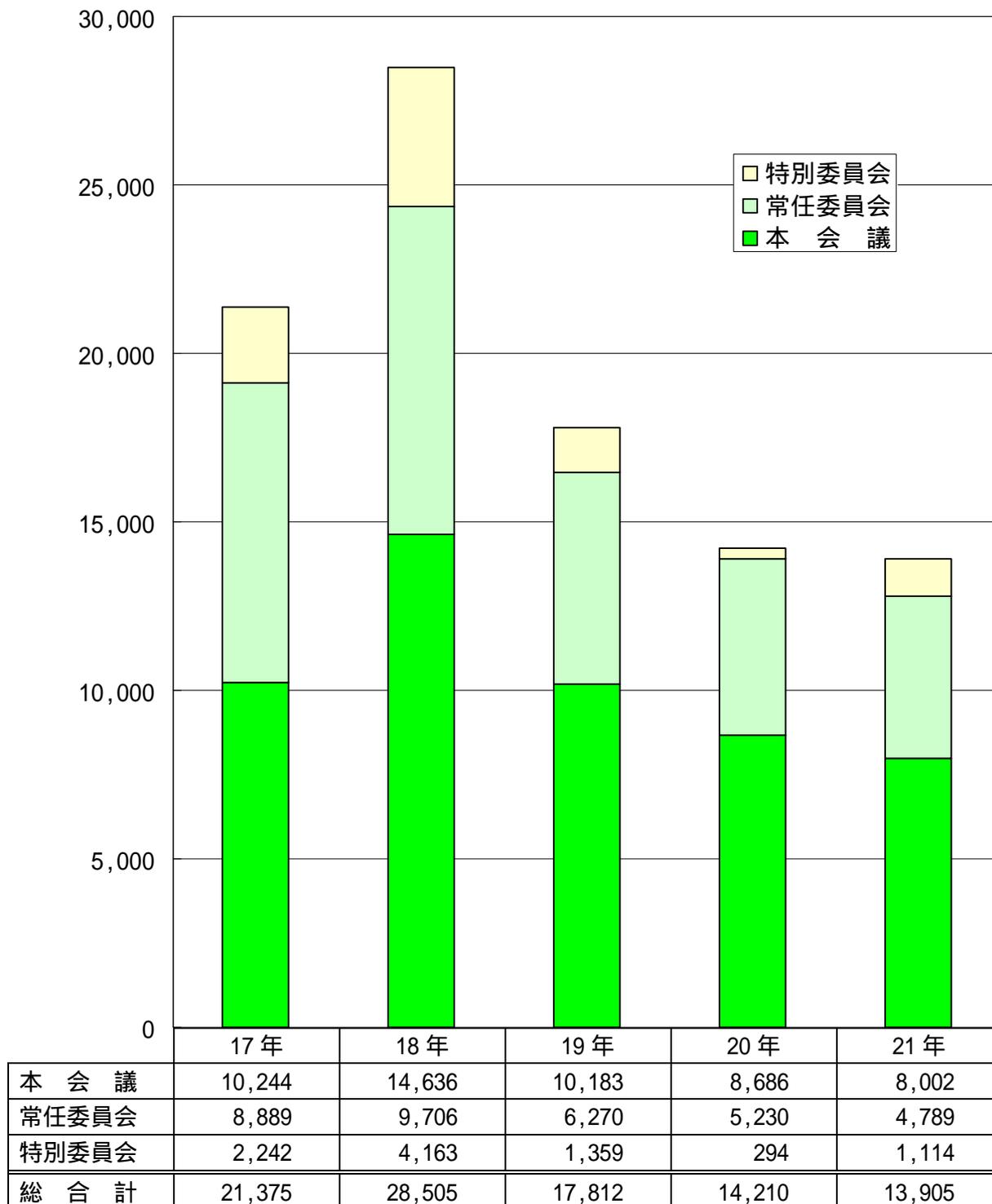
(4) 会計検査院から報告されたもの

年月日	名 称
平成 21. 9.18	報告書「取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう経済産業大臣に対して改善の処置を要求したもの」 報告書「厚生労働省において、国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの」 報告書「還付金が高額となっている申告について他の還付申告と区分するなどして支払事務に要する日数を短縮することなどにより、還付加算金の節減を図るよう国税庁長官に対して改善の処置を要求したもの」
10.14	報告書「利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう内閣官房等11府省等の長に対して意見を表示したもの」 報告書「精液採取用種雄牛の貸付けに当たり、貸付けを無償とせず貸し付けた牛から生産される凍結精液の販売による収入に応じ対価を徴収するなどするとともに、貸付先の選定を競争により行うなどして増収を図るよう独立行政法人家畜改良センター理事長に対して改善の処置を要求したもの」

8 傍聴人数

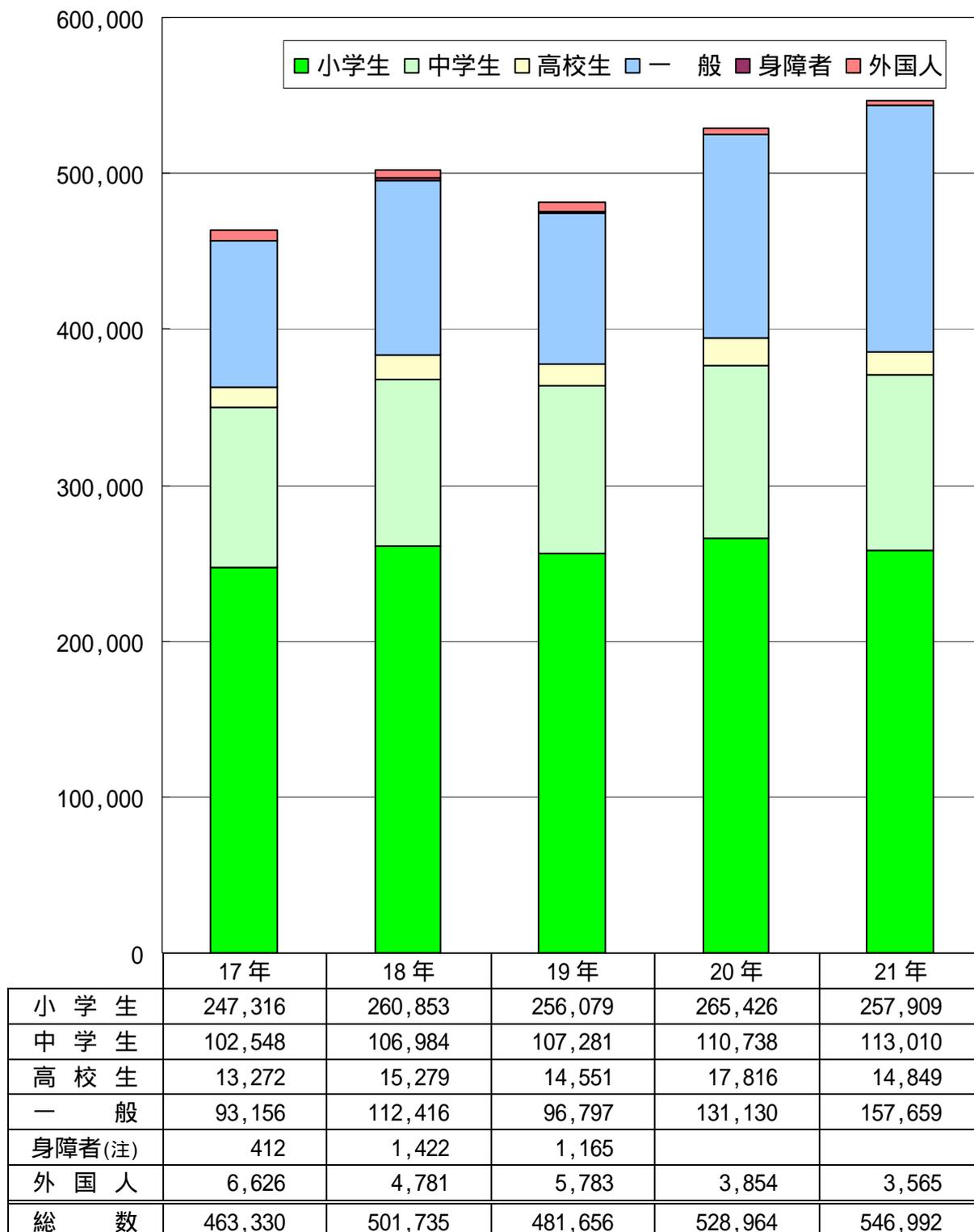
本会議・委員会（常任・特別）

（単位：人）



9 参観者数

(単位：
人)



(注) 身障者の人数については、平成20年分からそれぞれのカテゴリーに含めて集計することとした。

〔参考〕

1 国会議員定数の変遷

(1) 衆議院議員

総選挙期日（回次）等	定数	増減	備 考
昭和 21. 4.10(第22回)	468 (466)		沖縄県（定数2）は米国占領下にあり、選挙は事実上の定数466で実施
22. 4.25(第23回)	466	- 2	沖縄県を除く
29. 4.30	467	+ 1	奄美群島区（定数1）で実施
42. 1.29(第31回)	486	+ 19	大都市の人口増加に伴う定数是正
45.11.15	491	+ 5	沖縄県（定数5）で実施
51.12. 5(第34回)	511	+ 20	選挙区別人口による定数是正
61. 7. 6(第38回)	512	+ 1	選挙区別人口による定数是正
平成 5. 7.18(第40回)	511	- 1	選挙区別人口による定数是正
8.10.20(第41回)	500	- 11	平成6年公選法改正後初の総選挙
12. 6.25(第42回)	480	- 20	比を20削減（小300 比180）

平成6年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入
定数500（小選挙区300、比例代表200）
小...小選挙区、比...比例代表（11ブロックにおいて実施）

(2) 参議院議員

通常選挙期日（回次）等	改選議席数	定数	増減	備 考
昭和 22. 4.20(第1回)	全100 地150	250		半数は任期3年 第2回以降半数改選
45.11.15	沖縄県定数2	252	+ 2	1名次期選挙で改選
58. 6.26(第13回)	比 50 選 76	252	0	全国区改め比例代表
平成 13. 7.29(第19回)	比 48 選 73	247	- 5	比を2、選を3削減
16. 7.11(第20回)	比 48 選 73	242	- 5	比を2、選を3削減

- 1 全...全国区、地...地方区
- 2 昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入
定数252（比例代表100、選挙区152）
比...比例代表、選...選挙区
- 3 平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入
定数を10削減して、242（比例代表96、選挙区146）とする。
ただし、平成16年7月25日までの間の定数は、247（比例代表98、選挙区149）とする。

2 国会議員会派別議員数の推移

(1) 衆議院

(召集日現在)

国会 回次(召集日)	民 主	自 民	公 明	共 産	社 民	み ん な	国 民	国 守	自 由	保 守	保 守 新	フ ロ ン	改 革	無	欠 員
155(臨)(平成14.10.18)	124	239	31	20	18				22	7				13	6
156(常)(15.1.20)	118	243	31	20	18				22		10			16	2
157(臨)(15.9.26)	138	244	31	20	18						10	2		12	5
158(特)(15.11.19)	180	245	34	9	6								5	1	
159(常)(16.1.19)	179	244	34	9	6								4	4	
160(臨)(16.7.30)	178	249	34	9	6									4	
161(臨)(16.10.12)	178	249	34	9	6									3	1
162(常)(17.1.21)	177	249	34	9	6									3	2
163(特)(17.9.21)	114	296	31	9	7		6							17	
164(常)(18.1.20)	112	294	31	9	7		6							20	1
165(臨)(18.9.26)	113	292	31	9	7		6							20	2
166(常)(19.1.25)	113	306	31	9	7		5							9	
167(臨)(19.8.7)	113	306	31	9	7		6							8	
168(臨)(19.9.10)	113	305	31	9	7		6							9	
169(常)(20.1.18)	113	305	31	9	7		6							9	
170(臨)(20.9.24)	114	303	31	9	7		7							8	1
171(常)(21.1.5)	113	304	31	9	7		7							8	1
172(特)(21.9.16)	312	119	21	9	7	5	3	3						1	
173(臨)(21.10.26)	311	119	21	9	7	5	3	3						2	

各国会回次(召集日現在)における会派の正式名称は次のとおりである。

民 主：「民主党・無所属クラブ」	国 守：「国益と国民の生活を守る会」
自 民：「自由民主党」(～166回、169回～172回)	自 由：「自由党」
「自由民主党・無所属会」(167回、168回)	保 守：「保守党」
「自由民主党・改革クラブ」(173回)	保守新：「保守新党」
公 明：「公明党」	フロン：「フロンティア」
共 産：「日本共産党」	改 革：「グループ改革」
社 民：「社会民主党・市民連合」	
みんな：「みんなの党」	
国 民：「国民新党・日本・無所属の会」(～165回)	
「国民新党・無所属の会」(166回)	
「国民新党・そうぞう・無所属の会」(167回～169回)	
「国民新党・大地・無所属の会」(170回、171回)	
「国民新党」(172回～)	

(2) 参議院

(召集日現在)

国会 回次(召集日)	会 派	民 主	自 民	公 明	共 産	社 民	改 ク	国 日	無 会	み ど り	国 連	無	欠 員
155(臨)(平成14.10.18)		60	113	24	20	6					15	6	3
156(常)(15. 1.20)		60	115	24	20	5					14	8	1
157(臨)(15. 9.26)		69	116	23	20	6			6	2		4	1
158(特)(15.11.19)		69	115	23	20	6			6	2		4	2
159(常)(16. 1.19)		71	116	23	20	5			4	2		4	2
160(臨)(16. 7.30)		83	114	24	9	5						7	
161(臨)(16.10.12)		84	114	24	9	5						6	
162(常)(17. 1.21)		84	114	24	9	6						5	
163(特)(17. 9.21)		82	112	24	9	6		3				5	1
164(常)(18. 1.20)		83	112	24	9	6		4				4	
165(臨)(18. 9.26)		83	111	24	9	6		5				4	
166(常)(19. 1.25)		82	111	24	9	6		4				4	2
167(臨)(19. 8. 7)		112	84	20	7	5		4				10	
168(臨)(19. 9.10)		115	84	21	7	5		4				6	
169(常)(20. 1.18)		120	84	21	7	5						5	
170(臨)(20. 9.24)		118	83	21	7	5	4					4	
171(常)(21. 1. 5)		118	82	21	7	5	4					5	
172(特)(21. 9.16)		118	85	21	7	5						4	2
173(臨)(21.10.26)		118	85	21	7	5						4	2

各国会回次(召集日現在)における会派の正式名称は次のとおりである。

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| 民 主：「民主党・新緑風会」(～167回) | 国 日：「国民新党・新党日本の会」(～165回) |
| 「民主党・新緑風会・日本」(168回) | 「国民新党」(166回～168回) |
| 「民主党・新緑風会・国民新・日本」(169回～) | |
| 自 民：「自由民主党・保守党」(～155回) | 無 会：「無所属の会」 |
| 「自由民主党・保守新党」(156回、157回) | みどり：「みどりの会議」 |
| 「自由民主党」(158回～167回、170回、171回) | 国 連：「国会改革連絡会(自由党・無所属の会)」 |
| 「自由民主党・無所属の会」(168回、169回) | |
| 「自由民主党・改革クラブ」(172回～) | |
| 公 明：「公明党」 | |
| 共 産：「日本共産党」 | |
| 社 民：「社会民主党・護憲連合」 | |
| 改 ク：「改革クラブ」 | |

3 会期等

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会期	上段：当初会期 下段：延長
第158回（特別会）	15.11.19	15.11.21	15.11.27		9
第159回（常会）	16.1.19	16.1.19	16.6.16		150
第160回（臨時会）	16.7.30	16.7.30	16.8.6		8
第161回（臨時会）	16.10.12	16.10.12	16.12.3		53
第162回（常会）	17.1.21	17.1.21	17.8.8 （解散）		150 55 （200日目に解散）
第163回（特別会）	17.9.21	17.9.26	17.11.1		42
第164回（常会）	18.1.20	18.1.20	18.6.18		150
第165回（臨時会）	18.9.26	18.9.28	18.12.19		81 4
第166回（常会）	19.1.25	19.1.26	19.7.5		150 12
第167回（臨時会）	19.8.7	19.8.7	19.8.10		4
第168回（臨時会）	19.9.10	19.9.10	20.1.15		62 66
第169回（常会）	20.1.18	20.1.18	20.6.21		150 6
第170回（臨時会）	20.9.24	20.9.29	20.12.25		68 25
第171回（常会）	21.1.5	21.1.5	21.7.21 （解散）		150 55 （198日目に解散）
第172回（特別会）	21.9.16	21.9.18	21.9.19		4
第173回（臨時会）	21.10.26	21.10.26	21.12.4		36 4



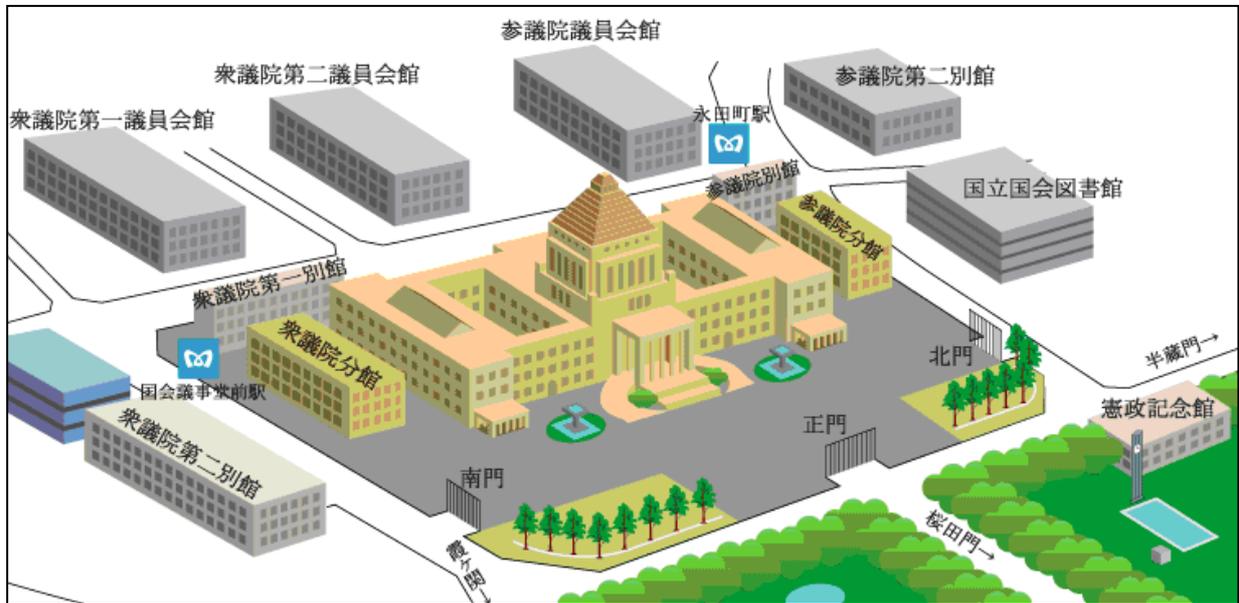
国会案内

国会案内

目 次

	頁
国会周辺図	395
広報・広聴	396
<衆議院ホームページ>	397
<国会審議中継>	399
<参観者ホールでの情報提供>	400
<会議録等刊行物の閲覧及び購入>	401
国会会議録検索システム	403
国会参観（衆議院）の手続	404
本会議・委員会・憲法審査会の傍聴	405
請願の手続	406
陳情の手続	408
地方議会からの意見書の手続	408
行政に関する苦情受付窓口	409
意見窓口「憲法のひろば」	410
憲政記念館	411
国会議員政策担当秘書資格試験	413
衆議院議員の資産等報告書等の閲覧	416
衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧	416
衆議院事務局の情報公開	417

国会周辺図



衆議院 (The House of Representatives)

郵便番号 100 - 0014
 東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1
 電話番号 (代表) 03-3581-5111

< 最寄り駅 >

東京メトロ	丸ノ内線、千代田線	国会議事堂前駅
	有楽町線、半蔵門線、南北線	永田町駅

広報・広聴

衆議院では、「開かれた国会」を大きな目標に、国民に国会審議の情報を速やかに提供し、国会の機能及び仕組みを広報することにより、国会活動の現況について国民の理解を深めるとともに、国民からの問い合わせ等に迅速かつ的確に応えていくことに努めています。

この目標に沿って広報課では、広報・広聴等に関する事項の一元的な対応を行い、衆議院ホームページ、テレビ及びインターネットによる国会審議中継、参観者ホールにおける映像情報システム等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。また、衆議院に関する一般的な案内、衆議院の構成、本会議・委員会等の会議に関する基本情報、議案等に関する基本情報、衆議院及び衆議院事務局に対する各種手続に関する問い合わせ等にお答えするとともに、国民からのご意見、ご要望等にも対応しています。

問い合わせ先

衆議院事務局庶務部広報課

住 所 〒100 - 8960 東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1
受 付 平日 9 時 ~ 17 時 45 分 (土、日、休日及び年末年始を除く。)
電 話 03 (3581) 5151
F A X 03 (3581) 5399

< 衆議院ホームページ >

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動にかかわる基本的な情報のほか、国会案内等の一般広報情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp>



衆議院
The House of Representatives

サイトマップ
ヘルプ
English

ユニバーサルデザインに配慮し、読み上げ、文字拡大、配色変換ができるツールを提供しています。 [> 衆議院ホームページ閲覧支援ツール](#)

議長の挨拶



◆ 衆議院議長からのメッセージです。

◆ 歴代議長・副議長一覧

国会会期情報

第173回国会(臨時会)が開かれています。

会期: 平成21年10月26日から11月30日までの36日間

国会について

◆ 国会の地位、組織、権限、役割等について説明します。

衆議院の構成

- ◆ 衆議院の役員等一覧
- ◆ 会派名及び会派別所属議員数
- ◆ 議員一覧
- ◆ 会派別議員一覧
- ◆ 議員氏名の正確な表記

国会関係法規

- ◆ 日本国憲法
- ◆ 国会法
- ◆ 衆議院規則

資料集

- ◆ 国会会期一覧
- ◆ 衆議院の動き
- ◆ 衆議院議員総選挙一覧

調査局作成資料

所在地

衆議院
郵便番号 100-0014
東京都千代田区永田町
一丁目7番1号

電話番号
(代表)03-3581-5111
[案内図](#)

このホームページについて

- ◆ ホームページ作成の考え方
- ◆ 著作権・リンクについて

当サイトは、Web技術の標準化と推進を目的とした国際団体であるW3Cに準拠した「衆議院ユニバーサルガイドライン」を定め運営しております。

◆ このホームページに関するお問い合わせ

トピックス

- ◆ ボスニア・ヘルツェゴビナ外務大臣の衆議院訪問(平成21年10月19日) **NEW!!**
- ◆ 駐日アメリカ合衆国大使の衆議院議長訪問(平成21年10月15日)

◆ 掲載トピックス一覧

◆ 憲政記念館『激動の明治国家建設特別展』のお知らせ(平成21年10月22日) **NEW!!**

立法情報

★新着情報★ (平成21年10月26日更新)

- ◆ 本会議開会情報
→ 本日(平成21年10月26日)の議事日程はこちらから
- ◆ 衆議院公報を更新しました。

本会議・委員会等	会議録	議案
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本会議 ◆ 本会議開会情報 ◆ 委員会 ◆ 委員名簿 ◆ 法律案審査経過概要 ◆ 憲法審査会 ◆ 政治倫理審査会 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本会議、委員会等の会議録の議事部分を掲載しています。 ----- ◆ 国立国会図書館 国会会議録検索システム 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 議案の審議経過及び法律案・修正案・本会議法議案の本文等に関する情報を掲載しています。

質問主意書・答弁書	請願	制定法律
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 質問主意書・答弁書の経過と本文に関する情報を掲載しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 委員会に付託された請願に関する情報を掲載しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国会で成立した法律の本文に関する情報を掲載しています。

委員会ニュース

- ◆ 各委員会の審査経過や質疑者、主な質疑項目に加え、議題とされた法律案等の概要、修正案、附帯決議等の情報を掲載しています。

行政に関する苦情受付窓口

- ◆ 衆議院法行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。

各種手続

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 請願・陳情・地方議会からの意見書の手続 ◆ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 本会議、委員会等の傍聴案内 ◆ 会議録等刊行物の閲覧及び購入案内 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国会参観の手続 ◆ 国会参観各種パンフレットのダウンロードはこちらから
---	---	--

フォトギャラリー



ボスニア・ヘルツェゴビナ外務大臣の衆議院訪問

◆ フォトギャラリー

衆議院公報(会議情報)

◆ 本会議、委員会等の開会及び経過に関する情報を掲載しています。

衆議院審議中継



◆ 今日の審議中継予定

衆議院憲政記念館

11月5日より『激動の明治国家建設特別展』を開催いたします。 **NEW!!**



衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ

- ◆ 【衆議院事務局】大卒説明会開催のお知らせ(平成21年10月26日) **NEW!!**
- ◆ 【衆議院法制局】種別議員採用・大卒説明会(平成21年9月29日)
- ◆ 衆議院を発信元とする電子メールについて

◆ お知らせ一覧

関連情報

- ◆ 調査情報
- ◆ 国会議員政策担当秘書資格試験
- ◆ 職員採用案内
- ◆ 新議員会館整備等事業
- ◆ 情報公開

関連リンク

- ◆ 国会関連 政党、官公庁等のホームページへリンクできます。

衆議院ホームページの主な提供情報

議長挨拶	衆議院議長からのメッセージ
歴代議長・副議長一覧	帝国議会からの歴代議長・副議長一覧
国会会期情報	最新の国会会期情報
国会について	国会の地位、組織、権限及び役割等の説明、国会議事堂及び憲政記念館の施設案内、事務局及び法制局に関する情報等
衆議院の構成	役員等一覧、会派名及び会派別所属議員数、議員一覧、会派別議員一覧、議員氏名の正確な表記と読み方
国会関係法規	日本国憲法、国会法、衆議院規則
資料集	国会会期一覧、衆議院の動き、衆議院議員総選挙一覧
調査局作成資料	衆議院調査局が作成した資料
トピックス	主なトピックス
立法情報	
本会議・委員会等	本会議、委員会、憲法審査会及び政治倫理審査会に関する情報
本会議	
本会議開会情報	本会議の議事日程及び議事経過 【掲載回次】第151回国会以降
委員会	
委員名簿	各委員会の最新の委員名簿
法律案等審査経過概要	国会に提出された法律案等の審査経過概要 【掲載回次】第148回国会以降
憲法審査会	新着情報、憲法審査会委員名簿、会議日誌、会議資料、今後の開会予定等 【掲載回次】第167回国会以降
政治倫理審査会	政治倫理審査会の最新の名簿
会議録	本会議、委員会、憲法審査会等の会議録に関する情報 【掲載回次】第145回国会以降
国会会議録検索システム	衆参両院のすべての会議録の検索 【掲載回次】第1回国会以降
議案	議案の審議経過及び法律案・決議案の本文等 【掲載回次】第142回国会以降
質問主意書・答弁書	質問主意書・答弁書の本文及び経過に関する情報 【掲載回次】第148回国会以降
請願	委員会に付託された請願に関する情報 【掲載回次】第143回国会以降
制定法律	国会で成立した法律の本文に関する情報 【掲載回次】第1回国会以降
委員会ニュース	各委員会の審査経過、質疑者、主な質疑項目及び議題とされた法律案等の概要、修正案要旨及び附帯決議
衆議院公報（会議情報）	本会議、委員会、憲法審査会等の開会及び経過に関する情報 【掲載回次】第147回国会以降
行政に関する苦情受付窓口	行政に関する苦情受付窓口についての情報
各種手続	請願・陳情・地方議会からの意見書の手続、本会議・委員会の傍聴案内、衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内、衆議院刊行物の案内、国会参観の手続（参観パンフレットのダウンロード含む）についての情報
衆議院審議中継	衆議院における審議状況のインターネット中継及びビデオライブラリ
衆議院憲政記念館	常設展及び特別展等についての情報
衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ	調達情報、国会議員政策担当秘書資格試験、職員採用案内、新議員会館整備等事業、情報公開等
関連リンク	国会関連、政党及び官公庁等のホームページへのリンク案内

< 国会審議中継 >

1 テレビ中継

衆議院は、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、本院の本会議や委員会等の国会審議を国会内、各府省及び政党本部に有線テレビジョンで中継放送するとともに、報道機関等を通じて国会審議を国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信を行っています。

2 インターネット中継

インターネット上に国会審議中継専用のホームページを開設し、本院の本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継はライブ中継とともに、録画中継（「ビデオライブラリ」）も行っています。ただし、録画中継の公開期間は原則1年間となっています。

なお、衆議院ホームページの「衆議院審議中継」からもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス <http://www.shugiintv.go.jp>



< 参観者ホールでの情報提供 >

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所であるとともに、立法府としての国会の情報公開を推進するため、大型映像装置、パソコン及び各種パネル等により、国会に関する情報の提供を行っています。

1 ハイビジョンプロジェクター

国会の立法活動及び施設内を紹介したオリジナルビデオ（7番組）を、120インチハイビジョンプロジェクターにより放映

「白亜の殿堂 国会議事堂」「国会内の施設案内 探検！国会議事堂」

「国会の機能と役割 国会クイズ」「法律ができるまで」「法律が成立するまで」「国会の四季」「世界の議事堂」

2 マルチビジョンプロジェクター

本院の本会議や委員会等の国会審議を、16面マルチビジョンプロジェクターによりライブ中継

3 パソコン情報検索コーナー

クイズや模擬国会などの本院のオリジナルコンテンツの閲覧、インターネットを利用した衆議院、参議院、国立国会図書館及び中央省庁のホームページの検索・閲覧並びに本院の国会審議のライブ及び録画中継の視聴

4 各種パネル

「議長・副議長の顔写真」「国会議事堂周辺の空撮写真」「国会とその周辺の官庁の案内図」「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」「衆議院内会派別所属議員数一覧」「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」

5 衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び「衆議院の動き」などの各種刊行物の展示と紹介

< 会議録等刊行物の閲覧及び購入 >

1 刊行物の種類

(1) 会議録

- ・ 衆議院本会議録
- ・ 衆議院委員会議録
- ・ 国家基本政策委員会合同審査会会議録

(2) 議案類等

- ・ 法律案
 - 内閣提出法律案（閣法）
 - 議員及び委員会提出法律案（衆法）
- ・ 質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
- ・ 衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
- ・ 予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
- ・ 決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

- ・ 衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
- ・ 衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
- ・ 衆議院の動き（法律案の審議状況等1年間の活動を国会ごとにまとめたもの）
- ・ 衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録
- ・ 帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
- ・ 議会制度百年史（全12巻）及び目で見える議会政治百年史
- ・ 目で見える議会政治百年史 追録（百十年史CD-ROM添付）
- ・ 衆議院要覧（乙）

2 刊行物の閲覧案内

1 に掲載した刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付していますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

・ 衆議院刊行物展示コーナー

住 所 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 3

衆議院第二別館

電 話 03 (3581) 5111 内線2693

・ 国立国会図書館

住 所 〒100 - 8924 東京都千代田区永田町 1 - 10 - 1

電 話 03 (3581) 2331 (代表)

3 刊行物の購入案内

衆議院本会議録、予算書及び決算書は、全国の政府刊行物サービス・センター及び官報販売所において注文販売しています。

上記以外の刊行物は、衆栄会において販売（委員会議録、議案類等については予約販売）しています。なお、取扱いがないもの等がありますので、衆栄会にお問い合わせのうえ、文書、F A X又は電話にてお申し込みください。

・ 衆栄会

住 所 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 3

衆議院第二別館

電 話 03 (3581) 5111 内線2682

F A X 03 (3580) 4889

国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第1回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（FAQ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」又は国立国会図書館ホームページの「国会会議録」からアクセスできます。

国会会議録検索システムホームページアドレス <http://kokkai.ndl.go.jp>



- 🔍 簡単検索
- 🔍 詳細検索
- 👁️ 選択閲覧
- 📖 追録・附録・目次索引検索
- ❓ FAQ よく寄せられる質問
- ✉️ メール・アンケート

Link

■ 衆議院

■ 参議院

■ 国立国会図書館

■ 帝国議会議録検索システム

このホームページは Netscape Communicator 4.5 または Internet Explorer 5.01 (SP2) 以上でご覧ください。

国会参観（衆議院）の手續

1 参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っております。

平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、警備上の理由からやむを得ず、衆議院議員の紹介を得ての申込みに限らせていただいておりますが、平成21年11月6日から一般申込み参観の受付を再開することといたしました。これまでご協力を賜り感謝申し上げます。

お申込みの手續は参観受付窓口で行っております。

なお、衆議院議員の紹介によるお申込みは従前のおりです。

【一般参観の申込み方法】

参観受付窓口にて電話又はFAXで申込みができます。FAXで申込まれる方は、衆議院ホームページから参観申込書をダウンロードし、必要事項を記載した上、下記FAX番号まで送信してください。

（電話）平日 03-3581-5111 内線2463、2464

（FAX）平日 03-3581-7954

土・日・休日 03-3581-5387

申込みは、2か月前から受付けておりますが、当日の申込みも可能です。

なお、申込み手續は午後4時まででございます。

2 参観時間

平日 8時～17時（16時までに受付を終了してください。）

土曜日、日曜日及び休日 午前、午後それぞれ3回

午前 9時30分、10時30分、11時30分

午後 1時、2時、3時

なお、本会議開会前1時間及び本会議開会中は、参観はできません。

また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

3 交通

地下鉄丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩3分）

地下鉄有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩5分）

なお、駐車場は、バス専用となっております。

4 問い合わせ先

衆議院事務局警務部参観係

住所 〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

電話 03(3581)5111 内線2463、2464

本会議・委員会・憲法審査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会及び憲法審査会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法審査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

1 本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の2種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員1人につき1枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年7月11日制定）の遵守が要求されます（注）。

2 委員会及び憲法審査会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

なお、憲法審査会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

3 問い合わせ先

- ・ 本会議の傍聴は「警務部傍聴券係」
電 話 03(3581)5111 内線2404
- ・ 委員会の傍聴は「委員部総務課」
電 話 03(3581)5104(直通)
- ・ 憲法審査会の傍聴は「憲法審査会」担当
電 話 03(3581)5563(直通)

(注)平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、議院運営委員会院内の警察及び秩序に関する小委員会において、傍聴については「衆議院議員の紹介がなければできない。」ことに決定されました。したがって、議員紹介のない一般傍聴券の発行は現在中止となっています。

請願の手續

1 国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されております。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干渉しないこととされています。

2 衆議院における請願の手續

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手續は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会の決定により、おおむね会期終了日の5日ないし7日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所・氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字を使った場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっても同様です。

3 請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所・氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4 請願の審査

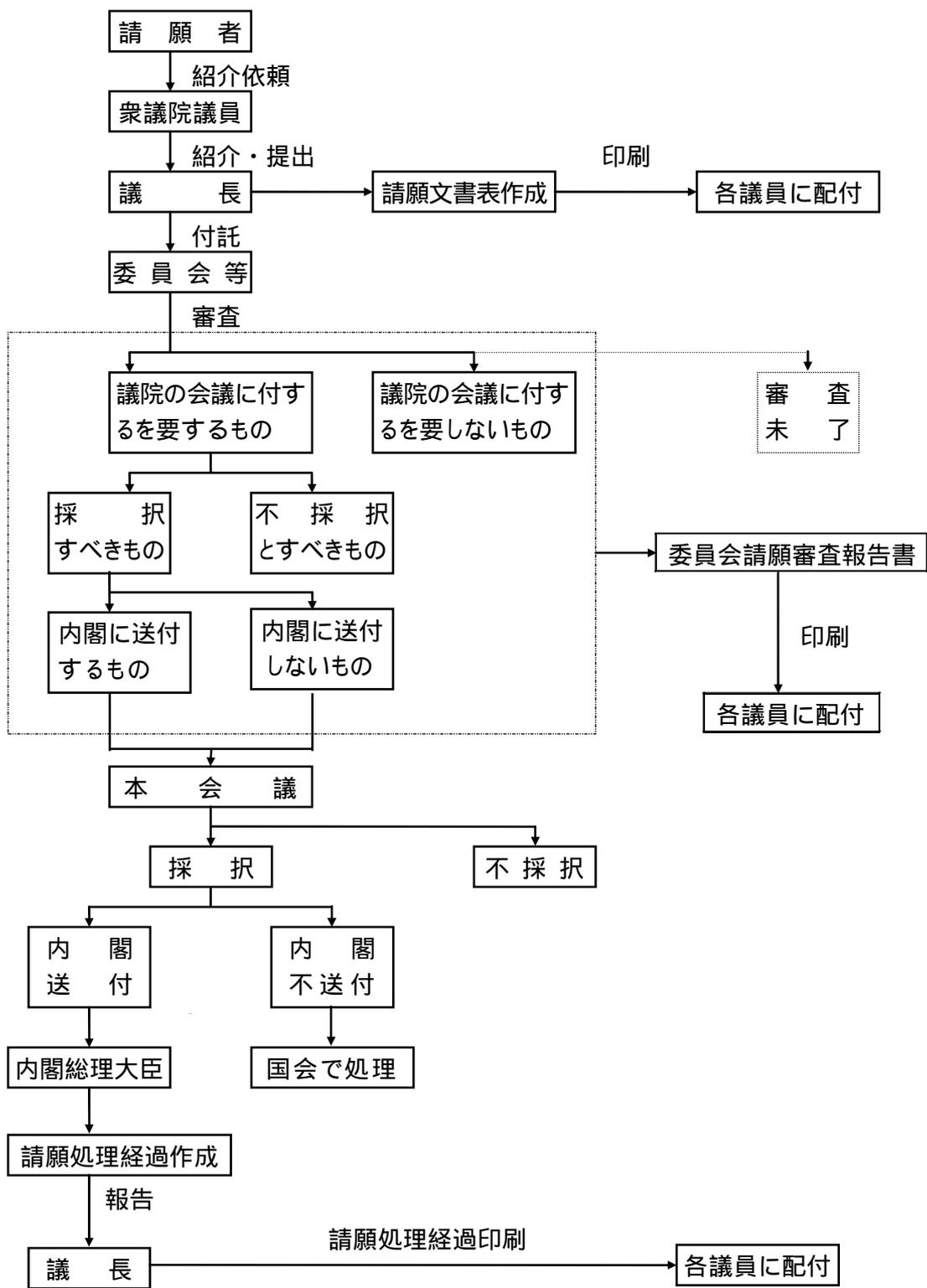
請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適當の委員会等に付託されます。

委員会等では、審査の結果に従い、採択すべきものとする請願と、不採択とすべきものとする請願に区別をし、更に採択すべきものについては内閣に送付するを要するものと、要しないものに区別をして議院に報告することになっています。

本会議では、委員会等において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適當とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年2回、その処理経過が議院に報告されます。

衆議院における請願処理の概要図



なお、国会閉会後、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所・氏名を明記し、郵送等で議長宛に提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適當の委員会等に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は自署によることが原則ですが、ワープロなどで印刷された文字による場合は押印が必要です。

地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会から国会に意見書が提出されています。

衆議院への意見書は、議長宛に、表題を「意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適當の委員会等に参考のため送付されます。

行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。

1 この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が取り上げる苦情の内容は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益の救済や行政機関等の不正等に関するものを対象としております。

なお、裁判中のもの、具体性がない意見等については、委員会として取り上げず参考的な扱いとなります。

2 この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に応えるものではありません。

また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

3 皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や、行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

苦情の受付は次のとおりです。

1 F A X による受付 03 (3581) 7731

2 封書、はがきによる受付

〒100 - 8960

(東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1)

衆議院決算行政監視委員会

「行政に関する苦情」係 宛

(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

3 電子メールによる受付

アドレス : kujo@shugiin.jk.go.jp

(注) 内容が詳細かつ大量のものについては郵便等をお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、F A X 番号を明記してください。

意見窓口 「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民の皆様の見解を受け付けております。いただいたご意見は、本審査会の参考にさせていただきます。

意見の受付は次のとおりです。

- 1 FAXによる受付 03(3581)5875
- 2 封書、はがきによる受付
〒100-8960
(東京都千代田区永田町1-7-1)
衆議院憲法審査会
「憲法のひろば」係 宛
- 3 電子メールによる受付
アドレス：kenpou@shugiin.jk.go.jp

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はFAX番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年3月に開館しました。

憲政記念館のある高台は、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には、藩主であり時の大老でもあった井伊直弼が居住し、後に明治時代になってからは参謀本部・陸軍省がおかれしました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されました。その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館では、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

1 憲政史シアター

議会思想が移入された幕末から明治維新、帝国憲法の制定、帝国議会の開設を経て、戦後、新憲法の制定によって新しい国会が発足し、今日に至るまでの「憲政の歩み」をハイビジョン映像で見ることができます。

2 憲政史映像選択コーナー

3台のモニターで、「国会のすすめ」「憲政の歩み」「憲政のあけぼの」「帝国議会の歩み」「新しい国会の歩み」「婦人参政への道」「議事堂ものがたり」「憲政擁護運動から普選の実施まで」「昭和の開幕から新国会の誕生まで」など17本のソフトを選択して見ることができます。

3 憲政の歩みコーナー

明治維新から帝国議会を経て現在の国会に至る憲政の歩みを、文書類をはじめ、関係資料・写真などで見ることができます。また、憲政の歴史に関係ある資料を企画展示しています。

4 映像検索コーナー

3台のパソコンで、「憲政史上の人々」「歴代の衆議院議長」「歴代の内閣総理大臣」「錦絵紹介」の中から好みの項目を検索して、人物の肉声を聞いたり、略歴などを見ることができます。

5 立体ビジョンコーナー

帝国議会第1次仮議事堂に初登院する議員たちのありさまや、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の様などを立体映像で見ることができます。

6 議場体験コーナー

本会議開会ベルが鳴り、内閣総理大臣の演説する映像が写し出されます。これを議席に座って見ることができます。また、演壇や議席で自由に記念写真を撮ることもできます。

7 国会の仕組みコーナー

5台のパソコンで、国会の仕組みや世界の議会をわかりやすく紹介するほか、国会の知識をQ & Aのクイズ方式でランキングを競うなど楽しみながら学習できます。

8 情報検索コーナー

10台のパソコンで、憲政記念館特別展の展示資料・映像ソフトや、衆議院審議中継などを見ることができます。

9 尾崎メモリアルホール

衆議院議員当選25回、議員として60年7か月在職し、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品、著作、書跡、写真などを展示しています。

10 特別展

平成21年11月5日から27日まで「激動の明治国家建設特別展」が開催されました。

入館料 無料
開館時間 9時30分～17時（入館は16時30分まで）
休館日 毎月の末日及び12月28日から翌年1月4日

衆議院事務局憲政記念館

住所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1

電話 03(3581)1651（直通）

FAX 03(3581)7962

ホームページアドレス <http://www.shugin.go.jp>



憲政記念館

国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年4月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成21年度の例を掲載します。

1 試験の名称

平成21年度国会議員政策担当秘書資格試験

2 受験資格

(1) 昭和19年9月11日以降生まれの者（最終合格者発表日現在において65歳未満の者）で、かつ、次のいずれかに該当する者

大学を卒業した者及び平成22年3月までに大学卒業見込みの者

国会議員政策担当秘書資格試験委員会が に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第7条の規定により、受験することができない。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

3 試験

(1) 第1次試験

試験日 平成21年7月4日（土）

試験場 東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷7-3-1）

試験方法 多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）

第1次試験合格者発表 平成21年8月18日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合格者に郵送で通知する。

(2) 第 2 次試験

試験日 平成21年 8 月26日 (水)

試験場 衆議院又は参議院 (東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1)

試験方法 口述式

4 最終合格者発表

平成21年 9 月10日 (木) に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、官報、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合否については各人に郵送で通知する。

5 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

衆議院及び参議院のホームページにおいて P D F 形式で交付する。

また、衆議院事務局庶務部議員課 (衆議院第二別館 8 階) 及び参議院議員面会所受付において平成21年 4 月20日 (月) から 5 月15日 (金) の 9 時30分から 17時15分の間交付する (土曜日、日曜日及び休日を除く)。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒(角形 2 号・A 4 判が入る大きさ)を必ず同封すること (5 月13日 (水) 必着)。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙 (受験申込書、写真票、受験票) に所要事項を記入の上、受験申込書・写真票に写真 (最近 6 か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの) を貼り、受験票を通常はがきに貼って、衆議院事務局庶務部議員課宛に特定記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書・受験票・写真票 (第 1 次試験合格者については、大学又は大学院の卒業又は修了 (見込) 証明書及び住民票 (いずれも平成21年 4 月 1 日以降発行のもの) を第 2 次試験の際に提出のこと。)

(4) 受験申込受付期間

平成21年5月7日(木)から5月15日(金)まで。

ただし、平成21年5月15日までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

6 合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

7 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

衆議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1

電 話 03 (3581) 5165 (直通)

ホームページアドレス <http://www.shugin.go.jp>

参議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1

電 話 03 (5521) 7485 (直通)

ホームページアドレス <http://www.sangiin.go.jp>

衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- ・ 資産等報告書
- ・ 資産等補充報告書
- ・ 所得等報告書
- ・ 関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去7年分のものになります。

・ 閲覧場所

東京都千代田区永田町 1 - 6 - 3

衆議院第二別館 8階 資産等報告書等閲覧室

交通：地下鉄千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（4番出口）

・ 閲覧日時

閲覧日：原則として、1月4日～12月28日までの毎日

ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日に当たる日は
閲覧できません。

時間：9時30分～12時、13時～17時30分

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111 内線 2638）
までお問い合わせください。

衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

・ 閲覧場所

・ 閲覧日時

衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111 内線 2634、
2636）までお問い合わせください。

衆議院事務局の情報公開

国会は、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）の対象とされていませんが、衆議院事務局は、情報公開法の趣旨を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすために議院行政文書の開示の取扱いについて規程等を定め、平成20年4月1日から、次のとおり、情報公開の運用を行っています。

1 開示の申出ができる文書

どなたでも衆議院事務局が保有する「議院行政文書」について、開示の申出を行うことができます。ただし、官報、新聞、書籍（市販されているなど、一般に容易に閲覧可能なもの。）等や、憲政記念館において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料又は学術研究用資料等は除かれます。

「議院行政文書」とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のことをいいます。したがって、立法や調査に係る文書すなわち本会議や委員会等の会議の運営や立法活動・調査活動に関わる文書は、この規程による開示対象文書に含まれていません。

国会の会議録等については、衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」からアクセスすることができます。（403頁参照）また、衆議院の本会議や委員会等の審議中継についても、同ホームページの「衆議院審議中継」から御覧になることができます。（399頁参照）

2 議院行政文書ファイル管理簿の閲覧

情報公開窓口にて、開示の対象となる議院行政文書をファイル名ごとにまとめた「議院行政文書ファイル管理簿」を備えていますので、開示申出文書を特定する参考としてご利用ください。

3 開示申出から開示の実施まで

- ・ 所要事項を記載した「議院行政文書開示申出書」（以下「開示申出書」という。）を情報公開窓口にて提出（郵送も可）してください。手数料は不要です。開示申出書は、衆議院ホームページからダウンロードすることができます。
- ・ 開示申出書が受理されてから、原則として30日以内に開示あるいは不開示の決定を行い、開示申出人に「議院行政文書開示通知書」又は「議院行政文書不開示通知書」にて通知します。期限内に通知ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を、文書等により連絡します。
- ・ 開示申出人は、議院行政文書の開示の実施を受けるときは、「議院行政文書開示通知書」を情報公開窓口へ提示してください。
- ・ 開示の実施方法は、原則として閲覧又は謄写です。謄写は、窓口内に設置されたコインベンダー付き複写機を利用して行っていただきます。

4 苦情の申出

開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないことについて異議がある場合には、衆議院事務局に対して「苦情」の申出を行うことができます。苦情の申出がなされた場合には、事務総長が衆議院事務局情報公開苦情審査会に諮問し、その答申を受けて扱いを決定します。

5 その他

衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程
衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則
議院行政文書開示申出書

については、衆議院ホームページの「お知らせ」の「衆議院事務局の情報公開について」からアクセスできます。

6 問い合わせ先等

衆議院事務局情報公開窓口（衆議院第二別館 8 階・庶務部文書課）

受付時間 9 時30分～12時、13時～17時

土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く

住 所 〒100 - 0014 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 3

電 話 03（3581）5097（直通）

03（3581）5111（代表） 内線4052

郵送の場合

〒100 - 0014

東京都千代田区永田町 1 - 7 - 1

衆議院文書課情報公開担当 宛

電子メール及びFAXでは受け付けていません。



国会年表

国会年表 } 平成21年1月1日から平成21年12月31日までの政治等の主な動きについて国会を中心に作成したものである。

年月日	事 項
平成21(2009)	
1. 5	<p>第171回国会(常会)召集(会期150日間 延長1回55日間 7.21衆議院解散 会期実数 198日間)</p> <p>衆院会派別議員数(自民304 民主113 公明31 共産9 社民7 国民7 無8 欠1)</p> <p>参院会派別議員数(民主118 自民82 公明21 共産7 社民5 改ク4 無5)</p> <p>開会式</p> <p>両院 ・財政演説</p> <p>衆院 ・常任委員長選任(内閣外2 - 自民1 民主2)</p> <p>・特別委員会設置(災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 テロ・イラク 拉致問題 消費者問題)</p> <p>・平成20年度第2次補正予算提出(1.27成立)</p> <p>・平成20年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入の特例に関する法律案(平成20年度財政投融資特別会計繰入特例法案)(閣法)提出(3.4 衆院再可決 成立)</p> <p>参院 ・常任委員長選任(総務外7 - 民主8)</p> <p>・特別委員会設置(災害対策 沖縄北方 倫理選挙 拉致問題 ODA)</p>
6	衆院 ・財政演説に対する質疑
7	参院 ・財政演説に対する質疑
11	麻生内閣総理大臣、日韓首脳会談出席のため韓国訪問に出発(1.12帰国) 第17回アジア・太平洋議員フォーラム(A P P F)総会開催(ラオス・ビエンチャン)(~1.15)
13	衆院 ・平成20年度第2次補正予算可決(民主・社民・国民欠席) <p>・平成20年度財政投融資特別会計繰入特例法案(閣法)可決</p> <p>・自民、渡辺喜美君の会派離脱届提出</p>
18	自由民主党定期大会 民主党定期大会
19	衆院 ・平成21年度総予算提出(3.27成立) <p>・財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入の特例に関する法律案(財源確保の公債発行及び財政投融資特会繰入特例法案)(閣法)提出(3.27 衆院再可決 成立)</p>
20	衆院 ・雇用保険法等の一部を改正する法律案(雇用保険法等改正案)(閣法)提出(3.27成立) <p>バラク・オバマ前上院議員、第44代米国大統領に就任</p>
23	衆院 ・所得税法等の一部を改正する法律案(所得税法等改正案)(閣法)提出(3.27 衆院再可決 成立) <p>・道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(道路整備事業特別措置法改正案)(閣法)提出(4.22成立)</p>
	政府 ・「平成21年度税制改正の要綱について」閣議決定

年月日	事 項
1.26	<p>参院 ・平成20年度第2次補正予算（第2号、特第2号）修正議決 ・平成20年度第2次補正予算（機第2号）否決（議案返付）</p> <p>衆院 ・平成20年度第2次補正予算について両院協議会を請求</p> <p>両院協議会 平成20年度第2次補正予算（第2号、特第2号）について協議 オーストリア共和国国民議会議長一行来日（衆議院議長招請 1.31離日）</p>
27	<p>両院協議会 平成20年度第2次補正予算（第2号、特第2号）及び平成20年度第2次補正予算（機第2号）について、それぞれ成案得られず</p> <p>衆院 ・平成20年度第2次補正予算（両院の意見が一致せず）、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決 ・地方税法等の一部を改正する法律案（地方税法等改正案）（閣法）提出（3.27衆院再可決 成立） ・地方交付税法等の一部を改正する法律案（地方交付税法等改正案）（閣法）提出（3.27 衆院再可決 成立）</p>
28	<p>両院 ・施政方針・外交・財政・経済演説</p> <p>政府 ・安全保障会議、アフリカ・ソマリア沖の海賊対策のため、海上警備行動を発令し海上自衛隊を派遣する方針を決定</p>
29	<p>衆院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間）</p>
30	<p>衆院 ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（国民年金法等改正法改正案）（閣法）提出（6.19 衆院再可決 成立）</p> <p>参院 ・施政方針演説等に対する質疑（2日間） 麻生内閣総理大臣、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）出席のためスイス訪問に出発（2.1帰国）</p>
2. 3	<p>衆院 ・我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（4.22成立）</p> <p>政府 ・国家公務員制度改革推進本部、公務員制度改革に係る「工程表」を決定</p>
9	<p>衆院 ・予算委 景気・雇用について集中審議</p>
10	<p>衆院 ・特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案（特定地域一般乗用旅客自動車運送事業適正化法案）（閣法）提出（6.19成立）</p>
13	<p>先進7か国（G7）財務相・中央銀行総裁会議開催（ローマ）（「成長と雇用を支え、金融部門の強化にあらゆる政策手段を使って協働する」と明記した共同声明採択）</p>
16	<p>衆院 ・予算委公聴会 平成21年度総予算について公述人から意見聴取 ヒラリー・クリントン米国務長官来日（2.17麻生内閣総理大臣、民主党小沢代表、拉致被害者家族会と会談 2.18離日）</p>
17	<p>衆院 ・防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.27成立） ・予算委 公務員制度改革等について集中審議（民主・共産・社民・国民 欠席）</p> <p>財務大臣・内閣府特命担当大臣（金融）中川昭一君辞任 後任内閣府特命担当大臣（経済財政政策）与謝野馨君兼任</p>
18	<p>麻生内閣総理大臣、日露首脳会談出席のためロシア訪問に出発（同日帰国）</p>
19	<p>衆院 ・予算委 麻生内閣の方針について集中審議</p>

年月日	事 項
2.20	衆院 ・ 予算委 社会保障政策等について集中審議
23	麻生内閣総理大臣、日米首脳会談出席のため米国訪問に出発（2.25帰国）
24	衆院 ・ 第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第三海兵機動展開部隊グアム移転実施協定）提出（5.13承認） ・ 農地法等の一部を改正する法律案（農地法等改正案）（閣法）提出（6.17成立）
26	衆院 ・ 予算委 外交及び国際関係について集中審議
27	衆院 ・ 平成21年度総予算可決 ・ 地方税法等改正案（閣法）可決 ・ 地方交付税法等改正案（閣法）可決 ・ 財源確保の公債発行及び財政投融资特会繰入特例法案（閣法）可決 ・ 所得税法等改正案（閣法）可決 ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.3成立）
3. 2	ラトビア共和国国会議長一行来日（衆議院議長招請 3.7離日）
4	参院 ・ 平成20年度財政投融资特別会計繰入特例法案（閣法）否決（議案返付） 衆院 ・ 参議院から平成20年度財政投融资特別会計繰入特例法案（閣法）の否決通知を受領、同案の返付を受け、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を出席議員の3分の2以上の多数で可決（衆院再可決 成立）
5	定額給付金の支給開始
6	衆院 ・ 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案（衆法第5号）提出（3.18撤回許可） ・ 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（金融商品取引法等改正案）（閣法）提出（6.17成立） ・ 資金決済に関する法律案（閣法）提出（6.17成立）
10	衆院 ・ エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案（非化石エネルギー利用及び化石エネルギー有効利用促進法案）（閣法）提出（7.1成立） ・ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（7.1成立）
11	北朝鮮による拉致被害者、田口八重子さんの兄、飯塚繁雄さんと田口さんの長男、飯塚耕一郎さんが大韓航空機爆破事件の実行犯、金賢姫元死刑囚と韓国・釜山で面会
12	参院 ・ 予算委 経済・雇用・社会保障について集中審議
13	衆院 ・ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（海賊行為対処法案）（閣法）提出（6.19 衆院再可決 成立） 政府 ・ 浜田防衛大臣、アフリカ・ソマリア沖の海賊対処について、内閣総理大臣の承認を得て、海上自衛隊を派遣する海上警備行動を発令 世界20か国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議開催（英国・ホーシャム）
16	衆院 ・ 第31回オリンピック競技大会及び第15回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案（自民・民主・公明・国民共同）提出（3.17可決）

年月日	事 項
3. 17	<p>参院 ・ 予算委 行革・天下り・郵政について集中審議</p> <p>参院 ・ 予算委公聴会 平成21年度総予算について公述人から意見聴取</p>
19	<p>衆院 ・ 「国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会」は、「海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会」に名称を変更（議長発議）</p> <p>・ 雇用保険法等改正案（閣法）修正議決</p>
22	<p>参院 ・ 予算委 外交・安全保障について集中審議</p> <p>マレーシア下院議長一行来日（衆議院議長招請 3.27離日）</p>
27	<p>参院 ・ 平成21年度総予算否決（議案返付）</p> <p>・ 財源確保の公債発行及び財政投融资特会繰入特例法案（閣法）否決（議案返付）</p> <p>・ 所得税法等改正案（閣法）否決（議案返付）</p> <p>・ 地方税法等改正案（閣法）否決（議案返付）</p> <p>・ 地方交付税法等改正案（閣法）否決（議案返付）</p> <p>・ 雇用保険法等改正案（閣法）可決・成立</p>
	<p>衆院 ・ 平成21年度総予算について両院協議会を請求</p> <p>両院協議会 成案得られず</p>
	<p>衆院 ・ 平成21年度総予算（両院の意見が一致せず）、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決</p> <p>・ 財源確保の公債発行及び財政投融资特会繰入特例法案（閣法）、所得税法等改正案（閣法）、地方税法等改正案（閣法）、地方交付税法等改正案（閣法）の否決通知を受領、同各案の返付を受け、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を出席議員の3分の2以上の多数で可決（衆院再可決 成立）</p>
	<p>政府 ・ 安全保障会議、北朝鮮が発射した弾道ミサイル等が日本領土・領海に落下する場合には迎撃する方針を確認し、これを踏まえ、浜田防衛大臣は、自衛隊法に基づく破壊措置命令を発令</p>
31	<p>衆院 ・ 北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案（自民・民主・公明・国民共同）提出（同日可決）</p> <p>・ 国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（7.21解散のため衆院において審査未了）</p>
4. 1	<p>麻生内閣総理大臣、第2回金融・世界経済に関する首脳会合（金融サミット）等出席のため英国訪問に出発（4.3帰国）</p> <p>20か国・地域（G20）の首脳による「金融サミット」開催（ロンドン）（～4.2）（世界全体の成長率を4%押し上げるとの目標を盛り込んだ首脳宣言を採択）</p> <p>岡山市、政令指定都市に移行（全国の政令指定都市は計18市）</p>
3	<p>衆院 ・ 道路整備事業特別措置法改正案（閣法）修正議決</p>
5	<p>北朝鮮、人工衛星打ち上げとして事前通告していた多段式の弾道ミサイル1発を発射</p> <p>国連安全保障理事会、北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射を受け、緊急の非公式協議を開催</p>
6	<p>イタリア中部でM6.3の地震発生</p>

年月日	事 項
4. 7	<p>衆院 ・北朝鮮によるミサイル発射に抗議する決議案（自民・公明共同）提出（同日可決）</p> <p>衆議院愛知県第1区選出議員河村たかし君（民主）辞職</p> <p>第30回日本・EU議員会議開催（東京）</p>
8	<p>衆院 ・経済産業・環境委連合審査会 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）について質疑</p>
10	<p>政府 ・北朝鮮に対する経済制裁措置の1年間延長を閣議決定（平成20年10月10日に続き5度目）</p> <p>・麻生内閣総理大臣、追加の経済対策となる「経済危機対策」を発表</p> <p>天皇、皇后両陛下ご結婚50年を迎えられる</p> <p>麻生内閣総理大臣、ASEAN関連首脳会議等出席のためタイ訪問に出発（4.12帰国）</p>
11	<p>タイで開催中のASEAN関連首脳会議は、デモ隊が会場に突入したため全会議を中止</p> <p>日中韓首脳会談開催（麻生内閣総理大臣、温家宝中国首相、李明博韓国大統領）（タイ・パタヤ）</p>
13	<p>国連安全保障理事会、北朝鮮の弾道ミサイル発射を非難し、これが既存の安保理決議への違反に当たると明記した議長声明を全会一致で採択</p>
14	<p>衆院 ・第三海兵機動展開部隊グアム移転実施協定可決</p> <p>・平成19年度予備費承諾（6.24参院不承諾）</p>
17	<p>衆院 ・社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（厚生労働委員長）提出（同日可決）（4.24成立）</p> <p>・厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案（厚生労働委員長）提出（同日可決）（4.24成立）</p> <p>・消費者庁設置法案（閣法第170回国会提出）、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第170回国会提出）、消費者安全法案（閣法第170回国会提出）（以上3案「消費者庁関連3法案」）修正議決（5.29成立）</p> <p>・国民年金法等改正法改正案（閣法）修正議決</p>
20	<p>ニュージーランド国会議長一行来日（衆議院議長招請 4.25離日）</p>
22	<p>参院 ・特別委員会設置（消費者問題）</p> <p>・道路整備事業特別措置法改正案（閣法）可決・成立</p>
23	<p>衆院 ・金融商品取引法等改正案（閣法）修正議決</p> <p>・海賊行為対処法案（閣法）可決</p>
24	<p>先進7か国（G7）財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）</p>
25	<p>世界保健機関（WHO）緊急委員会、メキシコ、米国で豚インフルエンザの人への感染が拡大し、多数の死者が出たことを受け「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と認定</p>
27	<p>両院 ・財政演説</p> <p>衆院 ・平成21年度補正予算提出（5.29成立）</p> <p>・株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案（衆法）提出（6.26成立）</p> <p>・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（衆法第22号）提出（6.26成立）</p>

年月日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律案(衆法)提出(6.12成立) ・租税特別措置法の一部を改正する法律案(租税特別措置法改正案)(閣法)提出(6.19衆院再可決 成立)
4.28	<p>両院 ・財政演説に対する質疑</p> <p>衆院 ・公共サービス基本法案(総務委員長)提出(同日可決)(5.13成立)</p> <p>参院 ・経済産業・環境委連合審査会 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法)について質疑</p> <p>舩添厚生労働大臣、感染症法に基づき、人から人への感染が持続する新型インフルエンザが発生したと宣言</p>
29	麻生内閣総理大臣、日中首脳会談のため中国訪問に出発(4.30帰国)
30	衆院 ・バイオマス活用推進基本法案(農林水産委員長)提出(6.5成立)
5.1	両院 ・人事院勧告書(国家公務員一般職の夏の期末・勤勉手当の減額)受領
3	麻生内閣総理大臣、日・EU定期首脳協議、日独首脳会談等のためチェコ及びドイツ訪問に出発(5.6帰国)
8	衆院 ・農地法等改正案(閣法)修正議決
	衆議院北関東選挙区選出議員中森ふくよ君(自民)辞職
9	厚生労働省、国内で初の新型インフルエンザへの感染が確認されたと発表(カナダからの帰国者3名)
11	小沢民主党代表、緊急記者会見を開き、代表の辞任を表明
	プーチン・ロシア首相来日(5.12麻生内閣総理大臣と会談 5.13離日)
12	衆院 ・予算委 今後の日本社会について集中審議
	参院 ・消費者特委公聴会 消費者庁関連3法案について公述人から意見聴取
13	参院 ・第三海兵機動展開部隊グアム移転実施協定不承認(議案返付)
	衆院 ・第三海兵機動展開部隊グアム移転実施協定について両院協議会を請求
	両院協議会 成案得られず
	衆院 ・第三海兵機動展開部隊グアム移転実施協定(両院の意見が一致せず)、憲法第61条の規定により、衆議院の議決(承認)が国会の議決
	・平成21年度補正予算可決(民主・社民・国民欠席)
	・租税特別措置法改正案(閣法)可決
	衆議院近畿選挙区選出議員鍵田忠兵衛君(自民)辞職
15	衆院 ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(衆法第30号)(臓器移植法改正案(D案))提出(6.18議決不要)
	・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法)提出(5.29成立)
	衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区繰上補充(大高松男君(自民)当選人決定 5.18当選報告書受領)
16	民主党代表選挙(立候補者 鳩山由紀夫君、岡田克也君) 両院議員総会における選挙で鳩山由紀夫君が当選
	厚生労働省、国内初となる新型インフルエンザの「人から人への感染」が、神戸市内において確認されたと発表

年月日	事 項
5.19	民主党、役員を決定（幹事長岡田克也君 代表代行小沢一郎君 他の役員は留任）
20	衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区繰上補充（泉原保二君（自民）当選人決定 5.21当選報告書受領）
21	刑事裁判に国民が参加する裁判員制度始まる
22	政府 ・新型インフルエンザ対策本部、「基本的対処方針」策定 第5回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議（太平洋・島サミット）開幕（北海道占冠村 ～5.23）
23	盧武鉉前韓国大統領死去（62歳）
25	北朝鮮の朝鮮中央通信、「地下核実験を成功裏に実施した」と報道
26	衆院 ・国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 （議院運営委員長）提出（同日可決）（5.29成立） ・北朝鮮核実験実施に対する抗議決議案（自民・公明共同）提出（同日可決）
27	両院 ・国家基本政策委合同審査会 国家の基本政策について討議
28	参院 ・予算委 新型インフルエンザ・北朝鮮の核実験と危機管理に関する集中審議
29	参院 ・平成21年度補正予算否決（議案返付） 衆院 ・平成21年度補正予算について両院協議会を請求 両院協議会 成案得られず 衆院 ・平成21年度補正予算（両院の意見が一致せず）、憲法第60条第2項により、衆議院の議決（可決）が国会の議決 参院 ・消費者庁設置法関連3法案（閣法）可決・成立
6. 1	米国自動車最大手のゼネラル・モーターズ（GM）が米連邦破産法の適用を申請
2	衆院 ・会期延長を議決（55日間 6.4～28 参院議決に至らず）
5	鳩山民主党代表、韓国を訪問し、李明博大統領と会談
8	参院 ・厚生労働・財政金融委連合審査会 国民年金法等改正法改正案（閣法） について質疑
9	衆院 ・臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（第164回国会衆法第14号） （臓器移植法改正案（A案））、臓器の移植に関する法律の一部を改正する 法律案（第164回国会衆法第15号）（臓器移植法改正案（B案））、臓器の移 植に関する法律の一部を改正する法律案（第168回国会衆法第18号）（臓器移 植法改正案（C案））、臓器移植法改正案（D案）（以上4案「臓器移植法 改正案4案」）について中間報告
11	衆院 ・衆議院憲法審査会規程案提出（同日可決） ・特定地域一般乗用旅客自動車運送事業適正化法案（閣法）修正議決 ・非化石エネルギー利用及び化石エネルギー有効利用促進法案（閣法）修 正議決 世界保健機関（WHO）、新型インフルエンザの警戒水準を世界的大流行を意 味する最高の「フェーズ6」へ引き上げると宣言
12	総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）鳩山邦夫君辞任 後任国家公 安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方、防災）佐藤勉君兼任 国連安全保障理事会、5月の北朝鮮による核実験に対して貨物検査、金融制裁 等を内容とする制裁決議案を全会一致で採択 主要8か国（G8）財務相会合開催（イタリア・レッツェ）（～6.13）

年月日	事 項
6.15	政府 ・安心社会実現会議、低所得の労働者や子育て世代への支援策を軸とする「安心と活力の日本へ」と題した報告書発表
16	衆院 ・核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議案（自民・民主・公明・共産・社民・国民共同）提出（同日可決） ・臓器移植法改正案4案について討論 参院 ・厚生労働・財政金融委連合審査会 国民年金法等改正法改正案（閣法）について質疑 政府 ・「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」閣議決定 第29次地方制度調査会（総理の諮問機関）、「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」を提出
17	両院 ・国家基本政策委合同審査会 国家の基本政策について討議 参院 ・金融商品取引法等改正案（閣法）可決・成立 ・農地法等改正案（閣法）可決・成立 参議院静岡県選挙区選出議員坂本由紀子君（自民）辞職
18	衆院 ・臓器移植法改正案（A案）可決 ・臓器移植法改正案（B案、C案、D案）議決不要
19	参院 ・海賊行為対処法案（閣法）否決（議案返付） ・租税特別措置法改正案（閣法）否決（議案返付） ・国民年金法等改正法改正案（閣法）否決（議案返付） ・特定地域一般乗用旅客自動車運送事業適正化法案（閣法）可決・成立 衆院 ・海賊行為対処法案（閣法）、租税特別措置法改正案（閣法）、国民年金法等改正法改正案（閣法）の否決通知を受領、同各案の返付を受け、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を出席議員の3分の2以上の多数で可決（衆院再可決 成立）
23	参院 ・子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（臨時子ども脳死・臓器移植調査会設置法案）（参法）提出（7.13議決不要） 政府 ・「経済財政改革の基本方針2009について」閣議決定
24	参院 ・平成19年度予備費不承諾
25	衆院 ・平成19年度決算議決 主要8か国（G8）外相会合開催（イタリア・トリエステ）（～6.26）
28	李明博韓国大統領来日（同日麻生内閣総理大臣と会談 同日離日）
7.1	参院 ・平成19年度決算 是認しない ・非化石エネルギー利用及び化石エネルギー有効利用促進法案（閣法）可決・成立 政府 ・「平成22年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」閣議決定
2	国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、防災）林幹雄君任命（総務大臣・国家公安委員会委員長・内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地方分権改革、防災）佐藤勉君の兼任解消） 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）林芳正君任命（財務大臣・内閣府特命担当大臣（金融、経済財政政策）与謝野馨君の兼任解消）

年月日	事 項
7. 3	衆院 ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案（環境委員長）提出（同日可決）（7.8成立） 天皇皇后両陛下、カナダ・米国ご訪問に出発（7.17ご帰国）
4	北朝鮮、弾道ミサイル7発を日本海に向けて発射
5	中国新疆ウイグル自治区で民族対立による暴動発生（死者多数）
6	麻生内閣総理大臣、第35回主要国首脳会議（ラクイラ・サミット）に出席のためイタリア共和国訪問に出発（各国首脳と会談 7.11帰国）
8	ラクイラ・サミット開催（～7.10）（温室効果ガス削減に向けた主要国と新興国の協力体制や核兵器の不拡散、核軍縮の取組強化などを柱とする議長総括を発表）
9	衆院 ・国立ハンセン病療養所における療養体制の充実に関する決議案（自民・民主・公明・共産・社民・国民共同）提出（同日可決） ・事務総長駒崎義弘君辞職 事務総長鬼塚誠君選任
10	参院 ・臓器移植法改正案（A案）及び臨時子ども脳死・臓器移植調査会設置法案（参法）について中間報告
13	衆院 ・麻生内閣不信任決議案（民主・共産・社民・国民共同）提出（7.14否決） 参院 ・内閣総理大臣麻生太郎君問責決議案（民主・共産・社民共同）提出（7.14可決） ・臓器移植法改正案（A案）可決・成立 ・臨時子ども脳死・臓器移植調査会設置法案（参法）議決不要 麻生内閣総理大臣、自民・公明両党の幹部との会談において、7.21衆議院解散、8.18公示、8.30投票日の日程で総選挙を行う意向を表明
17	衆院 ・政治倫理審査会 議員鳩山由紀夫君に対する審査申立てに関する件について趣旨説明聴取
19	平成21年7月中国・九州北部豪雨により、山口県等で豪雨災害発生（～26日）
21	衆院 ・自民、長崎幸太郎君の会派離脱届提出 衆議院解散
24	参院 ・民主、浅尾慶一郎君の退会届提出
31	参院 ・平成21年7月21日の大雨による被害状況等の実情調査のため、山口県に議員派遣
8. 1	コラソン・アキノ元フィリピン大統領死去（76歳）
3	東京地方裁判所で全国初となる裁判員裁判が開廷
7	元新自由クラブ代表・元自治大臣・元衆議院議員田川誠一君死去（91歳）
8	みんなの党結成（代表渡辺喜美君）
9	平成21年台風第9号により、近畿、中国、四国地方等で豪雨災害発生（～11日）
11	両院 ・人事院勧告（月例給及び期末・勤勉手当の引下げ等）受領 駿河湾を震源とするM6.5の地震発生（死者1名、負傷者319名）
17	6党党首公開討論会（日本記者クラブ主催）、自民・麻生、民主・鳩山、公明・太田、共産・志位、社民・福島、国民・綿貫の各党首出席
18	参院 ・民主、田中直紀君の入会届提出 第45回衆議院議員総選挙施行公示 参議院比例代表選出議員青木愛君（民主）退職（公職選挙法第90条による）

年月日	事 項
	参議院比例代表選出議員田中康夫君（民主）退職（公職選挙法第90条による） 参議院神奈川県選挙区選出議員浅尾慶一郎君（無）退職（公職選挙法第90条による） 金大中元韓国大統領死去（85歳）
8.22	参議院比例代表選出議員選挙繰上補充(広野ただし君(民主)当選人決定 8.24 当選通知書受領)
25	政府 ・「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（人事院勧告の完全実施） 閣議決定
30	第45回衆議院議員総選挙 投票率（小選挙区選69.28% 比例選69.27%） 定数480 党派別当選人数 民主308 自民119 公明 21 共産 9 社民 7 みんな 5 国民 3 日本 1 大地 1 無 6 （小選挙区300（民主221 自民64 社民 3 国民 3 みんな 2 日本 1 無 6） 比例代表180（民主87 自民55 公明21 共産 9 社民 4 みんな 3 大地 1）） 参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（平山誠君（無）当選人決定 8.31当選 通知書受領）
31	麻生自民党総裁、臨時役員会において辞任を表明 国民新党、両院議員総会において綿貫代表の辞任、亀井静香代表代行の代表就 任を了承
9. 1	内閣府の外局として消費者庁が発足
3	太田公明党代表、中央幹事会において辞任を表明
4	参院 ・民主、平山誠君の入会届提出 世界20か国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議開催（ロンドン）（～9.5） （金融危機再発防止のため、金融規制改革で協調することを確認）
8	公明党臨時全国代表者会議（代表に山口那津男君を選出） 公明党、役員を決定（幹事長井上義久君 政務調査会長斉藤鉄夫君）
9	3党党首会談（民主・鳩山代表、社民・福島党首、国民・亀井代表、連立政権 樹立で合意） 国民新党、役員を決定（幹事長自見庄三郎君 政務調査会長兼国会対策委員長 下地幹郎君）
11	参院 ・改革クラブ、会派解散届出 ・自由民主党、「自由民主党・改革クラブ」に会派名変更届提出 ・自民、荒井広幸君、大江康弘君、松下新平君、渡辺秀央君の入会届提出 第172回国会（特別会）召集詔書公布（9.16召集日）
15	民主党、役員を決定（幹事長小沢一郎君、国会対策委員長山岡賢次君（留任））
16	第172回国会（特別会）召集 （会期4日間 9.19まで） 衆院会派別議員数（民主312 自民119 公明21 共産 9 社民 7 みんな 5 国民 3 国守 3 無 1） 参院会派別議員数（民主118 自民85 公明21 共産 7 社民 5 無 4 欠 2） 麻生内閣総辞職 衆院 ・議長選挙 横路孝弘君（民主）当選 ・副議長選挙 衛藤征士郎君（自民）当選

年月日	事 項
9.18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員長選任（議院運営 - 民主） ・ 横路議長・衛藤副議長党籍離脱 参院 ・ 常任委員長選任（国家基本外1 - 民主1 自民1） ・ 特別委員会設置（災害対策 沖縄北方 倫理選挙 拉致問題 ODA 消費者） 両院 ・ 内閣総理大臣に鳩山由紀夫君（民主）指名 鳩山内閣成立（民主・社民・国民連立政権） 政府 ・ 「基本方針」閣議決定 開会式 衆院 ・ 常任委員長選任（内閣外15 - 民主14 自民2） ・ 特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 海賊・テロ 拉致問題 消費者問題） ・ 政治倫理審査会委員選任（会長中野寛成君） 政府 ・ 「行政刷新会議の設置について」閣議決定 自民党総裁選告示（立候補者 西村康稔君、河野太郎君、谷垣禎一君）
19	<p>第172回国会閉会</p>
21	<p>鳩山内閣総理大臣、第64回国連総会、第3回金融・世界経済に関する首脳会合（金融サミット）等出席のため米国訪問に出発（各国首脳と会談 9.26帰国）</p>
22	<p>国連気候変動首脳会合開催（ニューヨーク）（鳩山内閣総理大臣、温室効果ガス排出量について、2020年までに1990年比で25%削減を目指すと表明）</p>
24	<p>国連安全保障理事会、核不拡散と核軍縮に関する首脳会合開催（「核兵器なき世界」を目指す決議を全会一致で採択）</p> <p>鳩山内閣総理大臣、国連総会において一般討論演説</p> <p>20か国・地域（G20）の首脳による「金融サミット」開催（ピッツバーグ）（～25日）</p>
28	<p>自民党総裁選（総裁に谷垣禎一君を選出）</p>
29	<p>政府 ・ 「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」閣議決定</p> <p>・ 「平成22年度予算編成の方針について」閣議決定</p> <p>自民党、役員を決定（幹事長大島理森君 総務会長田野瀬良太郎君 政務調査会長石破茂君）</p>
10. 1	<p>鳩山内閣総理大臣、国際オリンピック委員会（IOC）総会出席のためデンマーク訪問に出発（10.3帰国）</p>
2	<p>IOC総会、2016年第31回オリンピック競技大会開催都市をリオ・デ・ジャネイロに決定（東京は落選）</p>
8	<p>衆院 ・ 臨時国会召集要求書（あべ俊子君外143名）提出</p> <p>参院 ・ 臨時国会召集要求書（愛知治郎君外105名）提出</p>
9	<p>地方分権改革推進委員会、「第3次勧告」を鳩山内閣総理大臣に手交</p> <p>鳩山内閣総理大臣、第2回日中韓サミット等出席のため韓国及び中国訪問に出発（10.11帰国）</p> <p>ノーベル賞委員会（ノルウェー）、2009年のノーベル平和賞を「核兵器のない世界」を提唱したバラク・オバマ米大統領に授与することを決定（12.10授賞式）</p>

年月日	事 項
10.10	第2回日中韓サミット開催（鳩山内閣総理大臣、温家宝中国首相、李明博韓国大統領）（北京）
11	岡田外務大臣、アフガニスタンを訪問し、カルザイ大統領と会談（民生支援強化を表明）
12	北朝鮮、短距離弾道ミサイル5発を日本海上に発射
13	政府 ・「拉致問題対策本部の設置について」閣議決定
16	政府 ・「緊急雇用対策本部の設置について」閣議決定 ・「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」閣議決定（2兆9,259億円程度について執行停止又は返納を要請）
19	第121回I P U会議開催（スイス・ジュネーブ）（～10.21）
20	第173回国会（臨時会）召集詔書公布（10.26召集日） 衆院 ・自由民主党、「自由民主党・改革クラブ」に会派名称変更届提出 ・自民、中村喜四郎君の会派所属届提出 政府 ・「郵政改革の基本方針」閣議決定
23	政府 ・「予算編成等の在り方の改革について」閣議決定 ・緊急雇用対策本部、「緊急雇用対策」を決定 鳩山内閣資産公開（閣僚、副大臣、政務官の家族名義資産も公開） 鳩山内閣総理大臣、東南アジア諸国連合（A S E A N）関連首脳会議出席のためタイ訪問に出発（10.25帰国）
25	参議院静岡県選挙区選出議員補欠選挙（土田博和君（民主）当選、10.27当選通知書受領） 参議院神奈川県選挙区選出議員補欠選挙（金子洋一君（民主）当選、10.27当選通知書受領）
26	第173回国会（臨時）召集 （会期36日間 延長1回4日間 会期実数40日間 12.4まで） 衆院会派別議員数（民主311 自民119 公明21 共産9 社民7 みんな5 国民3 国守3 無2） 参院会派別議員数（民主118 自民85 公明21 共産7 社民5 無4 欠2） 開会式 両院 ・所信表明演説 衆院 ・特別委員会設置（災害対策 倫理選挙 沖縄北方 青少年 海賊・テロ 拉致問題 消費者問題） 参院 ・常任委員長辞任（内閣外11 - 民主6 自民4 公明2） ・常任委員長選任（内閣外13 - 民主8 自民4 公明2） ・特別委員会設置（災害対策 沖縄北方 倫理選挙 拉致問題 O D A 消費者）
27	衆院 ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（11.30成立） ・特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法）提出（11.30成立） ・国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法）提出（11.30成立）

年月日	事 項
	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案(新型インフルエンザ予防接種健康被害救済法案)(閣法) 提出(11.30 成立)
10.28	衆院 <ul style="list-style-type: none"> ・所信表明演説に対する質疑(2 日間) 西川善文日本郵政株式会社社長辞任、臨時株主総会において後任に齋藤次郎元大蔵省事務次官を選任(原口総務大臣認可)
29	参院 <ul style="list-style-type: none"> ・所信表明演説に対する質疑(2 日間) ・政治倫理審査会会長辞任・補欠選任(平田健二君(民主) 辞任 高嶋良充君(民主) 選任)
30	衆院 <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案(郵政株式処分停止法案)(閣法) 提出(12.4 成立) ・中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案(中小企業金融円滑化法案)(閣法) 提出(11.30 成立)
11. 4	新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調) 政権選択時代の政治改革課題に関する検討小委員会、「国会審議活性化等に関する緊急提言」を小沢一郎民主党幹事長に手交
5	憲政記念館特別展開催(~ 11.27) 激動の明治国家建設
6	日本・メコン地域諸国首脳会議開催(東京)(~ 11.7)
9	地方分権改革推進委員会、「第 4 次勧告」を鳩山内閣総理大臣に手交
10	政府 <ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタン・パキスタンに対する支援策に関する閣僚委員会を開催し、アフガニスタンに対し、5 年間で最大約 50 億ドル程度の支援を行うこと等を決定 ・「日本航空の再建のための方策について」(関係 5 大臣申合せ) を発表
11	政府 <ul style="list-style-type: none"> ・行政刷新会議ワーキンググループ、平成 22 年度予算編成に係る事業仕分け作業開始(~ 11.27)
12	政府 <ul style="list-style-type: none"> ・天皇陛下御在位 20 年記念式典挙行(国立劇場)
13	オバマ米大統領初来日(同日鳩山内閣総理大臣と会談 11.14 離日) 鳩山内閣総理大臣、アジア太平洋経済協力会議(A P E C) 首脳会議出席のためシンガポール訪問に出発(11.15 日露首脳会談、11.16 帰国)
14	第 17 回 A P E C 首脳会議開催(シンガポール)(~ 11.15) (「成長の持続と地域の連繫強化」等の首脳会議宣言を採択)
19	衆院 <ul style="list-style-type: none"> ・財務金融委員長玄葉光一郎君解任決議案(自民) 提出(同日否決) ・議院運営委員長松本剛明君解任決議案(自民) 提出(11.20 否決) 第 64 回国連総会の際の I P U 議会人会合開催(ニューヨーク)(~ 11.20) 欧州連合(E U)、非公式 E U 首脳会議において初代欧州理事会常任議長にファン＝ロンパイ・ベルギー首相を選出
20	衆院 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融円滑化法案(閣法) 可決(自民、公明欠席) 政府 <ul style="list-style-type: none"> ・月例経済報告(平成 21 年 11 月)、我が国経済の基調判断において「緩やかなデフレ状況にある」と宣言 ・平野内閣官房長官、「内閣官房報償費の国庫からの支出状況」(平成 16 年度以降) を公表
24	両院 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度決算提出

年月日	事 項
11.26	衆院 ・ 肝炎対策基本法案（厚生労働委員長）提出（同日可決）（11.30成立） ・ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済法案（閣法）可決
27	参院 ・ 原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律案（厚生労働委員長）提出（12.1成立）
28	三菱重工業株式会社及び宇宙航空研究開発機構（JAXA）、情報収集衛星光学3号機を搭載したH-Aロケット16号機の打上げに成功（種子島宇宙センター）
30	衆院 ・ 会期延長を議決（4日間 12.1～12.4 参院議決に至らず）（自民欠席） 参院 ・ 新型インフルエンザ予防接種健康被害救済法案（閣法）可決・成立 ・ 中小企業金融円滑化法案（閣法）可決・成立 政府 ・ 行政刷新会議、ワーキンググループによる事業仕分けの評価結果（対象事業等447件のうち、廃止66件、予算要求の見送り21件、予算要求の縮減126件等）を大筋で了承
12. 1	衆院 ・ 郵政株式処分停止法案（閣法）可決（自民欠席） 政府 ・ 「新たな経済対策（関連補正予算）について」閣議了解 日本銀行、臨時の政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和の一段の強化を図ることを決定（資金供給額10兆円程度） WTOに関する議員会議運営委員会・拡大会合開催（スイス・ジュネーブ）
4	参院 ・ 郵政株式処分停止法案（閣法）可決・成立（自民欠席） 第173回国会閉会
7	気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）、京都議定書第5回締約国会合（CMP5）等開催（デンマーク・コペンハーゲン）（～12.19）（条約締結国会議として「コペンハーゲン合意」に留意することを決定）
8	政府 ・ 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」閣議決定 ・ 「障がい者制度改革推進本部の設置について」閣議決定
9	鳩山内閣総理大臣、第2回バリ民主主義フォーラム（BDF）出席のためインドネシア共和国訪問に出発（12.10帰国） 第31回日本・EU議員会議・準備会合開催（ベルギー・ブリュッセル）（～12.11）
14	習近平中国国家副主席来日（同日鳩山内閣総理大臣と会見 12.15天皇陛下と引見 12.16離日） 衛藤衆議院副議長、スウェーデン王国及びフランス共和国訪問並びに議会制度等調査のため出発（12.19帰国） 第5回日中議会交流委員会開催（北京及び上海）（～12.17）
15	政府 ・ 基本政策閣僚委員会、米軍普天間基地の移設先を与党3党で協議して選定する方針を決定 ・ 「予算編成の基本方針」閣議決定（平成22年度の国債発行額を「約44兆円以内に抑える」と明記） ・ 「地方分権改革推進計画について」閣議決定 ・ 平成21年度第2次補正予算政府案閣議決定
16	2党党首会談（民主・鳩山内閣総理大臣、自民・谷垣総裁）（平成22年度税制改正、米軍普天間基地移設問題等について意見交換）

年月日	事 項
12.17	気候変動枠組条約第15回締約国会議（C O P 15）の際の議員会議開催（デンマーク・コペンハーゲン）
21	鳩山内閣総理大臣、気候変動枠組条約第15回締約国会議（C O P 15）等出席のためデンマーク王国訪問に出発（12.19帰国）
22	日メコン女性議員会議開催（ラオス・ルアンパバーン）（～12.22）
24	政府 ・ 「平成22年度税制改正大綱」閣議決定（12.25「平成22年度税制改正大綱の一部改正について」閣議決定）
25	鳩山内閣総理大臣、元公設第1秘書が政治資金規正法違反で在宅起訴となったこと等を受けて記者会見し「国民におわび」を表明
27	政府 ・ 「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」閣議了解 ・ 平成22年度予算政府案閣議決定 一般会計総額は平成21年度当初予算より4.2%増の92兆2,992億円
30	鳩山内閣総理大臣、日印首脳会談等出席のためインド訪問に出発（12.30帰国） 政府 ・ 「『新成長戦略（基本方針）』について」閣議決定（2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す」と明記）

衆議院の動き 第17号

平成22年3月

編集・発行 衆議院事務局
